

平成30年度 年次報告書

日本貸金業協会は貸金業の健全な発展に貢献します。



安心・信頼の目印「ゆずり葉」

日本貸金業協会のシンボルマークは

「譲葉(ゆずりは)」の花言葉“新生”をモチーフに図案化したものです。

古い葉から新しい葉に生まれ変わり、上に向かって伸びていく様子を「V」の形で現したもので、

「今まで築き上げてきたものを大切にしながら

新しく発展していく協会でありたい」という思いをこめています。

この協会の証であるシンボルマークが『安心・信頼の目印』としての役割を果たしています。

発刊のご挨拶

日本貸金業協会

会長 今井 三夫



このたび、平成30年度の協会活動についてご報告するとともに、関係資料及び公知情報などをお届けいたします。

貸金業界を見ますに、貸金業者数の減少に歯止めがかかり、貸付残高についても緩やかな増加基調にあります。一方、フィンテック等を活用した金融サービスの進展や、人口減少・高齢化など社会の環境の変化は、貸金業界における構造変化やビジネスモデルの再構築を一層加速させていくものと考えております。

「令和」という言葉には「美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ」という意味が込められています。円滑な資金供給を介し利用者の皆さまに寄り沿うことで、いかに時代が変化しようとも人々の事業活動や暮らしの豊かさに貢献できる業界であって欲しいと願っております。

大きな変化の中にある貸金業界ではありますが、本協会は、今後とも中立公正な立場で、新たな課題に的確に対応し、業界が社会の皆さまから弛みない信頼を得て持続的に発展することができるよう取り組みを進めて参ります。

今回発刊する報告書をご高覧いただき、資金需要者の利益の保護と、業界の健全な発展に向けた本協会の昨年度の取り組みについてご理解いただければ幸いです。

今後とも本協会に対するご支援とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

日本貸金業協会の概要

【名称】

日本貸金業協会（英文名：Japan Financial Services Association）

【設立日】

平成19年12月19日

【所在地】

〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル2F・3F

【電話番号】

03-5739-3011（代表）

【相談・紛争解決窓口】

0570-051-051

【Webサイト】

<https://www.j-fsa.or.jp>

【国の指定及び認定等】

● 本協会の設立

平成19年12月19日付で、貸金業法第26条第2項の規定に基づき設立認可を受けました。

● 指定試験機関

平成21年6月18日付で、貸金業法第24条の8第1項の規定に基づく貸金業務取扱主任者資格試験の実施に関する事務を行う「指定試験機関」として内閣総理大臣の指定を受けました。

● 認定個人情報保護団体

平成22年3月31日付で、個人情報の保護に関する法律第47条第1項の規定に基づく「認定個人情報保護団体」として金融庁長官から認定を受けました。

● 指定紛争解決機関

平成22年9月15日付で、貸金業法第41条の39第1項の規定に基づく「指定紛争解決機関」として金融庁長官から指定を受けました。

● 登録講習機関

平成22年9月30日付で、貸金業法第24条の36第1項の規定に基づく「登録講習機関」として金融庁長官の登録（有効期間3年）を受け、以降2回の更新を受けています。

（現登録期間：平成28年10月1日～令和元年9月30日まで）

【役員体制】令和元年6月26日現在

公益理事

副会長（自主規制会議議長）	池尾 和人	立正大学経済学部 教授
	垣内 秀介	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
	田島 優子	弁護士
	長友 英資	株式会社ENアソシエイツ 代表取締役
	増田 悦子	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事長

会員理事

副会長（貸金戦略会議議長）	木下 盛好	アコム株式会社 代表取締役社長兼会長
副会長（総務委員会委員長）	齋藤 雅之	株式会社オリエントコーポレーション 取締役会長
	石塚 啓	三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長
	大岩 秀幸	富士クレジット株式会社 取締役会長
	片岡 龍郎	東光商事株式会社 代表取締役社長
	金子 良平	SMBC コンシューマーファイナンス株式会社 代表取締役社長

常任理事

会 長	今井 三夫
副会長	工藤 雅弘

会員監事

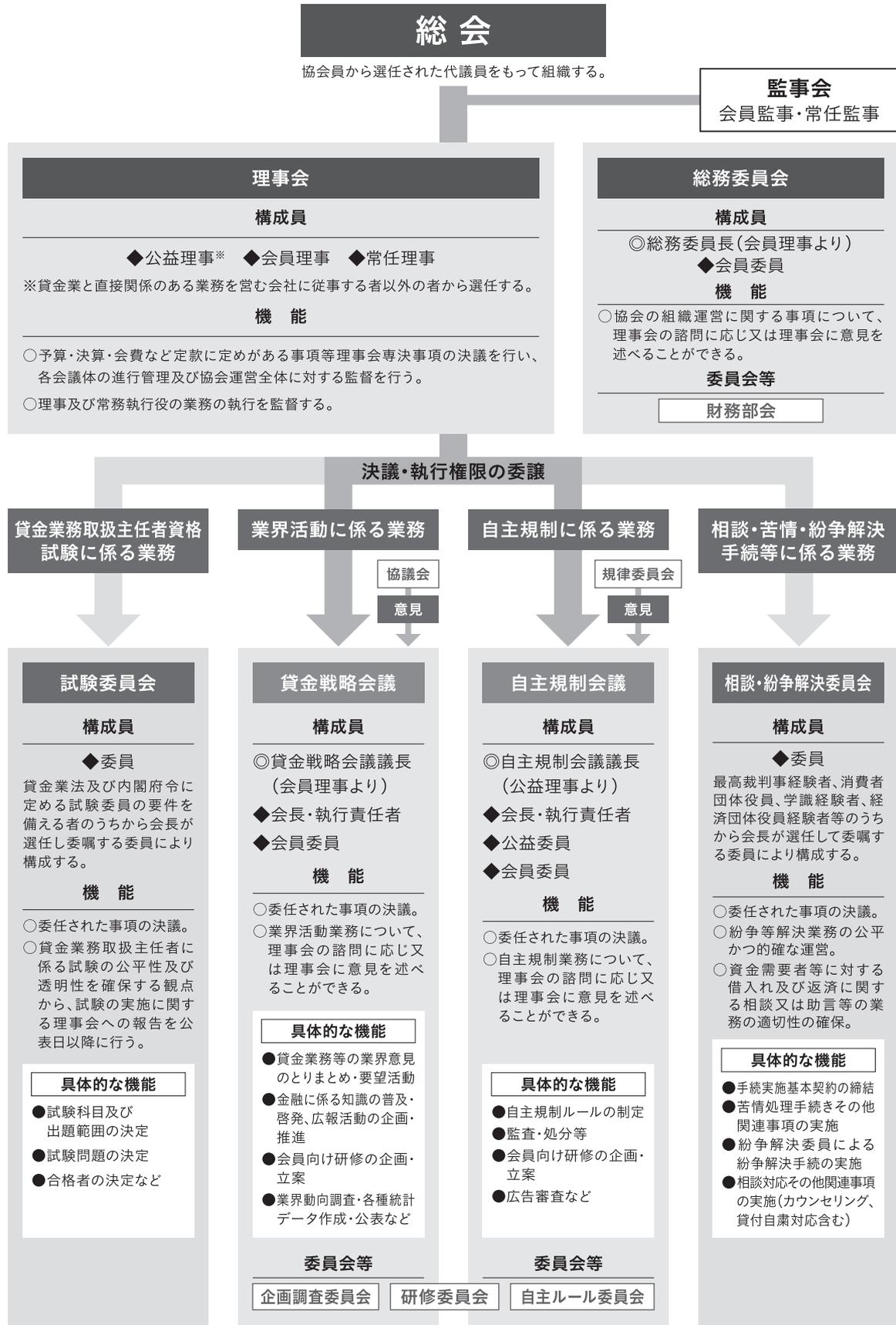
内田 隆司	新生商事株式会社 代表取締役
岡本 強	栄光商事株式会社 代表取締役社長

常任監事

小幡 浩之

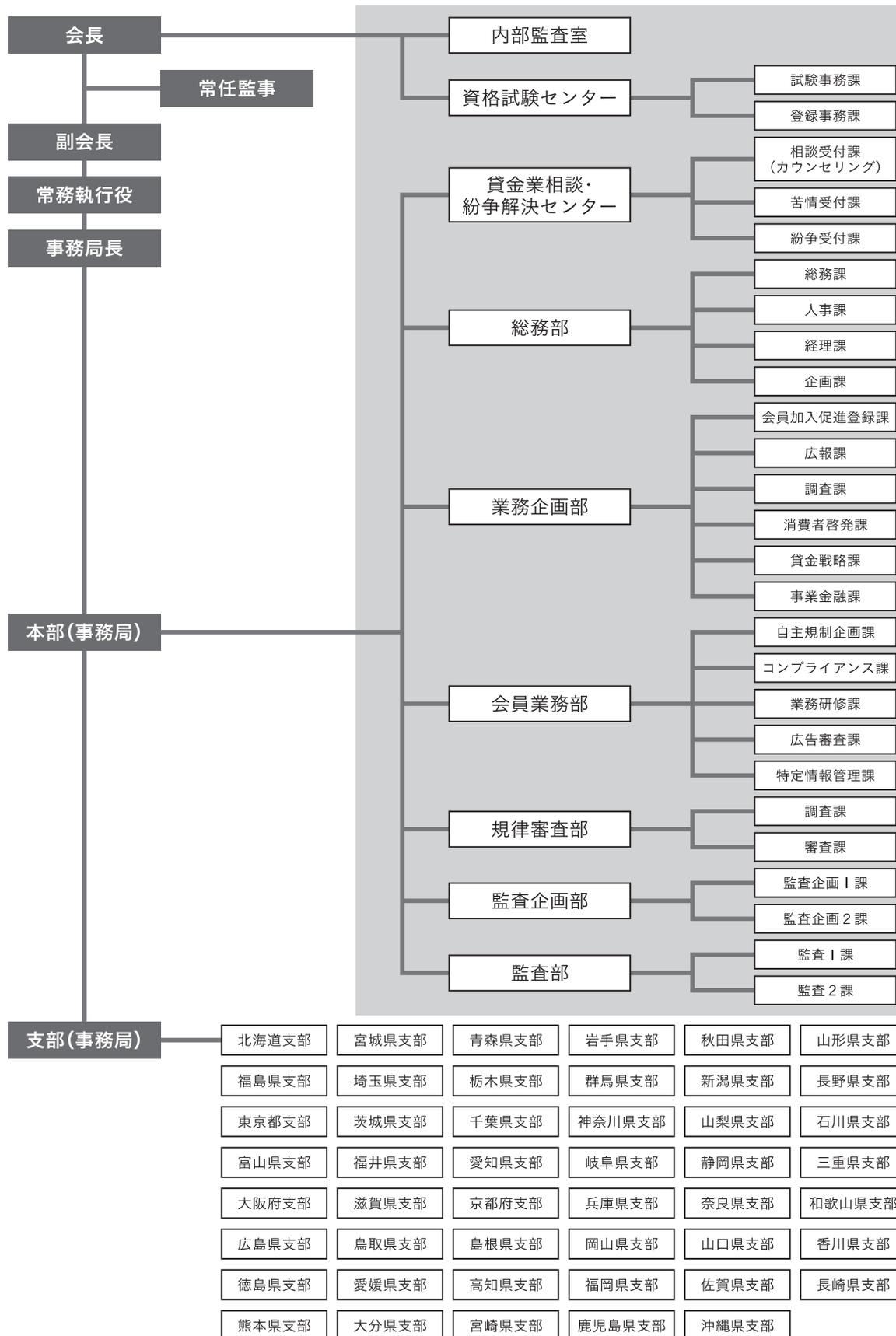
● 主要会議体の機能と構成

平成26年6月18日現在



事務局組織（本部・支部）

平成29年4月1日現在



目次

発刊のご挨拶	1
日本貸金業協会の概要	2
第1編 協会活動報告	
第1章 協会活動概要	8
第2章 業務に関する事項	19
I. 自主規制部門	
1. 法令・諸規則等遵守の徹底・整備・充実	19
2. 相談・苦情・紛争解決対応	30
3. 監査の実施	44
II. 貸金戦略部門	
1. 広報・啓発活動	58
2. 調査・研究活動	61
III. 主任者資格部門	
1. 貸金業務取扱主任者 資格試験・登録講習・主任者登録	62
IV. 各種建議要望	
1. 平成31年度政府税制改正に関する要望	72
第3章 総会・理事会・委員会・協議会・役員等	74
第2編 財務報告	
第1章 平成30年度 財務諸表及び財産目録	80
第3編 資料	
第1章 統計資料（金融庁・月次統計・公知情報等）	96
付録 貸金業が担う資金供給機能等に関するアンケート調査結果について	132
年 表	154

第1編

協会活動報告

第1章 協会活動概要

日本貸金業協会(以下、本協会という)は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図ることによって、国民経済の適切な運営に資することを目的に活動している。

平成30年度は自主規制機関としての本協会の設立目的に則し、協会員が遵守すべき貸金業関係法令等に係る効果的支援・指導の強化を図り、業界の健全性をより一層高め、社会全体に貸金業の役割や健全化の進捗について積極的に広報していくことにより、貸金業の社会的地位の向上を目指すとともに、協会員へのサポート体制の一層の充実を図り、協会員と業界の更なる発展を推進するため、次の業務を行った。

[自主規制部門]

1. 貸金業関係法令等の遵守状況把握及び効果的支援・指導の強化

(1) 内部管理態勢確立の支援

新規加入の45協会員及び新規加入予定の44業者の社内規則策定支援を実施した。その他、協会員に業務用書式の提供(販売)を行うとともに、交付・掲示・備付などが求められる書類等を協会Webサイトに掲載し周知した。また、その一環として、改元に伴う書式の改訂等に関し適宜公表するとともに改訂した書式の提供を開始した。

(2) 関係部門との連携による協会員への個別指導の実施

監査結果、法令等違反事案、苦情事案等から指導が必要と判断した協会員及び新規加入協会員に対しJFSA-Learningの受講を推奨し、さらに受講を希望する協会員を含め、計141協会員1,691名が受講、1,485名が講座を修了した。また、協会員からの貸金業関係法令等に照らした業務相談などについて、1,394件に対応し個別指導を実施した。

(3) 協会員のコンプライアンス態勢強化のための提供機能の充実

JFSA-Learningに、犯罪収益移転防止法の基礎学習を目的とした個別講座を新設した。また、「法令判例等検索システム」について、最新の法令、判例等を追加するとともに、協会員からの問い合わせや業務相談などについて、代表的なものは、機関誌(JFSA NEWS)及び協会Webサイトに掲載し、協会員の参考に供した。

その他、要望のあった協会員(96社)に対し法令等遵守状況を記載した「コンプライアンスシート」の開示を実施した。

(4) 出稿広告の審査及び指導の継続実施

協会員の広告の出稿にあたり、広告審査基準等に基づき、新聞、雑誌、テレビ、電話帳の審査対象広告646件の審査を実施した他、テレビCM3,496件、新聞・雑誌8,261件、電話帳863件の出稿広告のモニタリングを行った。なお、協会員の要請に基づき、審査対象外広告334件を確認し、個別指導を実施した。また、インターネット広告におけるアフィリエイト広告等の出稿状況を調査し不適切な出稿のあった協会員に改善指導するとともに、非協会員やヤミ金融業者の新聞広告やWebサイトを調査し、法令等違反事案については監督官庁に報告するとともに、非協会員への指導及び該当ヤミ金融業者摘発等についての要請を行い、当該ヤミ金融業者広告の削除状況を確認した。

(5)反社会的勢力への対応

「反社会的勢力への対応」の徹底として、協会 Web サイトに「反社会的勢力への対応における留意点」等を掲載し周知するとともに、協会員の反社会的勢力への対応支援としての「特定情報照会サービス」の定着を推進した。

2. 貸金業関係法令等の改正等への対応

(1)貸金業関係法令等の改正等に伴う自主規制基本規則等の改正

- ①「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定及び「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正
- ②犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正
- ③「個人情報の保護に関する法律施行規則」の一部改正
- ④「個人情報の保護に関する法律に係る EU 域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」の策定
- ⑤「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」の一部改正

上記の改正等に伴い、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」、「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」、「個人情報保護指針」及びこれらに対応した「社内規則策定ガイドライン」について所要の改正を行い、協会員へ周知した。

(2)貸金業関係法令等の改正等に伴う意見募集

- ①個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU 域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）(案)
- ②犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則一部改正（案）
- ③コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）(案)
- ④個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）一部改正（案）
- ⑤マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン一部改正（案）

上記の各改正案等の公表に対応し、協会員に意見募集を行い、本協会でも取りまとめ、検討のうえ当局へ意見提出等した。

(3)関係省庁等と連携した協会員への周知

- ①EUの個人データ規制に関する情報提供について
- ②疑わしい取引の届出における届出書の入力要領の改訂について
- ③「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する意見募集の結果について
- ④「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に係る個人信用情報の登録管理について
- ⑤「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績等について
- ⑥「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」(案)へのパブリックコメントの結果等について
- ⑦平成30年7月豪雨を踏まえた貸金業法施行規則及び犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正について
- ⑧「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に係る登録支援専門家の委嘱依頼書の提出先・照会窓口の更新、一時停止期間中の代位弁済請求・受領に係る留意事項について
- ⑨「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」の公表について
- ⑩平成30年北海道胆振東部地震を踏まえた貸金業法施行規則及び犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正について
- ⑪電子決済等代行業の登録に係る周知依頼について

- ⑫「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に関する意見の募集結果について
- ⑬「平成30年犯罪収益移転危険度調査書の公表について」の周知依頼について
- ⑭【個人情報保護法関連】中小企業のための自己点検チェックリスト及び個人データ取扱要領(例)の公表について

上記のほか、大阪府北部を震源とする地震、北海道胆振東部地震、台風第7号及び前線等に伴う大雨、7月豪雨、8月30日からの大雨による災害の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知及び相談への対応等について、「認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会」開催のご案内、「認定個人情報保護団体シンポジウム」の開催について等、何れも協会Webサイトに公表し協会員へ周知した。

3. 協会員に対する監査の実施

本協会は、定款に基づき、貸金業務の適正な運営と資金需要者等の信頼を確保することを目的として、協会員の法令若しくは定款、業務規程その他の規則の遵守状況並びに協会員の営業及び財産の状況等を監査している。

本協会の監査には、一般監査と特別監査がある。一般監査には、協会員の主たる営業所及び従たる営業所等に訪問して帳簿等を点検する「実地監査」と、協会員から本協会に提出を求めた報告書等に基づいて行う「書類監査」がある。特別監査には、監督官庁からの要請があった協会員及び実態把握が必要と認められた協会員に対し行う「機動的監査」と、本協会の監査において認められた指摘事項について実地監査により点検を行う「フォローアップ監査」がある。

平成30年度は、実地監査と書類監査の相互補完の強化により監査機能の向上を図りつつ、協会員の規模・特性や監査の目的等に応じた監査手法、監査項目の選択を行うなど、監査対象協会員に適合した監査及び改善指導を実施した。

(1) 実地監査

実地監査については、101協会員に対して実施した。このうち一般監査は、91協会員に対して実施し、特別監査は、書類監査のフォローアップ監査として書類監査報告書で指摘が多かった協会員及び特に実態把握が必要と認められた協会員、計10協会員に対して実施した。

実地監査の結果、指摘事項があった33協会員、指摘件数58件について、改善指導等を行った。

(2) 書類監査

書類監査については、平成28年の改定により、1協会員あたり原則3年に1回の頻度で実施することとした。平成30年12月末現在の協会員で平成31年4月1日から翌年3月31日に登録満了日を迎える429協会員と平成30年1月以降新たに本協会に加入した41協会員の合計470協会員を対象に、業務実態に即した書類監査を平成31年1月から2月にかけて実施した。

監査結果については、令和元年5月に協会員あてに通知するとともに、指摘事項のあった72協会員、指摘件数154件に対して、改善報告書の提出を求めた。

(3) 行政との連携

本協会が実施する監査に関し自主規制機関としての機能を発揮するためには、行政庁等との連携が不可欠である。このため、「貸金業者向けの総合的な監督指針」等に基づき、監督当局との連携強化に努めているところである。

具体的には、実地監査に併せた登録行政庁、消費者団体及び警察への訪問による情報交換、登録行政庁への監査結果等の情報提供に加え、財務局登録の協会員から検査結果通知書(写し)の提出を受けるこ

ととなったこと等を踏まえて、当局検査と本協会の監査の効率的な連携について意見交換を実施したほか、行政庁主催の会議へ参加し本協会の監査業務等について説明を行う等、監督当局と本協会との間で情報交換、意見交換を行った。

(4)貸金業の実態把握

引き続き協会員への指導・育成を図ることにより貸金業界の健全化をより推し進める観点から、協会員が今後如何に貸金業を営んで行こうとしているかの実態把握を行うことを目的とし、協会員の経営上の課題や資金需要者に対する経営者の考え方まで踏み込んだヒアリングを実施した。

4. 法令等違反に対する措置及び指導

- ①法令等違反の届出が373事案（前年度は260事案）あり、定款等に基づき1協会員に対して勧告、5協会員に対して文書による注意を行い、改善指導を行った。
- ②協会員における法令等違反の再発等の防止については、処分等の対象となった協会員に対しては、再発等防止のための改善策等の策定及び実行状況等についての報告を求めるとともに、必要があると考えられる場合には、本協会への来訪を求め、又は往訪のうえ、不適切な事案が発生した背景、原因等についてヒアリングを行い、協会員と問題意識の共有を図った。処分等は不要であるとされた事案についても、規律委員会での審議の結果をそれぞれの協会員に通知する際に、改めて法令等違反の再発等の防止について注意喚起を行った。

5. 相談・苦情・紛争解決対応

貸金業相談・紛争解決センター（以下「相談・紛争解決センター」という。）は、貸金業界における指定紛争解決機関（金融ADR）として、「資金需要者等からの相談及び苦情の申立て等に対し、中立公正な対応と迅速かつ適切な解決に努め、資金需要者等の利益の保護を図る」ことを目的として業務を行っている。

平成30年度の事業計画における相談・紛争解決センターの基本方針及び相談・苦情・紛争解決受付状況（概要）は以下のとおりである。

【平成30年度事業計画（基本方針）】

(1)資金需要者等の利益の保護及び貸金業務への信頼の確保

【執行方針】

相談・苦情・紛争解決事案に対する中立・公正、迅速・丁寧な対応と、事案内容に応じた的確な処理を通じて資金需要者等の利益の保護を図るとともに、苦情発生防止に向けた加入貸金業者に対する改善指導を強化することをもって貸金業務に対する一層の社会的信頼を確保する。

【業務計画】

- ①紛争解決等業務について、自己検証結果に対する相談・紛争解決委員会による検証・評価をもとに改善策を検討・実施する。
- ②貸金業者に対し、貸金業務の適正な運営に必要な情報を適宜提供する。

(2)資金需要者等の相談機会の拡充

【執行方針】

消費者団体等との多面的な連携を通じて協会活動への理解と資金需要者等の相談機会の拡充を図り、資金需要者等の利益の保護に努める。

【業務計画】

- ①国民生活センターとの連携強化（役員との意見交換会・相談実務者との情報交流会の実施）

- ② 主要な消費者団体への活動報告会の開催
- ③ 消費生活相談員の相談スキル向上を目的とした研修会への講師派遣
- ④ 協会員及び消費生活相談員との意見交換会の実施
- ⑤ 4団体との消費者啓発に係る懇談会などの情報交換

(3) 顧客対応の向上のための支援を継続実施

【執行方針】

貸金業者における顧客重視の窓口体制の整備を支援する。

【業務計画】

- ① 顧客対応に係る集合研修を企画・提案し、講師を派遣する。(業務企画部と連携)
- ② 相談・苦情の対象業務について、当該貸金業者との連携を強化し、問題解決に向けた支援を行う

(4) 協会職員(相談員)の資質向上に向けた教育研修の継続実施

【執行方針】

相談・紛争解決センター利用者への的確な対応とセンター業務への信頼を確保するため、相談・苦情に対応する相談員の資質向上を目指した教育研修を継続実施する。

【業務計画】

- ① 個別相談・苦情事案に基づくOJTの実施
- ② 本部・支部職員を対象としたスキルアップ研修の実施
- ③ 高齢者・障害者への配慮ある相談対応研修
- ④ 「相談対応手引き」に沿った適切な相談スキルの向上
- ⑤ その他研修計画に基づく教育研修の実施

(5) 支部との連携強化

【執行方針】

センター業務に関連する各種情報を提供するとともに、連携を強化して業務の充実を図る。

【業務計画】

- ① 本部・支部フォルダを活用した情報の提供と効果的なOJTの実施。

(6) 業務効率化策の実施

【執行方針】

業務量の減少などを踏まえて更なる業務の効率化を検討・実施する。

【業務計画】

- ① 郵送による貸付自粛手続きを本部に集約する。
- ② 受付変更による経過の検証
- ③ 金融ADR負担金改定後の請求等に伴う検証

(7) 資金需要者の実態把握と分析・検証及び公表

【執行方針】

相談内容から資金需要者の実態を把握し、分析・検証した結果などについて広く公表する。

【業務計画】

- ① 新中分類に沿ったデータの収集・分析・検証を行う。
- ② 収集したデータより課題・問題点を洗い出し活用方法を検討する。

(8) ギャンブル等依存症対策における貸付自粛制度の推進

【執行方針】

平成28年成立、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」(IR法)の付帯決議において「ギヤ

ンプル等依存症対策の強化」を求めている。その一環として貸付自粛制度の推進を図ると共に、現状のCIC・JICCの信用情報機関に加え、全国銀行情報センターを加えるために一般社団法人全国銀行協会と連携して推進する。

また、ギャンブル等依存症対策についての法整備を前提に同制度の見直しを検討する。

【業務計画】

- ① 貸付自粛制度推進に係る体制の構築
- ② 一般社団法人全国銀行協会と連携を図りながら貸付自粛制度を推進する。

[貸金戦略部門]

1. 積極的な広報の実施

広く業界への理解の促進を図るため、業界動向、業界を取り巻く環境変化やそれに伴う課題、協会活動等について、次のとおり広報活動を行った。

(1) 広報誌「JFSA」の刊行

有識者インタビューや業界動向、協会活動等を掲載した広報誌「JFSA」を9月には27号を、3月には28号を刊行し、協会員をはじめ行政機関や消費生活センター、関係団体等、各号それぞれ約2,630先に配布した。

(2) 「年次報告書」の刊行

平成29年度の協会活動や統計情報、「貸金業者の経営実態等に関する調査結果報告」を掲載した「平成29年度 年次報告書」を8月に刊行し、協会員をはじめ関係行政や消費生活センター等3,230先に配布した。

(3) 調査研究結果等の公表

貸金業界のトレンドを捉えた統計情報を「月次統計資料」として取りまとめ、毎月、定期的に協会Webサイト上で公表するとともに、金融庁と日本銀行各記者クラブにニュースリリースした。

(4) 「JFSA NEWS」の刊行

「貸金業務に関する質問と回答」、「監査部ニュース」、「新・貸金業務のポイント～監査員の視点～」というタイトルの連載記事や、資格試験・主任者講習に関する情報、協会員への連絡事項等を掲載した機関紙「JFSA NEWS」を毎月刊行し、協会員専用サイトを通して協会員に情報提供を行った。

(5) 協会Webサイトの新コンテンツのリリース及びスマホ対応

- ① 成年年齢引下げを踏まえ、貸金業界の社会的役割や健全化の進展状況を広報する若年層向けコンテンツ「なるほど!身近な貸金業」を新たに制作しリリースするとともに、改正貸金業法完全施行時にリリースした「貸金業法について」も、Q & A形式にして再編集するなど若年層でも容易に理解しやすいものに改めた。
- ② スマホからのアクセスが多いページを中心にスマホ対応を行うと共に、協会入会メリットを紹介するページを大幅拡充するなど、内容の見直しを行った。

(6) その他

- ① マスコミからの取材に適時対応し、正確な情報の発信に努めた。
- ② 金融紙に会長メッセージや協会活動の記事を寄稿し、協会活動や貸金業界の課題を広報した。
- ③ 「本協会に加入する貸金業者は安心して借入れの相談ができる」ということを資金需要者等に継続的に広報するため、ポスターを協会員に継続配布した。

2. 資金需要者等への金融に関する知識の普及及び啓発

貸金業に係る金融知識の普及及び啓発、ヤミ金融の被害防止等に関する注意喚起、貸金業相談・紛争解決センターの活用等を通じて、資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とした啓発活動を次のとおり行った。

(1) 資金需要者等を対象としたリーフレット類の製作及び配布

- ① 小冊子「ローン・キャッシングQ&A BOOK」を18.7万部製作し、各自治体の成人式及び消費生活センター等へ無償配布した。
- ② 金銭教育教材「暮らしとローン・クレジット」を継続して配布した。
- ③ ヤミ金融被害防止のポスター及び現状に即した内容に改定したリーフレットを継続して配布した。
- ④ 貸金業相談・紛争解決センター案内リーフレットを継続して配布した。
- ⑤ 金融ADR制度リーフレットを継続して配布した。

(2) 講師派遣・出前講座の実施

- ① 高等学校、大学のほか、一般消費者等を対象とした消費者啓発のための出前講座を延べ12回実施し、594名の参加があった。また、講師派遣として相談窓口担当者向け講座を延べ17回（参加者535名）、協会員向け講座を延べ31回（参加者608名）実施した。
- ② 東京都が主催する資金需要者向けセミナー（出前講座）に講師を派遣し、啓発活動を行った。

(3) 協会Webサイトの活用

協会Webサイト内の悪質業者一覧を適時更新し、資金需要者等にヤミ金融との接触防止に関する注意喚起を行った。（平成31年3月末現在972件の事例を掲載）

(4) その他

- ① 東京都多重債務問題対策協議会が主催する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に本協会職員及び協会員の社員（延べ9社17名）が参加・協力し、特設会場において消費者啓発教材等の配布や、キャンペーングッズの街頭配布を行った。（平成30年6月、11月）
- ② 金融庁の依頼により、「多重債務者相談強化キャンペーン2018」キャンペーンポスター等の協会員店舗における掲示について協力した。（平成30年9月）

3. 貸金業界の現状等に係る調査研究の実施

(1) 調査研究活動の概要

貸金業界の健全化が着実に進展し、多重債務問題も大幅に改善されてきている状況を背景に、貸金業者が担う資金供給機能が適時かつ円滑に発揮されているか等の観点から、現状の貸金業者の収益状況、事業別の貸付実態、事業継続上の課題・問題等の経営実態等の把握を目的とした調査を行った。

4. 法令等に関する調査研究及び政府等への建議要望

貸金業に関する税制の問題を調査研究し、平成31年度税制改正要望を策定のうえ、次のとおり政府等に建議要望した。

- ①平成30年7月10日、金融庁へ要望書を提出した。
- ②同年11月8日、自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」に要望書を提出した。

5. 協議会活動状況

- ①平成30年7月6日から8月3日にかけて全国10箇所で開催し、第11回定時総会報告を含む協会運営状況の報告を行った。協会員から、協会運営上の要望事項等を聴取し、意見交換を通じて相互の理解促進を図った。
- ②平成30年12月5日に地区協議会正副会長懇談会を開催し、協会活動状況報告を行うとともに、地区協議会の今後の方向性について意見交換を行った。

[自主規制・貸金戦略部門]

1. 研修の実施等

- ①全国10地区で開催された地区協議会全体会議と併設して、弁護士による「民法改正について」、本協会各部門担当役席者による「実地監査における指摘事例と好事例について」、及び「カウンセリング的手法を用いた顧客対応について」をテーマにしたコンプライアンス研修を行った。協会員、非協会員合計で521社799名の出席があった。
- ②テーマ別研修会として、「貸金業法上の「媒介」業務に関する研修会」を、平成31年1月30日に東京で、2月22日に大阪で実施した。両会場合わせ、協会員、非協会員合計で177社259名の出席があった。
- ③金融庁からの要請により、協会員のシステム担当者向けに金融業界横断的なサイバーセキュリティー演習結果説明会を平成30年5月23日に東京で、5月29日に大阪で実施した。両会場合わせ、合計で125社179名の出席があった。
- ④協会員を対象に「カウンセリング的手法を用いた顧客対応について」をテーマとし、初級編・中級編・上級編の計3回の実務研修を行った。延べ25社41名の参加があった。

[主任者資格部門]

1. 資格試験の実施

- ①全国17試験地(20会場)において平成30年度貸金業務取扱主任者資格試験を1回実施した。
②試験の結果

試験日	平成30年11月18日(日)
受験申込者数	11,420名
受験者数	9,958名
受験率	87.2%
合格者数	3,132名
合格率	31.5%
合格基準点	32点
合格発表日	平成31年1月10日(木)

2. 主任者登録事務の実施

貸金業務取扱主任者の登録(登録更新含む)及び変更等に関する事務を正確かつ迅速に実施した。
(平成30年4月1日から平成31年3月31日)

登録申請書受理件数	15,460件
登録完了通知発送件数	2,560件
更新完了通知発送件数	11,740件
登録の変更・取消し・拒否件数	1,838件
登録抹消件数	3,834件
平成31年3月31日現在登録主任者数	26,606名

3. 登録講習事務の実施

- ①平成30年度貸金業務取扱主任者講習実施計画に基づき、全国12地域において、平成27年度に主任者登録を受け更新時期を迎えた者を中心として45回の登録講習を実施した。
②講習の実施及び結果

受講申込者数	15,054名
受講者数	14,821名
受講率	98.5%
修了者数	14,820名

③マイページを活用した主任者活動支援策の実施

主任者活動の支援を目的として、主任者専用サイト（マイページ）に貸金業法及び関係法令等の改正状況、貸金業に関する各種判例、金融検査結果事例集等の関係資料を6つのカテゴリーに別けて掲載している。

平成31年3月31日現在マイページ登録者数	12,654名
登録率	47.6%

[総務部門]

1. 協会員数の推移（平成30年4月～平成31年3月）

	平成30年									平成31年			計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
加入	4	2	1	4	2	3	4	5	9	4	4	3	45
退会	▲1	0	▲1	▲1	0	0	▲1	▲1	0	0	0	▲4	▲9
廃業	▲6	▲1	▲7	▲3	▲3	▲3	▲5	▲1	▲4	▲2	▲5	▲7	▲47
不更新	0	▲1	▲2	0	▲1	▲1	▲1	0	0	0	▲2	0	▲8
協会除名	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	▲1
月末協会員数	1,103	1,103	1,094	1,094	1,092	1,091	1,088	1,091	1,096	1,098	1,095		1,086
協会加入率	62.7%	62.9%	62.7%	62.9%	62.8%	62.5%	62.6%	62.7%	63.0%	63.2%	63.3%		63.3%

2. 協会加入促進

- ①平成30年度の本協会加入は45業者であり、平成31年3月末日で協会員数は1,086業者、貸金業者の協会加入率は63.3%と過去最高となった。
- ②本部と支部連携の下、社内規則策定や登録申請手続きの支援を行う「貸金業者登録申請に関する支援制度」を活用し通期で44業者の支援申込があり、うち支援中業者等を除く26業者が本協会へ加入した。
- ③本協会が提供しているサービスや支援内容をまとめた「協会員様へのサービスの提供、ご支援について」等を作成し、登録行政庁の協力も仰ぎつつ加入促進活動を推進した。

3. 財務局及び都道府県行政への協力

- ①財務局や各都道府県から委託を受け、貸金業者の登録申請・更新・変更等の申請書類及び事業報告書・業務報告書の受付事務について業務処理を円滑に行った。
- ②本協会の行政協力事務手数料細則に定める委託費に関し、今後予定されている消費税改定に対応できるよう税抜き表示への変更を行い、年度更新契約が必要な35行政庁と協定を締結した。

4. 協会運営規則の改正等

- ①改正労働基準法の施行に伴い、「就業規則」に年次有給休暇の時季指定に関する条項の新設等、所要の改正を行った。
- ②2019年5月1日からの改元を踏まえ、協会運営規則及び協会内運営規程等について、所要の改正・準備を行った。

5. 「日本貸金業協会 10年史」の発刊

貸金業界の歴史と、その中で本協会が行ってきた活動等を掲載した「日本貸金業協会 10年史」を取りまとめ、平成30年6月に発刊した。

6. 内部監査の実施及び役職員のコンプライアンスの徹底等

内部管理態勢の整備・定着を図ることを目的に、本部8部署、12拠点支部、並びに貸金業相談・紛争解決センターの金融ADR業務に係る定期監査を実施し、協会業務の有効性・効率性を評価・検証するとともに、サイバーセキュリティ対策を含む情報セキュリティ管理態勢に係る改善指導を行った。

また、自主規制機関としてのコンプライアンス態勢を再構築するため、新たにコンプライアンス方針・リスク管理方針等を定め周知徹底を図るとともに、当該方針等に基づき、次年度のコンプライアンス推進計画等を策定した。

更に、協会Webサイトに対する不正アクセスによる情報流出等を踏まえ、より一層の情報セキュリティ強化に向けた取り組みを行った。

第2章 業務に関する事項

I. 自主規制部門

1 法令・諸規則等遵守の徹底・整備・充実

1. 法令改正等対応

(1) 貸金業関係法令等の改正等に伴う自主規制基本規則等の改正

- ① 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」が策定（平成30年2月6日）され、同日に「貸金業者向けの総合的な監督指針」が一部改正されたことを踏まえ、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」、「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」及び「社内規則策定ガイドライン」の見直しを行い、平成30年6月1日、一部改正を行った。
- ② 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の改正（平成30年11月30日）を踏まえ、「社内規則策定ガイドライン」の見直しを行い、平成31年3月1日、一部改正を行った。

(2) 貸金業関係法令等の改正等に伴う意見募集対応

- ① 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）」(案)が、個人情報保護委員会から公表され意見募集手続きが開始された。
これに伴い、平成30年5月2日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行った。（協会員からの意見提出はなかった）
- ② 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」が、警察庁から公表され意見募集手続きが開始された。
これに伴い、平成30年7月4日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行い、協会員から寄せられた意見を取りまとめ、警察庁に意見を提出した。
- ③ 「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」(案)が、金融庁から公表され意見募集手続きが開始された。
これに伴い、平成30年7月25日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行い、協会員から寄せられた意見を取りまとめ、金融庁に意見を提出した。
- ④ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の改正（案）が、個人情報保護委員会から公表され意見募集手続きが開始された。
これに伴い、平成30年10月4日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行った。（協会員からの意見提出はなかった）
- ⑤ 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正（案）が、金融庁から公表され意見募集手続きが開始された。
これに伴い、平成31年2月18日に協会Webサイトにおいて、協会員へ意見募集を行った。（協会員からの意見提出はなかった）

2. 適切な業務の確保に係る周知・要請

(1)関係省庁等との連携

- ① 「EUの個人データ規制に関する情報提供について」を平成30年4月2日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ② 「疑わしい取引の届出における届出書の入力要領の改訂について」を平成30年4月9日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ③ 「平成30年大阪府北部を震源とする地震」に関し、お見舞い文書、相談窓口開設案内、貸金業者宛被災者対応等要請等文書を平成30年6月21日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ④ 「「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績等について」を平成30年7月2日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑤ 「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害」に関し、お見舞い文書、相談窓口開設案内、貸金業者宛被災者対応等要請等文書を平成30年7月11日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑥ 「平成30年7月豪雨を踏まえた貸金業法施行規則の一部改正について」を平成30年7月13日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑦ 「平成30年7月豪雨を踏まえた犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正について」を平成30年7月17日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑧ 「「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」の公表について」を平成30年8月21日に協会Webサイトに掲載し周知した。「「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」の公表について」を平成30年8月21日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑨ 「平成30年8月30日からの大雨による災害」に関し、お見舞い文書、相談窓口開設案内、貸金業者宛被災者対応等要請等文書を平成30年9月4日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑩ 「平成30年北海道胆振東部地震」に関し、お見舞い文書、相談窓口開設案内、貸金業者宛被災者対応等要請等文書を平成30年9月11日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑪ 「平成30年北海道胆振東部地震を踏まえた貸金業法施行規則の一部改正について」を平成30年9月14日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑫ 「平成30年北海道胆振東部地震を踏まえた犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正について」を平成30年9月18日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑬ 「電子決済等代行業の登録に係る周知依頼について」を平成30年11月2日及び11月8日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑭ 「「認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会」開催のご案内」を平成30年12月10日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑮ 「「個人情報保護委員会主催シンポジウムのご案内」を平成30年12月20日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑯ 「【個人情報保護法関連】中小企業のための自己点検チェックリスト及び個人データ取扱要領(例)の公表について」を平成31年1月10日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑰ 「「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績について」を平成31年2月1日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑱ 「「認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会」開催のご案内」を平成31年2月8日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ⑲ 「「認定個人情報保護団体シンポジウム」の開催について」を平成31年2月13日に協会Webサイトに掲載し周知した。

(2)関係機関等との連携

- ① 「「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に係る個人信用情報の登録管理について」

- を平成30年6月7日に協会Webサイトに掲載し周知した。
- ② 「平成30年大阪府北部を震源とする地震の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知および相談への対応等について」を平成30年6月21日に協会Webサイトに掲載し周知した。
 - ③ 「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知および相談への対応等について」を平成30年7月11日に協会Webサイトに掲載し周知した。
 - ④ 「平成30年7月豪雨による災害の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知および相談への対応等について」を平成30年7月17日及び7月18日に協会Webサイトに掲載し周知した。
 - ⑤ 「「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に係る「平成30年7月豪雨用」チラシ完成のご連絡の件」を平成30年8月1日に協会Webサイトに掲載し周知した。
 - ⑥ 「「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に係る一時停止期間中の代位弁済請求・受領に係る留意事項について」を平成30年8月6日に協会Webサイトに掲載し周知した。
 - ⑦ 「「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に係る登録支援専門家の委嘱依頼書の提出先・照会窓口の更新について」を平成30年8月6日に協会Webサイトに掲載し周知した。
 - ⑧ 「平成30年8月30日から大雨による災害の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知および相談への対応等について」を平成30年9月4日に協会Webサイトに掲載し周知した。
 - ⑨ 「平成30年北海道胆振東部地震の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用周知および相談への対応等について」を平成30年9月11日に協会Webサイトに掲載し周知した。

3. 社内規則策定の支援及び指導

平成30年度に貸金業者登録申請の支援として、新規加入の45協会会員及び新規加入予定の44業者の社内規則策定支援を実施した。

4. コンプライアンス態勢強化のためのサービス提供

(1) 学習支援プログラムの提供

協会員の従業者を対象とした学習支援プログラム「JFSA-Learning」による研修・指導を実施した。受講対象は、①新規入会協会員、②法令等違反届・監査結果、資金需要者からの苦情等により受講が必要と判断された協会員のほか、③一定の要件を満たす受講要望のある協会員としている。

また、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認の基礎学習を目的とした個別講座を新設し、平成31年4月より提供を開始している。

学習支援プログラム「JFSA-Learning」

法令等遵守態勢整備の観点から、本協会が必要と判断した協会員に無償提供するe-ラーニング機能(インターネットを活用した教育システム)を活用した学習システムであって、協会員の従業者向けの貸金業法に基づく研修・指導をサポートするもの。

平成24年7月から実施している本プログラムは、学習テキストと、学習テキストを基に作成された理解度テストの二つから構成され、理解度テストに解答することで学習の理解度が測定できる。

平成30年度学習支援プログラム「JFSA－Learning」実施結果
【合計】

受講状況	受講対象数		受講数		修了者数	修了率
		242社	17,936名	141社	1,692名	1,509名

【内訳】

《新規入会協会員》

受講状況	受講対象数		受講数		修了者数	修了率
		41社	135名	20社	47名	10名

《指導対象協会員》

受講状況	受講対象数		受講数		修了者数	修了率
		124社	12,780名	44社	411名	348名

《受講要望協会員》

受講状況	受講対象数		受講数		修了者数	修了率
		77社	5,021名	77社	1,234名	1,151名

(2)法令・判例等検索システムの提供

協会員に対して、法令・判例等に照らした業務の適切性、適正性確保のためのツールとして「法令・判例等検索システム」を、協会員専用サイトにおいて無償提供している。

「法令・判例等検索システム」は、民間の専門企業等が提供している法令・判例データベースに、協会独自のカスタマイズとして、行政・協会の処分事例、本協会の各種規定及び行政のパブリックコメントを収録しており、法令や各種規定の改正、制定に適時対応し、収録データの充実を図っている。

「法令・判例等検索システム」の主な内容

収録データ
▶ 法令：約13,000法令 ▶ 判例：約29万件 ▶ 更新頻度：随時

(3)反社会的勢力に係る情報の提供

反社会的勢力との関係遮断に関し、監督指針等が改正され反社情報を一元的に管理したデータベースの構築体制等が求められることとなったことを踏まえ、協会員の対応への支援として、「特定情報照会サービス」を日本信用情報機構（JICC）へ業務委託し、平成26年7月より提供している。平成27年3月から事後検証の態勢整備を支援する「フィードバックサービス」を開始しているが、協会員の要望を考慮し、平成28年度からサービス対象に「法人貸付に係る連帯保証人」を追加したうえで、JICCへの債権登録件数を1,000件以上から300件以上の協会員へと利用条件の緩和を図り実施している。

(4)コンプライアンスシートの開示

協会員が自社の法令等遵守状況の確認のほか、取引先等への「安全・安心」を表明できる客観的情報として、要望のあった協会員に対し法令等遵守状況を記載した「コンプライアンスシート」の開示を実施しており、平成30年度は96件の開示申請があり、「コンプライアンスシート」を開示した。

5. 問合せ等に対する指導の実施及び業務用書式等の改訂による内部管理態勢確立の支援

(1) 電話等による協会員からの業務上の各種問合せへの対応状況

協会員からの法令や諸規則等に照らした実務相談や社内規則策定、さらには広告出稿審査等に係る相談や問合せ等に随時対応している。

協会員からの各種問合せ件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
社内規則等	14	13	13	4	11	16	7	14	13	8	7	33	153
広告勧誘等	12	11	14	20	16	12	11	10	5	14	7	8	140
法令等解釈	64	68	74	71	70	67	71	69	45	58	65	57	779
書書類関係	4	9	5	6	6	2	10	9	11	2	4	9	77
JFSA-Learning	23	17	14	17	11	11	11	4	15	16	5	4	148
その他	8	10	14	8	5	5	8	5	10	2	11	11	97
合計	125	128	134	126	119	113	118	111	99	100	99	122	1,394

平成30年度の問合せ件数は、1,394件と前年度の2,493件に対し、1,099件の減少（前年度比55.9%）であった。減少の要因としては、前年度は全協会員を対象とした社内規則一斉点検等による一時的な増加が見られたが、平成30年度は一斉点検を行わなかったことや、法令等改正による実務への影響が限定的であったこと、貸金業法の改正から10年が経過し、各協会員のコンプライアンス態勢が安定的に機能するようになったこと等が考えられる。

「法令等解釈」については、前年度より約三割減少し、各協会員でのコンプライアンス理解がほぼ安定的に浸透していることが窺えた。「書書類関係」についても、JFSA NEWS等で利用の手引きを掲載するなど、利用方法が定着したことにより、問合せ件数の減少がみられた。

「JFSA-Learning関係（業務研修会を含む）」については、同ツール提供開始から7年が経過し、利用経験のある協会員が増加したことで、同ツールの内容や操作方法に関する問合せ件数は減少傾向にある。

「広告勧誘等」については、前年度は「広告審査に係る審査基準」の改定があったことや、協会Webサイトの協会員検索ページで、各社WebサイトURLのリンクを行ったこと等による一時的な増加が見られたが、それらが終息したため、件数の減少に至ったものとみられる。

(2) 業務用書式及び法定交付書類等のひな型の提供等

貸金業者の業務支援として、貸金業法において交付・掲示・備付等が規定されている書類等（以下「法定交付書類等」という。）に関し業務用書式を販売している。また、当該書式のデータを協会Webサイトに掲載しダウンロード可能な状態で閲覧に供している。

その他、販売をしていない「法定交付書類等」についても同様にWebサイトに掲載等している。

平成30年度は、年月日に不動文字で「平成」を使用している書式等について、改元を踏まえ「平成」を削除する改訂等を行った。

6. 出稿広告の審査・支援・指導

(1) 広告出稿審査の年度別実施状況

「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第43条に基づき、協会員により新聞・雑誌、テレビ、電話帳に出稿される個人向け無担保無保証貸付けの契約に係る広告について事前の出稿審査を実施している。

広告出稿審査の新規申請件数

(単位: 件)

媒体 (審査開始時期)	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
新聞・雑誌 (平成20年8月より)	662	570	866	403	351	281	455	265	226	244	281
電話帳 (平成21年8月より)	—	179	264	194	192	137	160	145	114	110	92
テレビ (平成20年9月より)	31	92	113	103	146	106	77	73	131	135	264
合計	693	841	1,243	700	689	524	692	483	471	489	637
初回承認率(注)	63.6%	62.1%	60.7%	72.7%	94.5%	98.3%	97.5%	93.8%	95.5%	97.1%	98.1%

(注) 初回承認率(初回申請で改善要請を受けることなく1回で承認された広告の割合)は“協会員の自主規制ルール理解度の目安”と考えており、平成24年度以降は4媒体平均94%以上となり、自主規制ルールが着実に浸透してきている。

(2) 広告出稿のモニタリング調査結果

広告出稿審査対象の広告が、本協会の承認を受けて出稿されているかどうかのモニタリング調査を、実施している。

また、テレビについては、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第48条に定める「放送時間帯」、「出稿本数」等を遵守しているかどうかのモニタリング調査を施している。

新聞・雑誌、電話帳の未承認広告の割合(未承認件数/調査件数)・テレビの自主規制違反件数(全出稿件数に占める割合)

	新聞・雑誌	電話帳	テレビ
平成20年度	17.2%(666/3,872)	—	2件(—)
平成21年度	1.3%(192/14,322)	—	4件(0.09%)
平成22年度	0.9%(211/23,595)	13.9%(132/948)	1件(0.03%)
平成23年度	0.45%(86/19,304)	1.6%(17/1,053)	2件(0.05%)
平成24年度	0.04%(6/16,755)	0%(0/800)	4件(0.11%)
平成25年度	0.01%(2/16,242)	0%(0/779)	0件(0%)
平成26年度	0%(0/16,999)	0%(0/752)	2件(0.07%)
平成27年度	0%(0/13,243)	0%(0/644)	2件(0.07%)
平成28年度	0%(0/11,667)	0%(0/682)	0件(0%)
平成29年度	0.10%(10/9,618)	0.12%(1/804)	13件(0.43%)
平成30年度	0.18%(15/8,261)	0%(0/863)	1件(0.03%)

モニタリング調査を始めた平成20年度は、本協会の承認を受けずに投稿された新聞広告の割合が17.2%あったが、当該広告を投稿していた協会員に対する指導、及び広告関係団体等に対する協力要請を継続的に行ってきた結果、平成24年度以降、未承認広告の割合が1%以下となっており、広告出稿状況は健全化した状態となっている。

また、広告出稿審査の対象外である貸付商品の種類（有担保貸付、事業者向貸付等）及び広告媒体（チラシ等）合計334件について、協会員からの確認依頼に対応し適正な広告出稿の支援を行った。さらに、協会員のWebサイト137社、及びインターネット広告（バナー、アフィリエイト広告等）において、多重債務者や生活困窮者に対して借入を誘引するような表現がある不適切な691サイトのモニタリング調査や個別指導を行った。

(3)出稿広告の健全化に向けた対応状況

適正な広告が出稿されるための取り組みとして、公益社団法人日本広告審査機構（JARO）等の広告関係団体と連携した活動を継続するとともに、平成30年度は、民放連、及び在京テレビ5社連絡会幹事会社と広告に関する活動状況について情報連携を行なっている。

また、非協会員の新聞広告等の調査結果について、監督官庁へ情報提供を行う他、ヤミ金融やカード現金化等の悪質な業者の広告についても監視等を行い、撲滅に向け監督官庁との情報連携を実施している。

7. 法令等違反届出状況と措置状況

(1)協会員からの法令等違反に係る届出状況

本協会では、定款第12条の規定に基づき、協会員に対して、行政当局による立入検査、本協会の実地監査、協会員自らによる社内調査等において、法令等に違反する行為があったことを認識したときは、本協会に「法令等違反に係る届出書」を提出することを求めている。

この定款の規定に基づき、本協会発足から平成30年度末までに、協会員から提出された法令等違反届出事案の総件数は5,243件となっている。

平成30年度は、法令等違反事案として373件の届出があり、指定信用情報機関への個人信用情報の提供（法第41条の35）に係る事案等の増加から、前年度(260件)より113件増加している。

次に、平成30年度における届出事案の上位5事案を内容別に見ると、

- ・ 個人信用情報の提供（法第41条の35）に係る事案が117件
- ・ 契約締結時の書面の交付（法第17条）に係る事案が47件
- ・ 受取証書の交付（法第18条）に係る事案が23件
- ・ 変更の届出（法第8条）に係る事案が22件
- ・ 契約締結前の書面の交付（法第16条の2）に係る事案が19件
- ・ 自主規制基本規則に係る事案が19件

となっており、これら（247件）で届出事案全体（373件）の6割強を占めている。

なお、平成30年度の届出事案の内容を前年度と比較すると、該当条文等による分類のほとんどにおいて増加しており、特に、個人信用情報の提供（法第41条の35）に係る事案が60件の増、受取証書の交付（法第18条）に係る事案が15件の増と2桁の増加となっている。

法令等違反届出状況

(単位:件)

該当条文等	平成19~25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		合計	
	協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数
8条(変更の届出)	326	486	27	34	55	61	30	38	14	16	18	22	470	657
12条の2 (業務運営に関する措置)	40	41	3	3	2	2	5	5	3	3	2	2	55	56
12条の3 (貸金業務取扱主任者の設置)	29	30	1	1	0	0	3	3	1	1	2	2	36	37
12条の6(禁止行為)	18	21	2	2	3	3	2	2	3	3	1	1	29	32
12条の8 (利息、保証料等に係る制限等)	21	26	4	4	9	9	8	8	5	5	6	6	53	58
13条(返済能力の調査)	122	160	15	25	44	55	26	33	11	12	14	15	232	300
13条の3(基準額超過極度方式基本契約に係る調査)	68	80	11	13	41	61	10	10	4	4	8	8	142	176
14条(貸付条件等の揭示)	74	74	4	4	5	5	6	7	2	2	8	8	99	100
15条(貸付条件の広告等)	71	79	7	7	29	29	5	5	5	7	6	7	123	134
16条の2((保証)契約締結前の書面の交付)	168	176	15	15	19	21	18	20	17	18	18	19	255	269
17条 (契約締結時の書面の交付)	244	322	28	36	24	35	29	37	34	46	36	47	395	523
18条(受取証書の交付)	102	121	23	33	13	19	9	13	7	8	17	23	171	217
19条(帳簿の備付け)	118	133	19	29	15	24	15	21	12	14	13	17	192	238
19条の2(帳簿の閲覧)	10	23	1	4	1	6	1	1	1	4	2	3	16	41
21条(取立て行為の規制)	112	153	27	40	14	20	2	2	13	16	12	18	180	249
22条(債権証書の返還)	41	54	4	9	6	12	7	8	3	3	4	4	65	90
24条(債権譲渡等の規制)	26	27	4	4	2	2	1	1	1	1	1	1	35	36
41条の35 (個人信用情報の提供)	232	532	85	233	84	140	43	88	33	57	81	117	558	1,167
出資法5条2項 (高金利の処罰)	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	26
自主規制基本規則	149	200	7	11	6	8	6	6	13	17	13	19	194	261
その他(注)	336	389	37	45	38	50	28	35	23	23	29	34	491	576
合計(※)	2,333	3,153	324	552	410	562	254	343	205	260	291	373	3,817	5,243

(注) その他のうち主なもの。

12条の4(証明書の携帯等)、24条の6の2(開始等の届出)、24条の6の9・10(事業報告書の提出等)

(※) 合計欄の協会員数は、各条項の協会員数を加算したものです。

(2)協会員に対する措置状況

①法令等違反に伴う措置について

協会員から提出された「法令等違反に係る届出書」については、定款第56条に基づいて設置された「規律委員会」において個別事案ごとに審議を行ったうえで、「自主規制会議」あるいは「理事会」を経て、協会員に対する処分等の措置が決定されている。

平成20年度から平成30年度までに措置を行った協会員は延べ117協会員で、この内訳は、定款第21条に基づく処分である除名、会員権停止、譴責が30協会員、定款第22条に基づく勧告が16協会員、定款第5条による文書注意が71協会員となっている。なお、措置協会員数は減少傾向にあり、ここ数年は一桁台で推移している。

平成30年度に措置を行った協会員数は、前年度と同数の6協会員となっている。なお、措置の内訳は、勧告が1協会員、文書注意が5協会員となっており、定款第21条に基づく処分とした協会員はなかった。

②書類監査に伴う措置について

本協会監査部による書類監査に応じない協会員については、上記①と同様の手続を経て、協会員に対する処分等の措置が決定されている。

平成20年度から平成30年度までに措置を行った協会員は延べ255協会員で、この内訳は、定款第21条に基づく処分である除名、会員権停止、譴責が173協会員、定款第22条に基づく勧告が27協会員、定款第5条に基づく文書注意が55協会員となっている。

なお、これまでに措置を行った255協會員のうち246協會員は、本協会発足直後の平成20年度及び平成21年度に措置を行った協會員である。

平成30年度においては、平成27年度以降と同じく、措置を行った協會員はなかった。

措置状況

(単位：協会員数)

		除名	会員権停止	譴責	勧告	文書注意	計
平成20年度	法令等違反	0	5	0	4	7	16
	書類監査	0	81	26	27	55	189
	計	0	86	26	31	62	205
平成21年度	法令等違反	0	1	0	0	6	7
	書類監査	6	50	1	0	0	57
	計	6	51	1	0	6	64
平成22年度	法令等違反	3	3	2	0	10	18
	書類監査	2	5	0	0	0	7
	計	5	8	2	0	10	25
平成23年度	法令等違反	0	2	1	3	6	12
	書類監査	0	1	0	0	0	1
	計	0	3	1	3	6	13
平成24年度	法令等違反	0	2	2	1	10	15
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	1	10	15
平成25年度	法令等違反	0	0	2	5	4	11
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	5	4	11
平成26年度	法令等違反	0	2	0	0	9	11
	書類監査	0	1	0	0	0	1
	計	0	3	0	0	9	12
平成27年度	法令等違反	0	0	2	0	5	7
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	0	5	7
平成28年度	法令等違反	0	2	1	0	5	8
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	1	0	5	8
平成29年度	法令等違反	0	0	0	2	4	6
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	2	4	6
平成30年度	法令等違反	0	0	0	1	5	6
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	1	5	6
合計	法令等違反	3	17	10	16	71	117
	書類監査	8	138	27	27	55	255
	計	11	155	37	43	126	372

(3) 協会員における法令等違反発生の防止

処分等の対象となった協会員に対しては、再発等防止のための改善策等の策定及び実行状況等についての報告を求めるとともに、必要があると考えられる場合には、本協会への来訪を求め、又は往訪のうえ、不適切な事案が発生した背景、原因等についてヒアリングを行い、協会員と問題意識の共有を図った。処分等は不要であるとされた事案についても、規律委員会での審議の結果をそれぞれの協会員に通知する際に、改めて法令等違反の再発等の防止について注意喚起を行った。

8. 個人情報の漏えい等に係る報告について

本協会は、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に基づく認定個人情報保護団体として「個人情報保護指針」を定め、協会員において個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、直ちに金融庁および本協会への報告を求めている。

平成30年度に提出のあった「個人情報の漏えい等に係る報告」は195件で、前年度の295件に比べて100件の大幅な減少となった。

なお、協会員の責めに帰さない「配送業者の誤配」事案を除いた件数で見ると、平成30年度は163件であり、前年度の178件に比べて15件の減少となっている。

個人情報の漏えい等に係る報告

(単位:件)

漏えい等を 起こした者 漏えい等の態様	平成28年度					平成29年度					平成30年度				
	従業員	配送業者	業務委託先	その他		従業員	配送業者	業務委託先	その他		従業員	配送業者	業務委託先	その他	
配送等における誤配	363	40	314	5	4	121	3	117	1	0	32	0	32	0	0
誤送付	23	16	0	6	1	68	55	0	13	0	68	56	0	12	0
メールの誤送信	7	6	0	0	1	10	10	0	0	0	12	10	0	2	0
FAX誤送信	17	13	1	1	2	18	16	0	0	2	13	8	0	5	0
誤手交	5	3	1	1	0	2	2	0	0	0	3	2	0	1	0
口頭漏えい	5	5	0	0	0	3	3	0	0	0	8	8	0	0	0
誤廃棄	10	8	1	1	0	12	11	0	0	1	10	7	0	3	0
紛失	47	31	15	0	1	38	20	17	1	0	26	18	6	2	0
不正アクセス	11	0	0	0	11	7	0	0	0	7	3	0	0	0	3
盗難	4	0	1	1	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
その他	73	18	10	5	40	14	9	1	1	3	20	11	0	8	1
計	565	140	343	20	62	295	129	137	16	13	195	120	38	33	4

9. コンピュータシステム障害等に係る報告について

コンピュータシステムを用いて大量に業務処理を行う貸金業者においてシステム障害が発生した場合には、資金需要者等の社会経済生活等に影響を及ぼすおそれがあるほか、その影響は単に一貸金業者にとどまらないことから、行政当局（財務局）は登録貸金業者に対し、コンピュータシステム障害等が発生した場合には、逐次に障害等に係る報告を行うよう求めており、本協会も同様の報告を求めている。

平成30年度は172件の「障害発生報告書」が提出されており、前年度の68件から104件の増加となっている。

コンピュータシステム障害の報告状況

(単位：件)

脅威の類型	説明	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		協会員数	事案数	協会員数	事案数	協会員数	事案数
サイバー攻撃をはじめとする意図的要因	外部からのサイバー攻撃による障害	4	8	5	10	4	4
	コンピュータウイルスへの感染による障害	0	0	0	0	0	0
	その他の意図的要因による障害	17	17	0	0	0	0
非意図的要因	ソフトウェアの不具合等による障害	11	23	9	12	57	69
	ハードウェア等物理的な不具合等による障害	11	17	7	13	8	10
	設定ミス、操作ミス、外部委託管理上の問題等による障害	23	25	16	18	14	28
	その他の非意図的要因による障害	5	7	2	2	34	38
災害や疾病	災害や疾病による障害	0	0	1	1	0	0
他分野の障害からの波及	利用する電気通信サービスからの波及による障害	8	10	7	10	14	18
	利用する電力利用からの波及による障害	1	1	1	2	0	0
	利用する水道供給からの波及による障害	0	0	0	0	0	0
	その他の波及による障害	0	0	0	0	5	5
その他	上記の脅威の類型以外の理由による障害	7	9	0	0	0	0
計		87	117	48	68	136	172

2 相談・苦情・紛争解決対応

本協会の貸金業相談・紛争解決センター及び支部相談窓口では、「資金需要者等に対して、中立公正な対応と迅速かつ適切な解決に努め資金需要者等の利益の保護を図る」ことを目的とし、貸金業界の金融ADR機関として平成30年度において相談対応・苦情処理・紛争解決等に係る業務を本報告書のとおり実施した。

【貸金業相談・紛争解決センターの構成】

相談・紛争解決委員会

- ・相談・紛争解決に関する業務の中立公正かつ的確な運営を確保するための組織であり、外部有識者で構成されている。

紛争解決委員

- ・紛争解決委員は、紛争解決手続において、交渉の仲介、当事者への助言等を行い、必要に応じて貸金業相談・紛争解決センターの職員に指示を行い、和解の成立に努める。

相談受付課

- ・相談内容及び事実関係を確認し、相談者に対して回答または助言を行う。
- ・生活再建支援・家計管理支援を行い、多重債務問題の再発防止に努める。
- ・浪費癖等を抱える資金需要者等から貸付自粛の申告を受け、個人信用情報機関に登録を行うことで多重債務の再発防止を図る。

苦情受付課

- ・苦情申出内容及び事実関係を確認して申立人及び相手方に説明等を行い解決する。
- ・苦情が解決しない時は、申立人に対し、紛争解決手続への移行申立ての意思を確認する。

紛争受付課

- ・紛争解決手続を実施する。
- ・紛争の申立てを受理したときには、相談・紛争解決委員会に対し、その旨を通知する。
- ・本協会が貸金業者と締結する手続実施基本契約に関する事務を行う。

1. 概況

(1) 受付件数

受付件数は、21,712件（前年比-1.1%）。

アクセス方法別では、相談・苦情電話が21,544件、次いで来協（支部含む）94件、文書が40件、FAX及びメールが24件、他に紛争申立書提出は10件となっている。 **図表1**

図表1

（単位：件）

分類	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年対比
電話		32,736	22,835	21,759	21,544	-1.0%
来協		181	125	110	94	-14.5%
文書		73	33	51	40	-21.6%
FAX		14	24	18	21	+16.7%
メール		0	0	2	3	+50.0%
紛争申立書		20	17	12	10	-16.7%
総受付件数		33,024	23,034	21,952	21,712	-1.1%

(2) 受付状況

相談件数は、21,676件（前年比-1.0%）、苦情件数は、26件（前年比-36.6%）。

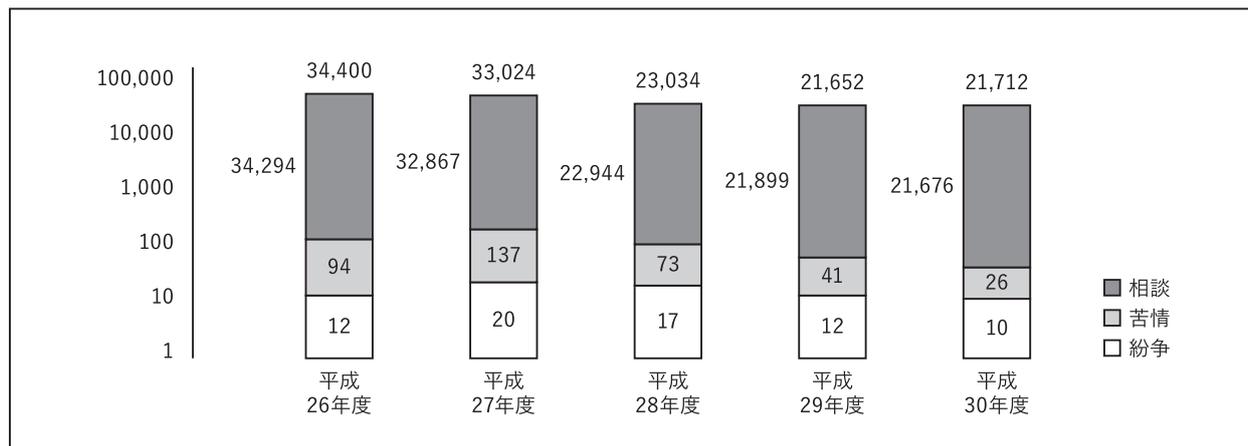
紛争件数は、10件（前年比-16.7%）。

「相談」の内訳は、「一般相談」が、5,232件（前年比-16.1%）、「多重債務関連相談」が、6,960件（前年比+7.4%）、「業者向け問合せ」が、9,484件（前年比+3.3%）となっている。なお、「業者向け問合せ」が相談件数の4割以上を占めている。

「苦情」は、26件（前年比-36.6%）、「紛争」は、10件（前年比-16.7%）となっている。 **図表2**

図表2

（単位：件）



2. 相談

▶ 「相談」の定義

貸金業者が遂行した具体的な貸金業務等に関連し、本協会に助言を求めるものであって、苦情、紛争のいずれにも該当しない相談を「一般相談」という。これに対し、貸付自粛、ヤミ金融・違法業者や経済的窮状または返済困難に陥っている場合など、状況の改善のための助言等を求めるものを「多重債務関連相談」と分類している。

(注)平成30年度から相談分類の変更を行なった。 **図表3・4**

※平成29年度の各項目で、30年度において統合及び変更した部分を太文字で記載している。

なお、貸付自粛、返済困難、ヤミ金融関連及び自己破産などを「多重債務関連相談」という。

図表3

分類		定義
一般相談	融資関連	融資先紹介依頼・必要書類・借入一本化などの融資関連 借入限度額・返済内容等、「契約内容」に係る相談
	業者等の連絡先	貸金業者の登録の有無や廃業の確認等についての照会
	信用情報関連	信用情報の開示、登録等に関する相談等
	身分証明書等の紛失等	身分証明書の紛失や盗難における対処等に関する相談等
	帳簿の開示	取引履歴や契約内容等の開示及び閲覧に関する相談
	その他	貸金業関連、クレジット関連、銀行に関連する相談等

図表4

分類		定義
多重債務 関連相談	貸付自粛・本人	貸付自粛制度に関する本人からの相談
	貸付自粛・本人以外	貸付自粛に関する債務者の家族等からの相談
	返済困難	支出増、収入減等に起因する返済相談及び「自己破産・調停・民事再生手続き」等債務整理に関する相談
	ヤミ金融・違法業者	ヤミ金融、違法業者に関する相談
	業者向け問合せ	個別取引における相談を業者の窓口と誤認して連絡した場合

(1)相談受付状況

1 一般相談

「一般相談」の受付件数は、5,232件（前年比-16.1%）。

「融資関連」が増加した要因は「契約内容」、「返済義務」、「過払金」等を統合したためである。

「業者等の連絡先」が増加した要因は、「登録業者確認」を統合したためである。 **図表5**

2 多重債務関連相談

「多重債務関連相談」の受付件数は、6,960件（前年比+7.4%）。

「返済困難」が増加した要因は、「自己破産・調停・民事再生手続き」を「返済困難」含めたことと、従来の融資先関連相談を丁寧に聞き取った結果、返済のための融資相談と判明したケースも「返済困難」へ移行したことなどである。 **図表5**

図表 5

(単位:件)

分類	年度	平成 27年度	前年対比	平成 28年度	前年対比	平成 29年度	前年対比
一般相談	融資関連	3,097	+28.4%	2,396	-22.6%	894	-62.7%
	信用情報	554	-28.3%	464	-16.2%	552	+19.0%
	身分証明書等の紛失等	436	-13.8%	371	-14.9%	244	-34.2%
	業者の連絡先	1,183	+51.3%	652	-44.9%	950	+45.7%
	登録業者確認	665	-28.3%	520	-21.8%	410	-21.2%
	契約内容	5,664	+9.8%	3,631	-35.9%	367	-89.9%
	返済義務	288	+7.5%	213	-26.0%	254	+19.2%
	過払金	236	-28.0%	110	-53.4%	73	-33.6%
	その他	2,830	+5.7%	2,800	-1.1%	2,491	-11.0%
	小計	14,953	+8.1%	11,157	-25.4%	6,235	-44.1%
多重債務関連相談	貸付自粛依頼・撤回	5,129	-1.5%	4,703	-8.3%	5,014	+6.6%
	返済困難	983	+6.4%	944	-4.0%	921	-2.4%
	ヤミ金融・違法業者被害なし	585	-24.6%	414	-29.2%	313	-24.4%
	ヤミ金融・違法業者被害あり	364	-23.8%	222	-39.0%	189	-14.9%
	自己破産・調停・民事再生手続き	40	-7.0%	34	-15.0%	43	+26.5%
	小計	7,101	-4.4%	6,317	-11.0%	6,480	+2.6%
業者向け問合せ	10,813	-17.0%	5,470	-49.4%	9,184	+67.9%	
相談合計	32,867	-4.2%	22,944	-30.2%	21,899	-4.6%	

分類	年度	平成 30年度	前年対比
一般相談	融資関連	1,738	
	信用情報関連	474	
	身分証明書等の紛失等	204	
	業者等の連絡先	1,357	
	帳簿の開示	26	
	その他	1,433	
	小計	5,232	-16.1%
多重債務関連相談	貸付自粛・本人	1,861	
	貸付自粛・本人以外	3,440	
	返済困難	1,203	
	ヤミ金融・違法業者	456	
	小計	6,960	+7.4%
業者向け問合せ	9,484	+3.3%	
相談合計	21,676	-1.0%	

3 誤認電話について

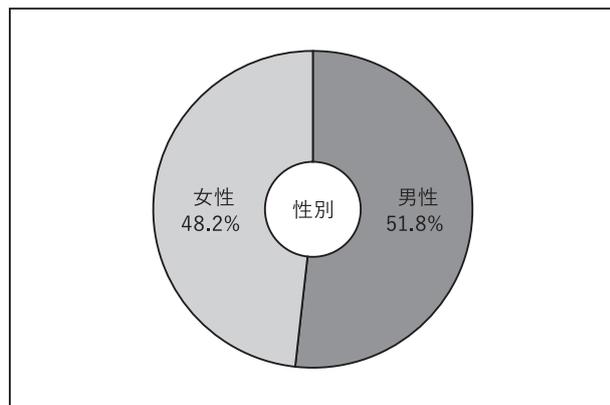
平成27年度から平成28年度にかけての受付件数が減少した主な要因は、誤認電話であり、ナビダイヤル及び代表電話番号の案内ガイダンスの設定や協会員への相談窓口の案内表示を改善したためである。また、平成29年度から平成30年度にかけて誤認電話が増加したが、その要因は「契約内容」及び「融資関連」に含めていた誤認電話の事案を「業者向け問合せ」に統合したことによるものである。

4 相談の男女別・年代別構成

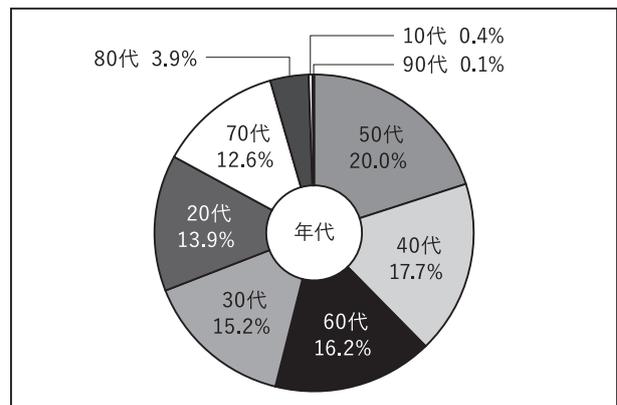
「相談」の男女別構成比は、男性51.8%(前年比-0.3%)。女性48.2%(前年比+0.3%)。図表6
男女別の割合については、ほぼ半々であり、この傾向は、ここ数年ほとんど変わっていない。

年代別については、相談件数21,676件に対して8,737件(40.3%)から年齢を聴取することができた。50代(20.0%)を筆頭に広い年代層より均一に相談が寄せられている。図表7

図表 6



図表 7



(2) ヤミ金融

「ヤミ金融・違法業者」の受付件数は456件（前年比-9.2%）。

「被害あり」は155件（前年比-18.0%）、「被害なし」は301件（前年比-3.8%）となっている。 **図表8**

図表8

(単位: 件)

分類	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年対比
ヤミ金融・違法業者被害あり		364	222	189	155	-18.0%
ヤミ金融・違法業者被害なし		585	414	313	301	-3.8%
合計		949	636	502	456	-9.2%

「ヤミ金融・違法業者」の相談の男女別・年代別構成については、年齢を聴取できた相談者234人を集計したところ、男性が約7割を占めた。また、年代別では相談件数、被害あり件数ともに、50代から60代が多い傾向であった。 **図表9** **図表10**

図表9

(単位: 件)

性別	件数	比率
男性	326	71.5%
女性	130	28.5%
合計	456	100.0%

図表10

(単位: 件)

年代別	相談件数	比率	被害あり件数	比率
20代	36	15.4%	12	15.6%
30代	36	15.4%	7	9.0%
40代	42	17.9%	16	20.8%
50代	48	20.5%	16	20.8%
60代	48	20.5%	19	24.7%
70代	21	9.0%	6	7.8%
80代	3	1.3%	1	1.3%
合計	234	100.0%	77	100.0%

「ヤミ金融・違法業者」の手口は出資法違反（高金利等）及び貸金業法違反（無登録営業）に該当するものと、貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反及び詐欺、携帯電話不正利用防止法違反に該当するものの2つに分類される。 **図表11** **図表12**

図表11

(単位: 件)

高金利・ 無登録関連	手法	件数	比率
	090金融	95	28.0%
	登録詐称業者	23	6.8%
	押し貸し	8	2.4%
	不明	213	62.8%
	合計	339	100.0%

図表12

(単位: 件)

詐欺・ 携帯電話 不正利用 関連	手法	件数	比率
	貸します詐欺	54	46.2%
	振込め詐欺	52	44.4%
	不明	11	9.4%
	合計	117	100.0%

(3) 貸付自粛制度

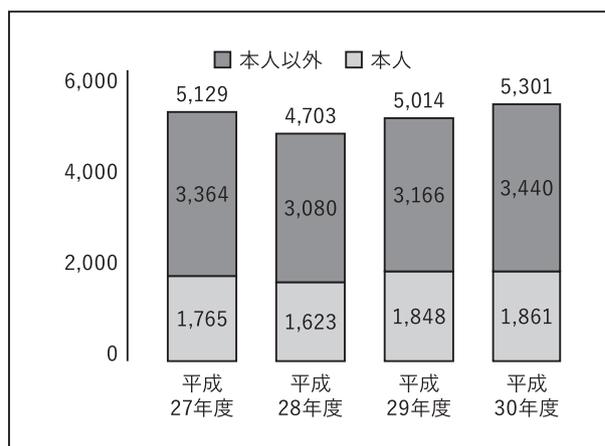
日本貸金業協会の設立当初から多重債務問題解決の一環として、浪費癖を持つなどの理由で貸付自粛を受けたいとの本人からの申告を受け、自粛対象者である旨の情報を個人信用情報機関に登録を依頼し、貸金業者が、その情報を受けて貸付けの自粛を促す取り組みを行っている制度である。

1 貸付自粛の相談・問合せ

貸付自粛の相談・問合せ件数は、5,301件（前年比+5.7%）。

「本人からの相談・問合せ」は、1,861件（前年比+0.7%）、「本人以外からの相談・問合せ」は3,440件（前年比+8.7%）となっている。 **図表13**

図表13 貸付自粛の相談・問合せ件数推移（単位：件）



平成31年3月29日から、「一般社団法人全国銀行協会」が本協会と連携して貸付自粛制度を開始した。これに伴い、従来の個人情報情報機関である（株）日本信用情報機構（JICC）と（株）シー・アイ・シー（CIC）の他に「全国銀行個人情報センター」も貸付自粛情報登録の運用を実施している。

貸付自粛についての相談にはギャンブル等依存症対策に関連する相談が含まれる事があるので、状況に応じて生活再建支援カウンセリングを案内している。

2 個人情報情報機関への登録状況 **図表14**

図表14

（単位：件）

年度 分類	平成27年度	前年対比	平成28年度	前年対比	平成29年度	前年対比	平成30年度	前年対比
登録	1,990	+1.9%	2,241	+12.6%	2,496	+11.4%	2,532	+1.4%
撤回	690	+7.1%	705	+2.2%	815	+15.6%	875	+7.4%
合計	2,680	+3.2%	2,946	+9.9%	3,311	+12.4%	3,407	+2.9%

※撤回の主な理由は“ローンを組む必要がある又はカードの利用が必要になった”等である。

※平成30年度は、全国銀行個人情報センターは該当なし。

3 貸付自粛登録のギャンブルを理由とする件数

ギャンブルを理由とする貸付自粛登録件数は、1,126件（構成比は44.5%） **図表15**

図表15

（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
貸付自粛登録	261	226	211	188	203	176	242	204	177	203	224	217	2,532
内ギャンブル等登録	88	98	93	92	87	87	108	95	81	100	96	101	1,126

4 貸付自粛ギャンブル等登録集計 図表16

図表16

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期	年間	比率	
総申込登録件数	来協	57	56	47	48	48	33	289	63	40	42	53	72	63	333	622	24.6%	
	郵送	204	170	164	140	155	143	976	179	164	135	150	152	154	934	1,910	75.4%	
	合計	261	226	211	188	203	176	1,265	242	204	177	203	224	217	1,267	2,532	100.0%	
ギャンブル内訳	件数	88	98	93	92	87	87	545	108	95	81	100	96	101	581	1,126	44.5%	
	性別	男	84	97	93	86	87	83	530	108	92	80	100	96	98	574	1,104	98.0%
		女	4	1	0	6	0	4	15	0	3	1	0	0	3	7	22	2.0%
ギャンブル種類	①パチンコ	63	72	76	70	58	82	421	82	77	63	88	82	84	476	897	65.3%	
	②スロット	21	20	16	21	14	20	112	14	7	6	6	8	2	43	155	11.3%	
	③競馬	16	8	6	12	16	15	73	18	15	19	21	17	18	108	181	13.2%	
	④競輪	1	4	1	2	3	0	11	2	5	2	3	4	4	20	31	2.3%	
	⑤競艇	1	6	4	3	3	7	24	7	6	4	8	8	5	38	62	4.5%	
	⑥くじ	1	0	3	0	0	1	5	1	1	1	0	0	0	3	8	0.6%	
	⑦オートレース	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	2	0.1%
	⑧その他	1	1	1	0	0	2	5	1	2	2	0	1	1	7	12	0.9%	
	⑨未回答	4	4	2	0	12	0	22	1	0	0	0	2	0	3	25	1.8%	
	合計	108	115	109	108	106	127	673	127	113	97	127	122	114	700	1,373	100.0%	

※回答は複数選択含む

(4)生活再建支援カウンセリング

▶「生活再建支援カウンセリング」の定義

「借金は整理できたが、家計管理が苦手な今後の生活が不安」「依存的な行動(ギャンブルや買い物癖)が治らない」といったケースには、多重債務の再発防止を目的とした生活再建支援カウンセリングを行っている。

相談員は、認定心理士、心理相談員、産業カウンセラー等の有資格者及び所内でトレーニングを受けたスタッフが専任カウンセラーとして対応している。

相談者との信頼関係を元に、心理カウンセリングを通じて、家計管理の改善実行や債務の原因となった問題行動の改善に取り組んでいる。相談料は無料。

1 受付状況

新規相談者30名、前年度から繰り越した継続相談者40名、合計70名の相談者に対し、面接及び電話相談を279回実施した。図表17

来協面談は136回(構成割合48.7%)、電話による相談は143回(同51.3%)となっている。

図表17

新規・継続	年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		人数	面接回数	人数	面接回数	人数	面接回数	人数	面接回数
新規相談者		86	421	34	150	40	121	30	102
前年度からの継続相談者		114	741	99	575	69	370	40	177
合計		200	1,162	133	725	109	491	70	279

2 新規相談者の属性等について

債務者本人は16名(53.4%)、配偶者9名(30.0%)、親族5名(16.6%)となっている。

債務の原因は、「ギャンブル癖」7名(43.8%)、「遊興費・飲食費・交際費」5名(31.4%)が上位となっている。 **図表18**

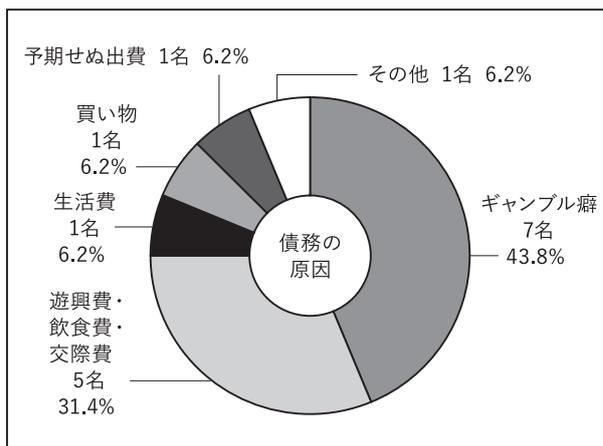
3 新規相談者の男女別・年代別構成

「新規相談者」の男女構成比は、男性43.3%(前年比+0.8%)。

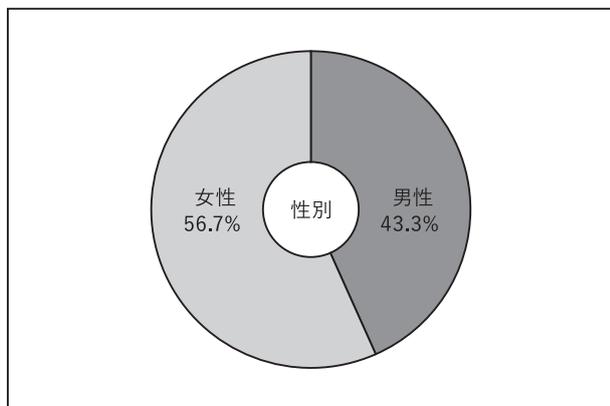
女性56.7%(前年比-0.8%)。 **図表19**

年代別については、30代と50代で全体の5割を占めている。 **図表20**

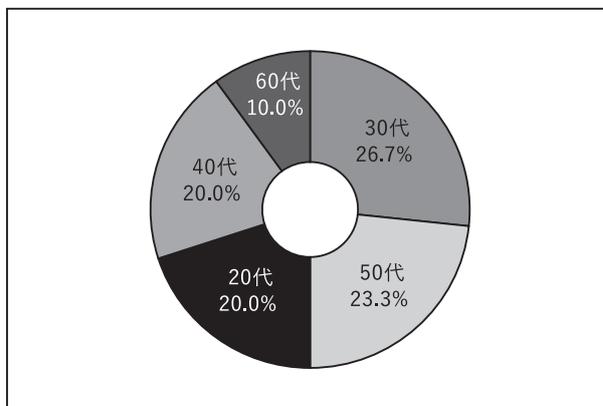
図表18



図表19



図表20



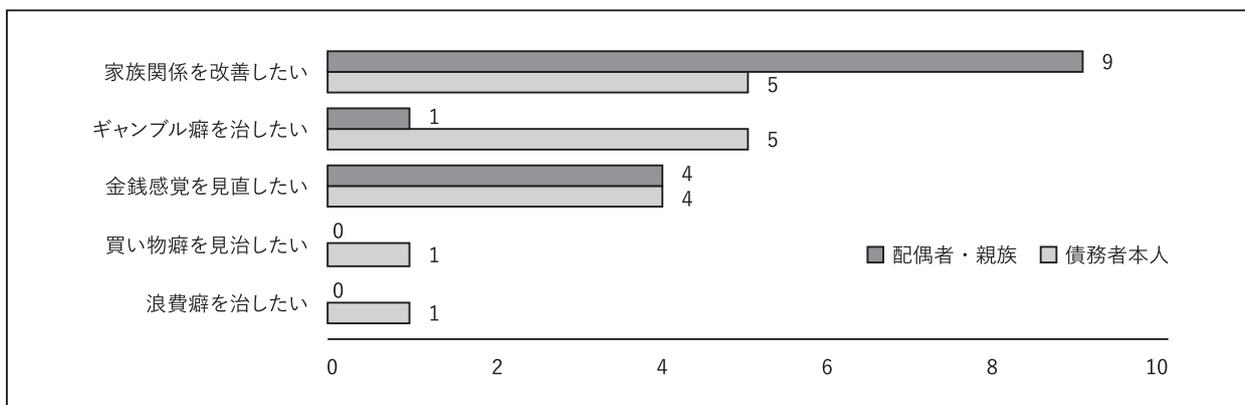
4 カウンセリングの方向性 (債務者本人及び家族30名)

相談者が抱えている様々な問題について優先的に取り組むことを合意した課題である。

「家族関係を改善したい」14名(46.7%)、以下「金銭感覚を見直したい」、8名、「ギャンブル癖を治したい」が6人、「浪費癖を治したい」、「買い物癖を治したい」が各1件となっている。 **図表21**

図表21 カウンセリングの方向性

(単位:名)



5 相談者の「生の声」

生活再建支援カウンセリングを終了した本人及び家族に対し、『生活再建支援カウンセリングの向上に役立つ』ことを目的としたアンケート調査を平成30年度から開始した。

相談者から届いた「生の声」は以下のとおり。

<p>無料でしかも直接に行かなくて済む（※電話によるカウンセリング実施者）など、カウンセリングは私たちのように借金で苦しむ者たちにとって、手を伸ばすことができるカウンセリングです。決して「上から目線」ではなく、対等に話そうとしてくださったカウンセラーの方に感謝の気持ちで一杯です。話してくださったこと、教えてくださったこと、全て胸に刻み、前を向いて努力し進んでいきます。ありがとうございました。</p>
<p>（※当初、プライバシーを本当に守ってもらえるか心配だったが）家族に対しても個人情報を守ってくださり、一個人として話して下さるカウンセラーだったので安心して話が出来ました。</p>
<p>（※カウンセラーが）とても親身に相談にのってくれて、助かりました。何度失敗しても、助けてくれてとても助かりました。担当されたカウンセラーの方にありがとう。</p>
<p>カウンセリングを受けて、本当に良かったと思います。主人のことで（※カウンセリングを）受けましたが、担当カウンセラーのアドバイスで正しい方向へ軌道修正できたように思います。ありがとうございました。</p>
<p>カウンセラーとの相性も大きな要因だなあと、とても感じました。</p>

※（※）内の文言は分かりやすくするため、当センターで補記している。

※相談者のプライバシー配慮のため表現を一部変更している。

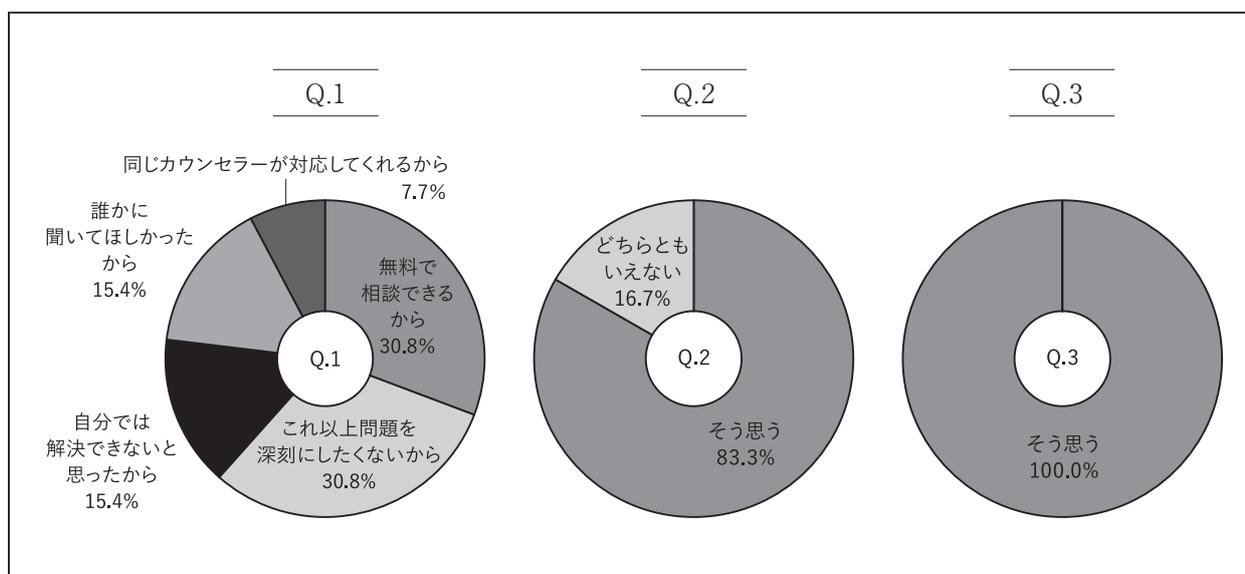
6 アンケート調査結果（参考） 図表 22 図表 23 図表 24

Q.1 カウンセリングを申し込みたいと思った理由は何ですか。

Q.2 カウンセラーに話すことで気持ちが楽になりましたか。

Q.3 カウンセリングで取り組んできたことは、今後、役に立つと思いますか。

図表 22 図表 23 図表 24



3. 苦情

▶「苦情」の定義

本協会における苦情の定義は、「貸金業務等に関し、その契約者等による当該貸金業務等を行った者に対する不満足 of 表明」としており、苦情申立人の申出・主張の内容に従って分類している。

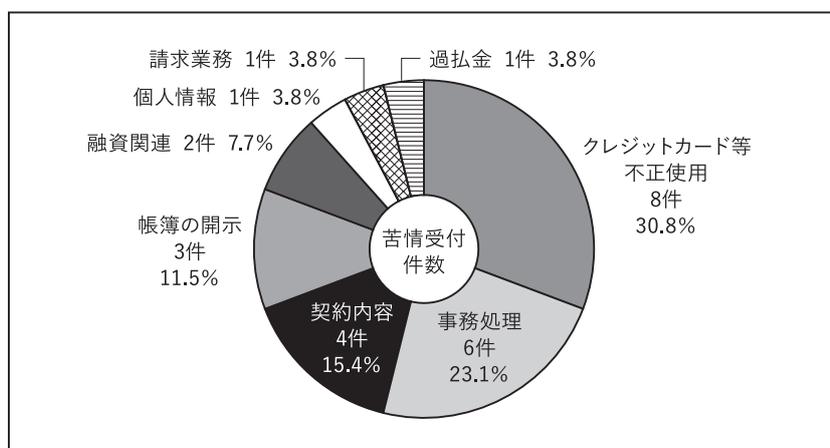
(1)苦情受付状況

「苦情」として受付した件数は、26件（前年比－36.6％）。

本協会が平成22年10月の指定紛争解決機関（金融ADR）開設以降、最も少ない年間の受付件数となった。

図表 25

図表 25



※事務処理（6件） システム上の利息設定ミス、電話応対時の曖昧な説明等
 ※契約内容（4件） 契約の事前説明と内容の相違等

(2)終了件数

平成30年度において、苦情処理手続きが終了した30件（平成29年度からの繰越事案5件含む）の手続き終了までの所要日数は、1か月未満が22件（73.3％）、1か月以上～3か月未満が2件（6.7％）、3か月以上～6か月未満が5件（16.7％）、6か月以上が1件（3.3％）となっている。なお、平成30年度の繰越事案は1件である。図表 26

図表 26

(単位:件)

		苦情処理手続段階における所要日数別内訳				
		1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上	合計
処理結果	(苦情として)解決	19	2	1	0	22
	移行	2	0	1	0	3
	打ち切り	0	0	3	1	4
	その他	1	0	0	0	1
合計		22	2	5	1	30

4. 紛争

▶「紛争」の定義

契約者等と貸金業者との間の紛争につき、紛争解決委員（弁護士）が中立公正の立場で両当事者の交渉を仲介し、和解による解決を図るものをいう。

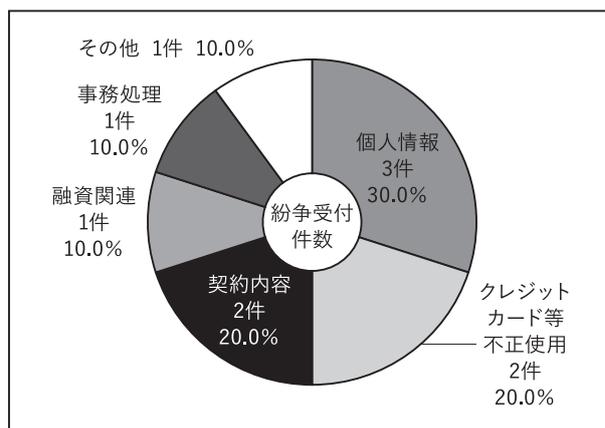
(1)紛争解決手続（金融ADR）受付状況

「紛争」として受付した件数は、10件（前年比－16.7％）。

「クレジットカード等不正使用」が前年6件から2件に、「過払金」が前年3件から0件に減少したが、「個人情報」は前年0件から3件の増加となっている。

図表 27

図表 27



(2)終了件数・所要日数

平成30年度において、平成29年度からの繰越事案3件を加えた13件について紛争解決手続を実施し11件が手続を終了、平成30年度の繰越事案は2件となった。

所要日数については、以下のとおりである。図表 28

図表 28

(単位：件)

処理結果	和解	紛争解決手続における所要日数別内訳				合計
		1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上	
	和解	0	1	4	0	5
	取下げ	0	0	0	0	0
	見込みなし	0	1	1	4	6
合計		0	2	5	4	11

成立した和解件数は、5件（前年比－28.6％）。

「見込みなし」6件は、規則第91条5項により、和解が成立する見込みがないと紛争解決委員が判断して終了したものなどである。図表 29

図表 29

(単位：件)

分類	終了事由の別						合計
	成立		見込みなし	小計	不承諾	移送	
	和解	特別調停					
契約内容	0	0	1	1	0	0	1
個人情報	1	0	2	3	0	0	3
事務処理	0	0	1	1	0	0	1
融資関連	1	0	0	1	0	0	1
帳簿の開示	0	0	0	0	0	0	0
カード等不正使用	2	0	2	4	0	0	4
その他	1	0	0	1	0	0	1
合計	5	0	6	11	0	0	11

(3) 手続実施基本契約の締結状況

平成30年度手続実施基本契約の締結は99.9%となった。 **図表30**

図表30

(単位: 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
貸金業者数	1,760	1,754	1,744	1,739	1,740	1,745	1,739	1,740	1,739	1,737	1,729	1,716	合計
協会員	1,103	1,103	1,094	1,094	1,092	1,091	1,088	1,091	1,096	1,098	1,095	1,086	
非会員	657	651	650	645	648	654	651	649	643	639	634	630	
基本契約締結数	1,760	1,748	1,740	1,738	1,731	1,734	1,734	1,736	1,733	1,732	1,725	1,715	
締結率 (%)	100.0	99.7	99.8	99.9	99.5	99.4	99.8	99.8	99.7	99.7	99.8	99.9	
新規締結	2	1	8	5	4	9	12	10	7	8	6	7	79
廃業	14	13	16	7	11	6	12	8	10	9	13	17	136

(4) 紛争事例

紛争事例 (クレジットカード等不正使用)	
申立内容	<p>申立人は、相手方からの連絡によりキャッシングの被害が発覚したが、家族で出かけ無料の駐車場に止めた際被害に遭ったものと思われる。</p> <p>そこで、申立人は、相手方に対し、当該キャッシング時刻には申立人はキャッシングされた場所にはおらず、自分で使用したものではない旨を伝えたが、暗証番号決裁により名義人に支払義務があるとして免除申請を拒絶された。よって、申立人は相手方に対し、支払債務が存在しないことの確認を求める。</p>
手続結果	<p>相手方は、他人には知りえない複雑な暗証番号が設定されながら、1回の暗証番号入力で引き出されているので、何か原因があるのではないかと、暗証番号が漏れた原因等の事情が明らかにならないと、故意過失の判断ができない旨述べた。</p> <p>暗証番号が漏れた原因が明らかにならない中での和解案としては、元本の1、2割の減額しか検討できない等主張。紛争解決委員は、申立人に対し、暗証番号の管理についての主張及び具体的な和解案を要請した結果申立人より和解案を事前提出されたが、第2回聴聞において、紛争解決委員は、双方に対し、申立人が〇万円を払うとの和解案を提案したところ、双方応ずる旨の回答を得たので、受諾和解の手続とした。</p> <p>後日、和解条項案提示書に対し、当事者双方から受諾書面が提出され和解成立。</p>

5. 広報・講演等活動状況

(1) 学生、行政機関・消費生活センター等

消費生活相談員等の相談対応スキルの向上を目的とした各研修会にカウンセリング的手法を活用した相談スキル及び家計管理支援の方法等の研修を行った。

消費者及び行政職員等を対象に、お金やクレジットカード及びQRコードやキャッシュレス決済の上手な利用方法をテーマにした、「やりくり上手になるための家計(金銭)管理術」や「金融トラブル事例及び防止策」等の研修会を実施した。

また、「中高年向け消費生活講座」や「高齢者向けのヤミ金融等被害防止講座」等、特定の年代層に向けた講座の要望を受け、実施した。(延べ25団体880名受講)

「成年年齢引下げ」により、18歳から19歳の若年消費者の金融トラブル・被害が懸念されるため、大学生等を対象とした、ローンやクレジットに関する基礎的な知識や金融トラブル防止の講座を実施している。(延べ4大学249名受講) **図表31**

図表 31

テーマ	
お金と金融トラブル事例と防止策について カウンセリングのアプローチを活用した債務相談対応 多重債務相談におけるカウンセリング・対応の実務 金融知識の向上、金融トラブルの事例、被害防止 金融トラブル被害の実例紹介及び被害防止 市町村多重債務問題実務担当者研修会	やりくり上手になるための家計管理術 多重債務問題および貸金業協会の役割 ソーシャル・レンディング、個人信用情報 ローンの特徴と役割 貸金業界の現状
主催団体等	
東北財務局青森財務事務所 四国財務局高知財務事務所 四国財務局徳島財務事務所 川崎市経済労働局産業政策部消費者行政センター 岐阜県、大分県、宮崎県、鳥取県各消費生活センター 高松市、八王子市、広島市、山口市各消費生活センター	中国労働金庫 金城学院大学 日本大学商学部 明治大学国際日本学部 独立行政法人国民生活センター



(2) 協会員

お客様相談及び債権管理業務等に従事する社員に対し、「カウンセリング的手法を取り入れた顧客対応」を目的とした出前講座を行った。

7月～8月本協会主催の地区研修会にて全国10ヶ所で協会員向けの研修を行った。

他に、協会本部においては「協会員向けカウンセリング的手法を用いた顧客対応（初級編・中級編・上級編）」の研修を行った。（延べ32協会員等647名受講） **図表 32**

図表 32

テーマ	
カウンセリング手法を活用したお客さま対応 ソーシャル・レンディング事業の今後について コンプライアンス研修（社員向け） カウンセリング研修スターター編	カウンセリング的アプローチ法 新規従事者向け基礎講座 貸金業法に係る研修 カウンセリング的手法を用いた実務研修（協会主催）
主催団体等	
アイ・アール債権回収株式会社 アビリオ債権回収株式会社 アルヒ株式会社 株式会社一条住宅ローン エーアイトラスト株式会社 SBIエステートファイナンス株式会社 SMBC コンシューマーファイナンス株式会社	株式会社サンステージ Jトラストカード株式会社 株式会社ジェイ・モーゲージバンク 株式会社セブン・カードサービス 株式会社優良住宅ローン りそなカード株式会社



(3)その他活動について

1 消費者団体への活動報告会の開催

平成30年10月29日に、主な消費者団体（12団体）を対象として、前年度に続き8回目となる「消費者団体との関係維持・向上等を目的とした」活動報告会を実施した。



2 行政・警察当局等との連携

多重債務問題やヤミ金融等違法業者問題の状況把握と適切な対応を図るため、全国の登録行政庁（23先）、警察本部等（18先）、主要消費生活センター（21先）を訪問して情報・意見交換を行った。

3 協会員との意見交換会

平成30年6月26日に1回目、12月5日に2回目（通算3回）となる「協会員との意見交換会」を開催し、各社の「お客様相談関係部署責任者」と相談・苦情対応、障害者・高齢者対応の現状等について意見交換を行った。

4 消費生活センターへの訪問活動及び意見交換会

都道府県の主要な消費生活センターに対し、一層の連携強化による資金需要者等の相談機会の拡充を目的とした訪問活動を行った。（対象数220箇所、訪問延べ回数290回）

また、相談・紛争解決センターにおいて都内の消費生活センター相談員に声をかけ（9センター参加）、本協会の活動・業界の動向を報告すると同時に、消費者問題等について様々な意見をいただいた。

5 国民生活センター相談員との「実務担当者意見交換会」の開催

平成30年7月10日に第7回、平成30年12月4日には、前年度に続き、第8回となる国民生活センター相談員との意見交換会を実施し、資金需要者等への相談を的確に行うために情報の共有化及び相互連携を図った。内容はギャンブル等依存症対策に伴う対応や学生ローン及び成年年齢引き下げ等の話題が提示された。

6 「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」への参加

東京都多重債務問題対策協議会が主催する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加し、ヤミ金融被害防止に向けた消費者への啓発活動を行った。



7 「センターだより（季刊）」の発行

加入貸金業者向けに「センターだより」を年4回発行し、苦情・紛争解決事案に関する情報のフィードバックを行った。



3 監査の実施

1. 平成30年度監査計画

(1) 監査の方針

本協会の監査は、監査にあたっての基本原則である「協会の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施するが、重大な法令違反に対しては厳正に対処するとともに、法令等違反が発生した場合には再発防止に向けた指導を強化する。

監査に際しては、監督当局や消費生活センター等の関係機関と引き続きより緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、本協会の監査に関することは「監査ガイドライン」によるものとする。

(2) 重点事項

平成30年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

- ①法令等遵守状況および経営管理機能の発揮状況
- ②顧客等に関する情報管理態勢の整備状況
- ③システムリスク管理態勢の整備状況
- ④法令等違反の再発防止策の検証

(3) その他監査計画に掲げた主な事項

- ①実地監査 一般監査、特別監査を合わせて100協会員程度を対象に実施する。
- ②書類監査 平成28年度と同様に、原則として3年に1回の頻度で実施する（対象協会員は、貸金業登録の満了日を基準に選定する）。なお、平成30年度書類監査の対象協会員は、貸金業登録満了日が、平成31年4月1日から翌年3月31日までに到来する協会員および平成30年1月以降の新規加入協会員を対象とし、平成30年度下期に行う。

(4) 協会員に対する指摘事例等の周知徹底

法令・諸規則等の遵守の徹底及び違反行為の再発防止に資するため、実地監査結果に係る具体的な指摘事例集及び書類監査に係る改善の手引等を作成し全協会員に周知するとともに、問題点の解説を行う。

2. 監査の手法等

(1) 実地監査

① 監査手法について

協会員の規模・特性や監査の目的等に応じた監査手法、監査項目の選択を行うなど、監査対象協会員に適合した監査及び改善指導を実施した。

② 監査対象先の選定

効率的・効果的な監査を実施するため、書類監査結果や本協会に寄せられた苦情、当局検査や本協会の監査の実施状況等を総合的に勘案し、対象協会員を選定した。

③ 指摘事例集の作成

実地監査の指摘事項の中から、協会員が貸金業務の適正な運営を確保するにあたって、参考になると考えられる事例を取りまとめた「指摘事例集」を作成し、全協会員へ配付するとともに、研修資料として活用した。

④管理態勢面、業務運用面等の良い事例の収集と提供

協会の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査において、各協会の管理態勢面及び業務運用面等における「良い事例」を収集し、監査結果と共に情報提供した。

(2)書類監査

①基本的な考え方

書類監査はこれまでの監査実績や協会の法令遵守意識の高まりなどから内部管理態勢の整備の改善が進んだことから、1協会員に対して原則3年に1回の頻度で実施し、貸付実務の実施状況の確認に重点を置く監査とした。

②対象協会員および実施の概要について

イ. 対象協会員

平成30年12月末現在の協会員で平成31年4月1日から翌年3月31日に登録満了日を迎える429協会員と平成30年1月以降新たに本協会に加入した41協会員の合計470協会員を対象に実施した。
(監査対象期間 平成30年4月1日～平成31年2月15日)

ロ. スケジュール

- a. 平成31年1月15日 監査通知発送
- b. 平成31年2月15日 監査回答締切
- c. 令和元年5月27日 結果通知発送

ハ. 設問数

貸付実務編35問 態勢整備編23問 合計58問

③結果通知および改善指導について

提出された「書類監査報告書」および「添付資料」の回答内容に基づいて、全詳細設問について回答内容を点検・評価した。5月27日、書面で結果通知を行い、「改善の手引き」、「指摘事項一覧」等を送付した。

④監査修了証の交付

昨年度に引き続き、指摘事項がない協会員及び指摘事項全件について改善が認められた協会員に「監査修了証」を交付した。

3. 監査ガイドラインの公表

(1)監査ガイドラインとは

「監査ガイドライン」は、本協会が自主規制機関として実施している協会員に対する監査の内容をわかりやすく整理したものである。

本協会が行う監査の実施手続きやチェック項目等を公表することは、監査の透明性を高めるとともに貸金業界の信頼性向上に資するものと考え、平成27年12月、協会Webサイトに第1版を掲載した。

「監査ガイドライン」は、「Ⅰ監査の基本事項」「Ⅱ監査の実施手続き」「Ⅲ書類監査報告書等（実施及び改善ツール）」「Ⅳ実地監査マニュアル（実地監査の手引書）」の4部構成となっている。

実際に書類監査や実地監査で使用するツールを公表しており、協会員自らが行う業務検証や内部監査に活用することができ、自社の法令遵守態勢の確立に役立てることが出来る。

(2)改定について

平成30年7月定時改定により、第5版を協会Webサイトに掲載した。主な改定内容は、金融庁「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」の公表を踏まえた監査ツール等の変更である。

4. 監査結果について

① 実地監査

(1) 監査結果の概要

平成30年度の実地監査は、101協会員（内訳：一般監査91協会員、特別監査10協会員）に対して実施した。業態別では消費者向けが54協会員（構成比53.5%）、事業者向けが47協会員（同46.5%）であった。

監査の結果、指摘があった協会員は33協会員で、その割合は32.7%であった。指摘件数の合計は58件で、実施した1協会員当たりの指摘件数は0.6件、指摘があった1協会員当たりの指摘件数は1.8件であった。

指摘事項については、契約締結前・契約締結時書面関係（貸金業法第16条の2及び第17条）が多く、また、指導事項では、「反社会的勢力に対する態勢整備」「Webサイトの記載事項」、「届出事項」等に関するものが多く見受けられた。

【実施協会員数等】

実施協会員数 (A)	101協会員	指摘有協会員の発生率 (B/A)	32.7%
指摘有の協会員数 (B)	33協会員		

【指摘件数等】

区分	指摘項目	指摘事項	指導事項		指導事項
			法令等違反事項	改善事項	
一般監査	貸金業法	41件	11件	30件	
	自主規制関連	3件	1件	2件	
	その他法令	0件	0件	0件	
小計	指摘件数	44件	12件	32件	210件
特別監査	貸金業法	13件	5件	8件	
	自主規制関連	1件	1件	0件	
	その他法令	0件	0件	0件	
小計	指摘件数	14件	6件	8件	29件
合計	指摘件数 (C)	58件	18件	40件	239件
指摘有の協会員数* (D)		33協会員	12協会員	29協会員	85協会員
実施した1協会員当たりの指摘件数 (C/A)		0.6件	0.2件	0.4件	2.4件
指摘有の1協会員当たりの指摘件数 (C/D)		1.8件	1.5件	1.4件	2.8件

「改善事項」とは、

- ① 「法令・諸規則等」に抵触していると認められるもののうち、軽微な不備で、監査期間中に改善が完了したことを確認した事案、及び監査期間中に改善に着手しており自主的な改善完了が期待できる事案。
- ② 「法令・諸規則等」で明示されている違反行為に類似した行為と判断した事案。

「指導事項」とは、

- ① 現行法令等に照らし改善を要すると認められる事案。
- ② 抵触している「法令・諸規則等」の該当条文が努力義務規定の事案。

「その他法令」とは、

貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、犯罪による収益の移転防止に関する法律、出資法等である。

* 「法令等違反事項」と「改善事項」の両項目を指摘した協会員があるため、合計数は一致しない。

(2)指摘内容

(単位:件)

法令等	概要	平成30年度		平成29年度		平成28年度	
		法令等 違反事項	改善事項	法令等 違反事項	改善事項	法令等 違反事項	改善事項
貸金12条の4	従業者名簿の備付け不備	-	-	-	-	-	1
貸金12条の8	利息、保証料等に係る制限等不備	1	-	-	1	6	11
貸金13条	返済能力調査の未実施、記録不備	3	-	3	3	4	5
貸金13条の2	過剰貸付け等の禁止	-	3	1	-	1	1
貸金14条	貸付条件等の掲示不備	-	-	-	1	-	5
貸金16条	誇大広告の禁止等	-	1	-	-	-	-
貸金16条の2	契約締結前書面の未交付、記載不備	4	6	4	13	9	14
貸金17条	契約締結時書面の未交付、記載不備	6	20	1	21	7	41
貸金18条	受取証書の記載不備	-	2	-	2	1	5
貸金19条	交渉記録等の記載・保存不備	-	3	-	8	2	7
貸金21条	催告書の記載不備	-	1	-	3	-	1
貸金22条	債権証書の未返還	1	-	-	-	-	-
貸金24条	債権譲渡時の譲受人に対する通知不備	-	1	-	-	-	-
貸金24条の6の2	開始等の届出不備	-	1	-	-	1	1
貸金41条の35	個人信用情報の未提供	1	-	1	-	-	1
貸金41条の36	個人信用情報の提供等に係る同意の未取得	-	-	-	1	-	-
貸金業法計(A)		16	38	10	53	31	93
自主11条	社内態勢の未整備	2	1	-	-	1	-
自主11条及び15条の4	社内態勢整備不十分	-	-	1	-	-	-
自主22条	借入意思の確認不足、記録不備	-	-	-	-	1	4
自主31条	貸付審査態勢の整備不十分	-	1	-	-	-	-
自主32条	返済能力の確認の未実施	-	-	-	-	2	3
自主36条	自己振出手形等の制限	-	-	-	-	-	1
自主規制基本規則計(B)		2	2	1	0	4	8
犯収6条	取引時確認の記録漏れ	-	-	-	-	-	4
その他法令計(C)		0	0	0	0	0	4
総計(A+B+C)		18	40	11	53	35	105

貸 金:貸金業法

自 主:貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

犯 収:犯罪による収益の移転防止に関する法律

(3)指導事項

(単位:件)

概要	平成30年度	平成29年度	平成28年度
反社会的勢力に対する態勢 ・反社会的勢力に対する基本方針が公表されていない。 ・反社情報データベースが構築されていない。 ・特定情報照会サービスを利用しているが、定期照会が未実施である。等	43	48	49
ホームページの記載事項 ・貸付条件の表示に不備がある。(担保の可否等法定事項の一部が未表示、不明確・不適切な条件表示等) ・指定紛争解決機関の表示がない。 ・協会員番号の表示が協会推奨方式と相違する。等	39	35	45
届出事項 ・立入検査に係る届出書の未提出。 ・登録申請書の内容と業務実態が相違。等	23	25	28
社内規則の策定 ・社内規則が改定されていない。等	18	32	15
加入指定信用情報機関の名称の公表	15	10	18
研修(周知徹底) ・実施記録を作成・保存していない。等	12	24	24
貸付条件表の掲示内容 ・担保に関し、保証人についての記載がない。等	12	9	17
個人情報の安全管理措置 ・個人情報の取得に際して、書面等による同意を得ていない。等	9	10	4
個人情報保護宣言の公表 ・個人情報保護宣言を策定しているが、公表していない。等	8	8	10
従業者名簿 ・必要項目の一部が記載漏れとなっている。等	7	2	5
業務検証 ・業務検証を実施していない。 ・実施内容が形式的なものに留まっている。等	6	4	12
内部監査 ・内部監査を実施していない。等	6	2	7
取引時確認記録 ・犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認記録の一部記載漏れ。等	5	2	6
指定紛争解決機関の名称の公表	4	8	7
貸金業者登録票 ・登録有効期間の表示に誤りがある。等	3	6	10
従業者証明書 ・証明書の記載内容に誤りがある。等	1	1	3
反社会的勢力の排除条項の追加	-	1	3
借入れの意思の確認 ・借入れ意思の確認結果を記録・保存していない。等	-	1	5
その他 ・契約締結前・締結時書面の軽微な記載不備。 ・交渉経過の記録を適切に保存していない。 ・パンフレットの記載内容に不備がある。等	28	22	49
総計	239	250	317

(4) 実地監査からみた、管理態勢面、業務運用面等の良い事例

以下については、協会員の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査で収集した良い事例を取りまとめたものである。

① 貸付審査態勢

- ・ 事業者向け貸付けの審査にあたっては、大手信用調査会社2社の資料を利用しているほか、当社独自の「経営分析シート」と「財務諸表分析表」により当該事業者の資金繰りや収益性、支払能力などを指標化し、総合的に判断している。また、申込受付から融資実行までの記録が同一ファイルにすべて綴られており、検証しやすいよう工夫している。(手形割引業者・貸金業務従業者5名未満)
- ・ 借入申込から貸付審査、契約、貸付け(振込)実行に至るまでの確認事項を「融資実行チェックリスト」に取り纏め、作成・取得した各書類(借入申込書、身分証明書等(写)、信用情報照会結果記録、借用証書等)とともに、複数名(担当者、貸金業務取扱主任者、部長)による確認を実施している。(消費者向無担保貸金業者・貸金業務従業者20名未満)

② 管理態勢

- ・ 内部管理態勢については、毎年、6月と12月の年2回、それぞれ10日間ほどかけて業務検証や周知徹底を実施している。検証項目は、社内規則の「経営管理等」から「過払金支払」までの18項目であり、各項目ごとに実施方法・実施事項・実施結果・改善事項などを記録し、社内への周知徹底、理解度確認等を実施している。(手形割引業者・貸金業務従業者5名未満)
- ・ 本協会からの発信情報を態勢整備に活用している。具体的には、主に協会Webサイトを通じて発信される情報を適時確認し、特にJFSA NEWSの貸金業務等に関する記事はすべてファイルに綴じ、何時でも再確認できるようにしている。また、貸金業務運営上の変更事項など周知すべき事項について、TV会議等を活用し、全社員への周知徹底を図っている。(事業者向貸金業者・貸金業務従業者50名超)
- ・ 個人顧客情報の管理態勢については、施錠管理をシステム化することで厳格に運用している。具体的には、顧客より取得した個人情報の記載された書面やその他重要書類に関しては施錠された個室の書庫に保管しており、この個室を開錠するための鍵は社員個人IDカードを使用(読み取り)して受け取るようになっている。さらに、書庫を開錠するための鍵はキーボックスに保管されており、その鍵を受け取ると、自動的に受け取り時間が記録され、返却(収納)すると収納時間が記録される仕組みになっている。業務検証では鍵の使用時間が7分以上のケースは要注意とし、20分を経過する場合はヒアリング等の調査を必須としている。(クレジットカード会社・貸金業務従業者30名未満)
- ・ 内部監査の結果、指摘を受けた部門は、改善に向けた取り組みとして、継続的に当該業務の検証を行っている。具体的には、指摘を受けた項目を「社内検査管理表(社内検査項目等が記載されている)」に記載するとともに、担当者各人が行う検証の内容及び検証頻度(毎月、又は四半期・半期・毎年度に一度)等を取り決め、それに基づいて内部検証(各業務検証)を実施している。内部検証の結果は「内部検証報告書」に記載し、担当の部門長、各役員、代表者まで報告されている。(クレジットカード会社・貸金業務従業者50名超)
- ・ 多数の商品(診療報酬担保、不動産担保ローン、手形貸付、手形割引等)に関してWebサイトやパンフレット等による広告宣伝を行っているが、広告内容の確認については、「貸金広告法令チェックリスト(Webサイト・チラシ用)」及び「貸付基準・貸付条件表・広告用貸付条件チェックリスト」を作成し、これに基づいて、担当2部門が相互に点検しており、十分なチェック態勢が整っている。(事業者向貸金業者・貸金業務従業者20名未満)
- ・ 内部監査については社長直轄の監査室が1部門あたり3～4日の日程で監査を実施し、指摘事項に対する改善指導及び定期的なフォローアップを行うほか、被監査部門に管理態勢面、業務運用面等の良い事例があれば評価し、社内でも共有している。(リース会社・貸金業務従業者50名超)

③ 業務検証

- ・ 協会Webサイトに掲載している実地監査マニュアルの「別冊チェックリスト(主な着眼点)」を利用し、自己検証とは別に適宜、業務の点検を行っている。また、本協会による書類監査を業務の検証と位置づけて実施し、改善を要する業務は「改善の手引き」を活用して改善を図っている。

(事業者向貸金業者・貸金業務従業者5名未満)

- ・債権管理に関する基準を細部に亘って定めており、その運用状況についての業務検証は主に以下の項目を調査し、問題点の指摘から改善、周知徹底までのルールが適正に運用されている。

1) 毎月の検証内容 (該当期間の全件)

- ・交渉経過記録の入力内容と架電履歴等をシステムにて照合し、入力漏れの有無を確認
- ・交渉経過記録の内容をシステムにて検証し、禁止事項 (架電回数や時間帯、第三者への督促、督促状の発送間隔等) の該当の有無を確認。

2) 半年毎の検証内容 (該当期間の全件)

- ・取引履歴の開示について、運用状況 (開示までの期間、開示内容等) を確認。

(信販会社・貸金業務従業者100名超)

- ・本協会の社内規則策定ガイドラインをもとに作成した社内規則や主任者講習の実務の手引き等を参考に貸金業務取扱主任者である経営者が「周知徹底チェック記録表」を作成し、適正に業務検証を行うとともに法令等遵守に係る事項の周知徹底を図っている。

(消費者向無担保貸金業者・貸金業務従業者5名未満)

- ・業務検証については、各部門の内部管理担当者が毎年3月と9月に実施している。検証の内容は「貸金業務」「個人情報関連」等に分類し、自社で作成した各チェックリストを使用している。チェックリストの内容は「検証項目」「主な着眼点」「検証物件」に区分され、「主な着眼点」には具体的な検証方法等が記載されており、当社の業務に即した内容で分かりやすく整理されている。

(クレジットカード会社・貸金業務従業者5名未満)

④契約に関する説明

- ・保証契約の締結に際しては、保証人が債務者と同席すると、債務者に遠慮して安易に保証人を引き受けてしまうケースがあるため、必ず事前に保証人のみが来店し説明を受けるよう徹底しており、その際に保証契約の内容を十分に説明した上で保証人の意思確認を行っている。

(消費者向無担保貸金業者・貸金業務従業者1名)

⑤リスク管理

- ・信用情報の目的外使用を防止するため、信用情報照会の照会履歴を毎営業日出力し、申込案件との照合を行い、その確認結果を「照会履歴管理簿」に記録・保存している。

(事業者向貸金業者・貸金業務従業者5名未満)

⑥社員教育

- ・社員の知識向上と法令等遵守の徹底を図るため、本協会のWebサイトに掲載されている各月のJFSA NEWS等を題材にして、月1回の頻度で勉強会 (研修) を実施し、また、同時に社内規則を基にした理解度テストを実施している。(事業者向貸金業者・貸金業務従業者10名未満)
- ・代表者が本協会や行政の研修会に出席し、当日の資料や実地監査の指摘事例・好事例集等を教材に自ら講師となり社内研修を実施している。(消費者向無担保貸金業者・貸金業務従業者10名未満)
- ・社内研修の実施を担当する部門は、貸金業務に従事する各部門を対象に年4回、eラーニングを活用した業務研修及び確認テストを行っている。確認テストの解答には、設問の重要性や社内規程等の該当箇所などが詳細に示されており、新入社員でも理解しやすい内容となっている。

(リース会社・貸金業務従業者50名超)

(5) 実地監査の実施状況

イ. 登録行政庁別の実施協会員数

登録行政庁	平成 30 年度		平成 29 年度	
	協会員	数構成比	協会員数	構成比
財務局長登録	25 協会員	24.8%	18 協会員	15.1%
都道府県知事登録	76 協会員	75.2%	101 協会員	84.9%
合計	101 協会員	100.0%	119 協会員	100.0%

ロ. 業態区分別の実施協会員数

業態区分	平成 30 年度		平成 29 年度	
	協会員数	構成比	協会員数	構成比
1: 消費者向無担保貸金業者	25 協会員	24.8%	33 協会員	27.7%
2: 消費者向有担保貸金業者	5 協会員	5.0%	13 協会員	10.9%
3: 消費者向住宅向貸金業者	1 協会員	1.0%	7 協会員	5.9%
4: 事業者向貸金業者	35 協会員	34.7%	41 協会員	34.5%
5: 手形割引業者	5 協会員	5.0%	0 協会員	0.0%
6: クレジットカード会社	19 協会員	18.8%	9 協会員	7.6%
7: 信販会社	3 協会員	3.0%	8 協会員	6.7%
8: 流通・メーカー系会社	1 協会員	1.0%	0 協会員	0.0%
9: 建設・不動産業者	3 協会員	3.0%	5 協会員	4.2%
10: 質屋	0 協会員	0.0%	0 協会員	0.0%
11: リース会社	3 協会員	3.0%	2 協会員	1.7%
12: 日賦貸金業者	0 協会員	0.0%	0 協会員	0.0%
13: 非営利特例対象法人	1 協会員	1.0%	1 協会員	0.8%
合計	101 協会員	100.0%	119 協会員	100.0%

ハ. 資本金別の実施協会員数

資本金	平成 30 年度		平成 29 年度	
	協会員	数構成比	協会員数	構成比
1 億円以上	17 協会員	16.8%	21 協会員	17.6%
5 千万円以上～1 億円未満	21 協会員	20.8%	35 協会員	29.4%
2 千万円以上～5 千万円未満	23 協会員	22.8%	24 協会員	20.2%
2 千万円未満	20 協会員	19.8%	15 協会員	12.6%
個人事業者	20 協会員	19.8%	24 協会員	20.2%
合計	101 協会員	100.0%	119 協会員	100.0%

ニ. 融資残高別の実施協会員数

融資残高	平成 30 年度		平成 29 年度	
	協会員数	構成比	協会員数	構成比
100 億円以上	3 協会員	3.0%	3 協会員	2.5%
50 億円以上～100 億円未満	4 協会員	4.0%	6 協会員	5.0%
1 億円以上～50 億円未満	49 協会員	48.5%	57 協会員	47.9%
5 千万円以上～1 億円未満	10 協会員	9.9%	18 協会員	15.1%
5 千万円未満	35 協会員	34.7%	35 協会員	29.4%
合計	101 協会員	100.0%	119 協会員	100.0%

※平成 30 年度の実施先のうち、一人会社は 18 協会員である。

2 書類監査

(1) 監査結果の概要

書類監査は、平成28年の改定により、1協会員当たり原則3年に1回の頻度で実施することとした。

平成30年度の書類監査は、平成30年12月末日時点の協会員で平成31年4月1日から翌年3月31日に登録満了日を迎える429協会員と、平成30年1月以降新たに加入した41協会員の計470協会員を対象とした。

監査結果については、指摘事項のあった協会員は72協会員、指摘件数は154件であった。

主な指摘事項は、反社会的勢力による被害の防止に関する審査体制の不備および、周知徹底や交渉の経過等、各種内容の記録不十分であった。

なお、多数の指摘事項があった協会員については、今後改善をフォローし、その改善の結果により更なる重点指導を行い、改善状況の進捗によっては、特別監査の実施を検討する。

① 監査報告書提出状況 平成30年度(5月27日現在)

提出状況	協会員数
監査対象数	470 協会員
(廃業等)	▲17 協会員
評価対象数	453 協会員

※監査通知発送日 平成31年1月15日

(監査対象期間 平成30年4月1日～平成31年2月15日)

※廃業等の内訳は、廃業11協会員、退会3協会員、除名1協会員、その他2協会員。

② 監査結果

評価	平成30年度			平成29年度			平成28年度		
	協会員数	指摘件数	平均指摘数	協会員数	指摘件数	平均指摘数	協会員数	指摘件数	平均指摘数
指摘事項のある協会員	72 協会員	154 件	2.1 件	71 協会員	242 件	3.4 件	68 協会員	147 件	2.2 件
(内訳)	既存協会員	67 協会員	147 件	56 協会員	140 件	2.5 件	56 協会員	93 件	1.7 件
	新規加入協会員	5 協会員	7 件	15 協会員	102 件	6.8 件	12 協会員	54 件	4.5 件
指摘事項のない協会員	381 協会員	—	—	262 協会員	—	—	322 協会員	—	—
合計	453 協会員	154 件	0.3 件	333 協会員	242 件	0.7 件	390 協会員	147 件	0.4 件

※指摘事項のある協会員の指摘件数別内訳

指摘件数	平成30年度			平成29年度			平成28年度		
	協会員数	指摘件数	平均指摘数	協会員数	指摘件数	平均指摘数	協会員数	指摘件数	平均指摘数
5件以上(注)	7 会員	65 件	9.3 件	16 会員	164 件	10.3 件	5 会員	53 件	10.6 件
1～4件	65 会員	89 件	1.4 件	55 会員	78 件	1.4 件	63 会員	94 件	1.5 件

(注)平成30年度の平均指摘数2.1件の倍以上を基準とした。

※平成27年度は、1,157協会員中で指摘事項のある協会員は132協会員で、指摘件数は304件であった。

(参考) 書類監査における評価の状況(過去3カ年)

評価	平成30年度		平成29年度		平成28年度		平成28-30年度累計		平成27年度	
	協会員数	構成比(%)	協会員数	構成比(%)	協会員数	構成比(%)	協会員数	構成比(%)	協会員数	構成比(%)
指摘事項のある協会員	72	15.9	71	21.3	68	17.4	211	17.9	132	11.4
指摘事項のない協会員	381	84.1	262	78.7	322	82.6	965	82.1	1,025	88.6
計	453	100.0	333	100.0	390	100.0	1,176	100.0	1,157	100.0

(2)指摘内容 (法令等に抵触するおそれがある事項)

法令等	指摘の概要	平成30年度	平成29年度	平成28年度	累計	平成27年度	
		指摘件数	指摘件数	指摘件数			
貸金業法	貸金8条	登録事項変更等の届出態勢未整備	0	2	5	7	4
	貸金12条の8	利息、保証料等に係る制限についての実態確認不備	1	0	0	1	3
	貸金12条の9	相談及び助言が出来る団体紹介の態勢未整備	1	5	2	8	2
	貸金13条	資料の未取得等返済能力調査の不備	2	2	2	6	6
	貸金16条の2	契約締結前書面の未交付、記載事項の不備	1	2	2	5	2
	貸金17条	契約締結時書面の未交付、記載事項の不備	4	4	1	9	3
	貸金18条	領収書の未交付、記載事項の不備	0	1	0	1	1
	貸金19条	帳簿の備付けの不備	2	0	0	2	3
	貸金22条	債権証書の未返還	0	1	0	1	0
	貸金41条の35	個人信用情報の未提供	1	0	3	4	2
	貸金41条の37	指定信用情報機関の名称未公表	2	5	2	9	2
	施行10条の17	資力を明らかにする書面の未取得	0	1	0	1	0
	施行10条の18	返済能力調査の記録不備	5	15	1	21	7
	施行10条の21	除外貸付を証明する書面の未取得	0	2	0	2	0
	施行10条の27	途上与信調査の未記録	1	0	0	1	0
	施行12条の2	契約締結前書面記載事項の不備	1	3	1	5	1
	施行13条	契約締結時書面記載事項の不備	2	4	1	7	4
	施行15条	受取証書の記載事項等の不備	2	1	0	3	2
	施行16条	交渉経過の未記録及び記録不備	4	11	1	16	0
	施行17条	帳簿備付け期間の不足	1	0	0	1	1
施行19条	催告書の記載事項の不備	0	1	0	1	0	
その他	貸金業法関連	0	0	0	0	9	
貸金業法計		30	60	21	111	52	
自主規制基本規則	自主15条	禁止行為等の防止のための態勢未整備	1	1	0	2	0
	自主21条の2	返済能力調査に係る態勢未整備	0	1	0	1	0
	自主22条	借入意思確認の記録不備	3	2	2	7	10
	自主24条	保証人の調査未実施、書面の未交付	2	2	0	4	2
	自主32条	事業実態確認書類の未徴求	2	2	1	5	1
	自主34条	契約締結前書面の交付不備	2	1	2	5	0
	自主43条	協会審査機関の広告未承認	0	2	0	2	0
	自主66条	勧誘の未承諾、記録不備	2	3	1	6	1
	その他	自主規制関連	0	0	0	0	2
自主規制基本規則計		12	14	6	32	16	
その他法令	犯収法	取引時確認の記録の未作成、保存不備等	7	17	10	34	14
	個人情報	利用目的の同意未取得	2	3	0	5	0
	その他	各種法令等	0	0	0	0	8
その他法令計		9	20	10	39	22	
総計		51	94	37	182	90	

貸 金：貸金業法
 施 行：貸金業法施行規則
 自 主：貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則
 犯 収 法：犯罪による収益の移転防止に関する法律
 個人情報：個人情報保護法

※法令等に抵触するおそれがある指摘とは、

貸金業法、施行規則、その他関係法令及び協会定款、自主規制基本規則に定められた事項に対し、態勢が未整備または未実施との回答があったものをいう。

(3)指摘内容(改善・見直しの必要がある事項)

指摘の概要	平成30年度	平成29年度	平成28年度	累計	平成27年度
	指摘件数	指摘件数	指摘件数	指摘件数	指摘件数
立入検査に係る届出について ・「立入検査に係る届出書」の未提出	19	8	17	44	53
反社会的勢力による被害の防止について ・反社情報等による審査態勢の不備 ・反社会的勢力に対する基本方針の未公表 等	16	31	9	56	38
書面の交付義務について ・書面交付に係る業務の検証の未実施 ・債権証書返還に関する記録の不備 等	15	27	6	48	7
周知徹底(研修等)について ・周知徹底の実施状況未記録 等	15	10	19	44	13
帳簿の備付けについて ・交渉の経過の記録項目不足 ・取引履歴の開示の未記録 等	8	24	11	43	0
経営管理等について ・内部監査態勢不十分 ・監査結果等の未保存 等	8	7	2	17	13
個人顧客情報の安全管理措置等について ・個人顧客情報の安全管理措置等に係る業務の検証の未実施 等	7	13	6	26	30
過剰貸付けの防止について ・審査基準等の未整備 ・経営者保証ガイドライン対応態勢の未整備 等	7	4	9	20	19
契約に関する説明について ・契約時の説明に関する実施記録の不備 等	2	2	4	8	13
相談、苦情及び紛争等の対応態勢について ・苦情及び紛争等の記録、保存の不備 等	1	9	3	13	2
取引時確認、疑わしい取引の届出について ・取引時確認に係る業務の検証の未実施	1	3	3	7	1
貸金業務取扱主任者について ・主任者の設置状況や機能の検証と記録の不備 等	0	1	1	2	2
その他 ・法令等遵守態勢の一部未整備 ・貸付け条件表の不備 等	4	9	20	33	23
総計	103	148	110	361	214

※改善・見直しの必要がある事項とは、監督指針、社内規則策定ガイドライン等に照らし、改善が必要と認められるものをいう。

(4) 監査結果の詳細分析

① 指摘の状況を協会の属性に基づき分類した。

イ. 資本金別協会員数

資本金別	協会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
10億円以上	34	32	2	0	0	0
1億～10億円未満	52	44	6	1	0	1
1億円未満	273	227	32	8	1	5
0(個人)	94	78	7	5	1	3
合計	453	381	47	14	2	9

ロ. 業態別協会員数

業態別	協会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
1. 消費者向け貸金業者	260	224	25	7	0	4
2. 事業者向け貸金業者	193	157	22	7	2	5
合計	453	381	47	14	2	9

※業態区分で消費者向け(No.1・2・3・6・7・10・13)と事業者向け(No.4・5・8・9・11・12)に分類した。

ハ. 書類監査受検回数別協会員数

書類監査受検回数別	協会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
書類監査3回以上	377	313	42	11	2	9
書類監査2回	36	33	2	1	0	0
書類監査1回	40	35	3	2	0	0
合計	453	381	47	14	2	9

※平成28年度より3年に1度の受検となったため、受検回数で分類した。

ニ. 登録先別協会員数

登録先別協会員数	協会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
財務局	90	85	4	0	0	1
都道府県	363	296	43	14	2	8
合計	453	381	47	14	2	9

② 記録(記載)事項チェックシートの点検結果について

取引時確認の記録項目や契約締結時書面(極度方式含む)の記載項目について、法定要件を満たしているかどうかをチェックリストを用いて実態確認を実施した。

評価	取引時確認記録		契約締結時書面	
	協会員数	構成比	協会員数	構成比
指摘事項はない	426	94.0%	436	96.2%
指摘事項がある	27	6.0%	17	3.8%
合計	453	100.0%	453	100.0%

(主な指摘内容)

- ◆ 取引時確認記録の、15号の未記録 13 協会員
 - ・ 代表者等による取引のときは、当該代表者等の本人特定事項、当該代表者等と顧客等との関係及び当該代表者等が顧客等のために特定取引等の任にあたっていると認めた理由
- ◆ 極度方式契約時の、1号タの未記載 5 協会員
 - ・ 契約締結時交付書面又はマンスリーステートメントに記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額が、当該書面に記載する貸付けの後に行われる貸付けその他の事由により変動し得るときは、その旨。

5. 行政庁等との連携（監査に関する情報の共有等）

(1) 登録行政庁検査と協会監査の連携

実地監査の監査対象協会員選定にあたっては、年間計画に基づき対象協会員を選定し、効率的な監査を実施するために、当該協会員の登録行政庁と調整のうえ決定している。

書類監査の結果や本協会が保有する協会員情報等に基づいて、指導を必要とする度合いが高いと判断した協会員に対しては、優先して実地監査を行っているほか、実施にあたっては、登録行政庁と事前に情報交換し、登録行政庁の検査状況にも配慮しつつ、効率的で実効的な監査を実施している。

書類監査については、監査設問事項等について金融庁と意見交換を行った。

(2) 監査結果情報の共有

① 実地監査結果

実地監査結果については、監査先協会員に監査結果通知書を交付する都度、監査先の登録行政庁へ通知書の写しをメールで送付した。また、金融庁に対しては、全ての監査結果通知書の写しを登録行政庁への送付に併せて、送付した。

実地監査の結果、特に重大な法令等違反が指摘された監査先の登録行政庁に対しては、監査結果等について直接説明し、監督当局による指導等の強化を要請した。

② 書類監査結果

書類監査結果については、協会員に対する監査結果通知後、登録行政庁へ結果一覧を送付した。

【参考】令和元年度監査計画

令和元年度の監査計画は、平成30年度監査における監査結果及び貸金業界を取り巻く状況などを考慮して策定した（平成31年4月3日公表）。

(1) 監査の基本方針

本協会の監査は、監査にあたっての基本原則である「協会の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施する。協会員との双方向の対話を通じ、問題点等の共有に努め、速やかな改善を求める指導的な監査を基本とするが、重大な法令等違反に対しては厳正に対処するとともに、再発防止に向けた指導を徹底する。

監査に際しては、監督当局や消費生活センター等の関係機関と引き続きより緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、本協会の監査に関するものは「監査ガイドライン」によるものとする。

(2) 監査の重点項目

本年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

- ① 法令等遵守状況および経営管理機能の発揮状況
- ② 返済能力調査の適切性
- ③ 取引時確認等の実施状況（マネロン・テロ資金供与対策への対応を含む）
- ④ システムリスク管理態勢の整備状況
- ⑤ 法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証

(3) その他監査計画に掲げた主な事項

- ① 実地監査 一般監査、特別監査を合わせて100協会員程度を対象に実施する。
- ② 書類監査 平成28年度の改定に基づき、原則として3年に1回の頻度で実施する（対象協会員は、貸金業登録の満了日を基準に選定する）。なお、令和元年度書類監査の対象協会員は、貸金業登録満了日が、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに到来する協会員および平成31年1月以降の新規加入協会員を対象とし、令和元年度下期に行う。

Ⅱ. 貸金戦略部門

1 広報・啓発活動

1. 積極的な広報の実施

広く業界への理解の促進を図るため、業界動向、業界を取り巻く環境変化やそれに伴う課題、協会活動等について、次のとおり広報活動を行った。

(1) 広報誌「JFSA」の刊行

有識者インタビューや業界動向、協会活動等を掲載した広報誌「JFSA」を年2回刊行し、協会会員をはじめ行政機関や消費生活センター、関係団体等、各号それぞれ約2,630先に配布した。



広報誌「JFSA」

(2) 「JFSA NEWS」の刊行

「貸金業務に関する質問と回答」、「監査部ニュース」、「新・貸金業務のポイント～監査員の視点～」というタイトルの連載記事や、資格試験・主任者講習に関する情報、協会会員への連絡事項等を掲載した機関紙「JFSA NEWS」を毎月刊行し、「協会専用サイト」を通して協会会員に情報提供を行った。



「JFSA NEWS」

(3) 協会Webサイトの新コンテンツのリリース及びページのスマホ対応化

① 貸金業界の社会的役割や健全化の進展状況を、若年層にもわかり易いように易しく解説したコンテンツ「なるほど!身近な貸金業」を新たに制作しリリースした。

▼ CONTENT

- ・日本でのくらの人が貸金業者のサービスを利用しているの?
- ・どのような人が貸金業者のサービスを利用しているの?
- ・暮らしのどのような場面で貸金業者が役に立っているの?
- ・利用者した人は、貸金業者のサービスにどのようなメリットを感じているの?
- ・実際に利用した人の貸金業者に対する印象はどうだったの?
- ・安心して貸金業者を利用できるの?
- ・私の街の、安心して相談できる貸金業者はどこ?
- ・貸金業者からの借入れトラブルで困ったときは?
- ・人々の暮らしや事業活動を支える多様な貸金業者
- ・統計で見る貸金業界の今 ほか



②改正貸金業法完全施行時にリリースした「貸金業法について」を、Q & A形式にして再編集するなど若年層でも容易に理解しやすいものに改めリリースした。

▼ CONTENT

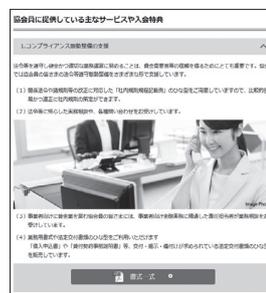
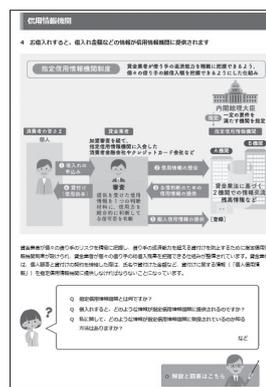
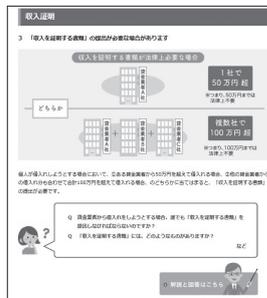
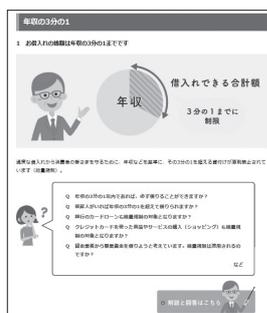
- お借入れは年収の3分の1まで（総量規制について）
- 総量規制が適用されない場合について
- 収入を証明する書類とは
- 指定信用情報機関について
- 上限金利について
- 貸金業法の概要

③入会メリットを紹介するページを内容一新しリリースした。

▼ CONTENT

1. コンプライアンス態勢整備の支援
2. 特定情報（反社情報）照会サービスの提供
3. 広告審査による支援・指導など
4. 監査による指導・支援
5. 法令諸規則の研修支援
6. 業界・業務関連情報の提供
7. 協会員専用サイトの利用
8. 指定紛争解決機関の負担金免除

④スマホからのアクセスが多いページを中心にスマホ対応を行った。



2. 消費者啓発活動 ～出前講座・講師派遣等の推進～

「消費者力」向上のため、金銭管理や金融トラブルに関する教育機会の充実や行政と教育との連携促進を図ることを目的とした「消費者教育の推進に関する法律」が平成24年12月に施行され、それとともに、全国の各教育関係機関及び自治体にて消費者教育の取り組みが始まった。

同法施行以前も本協会では、資金需要者等の利益の保護の促進のため、金融に係る知識の普及・啓発活動を行ってきたが、同法施行後は、より一層幅広い消費者啓発活動を積極的に推進している。

また、多重債務問題の根本的解決には、多重債務者救済の相談体制の整備とともに多重債務者発生防止のための教育啓蒙が重要な課題となることから、行政や教育機関等と連携し、消費者向けの出前講座の一層の充実に取り組んでいる。

(1)相談員向け出前講座の実施

全国の消費生活センターや社会福祉協議会などで行われる相談員向け研修へ講師を派遣し、「多重債務相談への相談対応と家計管理方法等」「多重債務におけるカウンセリング・対応の実務～生活再建に向けた家計管理方法と聴き取り・助言のポイント～」「カウンセリングを活用した相談対応および家計相談について」等の研修や、消費者教育の担い手育成実践講座等を実施した。

(2)消費者向け出前講座の実施

大学、成人、高齢者等への金銭管理等に関する出前講座や、全国の消費生活センターや社会福祉協議会などが主催する市民講座などに講師を派遣し、「中高年向け消費生活講座（金融トラブルの事例、被害防止等）」

「お金と上手につきあおう～金融トラブル被害に遭わないために～」 「その借金大丈夫ですか?日頃の備えと早めの相談を!」 「お金と賢く付き合ひましよう!～やりくり上手になるための家計管理術～」等の研修を実施した。

(3) 協会員向け出前講座の実施

協会員の依頼を受け、「カウンセリング手法を活用したお客さま対応」「新規従事者向け貸金業基礎講座」「貸金業におけるコンプライアンス」等の研修を実施した。

(4) 幅広いニーズに対応するための金銭教育プログラムの作成

様々な種類の出前講座に対応できるよう教育プログラム等を作成するとともに、「ローン・キャッシングQ&A BOOK」(毎年約20万部配布)を作成し配布した。

また、「ヤミ金融被害防止リーフレット」の改訂版を作成し、全国の都道府県警察等へ配布したほか、金融庁作成の多重債務問題に関する啓発用ポスター、パンフレットを協会員へ配布した。

さらに、各地で開催される消費者教育や啓発活動に関連する講演会、シンポジウム、キャンペーン等へ積極的に参加した。

(5) 平成30年度出前講座・講師派遣実績

【協会員向け講座】

回	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数(人)
1	4月5日	アルヒ株式会社	カウンセリング手法を活用したお客さま対応	27
2	4月12日	株式会社サンステージ	カウンセリングの手法を用いた対応	36
3	4月19日	株式会社サンステージ	カウンセリングの手法を用いた対応	36
4	5月11日	株式会社セブン・カードサービス	新規従事者向け基礎講座	28
5	5月17日	株式会社ジェイ・モーゲージバンク(2回)	コンプライアンス研修(社員向け)	94
6	5月18日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	カウンセリング研修スターター編	13
7	5月25日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	カウンセリング研修スターター編	12
8	5月29日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社(2回)	カウンセリング研修スターター編	29
9	6月4日	株式会社優良住宅ローン	貸金業法に係る研修	47
10	7月26日	りそなカード株式会社	カウンセリング的アプローチ法	19
11	8月2日	りそなカード株式会社	カウンセリング的アプローチ法	13
12	8月28日	アイ・アール債権回収株式会社	カウンセリング手法を活用したお客さま対応	15
13	9月4日	アイ・アール債権回収株式会社	カウンセリング手法を活用したお客さま対応	14
14	9月6日	アイ・アール債権回収株式会社	カウンセリング手法を活用したお客さま対応	12
15	9月11日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	カウンセリング研修実務者編	16
16	9月12日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	カウンセリング研修実務者編	17
17	9月20日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	カウンセリング研修実務者編	16
18	9月21日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	カウンセリング研修実務者編	15
19	11月7日	アピリオ債権回収株式会社	カウンセリングを活用したお客様対応研修	12
20	11月7日	エーアイトラスト株式会社	ソーシャルレンディング事業の今後について	20
21	11月14日	アピリオ債権回収株式会社	カウンセリングを活用したお客様対応研修	12
22	11月14日	Jトラストカード株式会社	カウンセリングの手法を用いた実務研修(初級)	8
23	11月14日	Jトラストカード株式会社	カウンセリングの手法を用いた実務研修(中級)	5
24	11月19日	SBIエステートファイナンス株式会社	貸金業におけるコンプライアンス(個人情報・反社会的勢力)	11
25	11月20日	SBIエステートファイナンス株式会社	貸金業におけるコンプライアンス(個人情報・反社会的勢力)	18
26	11月26日	SBIエステートファイナンス株式会社	貸金業におけるコンプライアンス(個人情報・反社会的勢力)	18
27	1月18日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	カウンセリング研修(実力養成編)	6
28	1月29日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	カウンセリング研修(実力養成編)	6
29	3月28日	株式会社一条住宅ローン	第1部 コンプライアンスとは/第2部 貸金業におけるコンプライアンス	31
計				606

【協会員向け講座】(実務研修)

回	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数(人)
1	9月14日	日本貸金業協会(参加協会員:7社)	カウンセリングの手法を用いた実務研修【初級編】	10
2	11月9日	日本貸金業協会(参加協会員:11社)	カウンセリングの手法を用いた実務研修【中級編】	18
3	1月25日	日本貸金業協会(参加協会員:7社)	カウンセリングの手法を用いた実務研修【上級編】	13
計				41

【一般・消費者・学生向け講座】

回	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数(人)
1	5月31日	日本大学商学部	ローンの特徴と役割	183
2	6月7日	明治大学国際日本学部	貸金業界の現状	26
3	6月8日	東京都生活学校連絡協議会	お金についてはなしと金融トラブル事例と防止策について	52
4	7月3日	金城学院大学	多重債務問題および貸金業協会の役割	8
5	9月25日	佐世保市消費生活センター	中高年向け消費生活講座(金融トラブルの事例、被害防止等)	21
6	9月28日	高松市市民政策局くらし安全安心課消費生活センター	お金と賢く付き合おう!～やりくり上手になるための家計管理術～	115
7	10月3日	山口市消費生活センター	金融知識の向上、金融トラブルの事例、被害防止	10
8	10月4日	明治大学国際日本学部	ソーシャル・レンディング、個人信用情報	32
9	12月8日	宮崎県消費生活センター	その借金大丈夫ですか?日頃の備えと早めの相談を!	32
10	12月9日	鳥取県消費生活センター	お金と上手につきあおう～金融トラブル被害に遭わないために～	8
11	1月27日	栃木県下野市安全安心課	トラブルと悪質商法	90
12	2月15日	八王子消費生活センター(市民部消費生活センター)	やりくり上手になるための家計管理術～お金と賢く付き合おう～	17
小計				594

【相談員向け講座】

回	開催日	主催団体等	テーマ	受講者数(人)
1	6月1日	中国労働金庫	多重債務相談におけるカウンセリング・対応の実務	48
2	8月17日	大分県消費生活センター	多重債務相談への相談対応と家計管理方法等	22
3	8月22日	独立行政法人国民生活センター相談情報部	カウンセリング等	30
4	8月23日	独立行政法人国民生活センター相談情報部	カウンセリング等	12
5	9月28日	栃木県県民生活部くらし安全安心課	多重債務におけるカウンセリング・対応の実務～生活再建に向けた家計管理方法と聴き取り・助言のポイント～	25
6	10月25日	財務省東北財務局・青森財務事務所・青森県消費生活センター共同開催	カウンセリング的アプローチを活用した債務相談対応	20
7	10月30日	神奈川県くらし安全防災局くらし安全部消費生活課	日本貸金業協会の役割について	79
8	11月12日	富山県生活環境文化部県民生活課	多重債務相談におけるカウンセリングや相談対応について	28
9	11月22日	岐阜県県民生活相談センター	市町村多重債務問題実務担当者研修会	56
10	1月10日	広島市消費生活センター	金融トラブル被害の実例紹介及び被害防止	41
11	1月21日	財務省四国財務局高知財務事務所	家計相談支援の実際について	33
12	2月21日	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	カウンセリングを活用した相談対応および家計相談について	32
13	2月26日	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	カウンセリングを活用した相談対応および家計相談について	31
14	3月12日	財務省四国財務局	家計相談支援の実際について	23
15	3月13日	財務省四国財務局徳島財務事務所	家計相談支援の実際について	30
16	3月18日	川崎市経済労働局産業政策部消費者行政センター	多重債務者関係連絡会議研修会	16
17	3月28日	八王子消費生活センター(市民部消費生活センター)	カウンセリングの手法を用いた相談対応	9
小計				535

※過去の実績につきましては、日本貸金業協会 Web サイト(一般のみなさまへ⇒金融・金銭教育⇒講師派遣・出前講座制度のご案内)をご覧ください。

2 調査・研究活動

(1)調査研究活動の概要

資金需要者に対する資金供給が円滑になされていること、及び貸金業者の経営実態などについての調査を次の通り行った。

実施機関	実施内容	対象	備考
平成30年7月～平成30年8月	資金需要者向け調査(※インターネットを利用した調査)	借入経験のある個人	平成30年9月28日公表
平成30年12月～平成31年1月	貸金業者向け調査(※郵送/インターネットメール)	協会員・非協会員	平成31年3月29日公表
平成30年4月～平成31年3月	月次実態調査(※平成31年3月末現在53社)	協会員	毎月公表

(2)調査結果の公表

- ①統計資料としての公共性の観点や、自主規制機関としての位置付け等を鑑み、実施した各アンケート調査結果を取りまとめ、「資金需要者等の現状と動向に関する調査結果報告」「貸金業者の経営実態等に関する調査結果報告」として公表した。
- ②貸金業界のトレンドを捉えた統計情報として、月次で「月次統計資料」の公表を行った。
- ③平成29年度の協会活動や統計情報、貸金業の課題等を掲載した「平成29年度年次報告書」を平成30年8月末に刊行し、協会員や業界関係者等に広く配布した。

Ⅲ. 主任者資格部門

1 貸金業務取扱主任者 資格試験・登録講習・主任者登録

1. 業務の概要

本協会は、平成21年6月18日に貸金業務取扱主任者資格試験の指定試験機関として内閣総理大臣の指定を受け、平成30年度は13回目となる資格試験を実施した。

利用者の利便性向上を図るため、Webサイトのレスポンスデザイン化を実施し、スマートフォン等からの受験申込の受付を開始した。

また、平成28年9月28日に登録講習機関の登録の更新（登録期間：平成28年10月1日～令和元年9月30日まで）を受け、平成30年度は、平成27年度に主任者登録を更新した者及び新たに主任者登録を受けた者で更新時期を迎えた者を主たる対象者として、全国12地域で45回の貸金業務取扱主任者講習を実施した。

さらに、金融庁長官からの委任に基づき主任者登録事務を円滑かつ安全に実施した。

■ 貸金業務取扱主任者制度と貸金業者の責務

平成15年8月に創設された貸金業務取扱主任者の制度は、改正貸金業法の完全施行時（平成22年6月）から、国家資格である資格試験に合格し登録を受けた貸金業務取扱主任者を、営業所または事務所ごとに法令で定める数（貸金業の業務に従事する者50名につき貸金業務取扱主任者が1名以上の割合になるように）を配置し、貸金業の業務に従事する者に対する助言・指導等を通じて貸金業者の法令遵守の徹底を図る制度に改正されました。

貸金業者は、貸金業務取扱主任者がその果たすべき役割及び貸金業務取扱主任者の権限等（①役職員に対し助言・指導を行うこと、②役職員は、貸金業務取扱主任者の助言・指導が法令等に反している場合等の例外事由に該当しない限り、貸金業務取扱主任者の助言を尊重し、指導に従う義務があること、③役職員が正当な理由なく、貸金業務取扱主任者の助言を尊重せず、指導に従わなかった場合の措置）を記載した貸金業務取扱主任者に関する社内規則等を、当該貸金業者の事業規模・特性に応じて策定しなければなりません。

また、貸金業者は、貸金業務取扱主任者が適切に助言・指導を行うことができるよう、社内規則等を役職員に周知徹底するとともに、貸金業務取扱主任者自身に対し、その役割及び果たすべき責務等を自覚させるための指導を行わなければなりません。

更に、貸金業者は、貸金業務取扱主任者の機能が十分に発揮される態勢が整備されているか、内部管理部門等による定期的な点検等によりその状況を把握・検証し、その結果に基づき態勢の見直しを行うなどの実効性を確保する必要があります。



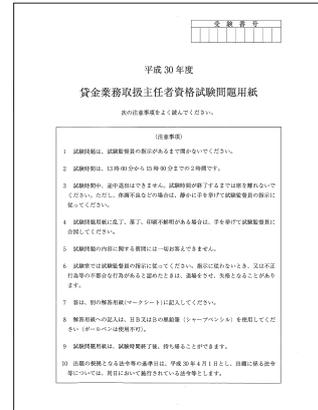
2. 資格試験の実施

全国17試験地（20会場）において、平成30年度貸金業務取扱主任者資格試験を1回実施した。

(1) 試験の結果

試験実施結果

試験日	平成30年11月18日(日)
試験地及び会場数	全国17試験地・20会場
受験申込者数	11,420名
受験者数	9,958名
受験率	87.20%
合格者数	3,132名
合格率	31.45%
合格基準点	50問中32問正解
合格発表日	平成31年1月10日(木)



(2) 合格者の概要 (n=3,132)

① 年齢別構成

	20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上
構成比	31.5%	30.8%	24.0%	12.2%	1.5%
合格率	33.3%	31.0%	30.3%	30.3%	33.1%

② 男女別構成

	男性	女性
構成比	62.4%	37.6%
合格率	30.9%	32.4%

※平均年齢 37.0歳

③ 試験地別構成

	札幌	仙台	千葉	東京	埼玉	神奈川	高崎	名古屋	金沢
構成比	1.6%	2.3%	4.5%	44.1%	5.4%	8.7%	1.3%	5.3%	0.9%

	大阪	京都	神戸	広島	高松	福岡	熊本	沖縄
構成比	10.7%	3.0%	2.0%	1.7%	1.7%	5.5%	1.0%	0.4%

(注) 小数点以下第2位を四捨五入のため、構成比の合計は100.0%にならないことがある。

(3) 試験結果の推移

試験結果推移

(単位：名、点)

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
試験日	平成21年8月	平成21年11月	平成21年12月	平成22年2月	平成22年11月	平成23年11月	平成24年11月
申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088
受験率	96.5%	93.3%	74.4%	89.5%	89.2%	89.2%	87.6%
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599
合格率	70.1%	65.2%	65.4%	61.7%	32.9%	21.8%	25.8%
合格基準点	30	30	33	31	30	27	29

	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	(累計)
試験日	平成25年11月	平成26年11月	平成27年11月	平成28年11月	平成29年11月	平成30年11月	-
申込者数	11,021	11,549	11,585	11,639	11,680	11,420	196,509
受験者数	9,571	10,169	10,186	10,139	10,214	9,958	175,645
受験率	86.8%	88.1%	87.9%	87.1%	87.4%	87.2%	89.4%
合格者数	2,688	2,493	3,178	3,095	3,317	3,132	82,425
合格率	28.1%	24.5%	31.2%	30.5%	32.5%	31.5%	-
合格基準点	30	30	31	30	34	32	-

(4)科目別設問形式別出題数の推移

設問形式	法及び関係法令		貸付けの実務		資金需要者保護		財務・会計		全体		計	
	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない		
第1回試験	4択	10	18	7	4	3	2	1	1	21	25	46
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	組合せ	2	0	1	0	0	0	0	0	3	0	3
	全体	12	18	8	4	3	2	2	1	25	25	50
第2回試験	4択	14	16	5	6	2	2	0	1	21	25	46
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2
	組合せ	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2
	全体	14	16	6	6	3	2	2	1	25	25	50
第3回試験	4択	9	17	8	5	1	2	0	2	18	26	44
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2
	組合せ	2	0	0	0	2	0	0	0	4	0	4
	全体	12	17	8	5	3	2	1	2	24	26	50
第4回試験	4択	10	18	7	4	1	2	1	0	19	24	43
	個数	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2
	穴埋め	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	2
	組合せ	1	0	1	0	0	0	1	0	3	0	3
	全体	12	18	9	4	2	2	3	0	26	24	50
第5回試験	4択	6	11	6	6	1	1	0	0	13	18	31
	個数	2	0	1	0	1	0	1	0	5	0	5
	穴埋め	1	0	0	0	1	0	1	0	3	0	3
	組合せ	6	1	2	0	1	0	1	0	10	1	11
	全体	15	12	9	6	4	1	3	0	31	19	50
第6回試験	4択	5	10	8	6	0	2	1	1	14	19	33
	個数	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	8	0	1	0	2	0	1	0	12	0	12
	全体	17	10	9	6	3	2	2	1	31	19	50
第7回試験	4択	7	11	6	8	0	2	1	1	14	22	36
	個数	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	5	0	1	0	2	0	1	0	9	0	9
	全体	16	11	7	8	3	2	2	1	28	22	50
第8回試験	4択	4	14	9	6	1	3	1	1	15	24	39
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	1	0	1	0	6	0	6
	全体	13	14	9	6	2	3	2	1	26	24	50
第9回試験	4択	7	12	8	7	2	3	2	1	19	23	42
	個数	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	全体	15	12	8	7	2	3	2	1	27	23	50
第10回試験	4択	8	12	9	6	3	2	1	2	21	22	43
	個数	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	全体	15	12	9	6	3	2	1	2	28	22	50
第11回試験	4択	8	12	8	7	4	1	2	1	22	21	43
	個数	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	全体	15	12	8	7	4	1	2	1	29	21	50
第12回試験	4択	9	11	9	6	3	2	1	2	22	21	43
	個数	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	全体	16	11	9	6	3	2	1	2	29	21	50
第13回試験	4択	7	11	8	7	3	2	1	2	19	22	41
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	全体	16	11	8	7	3	2	1	2	28	22	50

※各科目共、「適切」な問題の後に「適切でない」問題を出題しています。

※出題問題及び正答は、協会Webサイトに掲載していますのでご確認ください。

(5)試験結果開示サービスの利用状況

平成30年度試験結果に関する受験者からの開示請求件数は、3月31日現在、2,264件となりました。

※自身の試験結果(①得点、②順位、③50問の正答、④50問の選択肢番号及び正誤)をインターネットから無料で照会できるサービスを実施しています。

3. 登録講習の実施

(1) 講習の実施

① 開催日別実施結果

実施日	実施場所	受講申込者数(名)	受講者数(名)	受講率(%)	修了者数(名)	実施日	実施場所	受講申込者数(名)	受講者数(名)	受講率(%)	修了者数(名)
5月15日	東京	416	413	99.3	413	8月28日	熊本	137	134	97.8	134
5月22日	東京	392	391	99.7	391	8月30日	東京	309	300	97.1	300
5月25日	東京	408	403	98.8	403	9月4日	東京	512	502	98.0	502
5月29日	東京	309	307	99.4	306	9月14日	福岡	490	485	99.0	485
5月31日	大阪	339	337	99.4	337	9月19日	大阪	535	530	99.1	530
6月5日	東京	428	423	98.8	423	9月25日	東京	440	432	98.2	432
6月7日	東京	424	420	99.1	420	9月27日	東京	457	440	96.3	440
6月12日	福岡	464	462	99.6	462	10月2日	高松	94	92	97.9	92
6月15日	東京	422	417	98.8	417	10月4日	東京	434	430	99.1	430
6月19日	大阪	305	304	99.7	304	10月9日	札幌	151	149	98.7	149
6月21日	東京	424	417	98.3	417	10月15日	名古屋	303	302	99.7	302
7月3日	沖縄	109	107	98.2	107	10月23日	大阪	416	410	98.6	410
7月6日	名古屋	456	454	99.6	454	10月25日	東京	423	414	97.9	414
7月10日	仙台	334	332	99.4	332	10月30日	東京	106	103	97.2	103
7月12日	大阪	580	572	98.6	572	11月1日	東京	419	411	98.1	411
7月17日	東京	250	245	98.0	245	11月8日	広島	131	127	96.9	127
7月18日	高松	167	166	99.4	166	12月6日	東京	424	410	96.7	410
7月19日	広島	230	228	99.1	228	12月11日	仙台	149	145	97.3	145
7月24日	札幌	255	253	99.2	253	12月18日	福岡	224	216	96.4	216
7月31日	東京	446	439	98.4	439	1月22日	東京	426	410	96.2	410
8月7日	金沢	111	111	100.0	111	1月25日	大阪	246	237	96.3	237
8月21日	高崎	124	124	100.0	124	2月21日	東京	362	352	97.2	352
8月23日	東京	473	465	98.3	465	平成30年度計(45回)		15,054	14,821	98.5	14,820

② 開催場所別実施結果

開催場所	実施回数	受講者(名)	修了者数(名)	構成比率(%)
札幌	2	402	402	2.7
仙台	2	477	477	3.2
高崎	1	124	124	0.8
東京	22	8,544	8,543	57.6
名古屋	2	756	756	5.1
金沢	1	111	111	0.7
大阪	6	2,390	2,390	16.1
高松	2	258	258	1.7
広島	2	355	355	2.4
福岡	3	1,163	1,163	7.8
熊本	1	134	134	0.9
沖縄	1	107	107	0.7
計(12地域)	45	14,821	14,820	

③ 受講者の受講回数別内訳 ※ ()は構成比率

初回	2回目	3回目	4回以上	受講者計
1,798 (12.1%)	1,414 (9.5%)	11,507 (77.6%)	102 (0.7%)	14,821

※当年度に2回以上受講した者を含む。



④ 講習カリキュラム

時限	時間	講習科目	主な内容
	9:00～		受付開始
【10分】	9:30～9:40		受講説明
1時限 【70分】	9:40～10:50	貸金業に関する 法令に関する科目 その1	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸金業法、利息制限法及び出資法に関する直近の改正内容の解説 ○ 講習テキスト講義 ○ ケーススタディ解説
【10分】	10:50～11:00		休憩
2時限 【50分】	11:00～11:50	貸金業に関する 法令に関する科目 その2	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸金業法、利息制限法及び出資法に関する直近の改正内容の解説 ○ 講習テキスト講義 ○ ケーススタディ解説
【60分】	11:50～12:50		昼食休憩
3時限 【80分】	12:50～14:10	貸金業に関する 法令に関する科目 その3	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民法、商法その他関係法律で、貸付け及び貸付けに付随する取引に関する規定に関する直近の改正内容の解説 ■ 資金需要者等の保護に関する解説 ■ 財務及び会計に関する解説 ○ 講習テキスト講義 ○ ケーススタディ解説 ○ 理解度テストの実施と解説 ○ 質疑応答
【20分】	14:10～14:30		休憩
4時限 【80分】	14:30～15:50	実務に関する科目 その1	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸付けに関する実務動向の解説 ○ 講習テキスト講義 ○ ケーススタディ解説
【20分】	15:50～16:10		休憩
5時限 【80分】	16:10～17:30	実務に関する科目 その2	<ul style="list-style-type: none"> ■ 債権管理に関する実務動向の解説 ■ 債権回収に関する実務動向の解説 ○ 講習テキスト講義 ○ ケーススタディ解説 ○ 理解度テストの実施と解説 ○ 質疑応答
【20分】	17:30～17:50		修了証明書の交付等

⑤ 講習教材

平成30年度講習では、①講習テキスト、②実務の手引き、③関係法令集、④関係法令集別冊：個人情報保護法関係（平成29年5月30日施行）⑤講義用ビデオを制作し講習教材とした。

①～⑤は平成29～31年度講習の教材となります。

④の別冊法令集には、個人情報保護委員会から公表されたガイドライン4編及び金融分野におけるガイドライン、パブリックコメントの回答等、個人情報保護法の関係資料をとりまとめ収録した。

また、上記以外に講習テキストの補完を目的として、平成30年度講義補助資料を作成するとともに、補助資料の別冊として令和2年4月1日に施行される民法の一部を改正する法律（債権法改正）についての解説書を作成した。

⑥ 講習会場における質疑応答

3時限目と5時限目の講義では、理解度テストと質疑応答の時間を設けている。

平成30年度講習では、331件の質問があり会場講師が回答を行った。

(2)令和元年度講習の開催計画の公表と受講対象者への案内

受講対象者（主任者登録の更新対象者）への案内書面の発送等

<p>○更新対象者(5,114名)へのご案内 令和元年度登録講習の受講対象者の方(※)に対し「貸金業務取扱主任者の登録有効期限と令和元年度登録講習に関するご案内」書面を発送。 ※受講対象者とは 平成28年11月1日～平成29年10月31日に主任者登録を受けた方(令和元年10月31日～令和2年10月30日に有効期限を迎える方)</p>	(発送日) 1月30日(水)
<p>○講習受講要領の公表 ・令和元年度講習受講要領の公表 ・受講申込書類(冊子)の郵送請求の受付・発送を開始。</p>	2月12日(火)
<p>○受講申込の受付の開始 ・受講申込の受付(インターネット申込・郵送申込の予約)とも ・団体申込の予約手続き(団体申込に必要な団体情報の登録は予め登録可)</p>	2月18日(月)

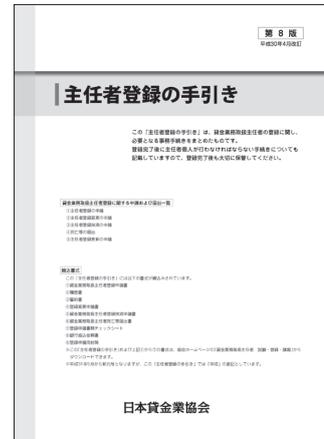
※平成30年12月14日、登録更新対象者のうちマイページ登録者(1,790名)に、通知文郵送のため住所等の変更があれば届出願いたい旨のメール案内を送信。

※同日、団体申込責任者(2,092名)に、団体所属の対象者への上記内容の周知をメールにて依頼した。

4. 主任者登録の実施

(1)主任者登録に関する事務手続等の周知

- ①平成30年度講習受講者全員に「主任者登録の手引き」を配布し、登録更新申請手続き等を周知した。
- ②平成30年度試験合格者に合格証書とともに主任者登録の申請書類等を発送し、主任者登録申請手続きを周知するとともに、問合せ窓口において問合せに対応した。
- ③主任者登録の更新には、主任者講習の受講が義務付けられている。平成30年度の最終の講習(平成31年2月21日)から令和元年度の初回講習(令和元年5月21日)までの約3ヶ月間、講習不開催の期間があるため、主任者登録の更新漏れを起こさないよう、注意文書を本協会Webサイト及び協会報に掲載し、注意喚起を行った。



(2)主任者登録に関する事務処理状況

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの主任者登録に関する事務処理件数は以下の通り。

(単位:件)

登録申請書受理件数	15,460
登録完了通知発送件数	2,560
更新完了通知発送件数	11,740
登録拒否件数	1
登録変更件数	1,836
登録取消件数	1
登録抹消件数	3,834

(3)主任者の登録と更新の状況

平成31年3月31日末現在、登録を受けた貸金業務取扱主任者数は26,606名です。

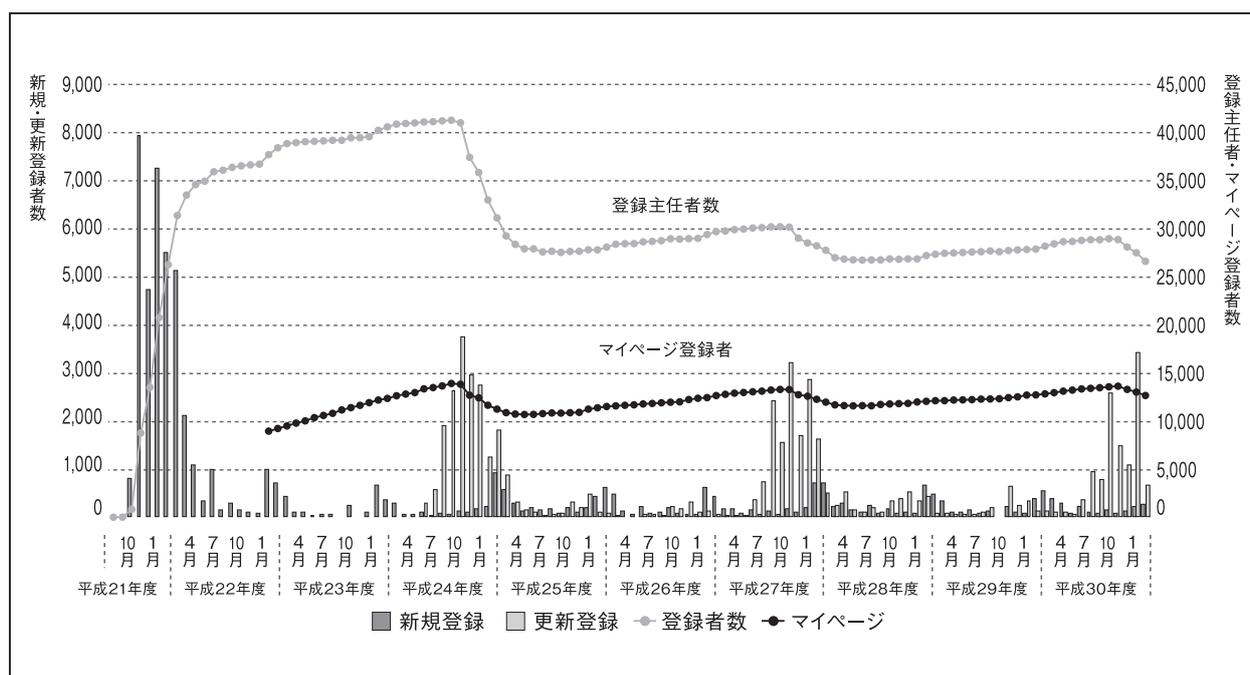
(単位:件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録件数(更新以外)	20,749	16,952	2,525	1,697	3,510	2,706	2,439	2,928	2,203	2,560
更新件数	0	0	0	16,127	4,561	1,234	14,649	3,869	2,026	11,740
登録抹消件数	1	6	3	8,935	8,702	1,111	3,611	3,939	1,530	3,834

※主任者登録の有効期間は3年と定められており、登録の更新を受けない場合、当該主任者登録は有効期限の満了をもって抹消される。

貸金業務取扱主任者数の推移

(単位:名)



(4)マイページ登録の推進と主任者活動支援情報の提供

①マイページ登録の推進

主任者登録の変更に係る事務手続きの簡素化及び主任者活動支援のための有効情報の提供手段として、マイページ登録を推進した。

	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
登録主任者数	37,708名	40,219名	32,988名	27,796名	29,391名	28,219名	27,208名	27,881名	26,606名
マイページ登録者数	8,945名	12,179名	11,641名	11,375名	12,433名	12,258名	12,046名	12,716名	12,654名
登録率	23.7%	30.3%	35.3%	40.9%	42.3%	43.4%	44.3%	45.6%	47.6%

②マイページ掲載資料の拡充

主任者活動の支援策として主任者から要望が多い事項について、平成25年9月からマイページ(主任者専用サイト)に関係資料の掲載を開始し、定期的に更新を行っている。

平成29年度末の更新においては、スマートフォン等モバイル端末から外部リンク先情報の照会・取得を可能とする機能の拡充を実施した。

※主任者への告知は、更新の都度、Webサイトにおいて告知するとともに、マイページ登録者及び団体責任者宛てに案内メールを送信。

<マイページに掲載している関係資料>

A. 貸金業法の改正動向と貸金業者の活動状況に関する情報

① 貸金業法及び関係法令の改正動向

資料No	タイトル	概要
A1-1	貸金業法及び関係法令等の改正状況	「関係法令集」(平成23年1月27日第1版発行)に収録している貸金業法等の発行日以降の改正の概要について、公布・公表日順に改正の要点等を記載し、当該改正の公表箇所にリンクを張った資料。
A1-2	貸金業法施行令及び貸金業法施行規則の改正状況	平成25年4月以降に金融庁から公表されパブリックコメントに付された貸金業法施行令及び貸金業法施行規則の一部改正について、その内容を抜粋した資料。(パブリックコメントを含む。)
A1-3	「貸金業者向けの総合的な監督指針」の改正状況	平成25年5月以降に金融庁から公表されパブリックコメントに付された「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正について、その内容を抜粋した資料。(パブリックコメントを含む。)
A1-4	パブリックコメントの概要とその回答	貸金業法第2段階施行時の施行規則等の一部改正に伴うパブリックコメントの結果(平成19年11月2日公表)から、関係法令等の直近の改正までのパブリックコメントの概要とその回答について、分野毎の項目に分類し整理した資料。(全4冊、171頁)

② 検査結果事例・法令等違反の届出の状況

資料No	タイトル	概要
A2-1	金融検査結果事例集(金融庁)	金融庁が公表している「金融検査結果事例集」のうち、貸金業者に関する事例を抜粋した資料。金融庁が、平成26事務年度行ったオンサイト・モニタリングの結果(個別の指摘事例等)について、現状においても引き続き有用と思われる既存事例とともに整理し、新たな金融検査結果事例集として策定・公表したものを。
A2-2	協会監査における指摘内容及び改善指導内容	日本貸金業協会の協会員に対する監査結果として協会の年次報告書等に掲載した、監査の指摘内容及び改善指導の概要。
A2-3	協会への法令等違反届出事案数の推移	協会員が協会の定めに従い届け出た法令等違反届出について、届出事案数の推移を該当条文等別に一覧にした資料。
A2-4	平成28年度実地監査指摘事例集	平成28年度に日本貸金業協会が協会員に対して行った実地監査の結果に基づく指摘事例集。(※主任者としての日常の業務遂行において特に参考となる資料。)
A2-5	平成27年度実地監査指摘事例集	平成27年度に日本貸金業協会が協会員に対して行った実地監査の結果に基づく指摘事例集。(※主任者としての日常の業務遂行において特に参考となる資料。)
A2-6	平成26年度実地監査指摘事例集	平成26年度に日本貸金業協会が協会員に対して行った実地監査の結果に基づく指摘事例集。(※主任者としての日常の業務遂行において特に参考となる資料。)

③ 金融ADR・苦情等の受付の状況

資料No	タイトル	概要
A3-1	紛争解決手続終結事案(日本貸金業協会)	貸金業に関する指定紛争解決機関である「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター」が「紛争解決手続終結事案」として、年度別に紛争の概要、紛争解決の状況等について公表している全28事例を掲載。
A3-2	苦情処理終結事案(日本貸金業協会)	貸金業務に関連する借入れや返済のご相談、貸付自粛制度の受付、貸金業者の業務に対する苦情や紛争解決の窓口である「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター」が「苦情処理終結事案」として、類型別に申立内容、処理結果等について公表しているもの。平成23年度からの全37事例を掲載。
A3-3	貸金業者に係る苦情・相談等の受付状況の推移(日本貸金業協会)	日本貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センターにおいてとりまとめ、年次報告書に掲載している「苦情内容別推移」及び「相談内容別推移」について、平成22年度以降の推移を確認できる資料。
A3-4	貸金業に関する利用者からの相談事例等(金融庁)	金融庁の金融サービス利用者相談室が四半期ごとに公表している「『金融サービス利用者相談室』における相談等の受付状況等」の「5. 利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」の「(4)貸金等に関する相談事例及びアドバイス等」に掲載されている事例。
A3-5	貸金業者に係る苦情等の受付状況の推移(金融庁)	金融庁から毎年5月末に公表される「貸金業関係資料集」のうち、「8. 金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等(苦情、相談・照会)件数」について、平成23年度以降の推移を確認できる資料。

④ 貸金業に関する判例・法令解釈等

資料No	タイトル	概要
A4-1	貸金業に関する最高裁判所の主な判決一覧	昭和37年から直近までの最高裁判決のうち、貸金業に関する主な判決についての争点別分類一覧表(当該判決の位置付けの確認)。
A4-2	貸金業に関する主な最高裁判例(要旨)	昭和37年から直近までの最高裁判決のうち、貸金業に関する主な判決の要旨、関係法条等を掲載し、判決本文にリンクを張った資料。
A4-3	国民生活センターの貸金業に関する公表事例	独立行政法人 国民生活センターから公表されている「消費者問題の判例集」のうち、貸金業に関する事例を抜粋した資料。全18事例をテーマ別に分類。
A4-4	国民生活センターの消費者契約法に関する公表事例	独立行政法人 国民生活センターから公表されている「消費者契約法に関連する消費生活相談の概要と主な裁判例」のうち、貸金業に係る事例を抜粋した資料。全19事例を消費者契約法の条項別に分類。
A4-5	ノーマクションレター・一般的な法令解釈	金融庁から公表されている法令適用事前確認手続(ノーマクションレター制度ほか)及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続の概要と公表されている照会文書及び回答文書にリンクを張った資料。

B. 関係法令等の改正動向に関する情報

資料No	タイトル	概要
B 1	関係法令等の改正状況	「関係法令集」(平成23年1月27日第1版発行)に収録している関係法令等(利息制限法、出資法、消費者契約法、犯罪収益移転防止法等)の発行日以降の改正の概要について、公布・公表日順に改正の要点等を記載し、当該改正の公表箇所にリンクを張った資料。
B 2	犯罪収益移転防止法の改正(3段表)	平成28年10月1日に施行された犯罪収益移転防止法(平成26年法律第117号)及び平成27年9月18日に警察庁からパブリックコメント結果が公表された同法施行令、同法施行規則(附則含む)の改正箇所が判る3段組資料。 ※平成29年以降の改正状況については、上記「B1」資料を参照ください。

C. 多重債務者対策等に関する情報

資料No	タイトル	概要
C 1	多重債務者問題懇談会関係資料	多重債務者対策として取り組むべき施策等を検討するため、平成24年9月に新たに設置された「多重債務者問題及び消費者向け金融に関する懇談会」関係資料の公表箇所にリンクを張った資料。(平成29年12月5日第10回開催まで)
C 2	多重債務の発生防止に向けた支援(日本貸金業協会)	日本貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センターによる多重債務の未然防止及び多重債務の早期発見とその解決に向けた支援の概要に関する資料。
C 3	生活困窮者自立支援制度の関係資料	厚生労働省が所管する生活困窮者自立支援制度(生活困窮者自立支援法:平成25年法律第105号)の概要とその実施状況に関する資料の公表箇所にリンクを張った資料。 ※本制度は、生活保護受給者以外の生活困窮者への支援の抜本的強化を目的とし、社会保険制度等の雇用を通じた安全網(第1のセーフティネット)と生活保護(第3のセーフティネット)との間の第2のセーフティネットと位置づけられている。

D. 金融リテラシーの向上に関する情報

資料No	タイトル	概要
D1-1	金融経済教育推進会議の「金融リテラシー・マップ」	1. 金融経済教育研究会報告書(2013年4月公表)の概要説明と当研究会の議事録等にリンクを張った資料。 2. 金融広報中央委員会から公表(2015年6月)されている、「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー(お金の知識・判断力)」の内容に関する説明資料。 ※「最低限身に付けるべき金融リテラシー」は、「家計管理」「生活設計」「金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」「外部の知見の適切な活用」の4分野に分かれる。
D1-2	金融リテラシー・マップの概要と「ローン・クレジット」に関する事項	金融リテラシー・マップの主な内容及び「全年齢層を通じて習得すべきスタンダード」のうち、「ローン・クレジット」に関する事項を抜粋した資料。
D 2	金融広報中央委員会の金融リテラシー調査結果	金融広報中央委員会が平成28年2~3月、18歳以上の個人の金融リテラシーの現状を把握するために実施したインターネット調査の結果にリンクを張った資料。「金融リテラシー・マップ」の体系を踏まえた初の大規模調査で、属性(性別、年齢、年収、居住地等)分類、海外調査との比較、金融力調査(2011年度)との比較等がある。
D 3	消費者及び指導者向けの金融リテラシー教材(金融広報中央委員会、金融庁、日本貸金業協会)	1. 金融広報中央委員会から公表されている金融リテラシーの向上・推進のための各種資料の中から、指導者向け教材、生活設計・家計管理・消費生活に関する分野の実践事例集、年代層別資料のうち一部を抜粋しリンクを張った資料。('きみはリッチ? - 多重債務に陥らないために -')の内容紹介等) 2. 金融庁から公表されている金融リテラシー向上のための資料。 3. 日本貸金業協会が公表している消費者向けガイドブック及び家計管理診断・消費者行動診断ツールにリンクを張った資料。
D4	ゆうちょ財団の「くらしと生活設計に関する調査報告書」の「金融の知識」から	1. 一般財団法人 ゆうちょ財団は、個人金融に関する調査・研究に役立てることを目的としてアンケート調査を行い、「くらしと生活設計に関する報告書」を公表している。第1回調査(2013年)、第2回調査(2014年)、第3回調査(2016年) 2. 2016年11月~12月に実施された第3回調査の「金融の知識」に関する調査結果資料から一部を抜粋。 (※ゆうちょ財団のアンケート調査については、「E4」を参照ください。)
D5	ゆうちょ財団の「季刊 個人金融」の内容紹介	一般財団法人 ゆうちょ財団が発行する季刊誌「季刊 個人金融」2017年秋号には「家計の借入をめぐる課題」について特集記事が組まれており、個人向け無担保ローン市場の諸問題について分析・考察がなされている。掲載論文のうち、貸金業に関係する3氏の論文にリンクを張った資料。

E. 各種アンケート調査結果等に関する情報

資料No	タイトル	概要
E 1	金融庁が実施したアンケート調査結果	金融庁が実施した、①改正貸金業法の完全施行後の実態把握の一環として、貸金業を利用している一般消費者の意識等に係る調査、②地域経済における金融機能の向上に関する調査研究、③主要国の上限金利規制に関する調査の結果にリンクを張った資料。
E 2	日本貸金業協会が実施したアンケート調査結果	日本貸金業協会が平成22年以降に資金需要者及び貸金業者を対象として実施した「貸金業が担う資金供給機能等の現状と動向」、「資金需要者等の借入れに対する意識や行動」等のアンケート調査結果の公表箇所にリンクを張った資料。
E 3-1	家計の金融行動に関する世論調査① 二人以上世帯（金融広報中央委員会）	金融広報中央委員会（Webサイト：「知るぽると」）から公表されている、「家計の金融行動に関する世論調査」のうち、平成22年～平成29年の二人以上世帯の5種類の調査結果資料の公表箇所にリンクを張った資料。（調査結果一括ファイル、単純集計ファイル、時系列ファイル、分類別ファイル、設問間クロス集計）
E 3-2	家計の金融行動に関する世論調査② 単身世帯（金融広報中央委員会）	金融広報中央委員会（Webサイト：「知るぽると」）から公表されている、「家計の金融行動に関する世論調査」のうち、平成22年～29年の単身世帯の5種類の調査結果資料の公表箇所にリンクを張った資料。（調査結果一括ファイル、単純集計ファイル、時系列ファイル、分類別ファイル、設問間クロス集計）
E 4	ゆうちょ財団の家計に関するアンケート調査結果	1. 一般財団法人ゆうちょ財団が、家計の金融に関する調査・研究に役立てることを目的として実施している各種調査のうち、「家計と貯蓄に関する調査」にリンクを張った資料。 第1回調査（2013年）、第2回調査（2015年）、第3回調査（2018年） 2. 「くらしと生活設計に関する調査報告書」は、クレジットカード、カードローン、消費者金融の利用経験や利用者の生活の変化等のアンケート項目がある。 （※アンケート調査については、「D4」を参照ください。）
E 5	日本銀行、家計経済研究所から公表されている調査結果	1. 日本銀行が、金融・経済環境の変化がもたらす生活者の意識や行動への影響、生活実感を把握し金融政策や業務運営の参考とするため、平成5年から毎年（4回）実施している「生活意識に関するアンケート調査」の公表箇所にリンクを張った資料。 2. 公益財団法人家計経済研究所が、平成5年から実施している「消費生活に関するパネル調査」の概要に関する資料。

F. 家計に係る各種統計資料・その他

資料No	タイトル	概要
F 1	「家計調査」(総務省統計局)	総務省統計局が四半期毎に公表する「家計調査」(貯蓄・負債編)は、二人以上世帯の貯蓄現在高・負債現在高等を世帯の年間収入階級及び職業別に調べることができる。調査結果の公表箇所にリンクを張った資料。
F 2-1	「全国消費実態調査」① 二人以上世帯（総務省統計局）	総務省統計局が5年ごとに実施している「全国消費実態調査」は、世帯を対象として、家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査している。二人以上世帯を対象とした調査結果の公表箇所にリンクを張った資料。
F 2-2	「全国消費実態調査」② 単身世帯（総務省統計局）	総務省統計局が5年ごとに実施している「全国消費実態調査」は、世帯を対象として、家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査している。単身世帯を対象とした調査結果の公表箇所にリンクを張った資料。
F 3	「労働力調査」「就業構造基本調査」(総務省統計局)	1. 労働力調査は、統計法に基づく基幹統計『労働力統計』を作成するための統計調査であり、我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としている。調査結果の公表箇所にリンクを張った資料。 2. 就業構造基本調査は、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とする。調査結果の公表箇所にリンクを張った資料。
F 4	「国民生活基礎調査」(厚生労働省)	厚生労働省は、昭和61年から毎年実施する調査と3年ごとの大規模調査で国民生活の基礎的事項について調査し、結果を「国民生活基礎調査」として公表している。国民生活基礎調査の結果の概要の公表箇所にリンクを張った資料。
F 5	「所得再分配調査」(厚生労働省)	所得再分配調査は、昭和37年度以降、概ね3年に一度の周期で実施しており、社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを明らかにし、社会保障施策の浸透状況、影響度を調査し、今後における施策立案の基礎資料を得ることを目的としている。平成26年度の調査結果の概要の公表箇所にリンクを張った資料。
F 6	「厚生労働白書」(厚生労働省)	「厚生労働白書」の概要の公表箇所にリンクを張った資料。 家計の動向に関する参考として、「国民生活と社会保障（平成29年白書）」を一部抜粋した。
F 7	「人事・労務管理に関する基礎実務の手引き」	人事・労務管理上の基本的テーマについて、ケーススタディ形式で関係法令の要点を解説した資料。「従業員の雇用を巡る諸問題」(6テーマ)及び「派遣労働者・契約社員等を巡る諸問題」(2テーマ)に関する基礎実務の手引き（2018年度版）。

IV. 各種建議要望

貸金業界の適切な資金供給機能の確保と 資金需要者保護のために

1 平成31年度政府税制改正に関する要望

貸金業界は、消費者向けや事業者向けの多様な資金需要に応じた利便性の高い金融商品を提供することにより、我が国の金融システムにおいて、預金取扱金融機関を補完する重要な役割を果たしている。

特に最近ではFinTech系の貸金業者の参入が目立ち、その中でもソーシャルレンディングは、改正貸金業法の施行により激減した従来の事業者向け貸金業者の穴を埋める、新しい形での事業者金融として期待されている。

しかしながら、平成18年から続く利息返還請求は今なお収束せず、貸金業界を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いている。それに加え、顧客情報管理態勢の整備など、サイバーセキュリティ対策や次々に必要となる新たなシステム整備など、貸金業者のコスト負担は増加の傾向にある。そのような中で、都市部の大手貸金業者や新興の貸金業者と、地方の小規模で従来型の貸付を行う貸金業者との間で二極構成がみられるようになり、地方の地元資金需要を担う小規模貸金業者は年々衰退の傾向にある。

貸金業者に対しては、これまで貸倒引当金の措置を除き特段の税制措置は講じられてこなかったが、先に述べたような現状を踏まえれば、さらに税制のあり方を検討する余地は十分にあると考えられる。

具体的には、ソーシャルレンディングをさらに推進するためには、その資金調達面である投資家への税制面の対応は喫緊の課題であると考ええる。

また、貸金業界に特有の利息返還による納付済み租税に対する救済措置は、税の公平性を担保するものと考ええる。

さらに、庶民金融の基本である消費者向け貸付けにおける破産債権に係る税制と会計のあり方については、実態を踏まえて一層の整理を行う必要があると考ええる。

このような観点から、貸金業界の適切な資金供給機能の確保と資金需要者保護のための税制のあり方に対する要望をする。

(1) ソーシャルレンディングの活性化のための税制措置の見直し

改正貸金業法施行以降大幅に数を減らしている事業者向け貸金業の穴を埋めるばかりでなく、投資者・資金需要者双方のメリットにより社会的に認められつつあるソーシャルレンディングをさらに活性化させるため、投資者の配当については申告分離課税を認めていただきたい。

(2) 利息返還に係る特例措置の適用

平成18年1月の最高裁判所の判決以降、利息返還請求は著しく増加し、13年経過してなお収束が見られないばかりか、既に完済した過去の債務者からの請求が半数を超えている。累計の損失額は、業界全体として7.2兆円余りとなっている。

これら返還した利息は、過去それぞれの受取年度において益金として計上し納税を行ったものであるが、現行の税法では、過納法人税の還付などの救済を求めることができないため、繰越控除により帰納税額分の取戻しを行っていたが、繰越控除が50%に縮小されたため、取戻しにも制限が加えられ、税負担の不公平感は否めないものとなっている。

このような実態を踏まえ、利息返還に係る損失については、通常の欠損とは別に、全額の繰越控除を認めいただく特例措置を講じていただきたい。

(3)破産債権の取扱いの見直し

個人の債務者が破産手続開始の申立てを行った場合、実際にはそのほとんどが回収できないことから、会計上は全額損金に計上している。一方、税務上、形式基準として認められている貸倒引当金の繰入限度額は債権金額の50%までとなっているため、早期に損金算入することが困難な状況になっており、純資産の減少につながっている。

このような実態を踏まえ、会計上と税務上の差異を解消して手続きの整合性を図り、金融機関の自己資本を強化するためにも、税務上の貸倒引当金の繰入限度額を100%に引き上げていただきたい。

(4)小規模貸金業者のシステム投資促進のための措置

貸金業者の7割余りを占める小規模貸金業者にとっては、情報管理態勢の構築など安全管理体制の確立や、反社会的勢力の排除への取り組みなど、システム化が必要な対応が、その事業規模に比して過大な負担となっているのが現状である。

このような実態を踏まえ、小規模貸金業者にシステム投資を促進させるための必要な減税措置をとっていただきたい。

(5)個人の貸金業者の活動を支援し、事業継承を促進するための税の優遇措置

個人の貸金業者は、自己の個人資産を有効に活用して、我が国の企業の過半数を占める小規模事業者、特に個人事業主の資金需要を満たしているが、様々な環境変化等により近年その数を減少させている。

我が国経済を活性化させるためには、地域に根ざした小規模事業者の一層の活躍が必要であり、そのためには個人の貸金業者の事業継続性に資することが必要であると考えます。

このような実態を踏まえ、個人の貸金業者の税制について、次の3点の措置をとっていただきたい。

- ①欠損金の繰越控除期間の延長（※3年から少なくとも5年）
- ②事業所得の損失補填を目的として生じた不動産の譲渡所得と、損失との損益通算
- ③貸金業を相続した者に対する貸金業法上の金銭債権の相続税の免除

第3章 総会・理事会・会議・委員会・協議会・役員等

1. 総会

平成30年6月13日、第11回定時総会を開催し、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 第1号 平成29年度事業報告書承認に関する件 | ⋮ [平成29年度監査報告] |
| 第2号 平成29年度財務諸表及び財産目録承認に関する件 | ⋮ 第3号 平成30年度事業計画書(案)承認に関する件 |
| | ⋮ 第4号 平成30年度予算書(案)承認に関する件 |
| | ⋮ 第5号 役員(理事・監事)選任に関する件 |

2. 理事会

本年度中、理事会を12回開催し、本協会への入退会、役員(理事・監事)候補者・各会議体委員の選任、支部事務所の移転、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」、「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」、「貸付自粛対応に関する規則」、「就業規則」の一部改正、平成31(2019)年度事業計画及び収支予算(案)など本協会の業務運営に関する重要事項について審議、承認した。

(1)第1回理事会(平成30年4月25日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号 平成29年度事業報告書(案)承認に関する件
- 第4号 平成29年度決算報告書(案)承認に関する件
- 第5号 「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部改正に関する件

②報告事項

- i 平成30年度事業計画書(案)について
- ii 自主規制会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv その他
 - ・第11回定時総会の開催日程等について

(2)第2回理事会(平成30年5月16日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 役員(理事・監事)候補者選任に関する件
- 第3号 第11回定時総会に付議すべき議案に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv その他
 - ・定時総会当日のスケジュール等について

(3)第3回理事会(平成30年6月13日)

①審議事項

- 第1号 会長選任に関する件
- 第2号 自主規制会議議長選任に関する件
- 第3号 貸金戦略会議議長選任に関する件
- 第4号 総務委員会委員長選任に関する件
- 第5号 副会長承認に関する件
- 第6号 副会長の順位に関する件
- 第7号 顧問の委嘱に関する件
- 第8号 「紛争解決等業務に関する規則」第19条第2項に基づく紛争解決委員候補の同意に関する件
- 第9号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第10号 本協会からの退会承認に関する件
- その他
 - ・平成30年度理事会開催予定について

(4)第4回理事会(平成30年7月18日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号 自主規制会議委員選任に関する件
- 第4号 貸金戦略会議委員選任に関する件
- 第5号 総務委員会委員選任の同意に関する件

②報告事項

- i 貸金戦略会議報告
- ii 総務委員会報告
- iii 相談・紛争解決委員会報告
- iv その他
 - ・「今後の賛助会費のあり方に関する検討委員会」の委員の推薦等について

(5)第5回理事会(平成30年8月15日)(書面による会議)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 相談・紛争解決委員会委員選任に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 総務委員会報告

(6)第6回理事会(平成30年9月19日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 試験委員会報告
- v その他報告
 - ・公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会(JCCO)の今後の賛助会費のあり方検討委員会(第1回平成30年8月29日)について
 - ・災害への対応について

(7)第7回理事会(平成30年10月17日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v その他報告
 - ・公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会(JCCO)の今後の賛助会費のあり方検討委員会(第2回)について
 - ・地区協議会の今後の方向性について

(8)第8回理事会(平成30年11月21日)(書面による会議)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv その他報告
 - ・公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会(JCCO)の今後の賛助会費のあり方検討委員会(第3回延期)ほかについて(経過報告)

(9)第9回理事会(平成30年12月19日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 支部事務所移転に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 総務委員会報告
- iii その他報告
 - ・地区協議会正副会長懇談会結果について
 - ・公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会の今後の賛助会費のあり方検討委員会について
 - ・協会Webサイトのスマートフォン対応について
 - ・理事会開催予定表(案)について

(10)第10回理事会(平成31年1月16日)(書面による会議)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件

②報告事項

- i 総務委員会報告

(11)第11回理事会(平成31年2月20日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 「貸付自粛対応に関する規則」の一部改正に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v 試験委員会報告
- vi その他報告
 - ・外部からの不正アクセスによる情報流出について

(12)第12回理事会(平成31年3月20日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号 会費未納の協会員に対する処分に関する件
- 第4号 平成31(2019)年度事業計画(案)承認に関する件
- 第5号 平成31(2019)年度収支予算(案)承認に関する件
- 第6号 「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部改正に関する件
- 第7号 「就業規則」の一部改正に関する件
- 第8号 支部事務所移転に関する件
- 第9号 常務執行役の選任(再任)承認に関する件
- 第10号 事務局長の選任承認に関する件
- 第11号 顧問の委嘱に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv その他報告
 - ・金融庁の「信用情報のあり方プロジェクトチーム」情報について
 - ・外部からの不正アクセスによる情報流出について(中間報告)

3. 自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会、相談・紛争解決委員会、試験委員会

(1)自主規制会議 10回(平成30年4月25日、5月16日、7月30日(書面による会議)、8月24日(書面による会議)、9月19日、10月15日(書面による会議)、11月15日(書面による会議)、12月11日、平成31年2月20日、3月20日)開催

- ①「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定、「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正を踏まえ、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」、「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」及び「社内規則策定ガイドライン(個別ガイドライン及び規程記載例)」の改正について審議した。
- ②「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正を踏まえ、「社内規則策定ガイドライン」の改正について審議した。
- ③「個人情報の保護に関する法律施行規則」の改正、「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」の策定及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」並びに「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)」の改正を踏まえ、「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」、「個人情報保護指針」及び「社内規則策定ガイドライン」の改正を審議した。
- ④法令等違反届出事案について、措置を審議した。

(2)貸金戦略会議 7回(平成30年5月7日(書面による会議)、7月13日(書面による会議)、9月14日、10月12日(書面による会議)、11月12日、平成31年2月13日(書面による会議)、3月15日)開催

- ①情報化社会の急速な進展などにより、貸金業を取り巻く環境と経済構造が大きく変化していく中において、多様な資金需要に応える身近な金融機関としての貸金業者の存在価値が以前にも増して高まってきていることから、こうした背景を踏まえ、これまでの定点調査に加え、資金需要者の観点からフィンテックを活用した新たな金融サービスの調査をプラスした資金需要者等の現状と動向に関する調査及び多種多様な貸金事業の実態や、抱えている課題、環境の変化に即した対応状況等、貸金業者の経営実態等に関する調査を行い公表した。
- ②平成31年度税制改正要望を策定のうえ、政府等に建議要望した。
- ③コンプライアンス研修及びテーマ別研修を開催した。
- ④協会員と本協会との連携強化策を実施した。

(3)総務委員会 12回(平成30年4月19日、5月10日、6月7日(書面による会議)、7月12日(書面による会議)、8月9日(書面による会議)、9月13日、10月10日(書面による会議)、11月14日(書面による会議)、12月13日(書面による会議)、平成31年1月10日(書面による会議)、2月14日、3月14日)開催

①平成29年度事業報告書及び決算報告書(案)、平成31(2019)年度予算編成方針、平成31(2019)年度事業計画及び収支予算(案)、「行政協力事務手数料細則」の一部改正、「就業規則」の一部改正、会費未納の協会員に対する処分、支部事務所の移転、副委員長の選任、財務部会委員及び部会長の選任等について、理事会に付議又は報告した。

(4)相談・紛争解決委員会 3回(平成30年5月30日(書面による会議)、9月26日、平成31年2月4日(書面による会議)開催

①紛争解決委員候補の推薦、負担金未納貸金業者に対する措置、委員長・副委員長の選任、貸付自粛対応に関する規則の改正の理事会への発議について審議するとともに、相談・苦情・紛争受付状況等について報告した。

(5)試験委員会 2回(平成30年9月11日、12月13日)開催

①平成30年度貸金業務取扱主任者資格試験の試験問題の決定、合格基準点及び合格者の決定を行うとともに、平成31年度資格試験問題の作問方針等の決定を行った。

4. 委員会等

(1)自主ルール委員会 10回(平成30年4月9日、5月2日、6月6日、7月9日、8月6日、10月9日、11月5日、12月5日、平成31年2月8日、3月8日※全て書面による会議)開催

①広告審査小委員会 11回(平成30年4月19日、5月17日(書面による会議)、6月21日、7月19日(書面による会議)、9月27日、10月18日、11月15日(書面による会議)、12月20日、平成31年1月17日(書面による会議)、2月21日(書面による会議)、3月20日)開催

(2)規律委員会 7回(平成30年5月2日、8月16日(書面による会議)、9月10日、11月1日、12月11日、平成31年2月4日、3月28日)開催

(3)研修委員会 2回(平成30年5月16日、10月25日(書面による会議))開催

(4)企画調査委員会 5回(平成30年7月5日、9月7日、11月5日、平成31年2月6日、3月8日)開催

(5)人事推薦合同委員会 2回(平成30年5月7日、7月11日※全て書面による会議)開催

(6)財務部会 2回(平成30年4月19日、平成31年2月14日)開催

5. 協議会

10地区各1回(計10回)(平成30年7月6日(関東地区)、7月12日(東海地区)、7月13日(近畿地区)、7月20日(北海道地区)、7月23日(北陸地区)、7月26日(沖縄県)、7月27日(九州地区)、7月30日(東北地区)、8月2日(中国地区)、8月3日(四国地区)開催

(1)地区協議会正副会長懇談会 1回(平成30年12月5日)開催

6. 行政との意見交換会

(1)金融庁(総務企画局、監督局、検査局の3局合同) 2回(平成30年4月25日、10月17日)開催

(2)関東財務局 1回(平成30年11月13日)開催

7. 役員等の異動

(1)会長、副会長の就退任

- ①平成30年6月13日付退任 会長 : 山下 一
- ②平成30年6月13日付退任 副会長 : 井上治夫
- ③平成30年6月13日付再任 副会長 : 工藤雅弘、池尾和人、木下盛好
- ④平成30年6月13日付新任 会長 : 今井三夫
- ⑤平成30年6月13日付新任 副会長 : 齋藤雅之

(2)公益理事の就退任

- ①平成30年6月13日付退任 : 平本和生、唯根妙子
- ②平成30年6月13日付再任 : 池尾和人、田島優子、山本和彦
- ③平成30年6月13日付新任 : 長友英資、増田悦子

(3)会員理事・会員監事の就退任

- ①平成30年6月13日付退任 会員監事 : 羽生正弘
- ②平成30年6月13日付再任 会員理事 : 木下盛好、齋藤雅之、井上治夫、大岩秀幸、片岡龍郎、幸野良治
会員監事 : 岡本 強
- ③平成30年6月13日付新任 会員監事 : 内田隆司

(4)常任理事・常任監事の就退任

- ①平成30年6月13日付退任 常任理事 : 山下 一
常任監事 : 成宮克佳
- ②平成30年6月13日付再任 常任理事 : 工藤雅弘
- ③平成30年6月13日付新任 常任理事 : 今井三夫
常任監事 : 小幡浩之

(5)常務執行役の就任

- ①平成30年4月1日付新任 : 原田邦彦

第2編

財務報告

第1章 平成30年度 財務諸表及び財産目録

平成30年度決算においては、全会計（一般会計と4特別会計）合計の財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）と、各会計別にそれぞれ内訳表を作成している。また、財産目録を作成している。

なお、収支計算書についても参考として作成している。

1. 貸借対照表

(1)資産の部

流動資産合計は6億8,260万9千円で、前年度に比べ90万4千円増加となり、大半を占める「現金預金」は、6億3,180万9千円となった。また、固定資産合計は33億393万6千円で、前年度に比べ4,318万5千円増加となった。この主な要因は、加入金当期繰入分の基金840万円、退職給付引当資産2,033万4千円、サーバーの入れ替えに伴う什器備品（リース資産）2,120万7千円の増加のためであり、また、大半を占める「長期活動目的特定資産」は、前年度と変わらず26億8,417万8千円、資産合計は39億8,654万6千円で前年度に比べ4,409万円増加となった。

(2)負債の部

流動負債合計は、1億8,429万7千円で前年度に比べ1億1,748万7千円減少となった。この主な要因は、令和元年度分の登録講習受講料の前受金が前年度に比べ1億2,681万8千円減少したためであり、「前受金」は4,198万5千円となった。また、固定負債合計は3億8,828万9千円で前年度に比べ1,902万9千円増加となっており、この主な要因は、リース未払金1,844万7千円の増加のためであり、負債合計は、5億7,258万7千円で前年度に比べ9,845万8千円減少となった。

(3)正味財産の部

「正味財産合計」は34億1,395万9千円で前年度に比べ1億4,254万9千円増加となった。

①貸借対照表(平成31年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	631,809	599,771	32,037
現金	1,973	1,626	347
普通預金	629,835	598,145	31,690
未収会費・加入金	2,828	1,696	1,132
未収金	15,148	14,221	927
前払費用	13,808	13,871	△ 63
前払金	1,708	7,455	△ 5,746
仮払金	62	70	△ 8
立替金	31	41	△ 10
貯蔵品	13,864	40,643	△ 26,778
棚卸商品	3,348	3,932	△ 584
流動資産合計	682,609	681,704	904
2. 固定資産			
(1) 基金			
基金(預金)	249,110	240,710	8,400
基金合計	249,110	240,710	8,400
(2) 特定資産			
長期活動目的特定資産(預金)	2,684,178	2,684,178	-
退職給付引当資産(預金)	178,971	158,636	20,334
特定資産合計	2,863,150	2,842,815	20,334
(3) その他固定資産			
建物附属設備	9,454	11,353	△ 1,899
什器備品	2,771	3,640	△ 869
ソフトウェア	1,612	2,304	△ 691
電話加入権	298	298	-
敷金	108,483	108,796	△ 313
ソフトウェア(リース資産)	8,936	11,919	△ 2,982
什器備品(リース資産)	60,119	38,911	21,207
その他固定資産合計	191,676	177,224	14,451
固定資産合計	3,303,936	3,260,750	43,185
資産合計	3,986,546	3,942,455	44,090
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	114,857	113,727	1,130
仮受金	321	390	△ 68
前受金	41,985	168,804	△ 126,818
前受会費	88	32	56
源泉所得税預り金	5,326	5,565	△ 238
社会保険料等預り金	7,674	8,413	△ 739
未払消費税等	10,566	1,375	9,191
未払法人税等	3,476	3,476	-
流動負債合計	184,297	301,785	△ 117,487
2. 固定負債			
リース未払金	70,556	52,109	18,447
退職給付引当金	317,732	317,150	581
固定負債合計	388,289	369,260	19,029
負債合計	572,587	671,045	△ 98,458
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	249,110	240,710	8,400
(うち基金への充当額)	(249,110)	(240,710)	(8,400)
2. 指定正味財産			
寄付金(指定寄付)	2,684,178	2,684,178	-
(うち特定資産への充当額)	(2,684,178)	(2,684,178)	(-)
3. 一般正味財産			
一般正味財産	480,670	346,521	134,149
(うち特定資産への充当額)	(178,971)	(158,636)	(20,334)
正味財産合計	3,413,959	3,271,410	142,549
負債及び正味財産合計	3,986,546	3,942,455	44,090

②貸借対照表内訳表(平成31年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引等消去	合 計
I 資産の部							
1. 流動資産							
現金預金	351,383	28,944	122,446	17,135	111,898	-	631,809
現金	1,411	285	68	56	151	-	1,973
普通預金	349,971	28,658	122,378	17,078	111,747	-	629,835
未収会費・加入金	2,828	-	-	-	-	-	2,828
未収金	5,416	9,731	-	-	-	-	15,148
前払費用	13,808	-	-	-	-	-	13,808
前払金	733	-	-	-	975	-	1,708
仮払金	-	-	-	-	62	-	62
立替金	31	-	-	-	-	-	31
貯蔵品	-	-	-	-	13,864	-	13,864
棚卸商品	-	3,348	-	-	-	-	3,348
他会計未収金	69,765	-	112,000	-	-	△ 181,765	-
流動資産合計	443,967	42,025	234,446	17,135	126,801	△ 181,765	682,609
2. 固定資産							
(1) 基金							
基金(預金)	249,110	-	-	-	-	-	249,110
基金合計	249,110	-	-	-	-	-	249,110
(2) 特定資産							
長期活動目的特定資産(預金)	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
退職給付引当資産(預金)	178,971	-	-	-	-	-	178,971
特定資産合計	2,863,150	-	-	-	-	-	2,863,150
(3) その他固定資産							
建物附属設備	8,840	-	614	-	-	-	9,454
什器備品	1,545	-	1,225	-	-	-	2,771
ソフトウェア	1,612	-	-	-	-	-	1,612
電話加入権	298	-	-	-	-	-	298
敷金	108,483	-	-	-	-	-	108,483
ソフトウェア(リース資産)	8,936	-	-	-	-	-	8,936
什器備品(リース資産)	42,629	-	13,517	-	3,972	-	60,119
その他固定資産合計	172,346	-	15,357	-	3,972	-	191,676
固定資産合計	3,284,606	-	15,357	-	3,972	-	3,303,936
資産合計	3,728,573	42,025	249,804	17,135	130,773	△ 181,765	3,986,546
II 負債の部							
1. 流動負債							
未払金	87,404	11,313	6,922	2,218	6,998	-	114,857
仮受金	-	2	26	7	286	-	321
前受金	-	-	-	-	41,985	-	41,985
前受会費	88	-	-	-	-	-	88
源泉所得税預り金	5,301	-	-	-	25	-	5,326
社会保険料等預り金	7,674	-	-	-	-	-	7,674
未払消費税等	10,566	-	-	-	-	-	10,566
未払法人税等	3,476	-	-	-	-	-	3,476
一般会計未払金	-	37,555	8,199	3,269	20,741	△ 69,765	-
他会計未払金	-	-	-	112,000	-	△ 112,000	-
流動負債合計	114,511	48,870	15,148	117,495	70,037	△ 181,765	184,297
2. 固定負債							
リース未払金	52,919	-	13,643	-	3,994	-	70,556
退職給付引当金	317,732	-	-	-	-	-	317,732
固定負債合計	370,651	-	13,643	-	3,994	-	388,289
負債合計	485,162	48,870	28,791	117,495	74,032	△ 181,765	572,587
III 正味財産の部							
1. 基金							
基金	249,110	-	-	-	-	-	249,110
(うち基金への充当額)	(249,110)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(249,110)
2. 指定正味財産							
寄付金(指定寄付)	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
(うち特定資産への充当額)	(2,684,178)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(2,684,178)
3. 一般正味財産							
一般正味財産	310,122	△ 6,845	221,012	△ 100,360	56,741	-	480,670
(うち特定資産への充当額)	(178,971)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(178,971)
正味財産合計	3,243,411	△ 6,845	221,012	△ 100,360	56,741	-	3,413,959
負債及び正味財産合計	3,728,573	42,025	249,804	17,135	130,773	△ 181,765	3,986,546

2. 正味財産増減計算書

経常収益計は、18億5,934万5千円となっており、前年度に比べ2億884万5千円増加となり、うち一般会計は14億5,988万4千円で、大半を占める「受取会費」は13億8,788万1千円、紛争解決手続負担金収益は6,373万4千円となった。

特別会計については、「試験受験料収益」は9,707万円、「主任者登録手数料収益」は4,894万7千円、「主任者講習受講料収益」は2億3,997万6千円などとなった。

経常費用は、事業費13億2,301万8千円、管理費3億9,870万1千円、計17億2,171万9千円で、前年度に比べ7,310万円増加となっており、このうち主な項目についての要因として、事業費の「委託費」は1億5,843万7千円で、前年度に比べ3,723万2千円増加、また、「会場費」は4,097万1千円で、前年度に比べ3,065万3千円増加、「印刷製本費」は2,901万4千円で、前年度に比べ1,590万1千円増加となっており、これらは登録講習における3年に一度のピークを迎えたことによるものである。

管理費については、3億9,870万1千円で前年度に比べ1,461万3千円増加となっており、その主な要因は事業費同様、登録講習における3年に一度のピークを迎え、課税売上の増加に伴う「租税公課」1,265万4千円で、前年度に比べ907万2千円増加などによるものである。

この結果、当期経常増減額は1億3,762万5千円の増、うち一般会計は、5,905万1千円の増となった。

「法人税、住民税及び事業税」は前年度同様347万6千円となっており、これにより「当期一般正味財産増減額」は、1億3,414万9千円の増、「基金」については、当期加入金繰入により840万円の増となり、正味財産期末残高は前年度に比べ1億4,254万9千円増加し、34億1,395万9千円となった。

①正味財産増減計算書(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基金運用益	24	23	-
基金受取利息	24	23	-
② 特定資産運用益	280	282	△ 1
特定資産受取利息	280	282	△ 1
③ 受取会費	1,387,881	1,399,667	△ 11,785
受取会費	1,387,881	1,399,667	△ 11,785
④ 行政事務協力収益	3,603	3,658	△ 55
行政事務受託収益	3,375	3,414	△ 39
代行政事務手数料収益	4	-	4
証紙収益	223	244	△ 20
⑤ 貸付自粛受託収益	4,039	-	4,039
貸付自粛受託収益	4,039	-	4,039
⑥ 紛争解決手続収益	63,818	66,818	△ 3,000
紛争解決手続負担金収益	63,734	66,716	△ 2,982
紛争解決手続手数料収益	84	102	△ 18
⑦ 物品販売収益	3,549	4,809	△ 1,260
物品販売収益	3,549	4,809	△ 1,260
⑧ 特定情報利用料収益	9,716	9,782	△ 66
特定情報利用料収益	9,716	9,782	△ 66
⑨ 試験受験料収益	97,070	99,280	△ 2,210
試験受験料収益	97,070	99,280	△ 2,210
⑩ 登録手数料収益	48,947	14,291	34,656
主任者登録手数料収益	48,947	14,291	34,656
⑪ 講習受講料収益	239,976	51,342	188,633
主任者講習受講料収益	239,976	51,342	188,633
⑫ 雑収益	438	543	△ 105
受取利息	8	6	2
雑収益	429	537	△ 107
経常収益計	1,859,345	1,650,500	208,845
(2) 経常費用			
① 事業費	1,323,018	1,264,532	58,486
給料手当	634,261	656,996	△ 22,735
臨時雇賃金(人材派遣料)	20,679	15,301	5,378
退職給付費用	30,281	37,994	△ 7,712
福利厚生費	99,226	104,179	△ 4,952
物品仕入費用	2,668	3,316	△ 647
委託費	158,437	121,204	37,232
諸謝金	30,160	24,235	5,924
広報費	8,000	10,542	△ 2,541
カウンセリング賛助会費	62,500	66,000	△ 3,500
会場費	40,971	10,317	30,653
印刷製本費	29,014	13,112	15,901
会議費	3,926	3,780	145
旅費交通費	23,665	22,320	1,345
通信運搬費	32,268	27,381	4,887
租税公課	10	26	△ 15
新聞図書費	290	221	69
消耗備品費	179	371	△ 191
消耗品費	3,621	2,889	732
システム開発費	216	-	216
情報収集研修費	1,035	1,074	△ 38
リース料	5,899	8,811	△ 2,912
支払手数料	924	470	454
光熱水料費	4,692	4,932	△ 239
賃借料	81,101	84,082	△ 2,980
保険料	0	0	-
保守費	44,176	35,408	8,768
諸団体費	492	1,636	△ 1,144
修繕費	104	157	△ 53
事務所費	2,521	2,557	△ 36
雑費	1,687	5,207	△ 3,520

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
② 管理費	398,701	384,087	14,613
役員等報酬	82,662	80,492	2,169
給料手当	99,236	96,599	2,636
臨時雇賃金	1,998	4,149	△ 2,151
退職給付費用	13,965	14,550	△ 584
福利厚生費	25,413	26,665	△ 1,251
諸謝金	1,719	1,616	103
顧問料	9,007	8,197	810
印刷製本費	541	780	△ 239
委託費	889	216	673
会議費	4,013	4,156	△ 143
旅費交通費	4,973	3,624	1,348
通信運搬費	8,590	8,588	1
租税公課	12,654	3,581	9,072
新聞図書費	270	295	△ 24
消耗備品費	3	2,141	△ 2,137
消耗品費	4,015	4,102	△ 86
情報収集研修費	137	134	3
リース料	600	554	45
支払手数料	3,122	3,002	119
光熱水料費	3,921	3,945	△ 24
賃借料	88,301	88,300	1
保険料	651	641	9
保守費	179	298	△ 118
修繕費	142	523	△ 380
事務所費	2,293	2,293	-
慶弔費	784	596	187
減価償却費	27,707	23,247	4,460
リース支払利息	742	590	151
雑費	161	199	△ 37
経常費用計	1,721,719	1,648,619	73,100
評価損益等調整前当期経常増減額	137,625	1,880	135,744
評価損益等計	-	-	-
当期経常増減額	137,625	1,880	135,744
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	-	-	-
(2) 経常外費用			
① 固定資産等除却損	0	0	0
什器備品除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	137,625	1,880	135,744
税引前当期一般正味財産増減額	137,625	1,880	135,744
法人税、住民税及び事業税	3,476	3,476	-
当期一般正味財産増減額	134,149	△ 1,595	135,744
一般正味財産期首残高	346,521	348,117	△ 1,595
一般正味財産期末残高	480,670	346,521	134,149
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	2,684,178	2,684,178	-
指定正味財産期末残高	2,684,178	2,684,178	-
III 基金増減の部			
① 基金受入額	8,400	8,400	-
基金受入額	8,400	8,400	-
当期基金増減額	8,400	8,400	-
基金期首残高	240,710	232,310	8,400
基金期末残高	249,110	240,710	8,400
IV 正味財産期末残高	3,413,959	3,271,410	142,549

②正味財産増減計算書内訳表(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引等消去	合 計
1 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
① 基金運用益	24	-	-	-	-	-	24
基金受取利息	24	-	-	-	-	-	24
② 特定資産運用益	280	-	-	-	-	-	280
特定資産受取利息	280	-	-	-	-	-	280
③ 受取会費	1,387,881	-	-	-	-	-	1,387,881
受取会費	1,387,881	-	-	-	-	-	1,387,881
④ 行政事務協力収益	3,603	-	-	-	-	-	3,603
行政事務受託収益	3,375	-	-	-	-	-	3,375
代行事務手数料収益	4	-	-	-	-	-	4
証紙収益	223	-	-	-	-	-	223
⑤ 貸付自粛受託収益	4,039	-	-	-	-	-	4,039
貸付自粛受託収益	4,039	-	-	-	-	-	4,039
⑥ 紛争解決手続収益	63,818	-	-	-	-	-	63,818
紛争解決手続負担金収益	63,734	-	-	-	-	-	63,734
紛争解決手続手数料収益	84	-	-	-	-	-	84
⑦ 物品販売収益	-	3,549	-	-	-	-	3,549
物品販売収益	-	3,549	-	-	-	-	3,549
⑧ 特定情報利用料収益	-	9,716	-	-	-	-	9,716
特定情報利用料収益	-	9,716	-	-	-	-	9,716
⑨ 試験受験料収益	-	-	97,070	-	-	-	97,070
試験受験料収益	-	-	97,070	-	-	-	97,070
⑩ 登録手数料収益	-	-	-	48,947	-	-	48,947
主任者登録手数料収益	-	-	-	48,947	-	-	48,947
⑪ 講習受講料収益	-	-	-	-	239,976	-	239,976
主任者講習受講料収益	-	-	-	-	239,976	-	239,976
⑫ 雑収益	237	-	46	99	55	-	438
受取利息	5	-	1	-	1	-	8
雑収益	231	-	45	99	54	-	429
経常収益計	1,459,884	13,265	97,116	49,046	240,032	-	1,859,345
(2) 経常費用							
① 事業費	1,012,079	24,606	87,387	32,821	166,123	-	1,323,018
給料手当	578,086	7,780	16,131	4,032	28,230	-	634,261
臨時雇賃金(人材派遣料)	20,679	-	-	-	-	-	20,679
退職給付費用	30,281	-	-	-	-	-	30,281
福利厚生費	90,498	1,320	2,469	617	4,321	-	99,226
物品仕入費用	-	2,668	-	-	-	-	2,668
委託費	41,688	11,906	53,021	14,435	37,386	-	158,437
諸謝金	17,578	-	432	-	12,150	-	30,160
広報費	8,000	-	-	-	-	-	8,000
カウンセリング賛助会費	62,500	-	-	-	-	-	62,500
会場費	-	-	-	-	40,971	-	40,971
印刷製本費	2,440	-	3,147	2,638	20,787	-	29,014
会議費	3,796	-	130	-	-	-	3,926
旅費交通費	19,512	-	177	67	3,908	-	23,665
通信運搬費	15,008	228	5,213	6,638	5,179	-	32,268
租税公課	9	-	-	-	-	-	10
新聞図書費	267	-	23	-	-	-	290
消耗備品費	179	-	-	-	-	-	179
消耗品費	2,175	-	135	289	1,021	-	3,621
システム開発費	216	-	-	-	-	-	216
情報収集研修費	1,035	-	-	-	-	-	1,035
リース料	2,698	-	521	1,493	1,184	-	5,899
支払手数料	540	-	10	132	241	-	924
光熱水料費	4,405	29	85	21	150	-	4,692
貸借料	72,857	672	1,975	555	5,040	-	81,101
保険料	0	-	-	-	-	-	0
保守費	32,842	-	3,885	1,898	5,550	-	44,176
諸団体費	492	-	-	-	-	-	492
修繕費	104	-	-	-	-	-	104
事務所費	2,521	-	-	-	-	-	2,521
雑費	1,661	-	26	-	-	-	1,687

(単位:千円)

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引等消去	合 計
② 管理費	388,753	-	3,821	1,173	4,953	-	398,701
役員等報酬	82,662	-	-	-	-	-	82,662
給料手当	99,236	-	-	-	-	-	99,236
臨時雇賃金	1,998	-	-	-	-	-	1,998
退職給付費用	13,965	-	-	-	-	-	13,965
福利厚生費	25,413	-	-	-	-	-	25,413
諸謝金	1,719	-	-	-	-	-	1,719
顧問料	9,007	-	-	-	-	-	9,007
印刷製本費	541	-	-	-	-	-	541
委託費	889	-	-	-	-	-	889
会議費	4,013	-	-	-	-	-	4,013
旅費交通費	4,973	-	-	-	-	-	4,973
通信運搬費	8,590	-	-	-	-	-	8,590
租税公課	12,654	-	-	-	-	-	12,654
新聞図書費	270	-	-	-	-	-	270
消耗備品費	3	-	-	-	-	-	3
消耗品費	4,015	-	-	-	-	-	4,015
情報収集研修費	137	-	-	-	-	-	137
リース料	600	-	-	-	-	-	600
支払手数料	3,122	-	-	-	-	-	3,122
光熱水料費	3,921	-	-	-	-	-	3,921
貸借料	88,301	-	-	-	-	-	88,301
保険料	651	-	-	-	-	-	651
保守費	179	-	-	-	-	-	179
修繕費	142	-	-	-	-	-	142
事務所費	2,293	-	-	-	-	-	2,293
慶弔費	784	-	-	-	-	-	784
減価償却費	17,948	-	3,752	1,156	4,849	-	27,707
リース支払利息	553	-	68	16	104	-	742
雑費	161	-	-	-	-	-	161
経常費用計	1,400,832	24,606	91,208	33,994	171,077	-	1,721,719
評価損益等調整前当期経常増減額	59,051	△ 11,341	5,908	15,052	68,954	-	137,625
評価損益等計	-	-	-	-	-	-	-
当期経常増減額	59,051	△ 11,341	5,908	15,052	68,954	-	137,625
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	-	-	-	-	-	-	-
(2) 経常外費用							
① 固定資産等除却損	-	-	-	-	-	-	-
什器備品除却損	-	-	-	-	-	-	-
経常外費用計	-	-	-	-	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-	-	-	-	-
他会計振替前当期一般正味財産増減額	59,051	△ 11,341	5,908	15,052	68,954	-	137,625
他会計振替額	△ 30,000	30,000	-	-	-	-	-
他会計からの繰入額	-	30,000	-	-	-	△ 30,000	-
他会計への繰出額	30,000	-	-	-	-	△ 30,000	-
税引前当期一般正味財産増減額	29,051	18,658	5,908	15,052	68,954	-	137,625
法人税、住民税及び事業税	3,476	-	-	-	-	-	3,476
過年度法人税等調整額	-	-	-	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	25,574	18,658	5,908	15,052	68,954	-	134,149
一般正味財産期首残高	284,547	△ 25,504	215,104	△ 115,412	△ 12,213	-	346,521
一般正味財産期末残高	310,122	△ 6,845	221,012	△ 100,360	56,741	-	480,670
II 指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額	-	-	-	-	-	-	-
指定正味財産期首残高	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
指定正味財産期末残高	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
III 基金増減の部							
① 基金受入額	8,400	-	-	-	-	-	8,400
基金受入額	8,400	-	-	-	-	-	8,400
当期基金増減額	8,400	-	-	-	-	-	8,400
基金期首残高	240,710	-	-	-	-	-	240,710
基金期末残高	249,110	-	-	-	-	-	249,110
IV 正味財産期末残高	3,243,411	△ 6,845	221,012	△ 100,360	56,741	-	3,413,959

3. 財務諸表に対する注記

(1)重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日,平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会)を採用している。

①棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産については最終仕入原価法による。

②固定資産の減価償却の方法

定額法による減価償却を実施している。

③引当金の計上基準

退職給付引当金 …………… 職員に対する引当金のほかに、常勤役員等に対する退職慰労引当金を含み、それぞれの計上基準は、退職金規程及び常勤役員等退職慰労金規則に基づく期末要支給額に相当する金額を計上している。

④リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンスリースについては、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理による。

⑤消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(2)特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
長期活動目的特定資産 (預金) (注1)	2,684,178	-	-	2,684,178
退職給付引当資産 (預金) (注2)	158,636	64,000	43,665	178,971
合 計	2,842,815	64,000	43,665	2,863,150

(注1) 長期活動目的特定資産については、旧各協会等からの寄付のうち、将来の活動のために留保しておく資産である。

(注2) 退職給付引当資産については、将来の退職給付のために留保した資産である。

(3)特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産か らの充当額)	(うち一般正味財産か らの充当額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産				
長期活動目的特定資産 (預金)	2,684,178	(2,684,178)	-	-
退職給付引当資産 (預金)	178,971	-	-	(178,971)
合 計	2,863,150	(2,684,178)	-	(178,971)

(4)固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。(単位:千円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	34,444	24,990	9,454
什器備品	23,549	20,777	2,771
ソフトウェア	4,205	2,592	1,612
ソフトウェア(リース資産)	14,913	5,976	8,936
什器備品(リース資産)	133,496	73,377	60,119
合 計	210,610	127,715	82,895

(5)未収会費・加入金の内訳

(単位:千円)

未収会費	平成30年度上期以前	598
	平成30年度下期	2,230
	合計	2,828

※退会・除名・廃業・不更新・取消業者に係る未収会費・加入金は含まない。

(6)基金の増減額及びその残高

基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金				
基金(預金)(注)	240,710	8,400	-	249,110

(注)基金については、協会の加入金であり、定款第66条の定め及び経理規則第31条に基づき、基金として受け入れている。

4. 附属明細書**(1)基金及び特定資産の明細**

財務諸表に対する注記に記載のとおりである。

(2)引当金の明細

(単位:千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	317,150	44,247	43,665	-	317,732

5. 財産目録

財産目録（平成31年3月31日現在）

（単位：千円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
現金預金	現金	手元保管	運転資金として	631,809
	普通預金	三菱UFJ銀行他	運転資金として	1,973
	未収会費・加入金	会費等未収分	会費の未収分	629,835
	未収金	特定情報利用料等未収分	特定情報利用料等の未収分	2,828
	前払費用	本・支部家賃前払分等	本・支部事務所の平成31年4月分賃借料等	15,148
	前払金	講習会場前払分等	平成31年度講習受講会場の前払分等	13,808
	仮払金	旅費仮払分	職員の旅費仮払分	1,708
	立替金	社会保険料等立替分	職員に対する社会保険料等の一時立替分	62
	貯蔵品	講習用教材在庫分	講習受講用教材の在庫分	31
	棚卸商品	法令集等在庫分	法令集等の在庫分	13,864
				3,348
流動資産合計				682,609
(固定資産)				
基金	基金(預金)	加入金振替分(みずほ銀行)	本協会の業務運営を円滑にするための資産	249,110
特定資産	長期活動目的特定資産(預金)	寄付分	旧各協会等からの寄付金	2,684,178
	退職給付引当資産(預金)	三井住友信託銀行	退職給付引当金見合の引当資産	178,971
その他固定資産	建物附属設備	本部間仕切工事等	本部間仕切工事等	9,454
	什器備品	本部書庫設備等	本部書庫設備等	2,771
	ソフトウェア	会員サービス管理システム(改修)	会員サービス管理システム(改修)	1,612
	電話加入権	支部電話加入権	支部の電話加入権	298
	敷金	本・支部事務所敷金等	本・支部事務所敷金等	108,483
	ソフトウェア(リース資産)	会員サービス管理システム	会員サービス管理システム	8,936
	什器備品(リース資産)	本部サーバ等	本部サーバ等	60,119
固定資産合計				3,303,936
資産合計				3,986,546
(流動負債)				
	未払金	費用等未払分	未払賞与・委託費用等の未払分	114,857
	仮受金	講習未受講者等の仮受分	講習未受講者等の仮受分	321
	前受金	講習受講料前受分	平成31年度講習受講料の前受分	41,985
	前受会費	会費前受分	平成31年度会費の前受分	88
	源泉所得税預り金	源泉所得税預り金等	職員・弁護士等の給与・報酬支給に伴う源泉所得税等	5,326
	社会保険料等預り金	社会保険料預り金等	職員の社会保険料等の預り分	7,674
	未払消費税等	消費税未払分	消費税の未払分	10,566
	未払法人税等	法人税未払分	法人住民税均等割の未払分	3,476
流動負債合計				184,297
(固定負債)				
	リース未払金	グループウェアソフト等未払分	グループウェアソフト等のリース債務	70,556
	退職給付引当金	役員退職給付引当分	役員に対する退職金の引当分	317,732
固定負債合計				388,289
負債合計				572,587
正味財産				3,413,959

6. 収支計算書(参考)

① 収支計算書(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで) (単位:千円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基金運用収入	-	24	△ 24	
② 特定資産運用収入	300	280	19	
③ 加入金収入	7,200	8,400	△ 1,200	
④ 会費収入	1,384,000	1,387,881	△ 3,881	
⑤ 行政事務受託収入	4,160	3,603	556	
⑥ 貸付自粛受託収入	4,000	4,039	△ 39	
⑦ 紛争解決手続収入	62,050	63,818	△ 1,768	
⑧ 物品販売収入	4,134	3,549	584	
⑨ 特定情報利用料収入	9,856	9,716	139	
⑩ 試験受験料収入	93,500	97,070	△ 3,570	
⑪ 登録手数料収入	50,400	48,947	1,452	
⑫ 講習受講料収入	255,040	239,976	15,063	
⑬ 雑収入	5	438	△ 433	
事業活動収入計	1,874,645	1,867,745	6,899	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出	1,396,114	1,336,291	59,822	
② 管理費支出	390,545	381,164	9,380	
③ 法人税、住民税及び事業税	3,476	3,476	-	
事業活動支出計	1,790,135	1,720,932	69,202	
事業活動収支差額	84,510	146,813	△ 62,303	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 特定資産取崩収入	36,691	43,665	△ 6,974	
② 敷金戻り収入	1,663	1,431	231	
投資活動収入計	38,354	45,096	△ 6,742	
2. 投資活動支出				
① 基金取得支出	7,200	8,400	△ 1,200	
② 特定資産取得支出	37,000	64,000	△ 27,000	
③ 敷金支出	150	1,117	△ 967	
投資活動支出計	44,350	73,517	△ 29,167	
投資活動収支差額	△ 5,996	△ 28,420	22,424	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	-	-	-	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	-	-	-	
財務活動収支差額	-	-	-	
IV 予備費支出	5,600	-	5,600	
当期収支差額	72,914	118,392	△ 45,478	
前期繰越収支差額	379,919	379,919	-	
次期繰越収支差額	452,833	498,312	△ 45,478	

②収支計算書内訳表(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	一般会計			事業特別会計			資格試験特別会計		
	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
① 基金運用収入	-	24	△ 24	-	-	-	-	-	-
② 特定資産運用収入	300	280	19	-	-	-	-	-	-
③ 加入金収入	7,200	8,400	△ 1,200	-	-	-	-	-	-
④ 会費収入	1,384,000	1,387,881	△ 3,881	-	-	-	-	-	-
⑤ 行政事務受託収入	4,160	3,603	556	-	-	-	-	-	-
⑥ 貸付自粛受託収入	4,000	4,039	△ 39	-	-	-	-	-	-
⑦ 紛争解決手続収入	62,050	63,818	△ 1,768	-	-	-	-	-	-
⑧ 物品販売収入	-	-	-	4,134	3,549	584	-	-	-
⑨ 特定情報利用料収入	-	-	-	9,856	9,716	139	-	-	-
⑩ 試験受験料収入	-	-	-	-	-	-	93,500	97,070	△ 3,570
⑪ 登録手数料収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑫ 講習受講料収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑬ 雑収入	5	237	△ 232	-	-	-	-	46	△ 46
⑭ 他会計からの繰入金収入	-	-	-	-	30,000	△ 30,000	-	-	-
事業活動収入計	1,461,715	1,468,284	△ 6,569	13,990	43,265	△ 29,275	93,500	97,116	△ 3,616
2. 事業活動支出									
① 事業費支出	1,060,044	1,015,896	44,147	28,871	24,606	4,264	88,404	90,726	△ 2,322
② 管理費支出	390,545	381,164	9,380	-	-	-	-	-	-
③ 法人税、住民税及び事業税	3,476	3,476	-	-	-	-	-	-	-
事業活動支出計	1,454,065	1,400,537	53,527	28,871	24,606	4,264	88,404	90,726	△ 2,322
事業活動収支差額	7,650	67,747	△ 60,097	△ 14,881	18,658	△ 33,539	5,096	6,389	△ 1,293
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入									
① 特定資産取崩収入	36,691	43,665	△ 6,974	-	-	-	-	-	-
② 敷金戻り収入	1,663	1,431	231	-	-	-	-	-	-
投資活動収入計	38,354	45,096	△ 6,742	-	-	-	-	-	-
2. 投資活動支出									
① 基金取得支出	7,200	8,400	△ 1,200	-	-	-	-	-	-
② 特定資産取得支出	37,000	64,000	△ 27,000	-	-	-	-	-	-
③ 敷金支出	150	1,117	△ 967	-	-	-	-	-	-
④ 他会計への繰入金支出	-	30,000	△ 30,000	-	-	-	-	-	-
投資活動支出計	44,350	103,517	△ 59,167	-	-	-	-	-	-
投資活動収支差額	△ 5,996	△ 58,420	52,424	-	-	-	-	-	-
III 財務活動収支の部									
1. 財務活動収入									
財務活動収入計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 財務活動支出									
財務活動支出計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務活動収支差額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IV 予備費支出							2,000	-	2,000
当期収支差額	1,654	9,326	△ 7,672	△ 14,881	18,658	△ 33,539	3,096	6,389	△ 3,293
前期繰越収支差額	320,129	320,129	-	△ 25,504	△ 25,504	-	212,836	212,836	-
次期繰越収支差額	321,783	329,455	△ 7,672	△ 40,385	△ 6,845	△ 33,539	215,932	219,225	△ 3,293

(単位:千円)

科 目	主任者登録特別会計			登録講習特別会計			合 計		
	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
① 基金運用収入	-	-	-	-	-	-	-	24	△ 24
② 特定資産運用収入	-	-	-	-	-	-	300	280	19
③ 加入金収入	-	-	-	-	-	-	7,200	8,400	△ 1,200
④ 会費収入	-	-	-	-	-	-	1,384,000	1,387,881	△ 3,881
⑤ 行政事務受託収入	-	-	-	-	-	-	4,160	3,603	556
⑥ 貸付自粛受託収入	-	-	-	-	-	-	4,000	4,039	△ 39
⑦ 紛争解決手続収入	-	-	-	-	-	-	62,050	63,818	△ 1,768
⑧ 物品販売収入	-	-	-	-	-	-	4,134	3,549	584
⑨ 特定情報利用料収入	-	-	-	-	-	-	9,856	9,716	139
⑩ 試験受験料収入	-	-	-	-	-	-	93,500	97,070	△ 3,570
⑪ 登録手数料収入	50,400	48,947	1,452	-	-	-	50,400	48,947	1,452
⑫ 講習受講料収入	-	-	-	255,040	239,976	15,063	255,040	239,976	15,063
⑬ 雑収入	-	99	△ 99	-	55	△ 55	5	438	△ 433
⑭ 他会計からの繰入金収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業活動収入計	50,400	49,046	1,353	255,040	240,032	15,007	1,874,645	1,867,745	6,899
2. 事業活動支出									
① 事業費支出	36,603	33,997	2,605	182,192	171,064	11,127	1,396,114	1,336,291	59,822
② 管理費支出	-	-	-	-	-	-	390,545	381,164	9,380
③ 法人税、住民税及び事業税	-	-	-	-	-	-	3,476	3,476	-
事業活動支出計	36,603	33,997	2,605	182,192	171,064	11,127	1,790,135	1,720,932	69,202
事業活動収支差額	13,797	15,049	△ 1,252	72,848	68,967	3,880	84,510	146,813	△ 62,303
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入									
① 特定資産取崩収入	-	-	-	-	-	-	36,691	43,665	△ 6,974
② 敷金戻り収入	-	-	-	-	-	-	1,663	1,431	231
投資活動収入計	-	-	-	-	-	-	38,354	45,096	△ 6,742
2. 投資活動支出									
① 基金取得支出	-	-	-	-	-	-	7,200	8,400	△ 1,200
② 特定資産取得支出	-	-	-	-	-	-	37,000	64,000	△ 27,000
③ 敷金支出	-	-	-	-	-	-	150	1,117	△ 967
④ 他会計への繰入金支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-
投資活動支出計	-	-	-	-	-	-	44,350	73,517	△ 29,167
投資活動収支差額	-	-	-	-	-	-	△ 5,996	△ 28,420	22,424
III 財務活動収支の部									
1. 財務活動収入									
財務活動収入計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 財務活動支出									
財務活動支出計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務活動収支差額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IV 予備費支出									
当期収支差額	13,797	15,049	△ 1,252	69,248	68,967	280	72,914	118,392	△ 45,478
前期繰越収支差額	△ 115,393	△ 115,393	-	△ 12,148	△ 12,148	-	379,919	379,919	-
次期繰越収支差額	△ 101,596	△ 100,343	△ 1,252	57,099	56,819	280	452,833	498,312	△ 45,478

7. 収支計算書に対する注記

(1)資金の範囲

資金の範囲には、現金、普通預金、未収会費・加入金、未収金、前払費用、前払金、仮払金、立替金、貯蔵品、棚卸商品、未払金、仮受金、前受金、前受会費、源泉所得税預り金、社会保険料等預り金、未払消費税等、未払法人税等を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記(2)に記載するとおりである。

(2)次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位:千円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	1,626	1,973
普 通 預 金	598,145	629,835
未 収 会 費 ・ 加 入 金	1,696	2,828
未 収 金	14,221	15,148
前 払 費 用	13,871	13,808
前 払 金	7,455	1,708
仮 払 金	70	62
立 替 金	41	31
貯 蔵 品	40,643	13,864
棚 卸 商 品	3,932	3,348
合 計	681,704	682,609
未 払 金 (注1)	113,727	114,857
仮 受 金	390	321
前 受 金	168,804	41,985
前 受 会 費	32	88
源 泉 所 得 税 預 り 金	5,565	5,326
社 会 保 険 料 等 預 り 金	8,413	7,674
未 払 消 費 税 等	1,375	10,566
未 払 法 人 税 等	3,476	3,476
合 計	301,785	184,297
次 期 繰 越 収 支 差 額	379,919	498,312

(注1) 未払金期末残高には、未払賞与相当額(前期62百万円、当期63百万円)が含まれる。

第3編 資料



第1章 統計資料(金融庁・月次統計・公知情報等)

金融庁 貸金業関係資料

1. 貸金業者数の推移等

(1)各年度末の推移

貸金業者の長期的な推移

(単位:社)

	平成15年 3月末	平成16年 3月末	平成17年 3月末	平成18年 3月末	平成19年 3月末	平成20年 3月末	平成21年 3月末	平成22年 3月末	平成23年 3月末
財務局登録	929	839	762	702	664	580	473	409	349
都道府県登録	25,352	22,869	17,243	13,534	11,168	8,535	5,705	3,648	2,240
合計	26,281	23,708	18,005	14,236	11,832	9,115	6,178	4,057	2,589
	平成24年 3月末	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	
財務局登録	330	315	302	299	292	285	285	285	
都道府県登録	2,020	1,902	1,811	1,712	1,634	1,580	1,485	1,485	
合計	2,350	2,217	2,113	2,011	1,926	1,865	1,770	1,770	

(注) 財務局・都道府県からの提出資料に基づき作成。

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

(2)財務局、都道府県別

財務局、都道府県別貸金業者

(単位:社)

平成30年3月末		平成30年3月末		平成30年3月末	
関東財務局	135	東北財務局	21	四国財務局	12
東京都	556	宮城県	30	香川県	5
神奈川県	44	岩手県	6	徳島県	6
埼玉県	29	福島県	2	愛媛県	19
千葉県	22	秋田県	9	高知県	12
山梨県	6	青森県	7	小計	42
栃木県	8	山形県	4	四国管内合計	54
茨城県	4	小計	58	九州財務局	10
群馬県	10	東北管内合計	79	熊本県	18
新潟県	6	東海財務局	22	大分県	7
長野県	6	愛知県	58	宮崎県	11
小計	691	静岡県	30	鹿児島県	10
関東管内合計	826	三重県	16	小計	46
近畿財務局	38	岐阜県	10	九州管内合計	56
大阪府	145	小計	114	福岡財務支局	17
京都府	34	東海管内合計	136	福岡県	84
兵庫県	43	北陸財務局	7	佐賀県	6
奈良県	8	富山県	10	長崎県	16
和歌山県	7	石川県	7	小計	106
滋賀県	6	福井県	7	福岡管内合計	123
小計	243	小計	24	沖縄総合事務局	3
近畿管内合計	281	北陸管内合計	31	沖縄県	47
北海道財務局	5	中国財務局	15	小計	47
北海道	41	広島県	31	沖縄管内合計	50
小計	41	山口県	14		
北海道管内合計	46	岡山県	22	財務局計	285
		鳥取県	4	都道府県計	1,485
		島根県	2	総合計	1,770
		小計	73		
		中国管内合計	88		

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

2. 貸付残高の推移

(1) 消費者向、事業者向別の貸付残高（各年度末）

貸付残高の推移

（単位：億円）

	平成14年3月末	平成15年3月末	平成16年3月末	平成17年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末
消費者向貸付残高	201,196	200,470	196,550	198,574	209,005	203,053	179,191	157,281	126,477
事業者向貸付残高	236,958	267,466	271,489	234,932	204,853	233,674	235,707	221,186	172,880
合計	438,154	467,937	468,040	433,506	413,858	436,727	414,898	378,467	299,357
	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	
消費者向貸付残高	95,519	78,315	67,790	62,287	60,148	60,627	62,179	64,882	
事業者向貸付残高	165,225	167,731	164,696	167,082	161,511	158,622	160,118	170,200	
合計	260,745	246,048	232,488	229,371	221,660	219,252	222,298	235,084	

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（注2）億円以下を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(2) 業態別の貸付残高（各年度末）

貸付残高の推移

（単位：億円、%）

	貸付残高															
	平成15年3月末	平成16年3月末	平成17年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末
消費者向無担保貸金業者	120,074 (0.6)	117,169 (▲2.4)	116,720 (▲0.4)	117,403 (0.6)	108,601 (▲7.5)	89,659 (▲17.4)	72,853 (▲18.7)	53,497 (▲26.6)	36,600 (▲31.6)	30,792 (▲15.9)	26,995 (▲12.3)	25,909 (▲4.0)	25,544 (▲1.4)	26,540 (3.9)	27,004 (1.7)	28,001 (3.7)
消費者向有担保貸金業者	2,187 (▲24.0)	2,288 (4.6)	1,824 (▲20.3)	1,285 (▲29.6)	2,408 (87.4)	1,653 (▲31.4)	1,933 (16.9)	1,351 (▲30.1)	1,861 (37.7)	1,460 (▲21.5)	1,492 (2.2)	1,568 (5.1)	1,553 (▲1.0)	1,545 (▲0.5)	1,355 (▲12.3)	1,803 (33.1)
消費者向住宅向貸金業者	8,067 (▲35.1)	7,226 (▲10.4)	5,751 (▲20.4)	9,183 (59.7)	7,154 (▲22.1)	6,992 (▲2.3)	6,158 (▲11.9)	5,719 (▲7.1)	6,282 (9.8)	6,031 (▲4.0)	6,358 (5.4)	6,358 (0.0)	6,529 (2.7)	7,139 (9.3)	7,665 (7.4)	7,383 (▲3.7)
事業者向貸金業者	222,336 (24.3)	228,062 (2.6)	193,333 (▲15.2)	160,580 (▲16.9)	177,810 (10.7)	178,547 (0.4)	168,546 (▲5.6)	121,551 (▲27.9)	115,275 (▲5.2)	112,852 (▲2.1)	112,014 (▲0.7)	111,642 (▲0.3)	84,507 (▲24.3)	82,435 (▲2.5)	71,467 (▲13.3)	79,721 (11.5)
手形割引業者	2,702 (▲26.9)	2,679 (▲0.9)	2,385 (▲11.0)	2,206 (▲7.5)	2,348 (6.4)	1,597 (▲32.0)	961 (▲39.8)	770 (▲19.9)	615 (▲20.1)	644 (4.7)	593 (▲7.9)	556 (▲6.2)	515 (▲7.4)	479 (▲7.0)	477 (▲0.4)	473 (▲0.8)
クレジットカード会社	16,828 (3.7)	16,202 (▲3.7)	14,706 (▲9.2)	23,345 (58.7)	25,413 (8.9)	26,334 (3.6)	24,635 (▲6.5)	22,381 (▲9.1)	18,817 (▲15.9)	15,908 (▲15.5)	13,783 (▲13.4)	13,524 (▲1.9)	17,073 (26.2)	16,050 (▲6.5)	20,104 (25.3)	20,774 (3.3)
信販会社	47,702 (▲8.1)	50,870 (6.6)	53,093 (4.4)	53,504 (0.8)	57,293 (7.1)	55,509 (▲3.1)	54,434 (▲1.9)	46,746 (▲14.1)	38,532 (▲17.6)	32,923 (▲14.6)	28,371 (▲13.8)	26,602 (▲6.2)	26,608 (0.0)	27,783 (4.4)	29,997 (8.0)	31,877 (6.3)
流通・メーカー系会社	5,412 (▲3.9)	6,765 (25.0)	6,903 (2.0)	6,552 (▲5.1)	6,631 (1.2)	4,044 (▲39.0)	4,317 (6.8)	8,463 (96.0)	7,559 (▲10.7)	6,107 (▲19.2)	7,964 (30.4)	8,761 (10.0)	7,990 (▲8.8)	8,082 (1.2)	8,791 (8.8)	7,554 (▲14.1)
建設・不動産業者	9,248 (▲23.5)	7,313 (▲20.9)	5,507 (▲24.7)	5,432 (▲1.4)	6,010 (10.6)	5,731 (▲4.6)	4,962 (▲13.4)	3,800 (▲23.4)	2,368 (▲37.7)	2,268 (▲4.2)	2,207 (▲2.7)	2,259 (2.4)	2,785 (23.3)	2,685 (▲3.6)	2,702 (0.6)	3,207 (18.7)
質屋	425 (▲57.0)	437 (2.8)	240 (▲45.1)	198 (▲17.5)	251 (26.8)	141 (▲43.8)	132 (▲6.4)	113 (▲14.4)	90 (▲20.4)	63 (▲30.0)	66 (4.8)	62 (▲6.1)	57 (▲8.1)	44 (▲22.8)	46 (4.5)	42 (▲8.7)
リース会社	32,375 (▲2.9)	28,416 (▲12.2)	32,379 (13.9)	33,495 (3.4)	42,496 (26.9)	44,543 (4.8)	39,435 (▲11.5)	34,891 (▲11.5)	32,730 (▲6.2)	36,988 (13.0)	32,639 (▲11.8)	32,081 (▲1.7)	48,449 (51.0)	46,406 (▲4.2)	52,625 (13.4)	54,149 (2.9)
日賦貸金業者	576 (▲17.0)	607 (5.4)	660 (8.7)	672 (1.8)	307 (▲54.3)	142 (▲53.7)	95 (▲33.1)	69 (▲27.4)	2 (▲97.1)	0 (▲100.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
非営利特例対象法人	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	7 (-)	6 (▲14.3)	2 (▲66.7)	44 (2,100.0)	43 (▲2.3)	59 (37.2)	61 (3.4)	96 (57.4)
合計	467,937 (6.8)	468,040 (0.0)	433,506 (▲7.4)	413,858 (▲4.5)	436,727 (5.5)	414,898 (▲5.0)	378,467 (▲8.8)	299,357 (▲20.9)	260,745 (▲12.9)	246,048 (▲5.6)	232,488 (▲5.5)	229,371 (▲1.3)	221,660 (▲3.4)	219,252 (▲1.1)	222,298 (1.4)	235,084 (5.8)

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

（注2）カッコ内の数字は対前年比伸び率（%）。

（注3）億円以下を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(参考) 貸金業者の業態分類

業態	定義
①消費者向無担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、消費者向貸付残高のうち無担保(除住宅向)貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
②消費者向有担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、消費者向貸付残高のうち有担保(除住宅向)貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
③消費者向住宅向貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、消費者向貸付残高のうち住宅向貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
④事業者向貸金業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、⑤～⑫のいずれにも該当しないもの
⑤手形割引業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、事業者向貸付残高のうち手形割引残高が5割以上(全国事業者金融協会に加盟しているものにあつては2割5分超)のものうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
⑥クレジットカード会社	日本クレジットカード協会に加盟しているもの(⑦～⑫と重複する場合には⑥が優先する)
⑦信販会社	包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者として登録を受けているもの(⑧～⑫と重複する場合には⑦が優先する)
⑧流通・メーカー系会社	電気機械器具関係の一般社団法人等、自動車関係の一般社団法人等に加盟しているもの(関係会社が同法人に加盟している場合も含む)または、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟しているもの(関係会社が同協会等に加盟している場合も含む)(⑨、⑪と重複する場合には⑧が優先する)
⑨建設・不動産業者	建設・不動産関係の一般社団法人等に加盟しているもの(⑪と重複する場合には⑨が優先する)
⑩質屋	質屋の許可を受けているもの(⑧、⑨、⑪と重複する場合には⑩が優先する)
⑪リース会社	公益社団法人リース事業協会に加盟しているもの
⑫日賦貸金業者	日賦貸金業者として登録されているもの(⑧～⑪と重複する場合には⑫が優先する)
⑬非営利特例対象法人	上記にかかわらず、非営利特例対象法人として貸金業登録されているもの

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

(3)財務局・都道府県別の貸付残高（平成30年3月末）

財務局・都道府県別の貸付残高

（単位：億円）

	業者数	消費者向 貸付残高 (億円)	事業者向 貸付残高 (億円)	貸付残高 計 (億円)
関東財務局	131	48,739	68,443	117,183
東京都	405	1,561	58,805	60,367
神奈川県	42	363	6,751	7,114
埼玉県	24	218	47	265
千葉県	18	2	32	34
山梨県	6	2	3	6
栃木県	8	28	5	33
茨城県	3	5	2	7
群馬県	10	3	553	557
新潟県	6	1	17	19
長野県	6	2	22	25
小計	528	2,189	66,242	68,432
関東管内合計	659	50,929	134,685	185,615
近畿財務局	37	7,776	691	8,468
大阪府	134	311	14,909	15,221
京都府	30	31	1,127	1,159
兵庫県	39	20	266	286
奈良県	8	7	18	26
和歌山県	7	11	6	18
滋賀県	5	5	10	15
小計	223	388	16,338	16,727
近畿管内合計	260	8,165	17,030	25,195
北海道財務局	5	575	1,184	1,759
北海道	41	385	644	1,029
小計	41	385	644	1,029
北海道管内合計	46	960	1,828	2,789
東北財務局	21	79	32	112
宮城県	26	60	23	83
岩手県	5	10	0	10
福島県	2	0	1	1
秋田県	9	4	7	12
青森県	7	17	3	21
山形県	4	1	1	2
小計	53	95	37	132
東北管内合計	74	174	70	244
東海財務局	20	2,705	7,414	10,119
愛知県	53	534	5,505	6,039
静岡県	28	50	184	234
三重県	15	14	2	17
岐阜県	10	2	30	33
小計	106	601	5,723	6,324
東海管内合計	126	3,306	13,137	16,444
北陸財務局	7	27	15	43
富山県	9	1	179	180
石川県	7	6	32	38
福井県	7	3	3	6
小計	23	10	215	225
北陸管内合計	30	37	231	268
中国財務局	15	132	566	698
広島県	29	33	127	161
山口県	13	18	4	22
岡山県	22	84	85	169
鳥取県	3	1	2	4
島根県	1	0	0	1
小計	68	138	220	358
中国管内合計	83	270	787	1,057
四国財務局	12	191	7	199
香川県	4	2	4	7
徳島県	5	2	10	13
愛媛県	18	18	28	47
高知県	11	37	33	71
小計	38	60	78	139
四国管内合計	50	252	86	338
九州財務局	10	149	4	154
熊本県	17	10	52	63
大分県	6	7	28	36
宮崎県	11	15	39	54
鹿児島県	9	18	35	54
小計	43	52	156	208
九州管内合計	53	201	161	363
福岡財務支局	17	364	867	1,231
福岡県	70	114	1,199	1,314
佐賀県	4	0	0	1
長崎県	16	18	6	24
小計	90	134	1,206	1,340
福岡管内合計	107	498	2,074	2,572
沖縄総合事務局	3	53	0	53
沖縄県	38	32	106	139
小計	38	32	106	139
沖縄管内合計	41	85	106	192
財務局計	278	60,794	79,230	140,024
都道府県計	1,251	4,088	90,970	95,059
総合計	1,529	64,882	170,200	235,084

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。各貸付残高は、億円未満を切り捨てている。
 (注2) 業者数は、業務報告書提出業者（1,753）のうち、貸付残高のない業者（224）を除いたものである。
 (注3) 億円以下を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

3. 業態別貸付金利 (平成30年3月末)

業態別貸付金利

業態	業者数	消費者向貸付					事業者向貸付			合計		
		残高 (億円)	(構成比)	金利 (%)	うち 無担保残高 (億円)	金利 (%)	残高 (億円)	(構成比)	金利 (%)	残高 (億円)	(構成比)	金利 (%)
消費者向無担保 貸金業者	376	26,786	41.3%	15.23%	25,961	15.33%	1,215	0.7%	7.63%	28,001	11.9%	15.02%
うち大手	6	23,304	35.9%	15.37%	22,610	15.46%	1,027	0.6%	7.71%	24,332	10.4%	15.05%
うち大手以外	370	3,481	5.4%	14.33%	3,351	14.48%	187	0.1%	7.15%	3,669	1.6%	13.97%
消費者向有担保 貸金業者	75	1,006	1.6%	3.79%	16	15.08%	796	0.5%	3.35%	1,803	0.8%	3.62%
消費者向住宅向 貸金業者	32	6,436	9.9%	2.92%	17	2.19%	946	0.6%	3.94%	7,383	3.1%	3.05%
事業者向貸金業者	541	930	1.4%	4.38%	147	9.63%	78,790	46.3%	1.52%	79,721	33.9%	1.56%
手形割引業者	86	5	0.0%	11.28%	0	13.74%	468	0.3%	8.86%	473	0.2%	8.89%
クレジットカード 会社	128	4,498	6.9%	14.41%	4,370	14.82%	16,275	9.6%	1.29%	20,774	8.8%	4.14%
信販会社	100	21,182	32.6%	10.26%	14,534	13.91%	10,694	6.3%	2.08%	31,877	13.6%	7.52%
流通・メーカー系 会社	18	159	0.2%	4.00%	24	14.52%	7,394	4.3%	0.44%	7,554	3.2%	0.52%
建設・不動産業者	74	406	0.6%	6.55%	2	6.49%	2,801	1.6%	4.05%	3,207	1.4%	4.36%
質屋	19	4	0.0%	15.21%	2	16.10%	37	0.0%	7.52%	42	0.0%	8.41%
リース会社	61	3,449	5.3%	1.80%	13	3.07%	50,699	29.8%	1.73%	54,149	23.0%	1.74%
日賦貸金業者	2	-	-	-	-	-	0	0.0%	17.93%	0	0.0%	17.93%
非営利特例対象 法人	17	16	0.0%	1.75%	16	1.75%	80	0.0%	1.99%	96	0.0%	1.95%
合計	1,529	64,882	100.0%	11.20%	45,108	14.79%	170,200	100.0%	1.68%	235,084	100.0%	4.31%

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。「金利」は「平均約定金利」である。

(注2) 「消費者向無担保貸金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。

(注3) 業者数は、業務報告書提出業者(1,753)のうち、貸付残高のない業者(224)を除いたものである。

(注4) 億円以下を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

4. 業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高（平成30年3月末）

業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高

業態	業者数	消費者向貸付						事業者向貸付			合計	
		件数 (件)	残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	うち 無担保件数 (件)	うち 無担保残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	件数 (件)	残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	件数 (件)	残高 (億円)
消費者向無担保 貸金業者	376	5,246,643	26,786	511	5,202,562	25,961	499	50,882	1,215	2,388	5,297,525	28,001
うち大手	6	4,294,437	23,304	543	4,267,990	22,610	530	43,505	1,027	2,361	4,337,942	24,332
うち大手以外	370	952,206	3,481	366	934,572	3,351	359	7,377	187	2,535	959,583	3,669
消費者向有担保 貸金業者	75	39,259	1,006	2,562	6,393	16	250	2,503	796	31,802	41,762	1,803
消費者向住宅向 貸金業者	32	55,965	6,436	11,500	2,145	17	793	3,547	946	26,670	59,512	7,383
事業者向貸金業者	541	81,859	930	1,136	71,351	147	206	76,435	78,790	103,081	158,294	79,721
手形割引業者	86	290	5	1,724	164	0	402	22,898	468	2,044	23,188	473
クレジットカード 会社	128	2,043,526	4,498	220	2,042,211	4,370	214	40,261	16,275	40,424	2,083,787	20,774
信販会社	100	12,095,936	21,182	175	12,008,032	14,534	121	352,942	10,694	3,030	12,448,878	31,877
流通・メーカー系 会社	18	16,839	159	944	15,194	24	158	2,101	7,394	351,928	18,940	7,554
建設・不動産業者	74	8,166	406	4,972	987	2	203	7,231	2,801	38,736	15,397	3,207
質屋	19	1,676	4	239	1,507	2	133	524	37	7,061	2,200	42
リース会社	61	27,236	3,449	12,663	3,126	13	416	21,059	50,699	240,747	48,295	54,149
日賦貸金業者	2	-	-	-	-	-	-	130	0	231	130	0
非営利特例対象 法人	17	1,196	16	1,338	1,196	16	1,338	534	80	14,981	1,730	96
合計	1,529	19,618,591	64,882	331	19,354,868	45,108	233	581,047	170,200	29,292	20,199,638	235,084

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) 業者数は、業務報告書提出業者（1,753）のうち、貸付残高のない業者（224）を除いたものである。

(注3) 「消費者向無担保貸金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。

(注4) 「件数」は各業者分を単純合計したもの（延べ数）。件数の捉え方は各業者の契約形態や債権管理方法等によるため、1件当たり平均貸付残高等について、業態間の単純な比較はできない。

(注5) 億円以下を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

5. 消費者向無担保貸金業者の貸付残高(平成30年3月末)

(1)貸付金利別

消費者向無担保貸金業者の貸付残高(貸付金利別)

金利	該当業者数		消費者向無担保貸付残高				1件当たり 平均貸付 残高(千円)
		構成比(%)	残高(億円)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	
28%超	1	0.3	0	0.0	15	0.0	200
26%超~28%以下	1	0.3	0	0.0	10	0.0	300
24%超~26%以下	3	0.8	0	0.0	185	0.0	330
22%超~24%以下	6	1.6	3	0.0	2,356	0.0	127
20%超~22%以下	9	2.4	9	0.0	4,762	0.1	189
18%超~20%以下	70	18.6	265	1.0	117,525	2.3	225
16%超~18%以下	192	51.1	1,220	4.7	439,924	8.5	277
14%超~16%以下	38	10.1	22,582	87.0	4,367,578	84.0	517
12%超~14%以下	14	3.7	1,361	5.2	252,735	4.9	539
10%超~12%以下	8	2.1	5	0.0	1,522	0.0	329
8%超~10%以下	6	1.6	5	0.0	712	0.0	702
6%超~8%以下	4	1.1	37	0.1	4,044	0.1	915
4%超~6%以下	6	1.6	2	0.0	321	0.0	623
2%超~4%以下	14	3.7	466	1.8	10,799	0.2	4,315
2%以下	4	1.1	1	0.0	74	0.0	1,351
合計	376	100.0	25,961	100.0	5,202,562	100.0	499

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) 億円以下を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

(2)貸付残高規模別

消費者向無担保貸金業者の貸付残高(貸付残高規模別)

貸付残高規模	該当業者数		消費者向無担保貸付残高				1件当たり 平均貸付 残高(千円)
		構成比(%)	残高(億円)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	
5,000億円超	2	0.5	15,287	58.9	2,791,752	53.7	548
1,000億円超~5,000億円以下	3	0.8	7,148	27.5	1,435,936	27.6	498
500億円超~1,000億円以下	-	-	-	-	-	-	-
100億円超~500億円以下	9	2.4	2,394	9.2	581,937	11.2	411
50億円超~100億円以下	5	1.3	341	1.3	89,980	1.7	379
10億円超~50億円以下	18	4.8	394	1.5	126,955	2.4	310
5億円超~10億円以下	20	5.3	134	0.5	53,449	1.0	251
1億円超~5億円以下	76	20.2	172	0.7	73,329	1.4	235
5,000万円超~1億円以下	67	17.8	46	0.2	22,993	0.4	200
1,000万円超~5,000万円以下	126	33.5	40	0.2	24,559	0.5	163
1,000万円以下	50	13.3	2	0.0	1,672	0.0	120
合計	376	100.0	25,961	100.0	5,202,562	100.0	499

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) 億円以下を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

6. 事業者向貸金業者の貸付残高（平成30年3月末）

(1) 貸付金利別

事業者向貸金業者の貸付残高（貸付金利別）

金利	該当業者数		事業者向貸付残高				1件当たり 平均貸付残高 (百万円)
		構成比 (%)	残高 (億円)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	
28%超	1	0.2	0	0.0	5	0.0	5.0
26%超～28%以下	-	-	-	-	-	-	-
24%超～26%以下	1	0	2	0	4	0	50
22%超～24%以下	1	0.2	3	0.0	44	0.1	6.8
20%超～22%以下	1	0.2	0	0.0	23	0.0	1.8
18%超～20%以下	5	0.9	8	0.0	516	0.7	1.6
16%超～18%以下	17	3.1	6	0.0	1,110	1.5	0.5
14%超～16%以下	74	13.7	333	0.4	2,386	3.2	14.0
12%超～14%以下	54	10.0	539	0.7	14,546	19.2	3.7
10%超～12%以下	41	7.6	869	1.1	13,809	18.3	6.3
8%超～10%以下	39	7.2	1,234	1.6	1,617	2.1	76.3
6%超～8%以下	37	6.8	847	1.1	2,429	3.2	34.9
4%超～6%以下	51	9.4	3,847	4.9	1,802	2.4	213.5
2%超～4%以下	74	13.7	3,886	4.9	31,852	42.1	12.2
2%以下	145	26.8	67,195	85.3	5,448	7.2	1233.4
合計	541	100.0	78,776	100.0	75,591	100.0	104.2

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) 事業者向貸金業者の貸付残高のうち、手形割引残高（約13億円）を除いている。

(注3) 億円以下を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(2) 貸付残高規模別

事業者向貸金業者の貸付残高（貸付残高規模別）

貸付残高規模	該当業者数		事業者向貸付残高				1件当たり 平均貸付残高 (百万円)
		構成比 (%)	残高 (億円)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	
5,000億円超	5	0.9	35,949	45.6	1,547	2.0	2323.8
1,000億円超～5,000億円以下	10	1.8	17,885	22.7	443	0.6	4037.2
500億円超～1,000億円以下	12	2.2	8,751	11.1	29,857	39.5	29.3
100億円超～500億円以下	44	8.1	11,304	14.3	24,201	32.0	46.7
50億円超～100億円以下	26	4.8	1,885	2.4	2,783	3.7	67.7
10億円超～50億円以下	97	17.9	2,210	2.8	6,258	8.3	35.3
5億円超～10億円以下	52	9.6	392	0.5	2,939	3.9	13.3
1億円超～5億円以下	124	22.9	328	0.4	4,268	5.6	7.7
5,000万円超～1億円以下	56	10.4	41	0.1	1,800	2.4	2.3
1,000万円超～5,000万円以下	87	16.1	26	0.0	1,258	1.7	2.1
1,000万円以下	28	5.2	1	0.0	237	0.3	0.4
合計	541	100.0	78,776	100.0	75,591	100.0	104.2

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

(注2) 事業者向貸金業者の貸付残高のうち、手形割引残高（約13億円）を除いている。

(注3) 億円以下を切り捨てているため合計は必ずしも一致しない。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

7. 貸金業者の行政処分件数の推移

貸金業者の行政処分件数の推移

(単位:件)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度				計
						4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	
財務局登録貸金業者	処分事由									
	業務改善 (法第24条の6の3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処分件数計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都道府県登録貸金業者	処分事由									
	業務改善 (法第24条の6の3)	4	5	10	12	0	4	4	0	8
	業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4)	4	7	9	4	0	1	3	3	7
	登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	4	2	1	0	0	1	0	0	1
	所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	0	2	1	0	0	0	0	0	0
	処分件数計	12	16	21	16	0	6	7	3	16
計	処分事由									
	業務改善 (法第24条の6の3)	4	5	10	12	0	4	4	0	8
	業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4)	4	7	9	4	0	1	3	3	7
	登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	4	2	1	0	0	1	0	0	1
	所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	0	2	1	0	0	0	0	0	0
	処分件数計	12	16	21	16	0	6	7	3	16

(注) 表中の「旧規制法」とは、貸金業の規制等に関する法律のことであり、「法」とは貸金業法のことである。

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

8. 金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等（苦情、相談・照会）件数

(1)内容別

貸金業に係る苦情等件数（内容別）

（単位：件）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度					
	計	計	計	計	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計	
苦情等受付件数	14,807	11,649	10,154	7,676	1,494	1,427	1,384	1,255	5,560	
うち無登録業者に係るもの	6,220	4,457	3,951	2,346	452	489	424	316	1,681	
苦情の内容	取立て行為	225	195	158	159	29	27	28	21	105
	契約内容	105	107	86	104	14	28	9	12	63
	金利	47	46	44	42	0	5	10	3	18
	年金担保	5	6	2	0	0	1	2	1	4
	帳簿の開示	118	62	69	24	9	5	5	6	25
	過剰貸付け	7	5	5	7	0	1	0	0	1
	行政当局詐称、登録業者詐称	257	49	31	22	3	1	1	0	5
	保証契約	29	25	20	6	1	2	1	0	4
	広告・勧誘（詐称以外）	100	65	45	70	18	97	28	16	159
	その他	711	476	340	411	67	79	87	43	276
苦情計	1,604	1,036	800	845	141	246	171	102	660	
相談・照会の内容	債務整理等	851	982	1,136	753	75	71	64	53	263
	金利	95	113	63	62	10	10	18	17	55
	相談先	292	315	219	256	129	122	111	98	460
	登録確認（無登録の疑いあり）	5,850	4,022	3,833	2,344	463	360	395	403	1,621
	制度改正要望	106	19	24	35	4	3	1	1	9
	法令等解釈	935	673	620	568	137	137	134	127	535
	その他	5,074	4,489	3,459	2,813	535	478	490	454	1,957
	相談・照会計	13,203	10,613	9,354	6,831	1,353	1,181	1,213	1,153	4,900

（注）件数については、その内容が複数にわたる場合でも延べで計上せず、主なものを1件として計上。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(2)受付先別

貸金業に係る苦情等件数（受付先別）

（単位：件）

区分	平成26年度				平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				
	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	
苦情等受付件数	1,550	4,536	8,721	14,807	1,142	3,575	6,932	11,649	1,036	2,900	6,218	10,154	1,096	1,873	4,707	7,676	934	1,561	3,065	5,560	
うち無登録業者に係るもの	659	1,025	4,536	6,220	637	752	3,068	4,457	566	449	2,936	3,951	618	301	1,427	2,346	288	210	1,183	1,681	
苦情の内容	取立て行為	7	86	132	225	2	75	118	195	1	52	105	158	28	38	93	159	18	25	62	105
	契約内容	3	21	81	105	3	7	97	107	0	9	77	86	24	6	74	104	11	10	42	63
	金利	0	2	45	47	1	4	41	46	0	3	41	44	12	4	26	42	5	2	11	18
	年金担保	0	0	5	5	0	0	6	6	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	4	4
	帳簿の開示	0	52	66	118	1	17	44	62	0	26	43	69	0	3	21	24	0	11	14	25
	過剰貸付け	0	0	7	7	0	2	3	5	0	1	4	5	4	3	0	7	0	0	1	1
	行政当局詐称、登録業者詐称	0	6	251	257	0	4	45	49	0	8	23	31	2	2	18	22	0	0	5	5
	保証契約	0	2	27	29	0	0	25	25	0	1	19	20	0	1	5	6	2	1	1	4
	広告・勧誘（詐称以外）	42	26	32	100	5	18	42	65	3	6	36	45	45	8	17	70	103	4	52	159
	その他	17	220	474	711	13	163	300	476	4	96	240	340	32	114	265	411	3	65	208	276
苦情計	69	415	1,120	1,604	25	290	721	1,036	8	202	590	800	147	179	519	845	142	118	400	660	
相談・照会の内容	債務整理等	4	46	801	851	3	40	939	982	6	155	975	1,136	8	122	623	753	28	18	217	263
	金利	32	19	44	95	38	36	39	113	6	24	33	63	4	24	34	62	17	26	12	55
	相談先	35	129	128	292	11	117	187	315	10	123	86	219	25	186	45	256	174	201	85	460
	登録確認（無登録の疑いあり）	198	1,886	3,766	5,850	123	1,270	2,629	4,022	421	910	2,502	3,833	595	419	1,330	2,344	252	359	1,010	1,621
	制度改正要望	105	0	1	106	13	5	1	19	19	4	1	24	9	18	8	35	4	4	1	9
	法令等解釈	146	269	520	935	109	134	430	673	213	82	325	620	219	46	303	568	184	65	286	535
	その他	961	1,772	2,341	5,074	820	1,683	1,986	4,489	353	1,400	1,706	3,459	89	879	1,845	2,813	133	770	1,054	1,957
	相談・照会計	1,481	4,121	7,601	13,203	1,117	3,285	6,211	10,613	1,028	2,698	5,628	9,354	949	1,694	4,188	6,831	792	1,443	2,665	4,900

（注）件数については、その内容が複数にわたる場合でも延べで計上せず、主なものを1件として計上。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

日本貸金業協会 月次統計資料

1. 概要

(1)月次統計資料

月次統計資料として、以下の資料を公表している。

統計名	更新時期	概要
協会の状況	(前々月末実績を)毎月20日～25日頃	加盟協会員数の推移等
相談・苦情・紛争の状況	(前月末実績を)毎月20日～25日頃	日本貸金業協会設置の貸金業相談・紛争解決センターで受電した相談・苦情・紛争件数やその内容内訳
月次実態調査	(前々月末実績を)毎月20日～25日頃	特定の協会員の協力を得て作成している貸金市場の動向調査

(2)月次実態調査

月次実態調査とは、特定の協会員の協力を得て、その動向を月次で調査・分析した統計資料であり、全協会員の貸付残高の75%以上のカバレッジを確保している。

業態	協力社数	カバレッジ	対象事業者
消費者金融業態	15社	84.9%	・消費者向無担保貸金業者 ・消費者向有担保貸金業者 ・消費者向住宅向貸金業者 等
クレジット業態等	25社	90.4%	・クレジットカード会社 ・信販会社 ・流通・メーカー系会社
事業者金融業態	13社	28.3%	・事業者向貸金業者 ・リース会社 ・手形割引業者 等
全体	53社	75.7%	—

(注1)カバレッジは、各協力社の平成30年3月末時点での貸付残高を、全協会員1,106社(平成30年3月末)の貸付残高で(各業態別に)除した割合を示す。

(注2)協力社数は、平成31年3月末時点での数値。

2. 協会員数

(1)協会員数と加入率

協会員数と加入率の推移

(単位:社)

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	12月	3月	9月	3月								
月末協会員数	4,063	3,776	3,561	2,990	2,525	2,100	1,670	1,560	1,486	1,410	1,362	1,312
登録貸金業者数	10,108	9,115	7,564	6,178	4,909	4,057	2,828	2,589	2,455	2,350	2,280	2,217
協会加入率	40.2%	41.4%	47.1%	48.4%	51.4%	51.8%	59.1%	60.3%	60.5%	60.0%	59.7%	59.2%
	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	9月	3月										
月末協会員数	1,279	1,246	1,241	1,214	1,241	1,214	1,168	1,148	1,136	1,106	1,091	1,086
登録貸金業者数	2,160	2,113	2,076	2,011	2,076	2,011	1,894	1,866	1,819	1,771	1,745	1,716
協会加入率	59.2%	59.0%	59.8%	60.4%	59.8%	60.4%	61.7%	61.6%	62.5%	62.5%	62.5%	63.3%

(2)財務局・都道府県知事別の協会員数

財務局・都道府県知事別の協会員数と加入率（平成31年3月）

（単位：社）

	協会員数	登録業者数	加入率
関東財務局	117	133	88.0%
東京都	239	549	43.5%
神奈川県	28	44	63.6%
埼玉県	14	28	50.0%
千葉県	13	22	59.1%
山梨県	6	6	100.0%
栃木県	7	7	100.0%
茨城県	4	4	100.0%
群馬県	8	10	80.0%
新潟県	4	6	66.7%
長野県	3	6	50.0%
小計	326	682	47.8%
合計	443	815	54.4%
近畿財務局	38	38	100.0%
大阪府	85	136	62.5%
京都府	27	33	81.8%
兵庫県	21	42	50.0%
奈良県	5	7	71.4%
和歌山県	4	7	57.1%
滋賀県	5	5	100.0%
小計	147	230	63.9%
合計	185	268	69.0%
北海道財務局	5	5	100.0%
北海道	32	42	76.2%
小計	32	42	76.2%
合計	37	47	78.7%
東北財務局	21	21	100.0%
宮城県	18	29	62.1%
岩手県	4	5	80.0%
福島県	2	2	100.0%
秋田県	7	9	77.8%
青森県	4	7	57.1%
山形県	3	4	75.0%
小計	38	56	67.9%
合計	59	77	76.6%
東海財務局	22	22	100.0%
愛知県	30	53	56.6%
静岡県	24	29	82.8%
三重県	11	16	68.8%
岐阜県	7	10	70.0%
小計	72	108	66.7%
合計	94	130	72.3%

	協会員数	登録業者数	加入率
北陸財務局	7	7	100.0%
富山県	7	10	70.0%
石川県	3	7	42.9%
福井県	6	7	85.7%
小計	16	24	66.7%
合計	23	31	74.2%
中国財務局	15	15	100.0%
広島県	23	30	76.7%
山口県	10	13	76.9%
岡山県	10	18	55.6%
鳥取県	3	3	100.0%
島根県	1	1	100.0%
小計	47	65	72.3%
合計	62	80	77.5%
四国財務局	10	10	100.0%
香川県	3	4	75.0%
徳島県	5	6	83.3%
愛媛県	9	21	42.9%
高知県	7	10	70.0%
小計	24	41	58.5%
合計	34	51	66.7%
九州財務局	10	10	100.0%
熊本県	12	18	66.7%
大分県	4	6	66.7%
宮崎県	5	11	45.5%
鹿児島県	4	7	57.1%
小計	25	42	59.5%
合計	35	52	67.3%
福岡財務支局	15	17	88.2%
福岡県	42	79	53.2%
佐賀県	2	4	50.0%
長崎県	14	16	87.5%
小計	58	99	58.6%
合計	73	116	62.9%
沖縄総合事務局	3	3	100.0%
沖縄県	38	46	82.6%
小計	38	46	82.6%
合計	41	49	83.7%
財務局計	263	281	93.6%
都道府県計	823	1,435	57.4%
総合計	1,086	1,716	63.3%

財務局・都道府県別協会員数の推移(平成29年~平成31年の各3月末)

(単位:社)

	平成29年	平成30年	平成31年
関東財務局	120	120	117
東京都	230	233	239
神奈川県	30	27	28
埼玉県	15	15	14
千葉県	14	13	13
山梨県	7	6	6
栃木県	8	7	7
茨城県	6	4	4
群馬県	11	8	8
新潟県	4	4	4
長野県	3	3	3
小計	328	320	326
合計	448	440	443
近畿財務局	37	38	38
大阪府	93	86	85
京都府	27	28	27
兵庫県	23	22	21
奈良県	5	6	5
和歌山県	4	3	4
滋賀県	5	6	5
小計	157	151	147
合計	194	189	185
北海道財務局	5	5	5
北海道	31	32	32
小計	31	32	32
合計	36	37	37
東北財務局	21	21	21
宮城県	21	20	18
岩手県	5	5	4
福島県	3	2	2
秋田県	8	7	7
青森県	4	4	4
山形県	3	3	3
小計	44	41	38
合計	65	62	59
東海財務局	21	21	22
愛知県	35	33	30
静岡県	28	25	24
三重県	11	11	11
岐阜県	7	7	7
小計	81	76	72
合計	102	97	94

	平成29年	平成30年	平成31年
北陸財務局	7	7	7
富山県	9	7	7
石川県	4	2	3
福井県	7	6	6
小計	20	15	16
合計	27	22	23
中国財務局	16	15	15
広島県	24	25	23
山口県	14	12	10
岡山県	14	14	10
鳥取県	4	4	3
島根県	2	1	1
小計	58	56	47
合計	74	71	62
四国財務局	12	12	10
香川県	4	4	3
徳島県	5	5	5
愛媛県	6	6	9
高知県	10	9	7
小計	25	24	24
合計	37	36	34
九州財務局	10	10	10
熊本県	13	13	12
大分県	5	5	4
宮崎県	5	5	5
鹿児島県	6	4	4
小計	29	27	25
合計	39	37	35
福岡財務支局	14	15	15
福岡県	47	43	42
佐賀県	4	3	2
長崎県	17	14	14
小計	68	60	58
合計	82	75	73
沖縄総合事務局	3	3	3
沖縄県	41	37	38
小計	41	37	38
合計	44	40	41
財務局計	266	267	263
都道府県計	882	839	823
総合計	1,148	1,106	1,086

3. 貸付残高・貸付件数

(1)業態別貸付残高・貸付件数の推移

業態別貸付残高とシェアの推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		53社	53社	53社	53社									
業態 消費者金融	平成29年度	2,852,688	2,865,935	2,850,279	2,854,847	2,865,857	2,886,949	2,893,532	2,912,612	2,896,630	2,902,011	2,917,871	2,941,399	
	平成30年度	3,076,955	3,096,209	3,103,097	3,111,184	3,102,625	3,129,863	3,154,270	3,184,155	3,177,161	3,189,611	3,210,751	3,255,442	
	前年同月比	7.9%	8.0%	8.9%	9.0%	8.3%	8.4%	9.0%	9.3%	9.7%	9.9%	10.0%	10.7%	
業態 事業者金融	平成29年度	580,739	586,261	589,065	583,094	586,083	641,504	636,799	636,911	636,228	655,738	637,949	641,775	
	平成30年度	639,127	650,100	650,845	654,726	661,531	672,465	640,568	683,886	678,953	689,534	694,918	695,122	
	前年同月比	10.1%	10.9%	10.5%	12.3%	12.9%	4.8%	0.6%	7.4%	6.7%	5.2%	8.9%	8.3%	
業態等 クレジット	平成29年度	4,457,379	4,542,478	4,675,550	4,669,097	4,649,656	4,665,290	4,837,099	4,843,205	4,945,370	4,947,259	4,975,159	5,097,631	
	平成30年度	5,697,213	5,861,732	5,737,074	5,808,031	5,756,257	5,794,944	5,800,277	5,986,665	6,252,253	5,897,103	5,809,533	5,992,565	
	前年同月比	27.8%	29.0%	22.7%	24.4%	23.8%	24.2%	19.9%	23.6%	26.4%	19.2%	16.8%	17.6%	
全体	平成29年度	7,890,805	7,994,674	8,114,894	8,107,038	8,101,596	8,193,743	8,367,431	8,392,728	8,478,229	8,505,008	8,530,979	8,680,806	
	平成30年度	9,413,295	9,608,041	9,491,017	9,573,940	9,520,413	9,597,273	9,595,114	9,854,706	10,108,368	9,776,249	9,715,201	9,943,129	
	前年同月比	19.3%	20.2%	17.0%	18.1%	17.5%	17.1%	14.7%	17.4%	19.2%	14.9%	13.9%	14.5%	
業態別シェア	平成29年度	消費者金融業態	36.2%	35.8%	35.1%	35.2%	35.4%	35.2%	34.6%	34.7%	34.2%	34.1%	34.2%	33.9%
		事業者金融業態	7.4%	7.3%	7.3%	7.2%	7.2%	7.8%	7.6%	7.6%	7.5%	7.7%	7.5%	7.4%
		クレジット業態等	56.5%	56.8%	57.6%	57.6%	57.4%	56.9%	57.8%	57.7%	58.3%	58.2%	58.3%	58.7%
		合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	平成30年度	消費者金融業態	32.7%	32.2%	32.7%	32.5%	32.6%	32.6%	32.9%	32.3%	31.4%	32.6%	33.0%	32.7%
		事業者金融業態	6.8%	6.8%	6.9%	6.8%	6.9%	7.0%	6.7%	6.9%	6.7%	7.1%	7.2%	7.0%
		クレジット業態等	60.5%	61.0%	60.4%	60.7%	60.5%	60.4%	60.5%	60.7%	61.9%	60.3%	59.8%	60.3%
		合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

業態別貸付件数の推移

(単位：件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		53社											
業態 消費者金融	平成29年度	4,511,191	4,539,939	4,534,644	4,540,714	4,568,599	4,586,834	4,612,053	4,642,834	4,616,556	4,637,563	4,658,656	4,691,505
	平成30年度	4,719,348	4,767,253	4,771,933	4,784,321	4,818,879	4,860,419	4,900,781	4,940,495	4,918,630	4,942,880	4,978,014	5,025,045
	前年同月比	4.6%	5.0%	5.2%	5.4%	5.5%	6.0%	6.3%	6.4%	6.5%	6.6%	6.9%	7.1%
業態 事業者金融	平成29年度	93,211	93,029	92,697	92,579	92,082	91,723	91,296	91,164	90,901	90,844	90,628	90,223
	平成30年度	89,027	89,069	88,980	89,040	88,821	88,600	88,077	88,049	88,062	88,276	88,126	87,684
	前年同月比	-4.5%	-4.3%	-4.0%	-3.8%	-3.5%	-3.4%	-3.5%	-3.4%	-3.1%	-2.8%	-2.8%	-2.8%
業態等 クレジット	平成29年度	95,628,984	95,850,983	96,144,012	96,560,861	96,405,241	97,003,156	97,125,489	97,388,091	98,786,192	99,165,689	99,449,837	99,473,821
	平成30年度	95,088,204	95,212,670	95,334,897	95,368,840	95,668,613	95,500,589	79,161,012	96,196,904	96,056,027	96,351,930	96,469,897	96,686,865
	前年同月比	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-1.2%	-0.8%	-1.5%	-18.5%	-1.2%	-2.8%	-2.8%	-3.0%	-2.8%
全体	平成29年度	100,233,386	100,483,951	100,771,353	101,194,154	101,065,922	101,681,713	101,828,838	102,122,089	103,493,649	103,894,095	104,199,121	104,255,549
	平成30年度	99,896,579	100,068,992	100,195,810	100,242,201	100,576,313	100,449,608	84,149,870	101,225,448	101,062,719	101,383,086	101,536,037	101,799,594
	前年同月比	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.9%	-0.5%	-1.2%	-17.4%	-0.9%	-2.3%	-2.4%	-2.6%	-2.4%

(注)クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

(2)消費者向貸付

業態別貸付残高の推移

(単位:百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		53社											
業態 消費者金融	平成29年度	2,772,473	2,789,855	2,791,072	2,794,958	2,806,979	2,822,745	2,837,050	2,855,106	2,839,559	2,846,920	2,860,180	2,894,921
	平成30年度	2,896,575	2,915,382	2,921,331	2,925,183	2,941,321	2,961,790	2,984,598	3,009,057	2,998,402	3,004,165	3,022,602	3,070,876
	前年同月比	4.5%	4.5%	4.7%	4.7%	4.8%	4.9%	5.2%	5.4%	5.6%	5.5%	5.7%	6.1%
業態 事業者金融	平成29年度	188,017	189,435	190,907	192,241	193,413	195,048	195,749	197,565	199,167	200,273	202,742	204,896
	平成30年度	206,287	208,450	208,297	209,464	210,767	210,870	209,203	209,974	211,180	212,204	213,311	216,304
	前年同月比	9.7%	10.0%	9.1%	9.0%	9.0%	8.1%	6.9%	6.3%	6.0%	6.0%	5.2%	5.6%
業態等 クレジット	平成29年度	2,314,620	2,341,803	2,339,021	2,332,606	2,344,138	2,370,245	2,392,387	2,422,364	2,412,407	2,423,024	2,435,275	2,474,095
	平成30年度	2,491,357	2,521,127	2,524,732	2,516,230	2,532,916	2,553,457	2,578,819	2,605,367	2,581,022	2,586,522	2,601,301	2,631,403
	前年同月比	7.6%	7.7%	7.9%	7.9%	8.1%	7.7%	7.8%	7.6%	7.0%	6.7%	6.8%	6.4%
全体	平成29年度	5,275,110	5,321,092	5,321,000	5,319,805	5,344,530	5,388,038	5,425,187	5,475,035	5,451,133	5,470,217	5,498,196	5,573,912
	平成30年度	5,594,219	5,644,959	5,654,359	5,650,876	5,685,004	5,726,116	5,772,620	5,824,398	5,790,604	5,802,891	5,837,214	5,918,582
	前年同月比	6.0%	6.1%	6.3%	6.2%	6.4%	6.3%	6.4%	6.4%	6.2%	6.1%	6.2%	6.2%

業態別貸付件数の推移

(単位:件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社
業態 消費者金融	平成29年度	4,488,463	4,517,256	4,511,977	4,518,062	4,545,945	4,564,139	4,588,323	4,619,982	4,592,551	4,613,439	4,634,412	4,667,162
	平成30年度	4,693,862	4,741,661	4,746,174	4,758,610	4,792,052	4,833,370	4,873,720	4,913,337	4,891,364	4,915,532	4,949,664	4,996,656
	前年同月比	4.6%	5.0%	5.2%	5.3%	5.4%	5.9%	6.2%	6.3%	6.5%	6.5%	6.8%	7.1%
業態 事業者金融	平成29年度	20,435	20,267	20,111	19,974	19,612	19,536	19,394	19,191	18,991	18,846	18,560	18,426
	平成30年度	18,275	18,160	17,974	17,903	17,632	17,479	17,192	17,063	16,972	16,896	16,678	16,650
	前年同月比	-10.6%	-10.4%	-10.6%	-10.4%	-10.1%	-10.5%	-11.4%	-11.1%	-10.6%	-10.3%	-10.1%	-9.6%
業態等 クレジット	平成29年度	95,471,256	95,692,643	95,985,273	96,401,413	96,245,326	96,843,737	96,965,578	97,227,621	98,625,449	99,004,348	99,287,959	99,312,105
	平成30年度	94,926,028	95,049,621	95,171,418	95,205,393	95,504,511	95,335,759	78,995,569	96,030,648	95,890,017	96,185,503	96,303,099	96,519,332
	前年同月比	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-1.2%	-0.8%	-1.6%	-18.5%	-1.2%	-2.8%	-2.8%	-3.0%	-2.8%
全体	平成29年度	99,980,154	100,230,166	100,517,361	100,939,449	100,810,883	101,427,412	101,573,295	101,866,794	103,236,991	103,636,633	103,940,931	103,997,693
	平成30年度	99,638,165	99,809,442	99,935,566	99,981,906	100,314,195	100,186,608	83,886,481	100,961,048	100,798,353	101,117,931	101,269,441	101,532,638
	前年同月比	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.9%	-0.5%	-1.2%	-17.4%	-0.9%	-2.4%	-2.4%	-2.6%	-2.4%

(注)クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

貸付種別毎の貸付残高、貸付件数の推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	
貸付残高 (百万円)	無担保貸付 (住宅向を除く)	平成29年度	4,060,238	4,096,200	4,076,705	4,060,842	4,068,715	4,091,718	4,108,690	4,135,201	4,083,510	4,089,687	4,090,289	4,114,329
		平成30年度	4,118,209	4,152,707	4,134,535	4,117,604	4,130,313	4,154,181	4,181,794	4,212,211	4,156,737	4,159,147	4,168,176	4,189,488
		前年同月比	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.5%	1.5%	1.8%	1.9%	1.8%	1.7%	1.9%	1.8%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	平成29年度	106,817	106,023	105,770	105,333	104,975	105,080	104,372	104,948	104,481	104,451	104,555	105,020
		平成30年度	104,737	104,377	103,211	102,488	102,573	102,540	94,785	94,107	94,000	93,714	92,684	103,570
		前年同月比	-1.9%	-1.6%	-2.4%	-2.7%	-2.3%	-2.4%	-9.2%	-10.3%	-10.0%	-10.3%	-11.4%	-1.4%
	住宅向貸付	平成29年度	1,108,055	1,118,869	1,138,525	1,153,629	1,170,840	1,191,240	1,212,124	1,234,886	1,263,142	1,276,079	1,303,352	1,354,563
		平成30年度	1,371,273	1,387,875	1,416,613	1,430,785	1,452,118	1,469,396	1,496,041	1,518,080	1,539,866	1,550,029	1,576,354	1,625,524
		前年同月比	23.8%	24.0%	24.4%	24.0%	24.0%	23.4%	23.4%	22.9%	21.9%	21.5%	20.9%	20.0%
有残件数 (件)	無担保貸付 (住宅向を除く)	平成29年度	99,847,810	100,097,171	100,382,409	100,802,016	100,673,122	101,287,231	101,431,445	101,720,851	103,088,767	103,487,112	103,788,854	103,842,086
		平成30年度	99,480,951	99,650,657	99,774,750	99,819,762	100,150,578	100,021,994	83,720,544	100,794,413	100,630,557	100,948,568	101,098,241	101,353,581
		前年同月比	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-1.0%	-0.5%	-1.2%	-17.5%	-0.9%	-2.4%	-2.5%	-2.6%	-2.4%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	平成29年度	22,622	22,497	22,389	22,302	21,224	21,148	21,058	20,951	20,845	20,795	20,717	19,639
		平成30年度	19,520	19,433	19,259	19,180	19,112	19,017	18,567	17,486	17,397	17,341	17,235	21,517
		前年同月比	-13.7%	-13.6%	-14.0%	-14.0%	-10.0%	-10.1%	-11.8%	-16.5%	-16.5%	-16.6%	-16.8%	9.6%
	住宅向貸付	平成29年度	109,723	110,498	112,562	115,131	116,537	119,033	120,793	124,992	127,379	128,727	131,360	135,968
		平成30年度	137,695	139,352	141,556	142,964	144,505	145,597	147,370	149,149	150,398	152,022	153,965	157,540
		前年同月比	25.5%	26.1%	25.8%	24.2%	24.0%	22.3%	22.0%	19.3%	18.1%	18.1%	17.2%	15.9%

(注) クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

(3)事業者向貸付

業態別貸付残高の推移

(単位:百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		53社											
業態 消費者金融	平成29年度	167,406	168,945	170,136	166,104	170,421	175,302	174,842	177,989	181,874	184,626	187,858	176,440
	平成30年度	180,380	180,826	181,767	186,001	161,304	168,073	169,672	175,098	178,759	185,446	188,149	184,566
	前年同月比	7.7%	7.0%	6.8%	12.0%	-5.3%	-4.1%	-3.0%	-1.6%	-1.7%	0.4%	0.2%	4.6%
業態 事業者金融	平成29年度	455,980	464,660	446,982	452,577	454,292	457,386	444,416	444,364	431,164	435,941	438,507	434,847
	平成30年度	432,840	441,651	442,548	445,262	450,764	461,596	431,365	473,912	467,774	477,331	481,607	478,818
	前年同月比	-5.1%	-5.0%	-1.0%	-1.6%	-0.8%	0.9%	-2.9%	6.6%	8.5%	9.5%	9.8%	10.1%
業態等 クレジット	平成29年度	2,734,698	2,886,762	2,830,485	2,871,599	2,835,939	2,860,977	2,850,846	2,822,711	3,141,791	3,134,123	2,952,137	2,983,305
	平成30年度	3,205,856	3,340,605	3,212,342	3,291,801	3,223,341	3,241,488	3,221,458	3,381,298	3,671,231	3,310,581	3,208,232	3,361,162
	前年同月比	17.2%	15.7%	13.5%	14.6%	13.7%	13.3%	13.0%	19.8%	16.9%	5.6%	8.7%	12.7%
全体	平成29年度	3,358,084	3,520,367	3,447,603	3,490,281	3,460,651	3,493,665	3,470,104	3,445,064	3,754,830	3,754,690	3,578,502	3,594,592
	平成30年度	3,819,076	3,963,082	3,836,657	3,923,064	3,835,409	3,871,157	3,822,494	4,030,309	4,317,764	3,973,358	3,877,988	4,024,546
	前年同月比	13.7%	12.6%	11.3%	12.4%	10.8%	10.8%	10.2%	17.0%	15.0%	5.8%	8.4%	12.0%

業態別貸付件数の推移

(単位:件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		53社											
業態 消費者金融	平成29年度	22,728	22,683	22,667	22,652	22,654	22,695	23,730	22,852	24,005	24,124	24,244	24,343
	平成30年度	25,486	25,592	25,759	25,711	26,827	27,049	27,061	27,158	27,266	27,348	28,350	28,389
	前年同月比	12.1%	12.8%	13.6%	13.5%	18.4%	19.2%	14.0%	18.8%	13.6%	13.4%	16.9%	16.6%
業態 事業者金融	平成29年度	72,776	72,762	72,586	72,605	72,470	72,187	71,902	71,973	71,910	71,998	72,068	71,797
	平成30年度	70,752	70,909	71,006	71,137	71,189	71,121	70,885	70,986	71,090	71,380	71,448	71,034
	前年同月比	-2.8%	-2.5%	-2.2%	-2.0%	-1.8%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-1.1%
業態等 クレジット	平成29年度	157,728	158,340	158,739	159,448	159,915	159,419	159,911	160,470	160,743	161,340	161,878	161,715
	平成30年度	162,176	163,049	163,479	163,447	164,102	164,830	165,443	166,256	166,010	166,427	166,798	167,533
	前年同月比	2.8%	3.0%	3.0%	2.5%	2.6%	3.4%	3.5%	3.6%	3.3%	3.2%	3.0%	3.6%
全体	平成29年度	253,232	253,785	253,992	254,705	255,039	254,301	255,543	255,295	256,658	257,462	258,190	257,855
	平成30年度	258,414	259,550	260,244	260,295	262,118	263,000	263,389	264,400	264,366	265,155	266,596	266,956
	前年同月比	2.0%	2.3%	2.5%	2.2%	2.8%	3.4%	3.1%	3.6%	3.0%	3.0%	3.3%	3.5%

(注)クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

貸付種別毎の貸付残高、貸付件数の推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	
貸付残高 (百万円)	無担保貸付 (住宅向を除く)	平成29年度	274,327	273,498	278,433	272,165	263,580	265,455	263,251	254,427	265,099	264,419	267,277	266,250
		平成30年度	281,415	270,583	271,678	267,779	263,770	313,972	267,809	273,515	277,064	276,823	271,722	281,445
		前年同月比	2.6%	-1.1%	-2.4%	-1.6%	0.1%	18.3%	1.7%	7.5%	4.5%	4.7%	1.7%	5.7%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	平成29年度	633,338	644,973	652,537	656,832	671,707	685,804	669,091	670,638	670,395	676,550	693,486	686,826
		平成30年度	690,554	698,009	700,862	711,289	715,016	712,194	685,794	729,312	730,240	739,310	751,587	748,100
		前年同月比	9.0%	8.2%	7.4%	8.3%	6.4%	3.8%	2.5%	8.7%	8.9%	9.3%	8.4%	8.9%
	営業貸付 その他	平成29年度	2,450,419	2,601,896	2,516,633	2,561,284	2,525,364	2,542,406	2,537,762	2,520,000	2,819,335	2,813,722	2,617,739	2,641,516
		平成30年度	2,847,106	2,994,490	2,864,117	2,943,996	2,856,623	2,844,990	2,868,892	3,027,482	3,310,460	2,957,225	2,854,679	2,995,001
		前年同月比	16.2%	15.1%	13.8%	14.9%	13.1%	11.9%	13.0%	20.1%	17.4%	5.1%	9.1%	13.4%
有残件数 (件)	無担保貸付 (住宅向を除く)	平成29年度	236,311	236,658	236,897	237,511	237,705	236,968	238,068	238,557	238,857	239,499	240,074	239,670
		平成30年度	240,149	241,085	241,707	241,642	243,298	243,924	244,035	244,827	244,571	244,916	246,262	246,592
		前年同月比	1.6%	1.9%	2.0%	1.7%	2.4%	2.9%	2.5%	2.6%	2.4%	2.3%	2.6%	2.9%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	平成29年度	13,926	14,070	14,034	14,108	14,251	14,243	14,387	13,641	14,674	14,827	15,000	15,070
		平成30年度	15,147	15,312	15,395	15,483	15,622	15,880	16,124	16,321	16,488	16,902	17,012	17,030
		前年同月比	8.8%	8.8%	9.7%	9.7%	9.6%	11.5%	12.1%	19.6%	12.4%	14.0%	13.4%	13.0%
	営業貸付 その他	平成29年度	2,995	3,057	3,061	3,086	3,083	3,090	3,088	3,097	3,127	3,136	3,116	3,115
		平成30年度	3,118	3,153	3,142	3,170	3,198	3,196	3,230	3,252	3,307	3,337	3,322	3,334
		前年同月比	4.1%	3.1%	2.6%	2.7%	3.7%	3.4%	4.6%	5.0%	5.8%	6.4%	6.6%	7.0%

(注1)「その他営業貸付」とは、貸金業法における“貸付”のうち、関係会社間貸付等、他の項目に含まれない貸付をいう。

(注2)「有残件数」には、クレジット業態等における、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数も含む。

4. 月間貸付金額・契約数

(1)消費者向貸付

業態別月間貸付金額の推移

(単位:百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		53社											
業態 消費者金融	平成29年度	133,096	144,044	141,219	131,048	131,365	144,496	138,413	138,078	132,951	116,032	128,314	176,302
	平成30年度	140,914	128,578	110,384	131,815	140,076	143,821	145,660	150,772	139,651	125,776	142,379	191,023
	前年同月比	5.9%	-10.7%	-21.8%	0.6%	6.6%	-0.5%	5.2%	9.2%	5.0%	8.4%	11.0%	8.4%
業態 事業者金融	平成29年度	3,413	3,125	3,390	3,029	3,061	3,185	2,770	3,400	3,759	2,837	4,316	4,493
	平成30年度	4,602	3,884	3,538	3,446	3,295	2,573	2,614	2,454	4,023	2,895	3,686	5,621
	前年同月比	34.8%	24.3%	4.4%	13.8%	7.6%	-19.2%	-5.6%	-27.8%	7.0%	2.1%	-14.6%	25.1%
業態等 クレジット	平成29年度	146,068	155,225	145,247	132,123	138,342	151,210	154,099	160,491	147,739	140,353	147,295	181,812
	平成30年度	160,101	167,641	156,047	139,025	152,381	154,553	157,647	159,444	139,895	134,551	145,073	179,636
	前年同月比	9.6%	8.0%	7.4%	5.2%	10.1%	2.2%	2.3%	-0.7%	-5.3%	-4.1%	-1.5%	-1.2%
全体	平成29年度	282,577	302,394	289,856	266,200	272,769	298,890	295,282	301,969	284,450	259,222	279,924	362,607
	平成30年度	305,618	300,104	269,969	274,286	295,752	300,947	305,922	312,670	283,569	263,222	291,137	376,280
	前年同月比	8.2%	-0.8%	-6.9%	3.0%	8.4%	0.7%	3.6%	3.5%	-0.3%	1.5%	4.0%	3.8%

業態別月間契約数の推移

(単位:件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社
業態 消費者金融	平成29年度	66,273	74,768	63,452	62,719	70,118	78,926	74,389	73,912	59,224	66,620	70,082	86,478
	平成30年度	82,089	95,550	74,570	72,146	82,641	90,911	91,587	87,375	68,593	77,594	84,346	102,688
	前年同月比	23.9%	27.8%	17.5%	15.0%	17.9%	15.2%	23.1%	18.2%	15.8%	16.5%	20.4%	18.7%
業態 事業者金融	平成29年度	139	158	163	142	160	169	134	179	186	134	198	219
	平成30年度	200	162	165	164	153	119	146	172	192	155	200	243
	前年同月比	43.9%	2.5%	1.2%	15.5%	-4.4%	-29.6%	9.0%	-3.9%	3.2%	15.7%	1.0%	11.0%
業態等 クレジット	平成29年度	868,049	943,295	830,263	824,568	867,949	944,907	912,454	839,249	915,287	872,987	889,329	1,011,145
	平成30年度	796,832	870,686	733,399	750,461	821,453	772,125	787,960	865,245	815,694	794,629	865,021	946,565
	前年同月比	-8.2%	-7.7%	-11.7%	-9.0%	-5.4%	-18.3%	-13.6%	3.1%	-10.9%	-9.0%	-2.7%	-6.4%
全体	平成29年度	934,461	1,018,221	893,878	887,429	938,227	1,024,002	986,977	913,340	974,697	939,741	959,609	1,097,842
	平成30年度	879,121	966,398	808,134	822,771	904,247	863,155	879,693	952,792	884,479	872,378	949,567	1,049,496
	前年同月比	-5.9%	-5.1%	-9.6%	-7.3%	-3.6%	-15.7%	-10.9%	4.3%	-9.3%	-7.2%	-1.0%	-4.4%

(注)クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

消費者金融業態における消費者向無担保貸付の成約率の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	38.3%	38.9%	38.8%	39.7%	40.5%	40.4%	40.3%	40.6%	39.7%	39.1%	40.1%	39.6%
平成30年度	37.5%	37.8%	37.6%	37.6%	38.6%	38.5%	39.1%	38.8%	37.3%	36.7%	38.4%	37.7%
前年同月差	-0.8%	-1.1%	-1.2%	-2.1%	-1.9%	-1.9%	-1.2%	-1.8%	-2.4%	-2.4%	-1.7%	-1.9%

(注1)成約率は、消費者金融業態における消費者向無担保貸付の成約率（当月契約数/当月申込数）

(注2)前年同月差は、平成30年度の成約率から平成29年度の成約率を単純減算したものの

(2)事業者向貸付

業態別月間貸付金額の推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		53社											
消費者金融業態	平成29年度	8,957	10,024	12,682	12,129	14,695	15,702	10,564	13,660	15,963	10,975	13,875	17,352
	平成30年度	12,324	12,635	12,405	15,717	12,709	17,539	13,875	17,228	14,888	11,603	12,315	14,082
	前年同月比	37.6%	26.0%	-2.2%	29.6%	-13.5%	11.7%	31.3%	26.1%	-6.7%	5.7%	-11.2%	-18.8%
事業者金融業態	平成29年度	30,755	25,510	25,665	23,377	22,335	33,483	24,790	27,350	31,868	30,957	29,133	33,988
	平成30年度	26,908	32,033	33,153	30,655	31,949	37,219	22,496	22,776	36,471	32,175	33,688	32,031
	前年同月比	-12.5%	25.6%	29.2%	31.1%	43.0%	11.2%	-9.3%	-16.7%	14.4%	3.9%	15.6%	-5.8%
クレジット等業態	平成29年度	506,508	549,655	469,100	425,186	349,131	384,524	288,404	262,654	820,313	626,939	444,126	435,992
	平成30年度	619,156	721,052	605,782	626,261	586,658	581,834	438,741	588,174	860,121	423,283	354,387	529,594
	前年同月比	22.2%	31.2%	29.1%	47.3%	68.0%	51.3%	52.1%	123.9%	4.9%	-32.5%	-20.2%	21.5%
全体	平成29年度	546,220	585,189	507,447	460,692	386,161	433,708	323,758	303,664	868,144	668,871	487,135	487,332
	平成30年度	658,388	765,720	651,340	672,633	631,316	636,592	475,111	628,178	911,480	467,061	400,390	575,707
	前年同月比	20.5%	30.8%	28.4%	46.0%	63.5%	46.8%	46.7%	106.9%	5.0%	-30.2%	-17.8%	18.1%

業態別月間契約数の推移

(単位：件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社
消費者金融業態	平成29年度	352	284	381	375	362	406	332	396	432	351	418	463
	平成30年度	433	405	398	422	405	512	420	464	471	375	379	385
	前年同月比	23.0%	42.6%	4.5%	12.5%	11.9%	26.1%	26.5%	17.2%	9.0%	6.8%	-9.3%	-16.8%
事業者金融業態	平成29年度	601	605	576	522	491	548	585	562	639	494	495	572
	平成30年度	603	489	547	495	473	524	518	466	711	460	476	493
	前年同月比	0.3%	-19.2%	-5.0%	-5.2%	-3.7%	-4.4%	-11.5%	-17.1%	11.3%	-6.9%	-3.8%	-13.8%
クレジット等業態	平成29年度	1,207	1,135	1,222	1,156	1,230	1,167	1,069	1,062	1,120	942	1,108	1,132
	平成30年度	1,068	1,132	1,103	1,048	988	933	1,038	970	1,196	1,146	1,062	1,242
	前年同月比	-11.5%	-0.3%	-9.7%	-9.3%	-19.7%	-20.1%	-2.9%	-8.7%	6.8%	21.7%	-4.2%	9.7%
全体	平成29年度	2,160	2,024	2,179	2,053	2,083	2,121	1,986	2,020	2,191	1,787	2,021	2,167
	平成30年度	2,104	2,026	2,048	1,965	1,866	1,969	1,976	1,900	2,378	1,981	1,917	2,120
	前年同月比	-2.6%	0.1%	-6.0%	-4.3%	-10.4%	-7.2%	-0.5%	-5.9%	8.5%	10.9%	-5.1%	-2.2%

(注)クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

5. 平均約定金利

貸出種別毎の平均約定金利の長期推移

平成27年度(参考)												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		54社	53社	53社	53社	53社						
無担保貸付 (住宅向を除く)	15.28%	15.27%	15.34%	15.27%	15.26%	15.30%	15.28%	15.27%	15.27%	15.24%	15.24%	15.21%
有担保貸付 (住宅向を除く)	8.16%	8.09%	8.17%	8.02%	8.09%	7.97%	7.95%	7.90%	7.89%	7.82%	7.81%	7.72%
住宅向貸付	2.80%	2.82%	2.81%	2.82%	2.81%	2.82%	2.81%	2.78%	2.79%	2.77%	2.74%	2.78%
全体	13.31%	13.32%	13.36%	13.27%	13.27%	13.21%	13.25%	13.23%	13.17%	13.13%	13.09%	13.03%

平成28年度												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		53社										
無担保貸付 (住宅向を除く)	15.19%	15.03%	15.18%	15.14%	15.13%	15.12%	15.11%	15.09%	15.10%	15.05%	14.93%	14.84%
有担保貸付 (住宅向を除く)	7.14%	7.08%	7.07%	6.94%	7.03%	6.85%	6.89%	6.80%	6.77%	6.71%	6.69%	6.72%
住宅向貸付	2.71%	2.73%	2.65%	2.67%	2.65%	2.63%	2.65%	2.61%	2.64%	2.61%	2.56%	2.64%
全体	12.99%	12.86%	12.97%	12.90%	12.85%	12.80%	12.78%	12.72%	12.67%	12.59%	12.44%	12.33%

平成29年度												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		53社										
無担保貸付 (住宅向を除く)	14.85%	14.97%	15.00%	15.00%	14.97%	14.96%	14.95%	15.02%	14.97%	14.94%	14.85%	14.81%
有担保貸付 (住宅向を除く)	6.73%	6.71%	6.69%	6.59%	6.59%	6.47%	6.49%	6.15%	6.36%	6.34%	6.28%	6.15%
住宅向貸付	2.55%	2.58%	2.52%	2.57%	2.55%	2.52%	2.55%	2.51%	2.55%	2.53%	2.45%	2.56%
全体	13.84%	13.85%	13.83%	13.81%	13.79%	13.77%	13.76%	13.80%	13.74%	13.73%	13.68%	13.60%

平成30年度												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		53社										
無担保貸付 (住宅向を除く)	14.84%	14.79%	14.83%	14.84%	14.82%	14.80%	14.81%	14.24%	14.86%	14.95%	14.88%	14.83%
有担保貸付 (住宅向を除く)	6.23%	6.16%	6.16%	6.14%	6.11%	6.00%	6.22%	6.11%	6.10%	6.11%	6.08%	6.22%
住宅向貸付	2.46%	2.49%	2.44%	2.48%	2.45%	2.42%	2.47%	2.42%	2.46%	2.43%	2.35%	2.48%
全体	13.64%	13.66%	13.65%	13.63%	13.61%	13.60%	13.59%	13.57%	13.55%	13.57%	13.54%	13.44%

6. 店舗数

業態別店舗数の推移

(単位：店)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	53社	
消費者金融業態	有人店舗数	平成29年度	133	134	134	133	133	133	145	145	145	145	145	145
		平成30年度	147	147	140	140	141	141	142	142	124	126	126	126
		前年同月比	10.5%	9.7%	4.5%	5.3%	6.0%	6.0%	-2.1%	-2.1%	-14.5%	-13.1%	-13.1%	-13.1%
	無人店舗数	平成29年度	4,120	4,127	4,119	4,113	4,110	4,105	4,754	4,730	4,720	4,686	4,637	4,600
		平成30年度	4,589	4,585	4,550	4,518	4,464	4,397	4,358	4,288	4,232	4,211	4,196	4,179
		前年同月比	11.4%	11.1%	10.5%	9.8%	8.6%	7.1%	-8.3%	-9.3%	-10.3%	-10.1%	-9.5%	-9.2%
	合計	平成29年度	4,253	4,261	4,253	4,246	4,243	4,238	4,899	4,875	4,865	4,831	4,782	4,745
		平成30年度	4,736	4,732	4,690	4,658	4,605	4,538	4,500	4,430	4,356	4,337	4,322	4,305
		前年同月比	11.4%	11.1%	10.3%	9.7%	8.5%	7.1%	-8.1%	-9.1%	-10.5%	-10.2%	-9.6%	-9.3%
事業者金融業態	有人店舗数	平成29年度	89	88	88	88	87	87	86	85	85	85	85	104
		平成30年度	84	84	84	78	84	84	84	84	78	84	83	86
		前年同月比	-5.6%	-4.5%	-4.5%	-11.4%	-3.4%	-3.4%	-2.3%	-1.2%	-8.2%	-1.2%	-2.4%	-17.3%
	無人店舗数	平成29年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		平成30年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		前年同月比	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	平成29年度	89	88	88	88	87	87	86	85	85	85	85	104
		平成30年度	84	84	84	78	84	84	84	84	78	84	83	86
		前年同月比	-5.6%	-4.5%	-4.5%	-11.4%	-3.4%	-3.4%	-2.3%	-1.2%	-8.2%	-1.2%	-2.4%	-17.3%
クレジット業態等	有人店舗数	平成29年度	544	542	539	539	539	537	540	539	539	538	535	536
		平成30年度	542	541	543	542	544	542	540	541	529	532	530	530
		前年同月比	-0.4%	-0.2%	0.7%	0.6%	0.9%	0.9%	0.0%	0.4%	-1.9%	-1.1%	-0.9%	-1.1%
	無人店舗数	平成29年度	339	337	337	337	336	336	336	336	338	338	337	337
		平成30年度	337	336	337	337	337	339	340	340	340	341	340	339
		前年同月比	-0.6%	-0.3%	0.0%	0.0%	0.3%	0.9%	1.2%	1.2%	0.6%	0.9%	0.9%	0.6%
	合計	平成29年度	883	879	876	876	875	873	876	875	877	876	872	873
		平成30年度	879	877	880	879	881	881	880	881	869	873	870	869
		前年同月比	-0.5%	-0.2%	0.5%	0.3%	0.7%	0.9%	0.5%	0.7%	-0.9%	-0.3%	-0.2%	-0.5%
全体	有人店舗数	平成29年度	766	764	761	760	759	757	771	769	769	768	765	785
		平成30年度	773	772	767	760	769	767	766	767	731	742	739	742
		前年同月比	0.9%	1.0%	0.8%	0.0%	1.3%	1.3%	-0.6%	-0.3%	-4.9%	-3.4%	-3.4%	-5.5%
	無人店舗数	平成29年度	4,459	4,464	4,456	4,450	4,446	4,441	5,090	5,066	5,058	5,024	4,974	4,937
		平成30年度	4,926	4,921	4,887	4,855	4,801	4,736	4,698	4,628	4,572	4,552	4,536	4,518
		前年同月比	10.5%	10.2%	9.7%	9.1%	8.0%	6.6%	-7.7%	-8.6%	-9.6%	-9.4%	-8.8%	-8.5%
	合計	平成29年度	5,225	5,228	5,217	5,210	5,205	5,198	5,861	5,835	5,827	5,792	5,739	5,722
		平成30年度	5,699	5,693	5,654	5,615	5,570	5,503	5,464	5,395	5,303	5,294	5,275	5,260
		前年同月比	9.1%	8.9%	8.4%	7.8%	7.0%	5.9%	-6.8%	-7.5%	-9.0%	-8.6%	-8.1%	-8.1%

7. 信用保証残高、件数

信用保証残高の推移

(単位:百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		53社											
対する信用保証 金融機関の貸付に	平成29年度	7,034,573	7,057,279	7,149,531	7,165,731	7,197,210	7,264,589	7,315,110	7,327,702	7,368,444	7,375,630	7,389,254	7,450,039
	平成30年度	7,488,446	7,517,135	7,530,164	7,513,590	7,514,686	7,539,109	7,569,484	7,598,478	7,597,872	7,585,124	7,589,139	7,624,858
	前年同月比	6.5%	6.5%	5.3%	4.9%	4.4%	3.8%	3.5%	3.7%	3.1%	2.8%	2.7%	2.3%

信用保証件数の推移

(単位:件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		53社											
対する信用保証 金融機関の貸付に	平成29年度	8,520,463	8,617,942	8,606,832	8,499,926	8,518,501	8,555,755	8,578,277	8,591,249	8,573,805	8,560,084	8,567,343	8,584,578
	平成30年度	8,664,869	8,659,771	8,641,398	8,484,953	8,469,874	8,464,822	8,453,019	8,447,041	8,406,922	8,347,828	8,350,308	8,342,181
	前年同月比	1.7%	0.5%	0.4%	-0.2%	-0.6%	-1.1%	-1.5%	-1.7%	-1.9%	-2.5%	-2.5%	-2.8%

8. 利息返還金、利息返還に伴う元本毀損額

業態別の利息返還金、利息返還に伴う元本毀損額の推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		53社												
利息返還金	消費者金融業態	平成29年度	14,209	12,511	14,693	12,019	12,411	14,227	10,782	9,002	13,591	7,006	6,939	11,672
		平成30年度	7,366	8,665	9,183	7,389	6,920	9,459	6,504	6,613	10,056	5,891	5,943	10,607
		前年同月比	-48.2%	-30.7%	-37.5%	-38.5%	-44.2%	-33.5%	-39.7%	-26.5%	-26.0%	-15.9%	-14.4%	-9.1%
	事業者金融業態	平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		平成30年度	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
		前年同月比	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	クレジット業態等	平成29年度	6,374	6,610	5,732	5,792	5,849	5,423	5,442	5,146	4,845	4,043	3,665	3,898
		平成30年度	4,029	4,393	4,310	3,953	3,468	3,713	3,666	3,742	3,595	3,448	3,125	3,467
		前年同月比	-36.8%	-33.5%	-24.8%	-31.7%	-40.7%	-31.5%	-32.6%	-27.3%	-25.8%	-14.7%	-14.7%	-11.1%
	合計	平成29年度	20,583	19,121	20,426	17,810	18,260	19,651	16,225	14,147	18,437	11,049	10,604	15,571
		平成30年度	11,395	13,058	13,493	11,342	10,389	13,173	10,169	10,355	13,651	9,339	9,068	14,074
		前年同月比	-44.6%	-31.7%	-33.9%	-36.3%	-43.1%	-33.0%	-37.3%	-26.8%	-26.0%	-15.5%	-14.5%	-9.6%
利息返還に伴う元本毀損額	消費者金融業態	平成29年度	1,600	1,578	1,789	1,371	1,415	1,558	1,058	1,058	1,296	926	980	1,175
		平成30年度	692	817	976	746	757	1,082	728	783	1,007	593	697	969
		前年同月比	-56.7%	-48.3%	-45.5%	-45.6%	-46.5%	-30.6%	-31.2%	-25.9%	-22.3%	-36.0%	-28.9%	-17.5%
	事業者金融業態	平成29年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		平成30年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		前年同月比	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	クレジット業態等	平成29年度	987	900	889	967	950	815	752	732	708	660	764	679
		平成30年度	675	701	629	617	649	570	642	612	554	589	608	574
		前年同月比	-31.7%	-22.1%	-29.3%	-36.2%	-31.7%	-30.0%	-14.5%	-16.3%	-21.7%	-10.8%	-20.5%	-15.5%
	合計	平成29年度	2,587	2,478	2,679	2,338	2,364	2,373	1,810	1,789	2,005	1,586	1,744	1,854
		平成30年度	1,367	1,517	1,605	1,362	1,406	1,652	1,371	1,396	1,561	1,182	1,305	1,543
		前年同月比	-47.2%	-38.8%	-40.1%	-41.7%	-40.6%	-30.4%	-24.3%	-22.0%	-22.1%	-25.5%	-25.2%	-16.8%
全体	平成29年度	23,171	21,599	23,105	20,149	20,624	22,023	18,035	15,937	20,441	12,636	12,348	17,425	
	平成30年度	12,762	14,575	15,098	12,704	11,794	14,824	11,540	11,751	15,213	10,520	10,373	15,617	
	前年同月比	-44.9%	-32.5%	-34.7%	-36.9%	-42.8%	-32.7%	-36.0%	-26.3%	-25.6%	-16.7%	-16.0%	-10.4%	

公知情報等・その他統計データ

1. 指定信用情報機関への情報登録状況

株式会社日本信用情報機構(JICC)への登録状況

		登録人数(万人)			登録件数(万件)			登録残高(億円)	
		登録人数(万人)	5件以上の借入利用者(万人)	全体人数に対する割合	登録件数(万件)	5件以上の借入利用者(万件)	登録残高(億円)	5件以上の借入利用者(億円)	
平成25年	1月	1,341	33	2.5%	2,244	183	86,356	6,517	
	2月	1,339	32	2.4%	2,233	178	86,137	6,352	
	3月	1,333	31	2.3%	2,212	171	85,304	6,081	
	4月	1,291	29	2.2%	2,126	158	82,961	5,657	
	5月	1,282	28	2.2%	2,102	152	82,109	5,457	
	6月	1,279	27	2.1%	2,092	149	81,658	5,330	
	7月	1,248	23	1.8%	1,997	124	77,239	4,393	
	8月	1,233	22	1.8%	1,967	120	76,328	4,258	
	9月	1,241	22	1.8%	1,976	119	76,693	4,216	
	10月	1,231	21	1.7%	1,954	115	76,104	4,071	
	11月	1,232	21	1.7%	1,951	113	76,134	4,007	
	12月	1,209	20	1.7%	1,914	109	74,646	3,883	
平成26年	1月	1,196	19	1.6%	1,893	107	74,213	3,785	
	2月	1,197	19	1.6%	1,889	105	74,290	3,723	
	3月	1,194	19	1.6%	1,879	102	74,168	3,639	
	4月	1,197	18	1.5%	1,878	101	74,182	3,579	
	5月	1,192	18	1.5%	1,867	98	73,848	3,499	
	6月	1,199	18	1.5%	1,872	97	75,985	3,480	
	7月	1,185	17	1.4%	1,847	94	75,437	3,386	
	8月	1,181	17	1.4%	1,837	93	75,346	3,330	
	9月	1,188	17	1.4%	1,845	92	75,861	3,317	
	10月	1,182	16	1.4%	1,832	90	75,653	3,252	
	11月	1,186	16	1.3%	1,837	90	75,951	3,237	
	12月	1,179	16	1.4%	1,821	88	75,541	3,161	
平成27年	1月	1,156	16	1.4%	1,783	84	74,793	3,061	
	2月	1,159	15	1.3%	1,787	84	75,127	3,057	
	3月	1,153	15	1.3%	1,771	81	74,491	2,925	
	4月	1,150	15	1.3%	1,765	80	74,389	2,889	
	5月	1,151	14	1.2%	1,761	77	74,333	2,805	
	6月	1,155	14	1.2%	1,766	77	74,645	2,791	
	7月	1,140	14	1.2%	1,740	75	74,058	2,722	
	8月	1,141	14	1.2%	1,741	74	74,318	2,712	
	9月	1,146	13	1.1%	1,742	72	74,731	2,633	
	10月	1,139	13	1.1%	1,732	71	74,529	2,597	
	11月	1,149	13	1.1%	1,746	72	75,174	2,620	
	12月	1,131	13	1.1%	1,717	70	74,256	2,556	
平成28年	1月	1,124	13	1.2%	1,707	69	74,159	2,552	
	2月	1,130	13	1.2%	1,714	69	74,483	2,565	
	3月	1,127	13	1.2%	1,707	68	74,457	2,544	
	4月	1,127	13	1.2%	1,706	68	74,470	2,532	
	5月	1,083	10	0.9%	1,613	53	71,443	1,951	
	6月	1,078	10	0.9%	1,606	52	71,312	1,934	
	7月	1,070	10	0.9%	1,593	51	70,840	1,916	
	8月	1,074	10	0.9%	1,599	52	71,234	1,936	
	9月	1,074	10	0.9%	1,598	52	71,501	1,936	
	10月	1,076	10	0.9%	1,602	52	71,876	1,958	
	11月	1,082	10	0.9%	1,610	53	72,359	1,968	
	12月	1,067	10	0.9%	1,588	51	71,903	1,944	
平成29年	1月	1,067	10	0.9%	1,588	51	72,125	1,949	
	2月	1,068	10	0.9%	1,589	52	72,426	1,962	
	3月	1,066	10	0.9%	1,585	51	72,564	1,954	
	4月	1,066	9.4	0.9%	1,586	50.4	72,698	1,972	
	5月	1,075	9.5	0.9%	1,597	50.8	73,155	1,982	
	6月	1,071	9.4	0.9%	1,591	50.5	73,157	1,964	
	7月	1,064	9.1	0.9%	1,581	49.5	72,749	1,941	
	8月	1,065	9.1	0.9%	1,581	49.6	72,844	1,943	
	9月	1,070	9.2	0.9%	1,589	49.9	73,440	1,970	
	10月	1,075	9.2	0.9%	1,598	50.0	74,056	1,999	
	11月	1,076	9.4	0.9%	1,600	50.2	74,378	2,014	
	12月	1,067	9.1	0.9%	1,587	49.4	74,299	2,014	
平成30年	1月	1,068	9.1	0.9%	1,588	49.5	74,580	2,022	
	2月	1,070	9.2	0.9%	1,591	49.8	75,074	2,054	
	3月	1,071	9.3	0.9%	1,592	49.9	75,075	2,055	
	4月	1,077	9.4	0.9%	1,603	50.4	76,154	2,130	
	5月	1,079	9.5	0.9%	1,607	50.7	76,349	2,141	
	6月	1,078	9.4	0.9%	1,606	50.3	76,712	2,148	
	7月	1,080	9.3	0.9%	1,608	50.3	76,997	2,158	
	8月	1,075	9.3	0.9%	1,603	50.6	77,245	2,167	
	9月	1,083	9.5	0.9%	1,616	51.3	78,136	2,201	
	10月	1,089	9.6	0.9%	1,626	52.0	78,451	2,232	
	11月	1,089	9.7	0.9%	1,629	52.2	78,887	2,246	
	12月	1,082	9.6	0.9%	1,617	51.3	78,957	2,234	
平成31年	1月	1,079	9.6	0.9%	1,614	51.6	79,179	2,236	
	2月	1,083	9.6	0.9%	1,620	51.6	79,843	2,268	
	3月	1,083	9.7	0.9%	1,621	52.0	80,595	2,320	

(注1) 各月の数値は、月末時点における「残高あり」の数値。

(注2) 登録人数は、名寄せベース。

(注3) 平成29年4月から小数点1位までを表示する。

出典：株式会社日本信用情報機構

株式会社シー・アイ・シー（CIC）への登録状況

	月	登録状況			登録状況			登録状況									
		登録人数(万人)	5件以上の借入利用者(万人)	全体人数に対する割合	登録件数(万件)	5件以上の借入利用者(万件)	登録残高合計額(億円)	5件以上の借入利用者(億円)	登録人数(万人)	5件以上の借入利用者(万人)	登録残高合計額(億円)						
平成25年	1月	1,402	24	1.7%	2,133	135	87,852	4,714	平成28年	1月	1,147	13	1.1%	1,691	72	78,111	2,730
	2月	1,399	23	1.6%	2,123	131	87,487	4,579		2月	1,146	13	1.1%	1,691	73	78,288	2,768
	3月	1,395	22	1.6%	2,110	126	86,960	4,430		3月	1,145	13	1.1%	1,689	72	77,956	2,752
	4月	1,332	19	1.4%	1,984	106	83,970	3,867		4月	1,147	13	1.1%	1,690	72	78,079	2,747
	5月	1,332	19	1.4%	1,978	103	83,644	3,756		5月	1,149	13	1.1%	1,693	72	78,187	2,754
	6月	1,332	18	1.4%	1,972	101	83,411	3,655		6月	1,153	13	1.1%	1,699	72	78,531	2,762
	7月	1,315	17	1.3%	1,938	95	82,281	3,463		7月	1,149	13	1.1%	1,690	70	78,543	2,713
	8月	1,311	17	1.3%	1,928	93	81,983	3,381		8月	1,146	13	1.1%	1,686	70	78,624	2,716
	9月	1,310	16	1.2%	1,920	90	81,774	3,288		9月	1,148	13	1.1%	1,689	70	79,101	2,724
	10月	1,307	16	1.2%	1,911	88	81,485	3,194		10月	1,150	13	1.1%	1,693	71	79,526	2,749
	11月	1,306	15	1.1%	1,907	86	81,433	3,130		11月	1,161	13	1.1%	1,715	74	80,640	2,890
	12月	1,282	15	1.2%	1,871	82	79,995	3,009		12月	1,156	13	1.1%	1,705	72	80,649	2,851
平成26年	1月	1,206	20	1.7%	1,849	110	79,400	4,040	平成29年	1月	1,145	13	1.1%	1,687	71	80,336	2,813
	2月	1,203	19	1.6%	1,842	109	79,332	3,977		2月	1,144	13	1.1%	1,687	71	80,583	2,817
	3月	1,201	19	1.6%	1,835	106	79,212	3,911		3月	1,145	13	1.1%	1,687	71	80,855	2,818
	4月	1,203	19	1.6%	1,832	104	79,031	3,817		4月	1,148	13	1.1%	1,691	71	81,150	2,829
	5月	1,204	18	1.5%	1,831	102	78,932	3,759		5月	1,150	13	1.1%	1,694	71	81,410	2,840
	6月	1,205	18	1.5%	1,828	100	78,841	3,688		6月	1,154	13	1.1%	1,700	71	81,890	2,845
	7月	1,194	17	1.4%	1,805	96	78,186	3,549		7月	1,146	13	1.1%	1,685	69	81,779	2,788
	8月	1,192	17	1.4%	1,798	94	78,177	3,509		8月	1,145	12	1.0%	1,684	69	81,907	2,785
	9月	1,193	17	1.4%	1,797	93	78,313	3,457		9月	1,149	13	1.1%	1,691	69	82,485	2,827
	10月	1,196	17	1.4%	1,800	92	78,513	3,426		10月	1,151	13	1.1%	1,695	69	83,011	2,844
	11月	1,194	16	1.3%	1,795	91	78,608	3,373		11月	1,154	13	1.1%	1,701	70	83,584	2,891
	12月	1,187	16	1.3%	1,780	88	78,263	3,272		12月	1,150	12	1.0%	1,688	67	83,762	2,805
平成27年	1月	1,176	15	1.3%	1,759	85	77,894	3,191	平成30年	1月	1,140	12	1.1%	1,673	66	83,574	2,786
	2月	1,173	15	1.3%	1,755	85	78,022	3,164		2月	1,142	12	1.1%	1,678	66	83,959	2,834
	3月	1,165	15	1.3%	1,738	82	77,475	3,066		3月	1,144	12	1.0%	1,682	67	84,674	2,873
	4月	1,168	15	1.3%	1,741	81	77,604	3,036		4月	1,148	12	1.0%	1,685	66	85,372	2,891
	5月	1,170	15	1.3%	1,741	81	77,806	3,017		5月	1,153	12	1.0%	1,694	66	85,860	2,923
	6月	1,171	14	1.2%	1,742	80	78,016	2,971		6月	1,156	12	1.0%	1,700	66	86,484	2,947
	7月	1,162	14	1.2%	1,722	77	77,737	2,880		7月	1,149	12	1.0%	1,688	65	86,631	2,935
	8月	1,159	14	1.2%	1,717	76	77,755	2,863		8月	1,149	12	1.0%	1,690	66	87,117	2,963
	9月	1,158	14	1.2%	1,714	75	77,994	2,833		9月	1,154	12	1.0%	1,698	66	87,967	3,004
	10月	1,162	14	1.2%	1,718	75	78,275	2,833		10月	1,158	12	1.0%	1,707	67	88,711	3,047
	11月	1,163	14	1.2%	1,721	75	78,568	2,831		11月	1,162	12	1.0%	1,715	68	89,523	3,100
	12月	1,158	13	1.1%	1,710	73	78,466	2,774		12月	1,159	12	1.0%	1,710	67	89,899	3,083
平成31年	1月	1,151	12	1.0%	1,698	67	89,763	3,083	1月	1,151	12	1.0%	1,698	67	89,763	3,083	
	2月	1,149	12	1.0%	1,697	67	90,280	3,129	2月	1,149	12	1.0%	1,697	67	90,280	3,129	
	3月	1,151	12	1.0%	1,703	68	91,141	3,197	3月	1,151	12	1.0%	1,703	68	91,141	3,197	

(注1) 各月の数値は、毎月20日時点における「残高あり」の数値。

(注2) 平成26年1月に新信用情報データベースが稼働したことから、名寄せが精緻化され、一時的に5件以上の借入利用者の登録人数及び登録件数、登録残高合計額が増加している。

出典：株式会社シー・アイ・シー

2. 金融機関の貸出残高

預金取扱金融機関・公的金融機関の貸出残高の推移

(単位: 億円)

	預金取扱金融機関の貸出残高				公的金融機関の貸出残高			全体 (億円)
	住宅貸付 (億円)	消費者信用 (億円)	企業・ 政府等向け (億円)	合計 (億円)	住宅貸付 (億円)	消費者 信用・企業・ 政府等向け (億円)	合計 (億円)	
平成24年度	1,509,407	143,023	4,697,893	6,350,323	259,882	2,203,155	2,463,037	8,813,360
平成25年度	1,546,697	151,411	4,931,477	6,629,585	247,441	2,164,346	2,411,787	9,041,372
平成26年度	1,574,454	159,317	5,146,027	6,879,798	235,817	2,112,360	2,348,177	9,227,975
平成27年度	1,602,562	168,591	5,355,466	7,126,619	231,650	2,026,699	2,258,349	9,384,968
平成28年度	1,648,215	178,149	5,470,509	7,296,873	225,038	2,009,561	2,234,599	9,531,472
平成29年度	1,688,557	183,823	5,609,306	7,481,686	224,452	1,972,893	2,195,318	9,677,004
平成30年度	1,736,365	181,513	5,745,290	7,663,168	222,858	1,934,120	2,195,318	9,858,486

(注) 資金循環統計については、新たに入手した基礎資料や制度変更を反映した遡及改定値を毎年3月に公表しています。

出典: 日本銀行

3. 生命保険協会加盟会社の貸付状況

(単位: 百万円、%)

		保険約款貸付			一般貸付							合計	
		金額 (百万円)	契約約款貸付	保険料振替貸付	金額 (百万円)	企業貸付	国・国際機関・ 政府関係機関貸付	公共団体・ 公企業貸付	住宅ローン	消費者ローン	その他	金額 (百万円)	うち非居者貸付
平成27年 3月末 (全43社合計)	金額 (百万円)	3,134,269	2,833,187	301,072	34,964,966	30,443,458	258,259	1,934,752	1,400,258	808,046	120,162	38,099,244	2,098,536
	構成比 (%)	8.2%	7.4%	0.8%	91.8%	79.9%	0.7%	5.1%	3.7%	2.1%	0.3%	100.0%	5.5%
平成28年 3月末 (全42社合計)	金額 (百万円)	3,069,060	2,775,299	293,745	33,741,234	29,437,158	235,187	1,907,590	1,333,448	706,033	121,789	36,810,301	2,456,380
	構成比 (%)	8.3%	7.5%	0.8%	91.7%	80.0%	0.6%	5.2%	3.6%	1.9%	0.3%	100.0%	6.7%
平成29年 3月末 (全41社合計)	金額 (百万円)	2,938,637	2,669,412	269,212	31,132,840	26,338,941	1,048,137	1,856,576	1,142,815	587,254	159,091	34,071,487	2,672,810
	構成比 (%)	8.6%	7.8%	0.8%	91.4%	77.3%	3.1%	5.4%	3.4%	1.7%	0.5%	100.0%	7.8%
平成30年 3月末 (全41社合計)	金額 (百万円)	2,889,229	2,629,515	259,700	30,083,883	25,445,445	928,185	1,922,392	1,118,744	554,108	114,988	32,973,124	3,109,865
	構成比 (%)	8.8%	8.0%	0.8%	91.2%	77.2%	2.8%	5.8%	3.4%	1.7%	0.3%	100.0%	9.4%
平成31年 3月末 (全41社合計)	金額 (百万円)	2,865,247	2,610,520	254,711	29,013,333	24,182,090	1,072,292	2,005,102	1,102,110	542,511	109,208	31,878,593	3,568,333
	構成比 (%)	9.0%	8.2%	0.8%	91.0%	75.9%	3.4%	6.3%	3.5%	1.7%	0.3%	100.0%	1119.4%

出典: 一般社団法人生命保険協会

4. リース取扱高の状況

企業規模別リース取扱高の推移

(単位:%)

企業規模分類	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		前年度比			
	取 扱 高 ス (億 円)	構 成 比 (%)	H27 /H26	H28 /H27	H29 /H28	H30 /H29								
1 大企業(資本金1億円超の法人)	19,795	41.0	19,055	37.8	18,715	37.3	17,125	35.1	17,345	34.6	96.3	98.2	91.5	101.3
上場企業等	8,417	17.4	8,079	16.0	8,999	17.9	7,642	15.7	8,224	16.4	96.0	111.4	84.9	107.6
2 中小企業(資本金1億円以下の法人、個人事業者)	23,627	49.0	36,035	51.7	25,655	51.1	25,696	52.7	26,637	53.1	110.2	98.5	100.2	103.7
3 官公庁・その他	4,829	10.0	5,303	10.5	5,832	11.6	5,937	12.2	6,148	12.3	109.8	110.0	101.8	103.5
合計	48,252	100.0	50,393	100.0	50,203	100.0	48,759	100.0	50,129	100.0	104.4	99.6	97.1	102.8

出典:公益社団法人リース事業協会

業種別リース取扱高の推移

(単位:%)

業種分類	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		前年度比			
	取 扱 高 ス (億 円)	構 成 比 (%)	H27 /H26	H28 /H27	H29 /H28	H30 /H29								
1 農業・林業・漁業・鉱業	528	1.1	760	1.5	801	1.6	569	1.2	608	1.2	143.8	105.4	71.0	106.8
2 建設業	2,600	5.4	2,729	5.4	2,944	5.9	3,001	6.2	2,937	5.9	105.0	107.9	101.9	97.9
3 製造業	8,809	18.3	9,819	19.5	9,509	18.9	8,644	17.7	9,299	18.6	111.5	96.9	90.9	107.6
食品等製造業	1,427	3.0	1,502	3.0	1,482	3.0	1,384	2.8	1,329	2.7	105.2	98.7	93.4	96.1
繊維・木材・パルプ等製造業	698	1.4	724	1.4	739	1.5	771	1.6	719	1.4	103.8	102.1	104.2	93.2
化学・石油・プラスチック製品等製造業	932	1.9	883	1.8	943	1.9	793	1.6	827	1.7	94.8	106.8	84.1	104.3
鉄鋼・非鉄・金属製品等製造業	1,080	2.2	1,138	2.3	1,086	2.2	1,144	2.3	1,447	2.9	105.4	95.4	105.3	126.5
生産用・電気・情報通信・輸送等機械器具製造業	3,435	7.1	4,351	8.6	4,158	8.3	3,476	7.1	3,804	7.6	126.6	95.6	83.6	109.4
その他の製造業	1,234	2.6	1,217	2.4	1,099	2.2	1,076	2.2	1,174	2.3	98.6	90.3	97.9	109.1
4 非製造業	31,734	65.8	32,632	64.8	31,297	62.3	30,944	63.5	31,502	62.8	102.8	95.9	98.9	101.8
電気・ガス・熱供給・水道業	583	1.2	806	1.6	671	1.3	1,322	2.7	853	1.7	138.1	83.2	197.7	64.5
情報通信業	2,528	5.2	2,566	5.1	2,419	4.8	2,652	5.4	2,617	5.2	101.5	94.3	109.6	98.7
運輸業・郵便業	2,783	5.8	2,991	5.9	2,931	5.8	2,840	5.8	3,170	6.3	107.5	98.0	96.9	111.6
卸売業・小売業	9,169	19.0	8,736	17.3	8,972	17.9	8,768	18.0	8,615	17.2	95.3	102.7	97.7	98.3
金融業・保険業	1,173	2.4	1,246	2.5	1,197	2.4	1,104	2.3	1,381	2.8	106.2	96.0	92.3	125.0
不動産業・物品賃貸業	3,586	7.4	3,739	7.4	3,083	6.1	2,648	5.4	2,705	5.4	104.3	82.5	85.9	102.2
宿泊業・飲食サービス業	967	2.0	1,157	2.3	1,082	2.2	1,141	2.3	1,147	2.3	119.6	93.5	105.4	100.5
医療・福祉	3,248	6.7	3,778	7.5	3,428	6.8	3,618	7.4	3,432	6.8	116.3	90.7	105.5	94.9
その他サービス	7,691	15.9	7,608	15.1	7,513	15.0	6,851	14.0	7,582	15.1	98.9	98.7	91.2	110.7
5 公務・その他	4,579	9.5	4,451	8.8	5,648	11.3	5,601	11.5	5,783	11.5	97.2	126.9	99.2	103.2
合計	48,252	100.0	50,392	100.0	50,202	100.0	48,759	100.0	50,129	100.0	104.4	99.6	97.1	102.8

出典:公益社団法人リース事業協会

5. 多重債務に関する相談の状況

国民生活センター(PIO-NET)に寄せられた多重債務に関する相談件数

(単位:件)

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
38,278	31,857	30,666	29,199	26,069	26,421	23,278

出典:独立行政法人国民生活センター

日本司法支援センター(法テラス)における代理援助件数の推移

(単位:件)

【民事法律扶助】代理援助事件の事件別内訳

	家事事件	多重債務事件	その他事件	合計	多重債務事件が占める割合
平成24年度	28,768	55,366	20,885	105,019	52.7%
平成25年度	31,975	50,827	21,687	104,489	48.6%
平成26年度	32,793	48,659	21,762	103,214	47.1%
平成27年度	34,694	51,780	20,884	107,358	48.2%
平成28年度	35,544	53,447	19,592	108,583	49.2%
平成29年度	35,137	60,582	19,051	114,770	52.8%

出典:日本司法支援センター

6. 多重債務に関するカウンセリングの実施状況

多重債務者に対するカウンセリング実施件数

(単位:件)

(1)内容別のカウンセリング実施状況

	電話相談件数(件)	カウンセリング(面接相談)									
		他機関案内		電話回答・助言		カウンセリング受付		新規カウンセリング件数	新規カウンセリング件数の内訳		
		件(件)	割合	件(件)	割合	件(件)	割合		介入	弁護士会等紹介	その他
平成24年度	4,137	1,302	31.5%	2,835	68.5%	1,245	30.1%	1,072	548	269	255
平成25年度	3,841	1,255	32.7%	2,586	67.3%	1,095	28.5%	974	446	229	299
平成26年度	4,381	1,694	38.7%	1,553	35.4%	1,134	25.9%	939	414	254	271
平成27年度	3,804	1,366	35.9%	1,436	37.7%	1,002	26.3%	844	406	224	214
平成28年度	3,723	1,280	34.4%	1,336	35.9%	1,107	29.7%	929	418	226	285
平成29年度	4,971	1,671	33.6%	1,713	34.5%	1,587	31.9%	1,248	551	373	324
平成30年度	6,042	2,368	39.2%	1,969	32.6%	1,705	28.2%	1,378	610	392	376

(注1)「割合」は、電話相談件数に対する数値

(注2)協会では、電話相談に応じた時点で明らかに自己破産・個人再生相当と認められる案件については、速やかにその解決を図るため、弁護士会等に相談するよう勧めている。このため、実際に協会のカウンセリングに至った案件は、任意整理の可能性の高いものに偏っている。

(注3)平成24年度分について、前回の資料とりまとめ時点以降に判明した事実に応じ、データに修正を加えている。

(注4)他機関案内には、相談内容に応じて最寄りの弁護士会や法テラス、消費生活センターなどを案内したものの他、他機関の電話番号等の案内などの件数も含んでいる。

(注5)カウンセリング受付件数(受付ベース)と新規カウンセリング件数(実施ベース)の差は、申し込みのキャンセルや受付年度と実施年度のタイムラグによって生じている。

出典:公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

(2)地域別のカウンセリングの受付とその処理結果（平成30年3月末日現在）

		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		件数(件)	割合	件数(件)	割合	件数(件)	割合	件数(件)	割合	件数(件)	割合	
東京	電話相談件数	1,785	-	1,384	-	1,287	-	1,570	-	1,846	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	376	100.0%	375	100.0%	434	100.0%	521	100.0%	517	100.0%
		介入	166	44.1%	182	48.5%	197	45.4%	234	44.9%	225	43.5%
		弁護士会等紹介	126	33.5%	116	30.9%	116	26.7%	173	33.2%	172	33.3%
		助言で完結等	84	22.3%	77	20.5%	121	27.9%	114	21.9%	120	23.2%
福岡	電話相談件数	512	-	459	-	352	-	421	-	525	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	103	100.0%	88	100.0%	82	100.0%	88	100.0%	101	100.0%
		介入	39	37.9%	33	37.5%	29	35.4%	25	28.4%	37	36.6%
		弁護士会等紹介	19	18.4%	22	25.0%	24	29.3%	33	37.5%	33	32.7%
		助言で完結等	45	43.7%	33	37.5%	29	35.4%	30	34.1%	31	30.7%
名古屋	電話相談件数	554	-	599	-	548	-	582	-	394	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	78	100.0%	70	100.0%	73	100.0%	86	100.0%	73	100.0%
		介入	47	60.3%	45	64.3%	52	71.2%	65	75.6%	49	67.1%
		弁護士会等紹介	9	11.5%	8	11.4%	4	5.5%	7	8.1%	3	4.1%
		助言で完結等	22	28.2%	17	24.3%	17	23.3%	14	16.3%	21	28.8%
仙台	電話相談件数	307	-	295	-	260	-	333	-	297	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	94	100.0%	95	100.0%	79	100.0%	118	100.0%	91	100.0%
		介入	39	41.5%	25	26.3%	21	26.6%	38	32.2%	38	41.8%
		弁護士会等紹介	24	25.5%	30	31.6%	21	26.6%	46	39.0%	28	30.8%
		助言で完結等	31	33.0%	40	42.1%	37	46.8%	34	28.8%	25	27.5%
大阪	電話相談件数	-	-	-	-	-	-	-	-	998	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	-	-	-	-	-	-	-	-	252	100.0%
		介入	-	-	-	-	-	-	-	-	82	32.5%
		弁護士会等紹介	-	-	-	-	-	-	-	-	72	28.6%
		助言で完結等	-	-	-	-	-	-	-	-	98	38.9%
広島	電話相談件数	281	-	298	-	292	-	275	-	257	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	54	100.0%	60	100.0%	57	100.0%	65	100.0%	57	100.0%
		介入	25	46.3%	46	76.7%	27	47.4%	33	50.8%	30	52.6%
		弁護士会等紹介	9	16.7%	5	8.3%	12	21.1%	15	23.1%	14	24.6%
		助言で完結等	20	37.0%	9	15.0%	18	31.6%	17	26.2%	13	22.8%
新潟	電話相談件数	229	-	125	-	96	-	128	-	85	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	93	100.0%	43	100.0%	34	100.0%	39	100.0%	33	100.0%
		介入	40	43.0%	21	48.8%	12	35.3%	9	23.1%	12	36.4%
		弁護士会等紹介	31	33.3%	12	27.9%	8	23.5%	13	33.3%	11	33.3%
		助言で完結等	22	23.7%	10	23.3%	14	41.2%	17	43.6%	10	30.3%
静岡	電話相談件数	311	-	143	-	129	-	155	-	182	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	66	100.0%	40	100.0%	37	100.0%	46	100.0%	49	100.0%
		介入	30	45.5%	25	62.5%	26	70.3%	32	69.6%	32	65.3%
		弁護士会等紹介	9	13.6%	8	20.0%	7	18.9%	5	10.9%	9	18.4%
		助言で完結等	27	40.9%	7	17.5%	4	10.8%	9	19.6%	8	16.3%
熊本	電話相談件数	87	-	53	-	30	-	45	-	39	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	16	100.0%	8	100.0%	6	100.0%	3	100.0%	4	100.0%
		介入	1	6.3%	3	37.5%	3	50.0%	3	100.0%	4	100.0%
		弁護士会等紹介	8	50.0%	2	25.0%	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
		助言で完結等	7	43.8%	3	37.5%	2	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
福島・他	電話相談件数	315	-	448	-	67	-	1,462	-	1,419	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	59	100.0%	65	100.0%	127	100.0%	282	100.0%	453	100.0%
		介入	27	45.8%	26	40.0%	51	40.2%	112	39.7%	183	40.4%
		弁護士会等紹介	19	32.2%	21	32.3%	33	26.0%	81	28.7%	122	26.9%
		助言で完結等	13	22.0%	18	27.7%	43	33.9%	89	31.6%	148	32.7%
全体	電話相談件数	4,381	-	3,804	-	3,061	-	4,971	-	6,042	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	939	100.0%	844	100.0%	929	100.0%	1,248	100.0%	1,378	100.0%
		介入	414	44.1%	406	48.1%	418	45.0%	551	44.2%	610	44.3%
		弁護士会等紹介	254	27.1%	224	26.5%	226	24.3%	373	29.9%	392	28.4%
		助言で完結等	271	28.9%	214	25.4%	285	30.7%	324	26.0%	376	27.3%

(注1)平成28年度「福島・他」には、福島（平成24年度）及び高松（平成24年9月～）、金沢（平成24年10月～）、沖縄（平成25年1月～）、横浜（平成27年1月～）、さいたま（平成28年4月～）、岐阜（平成28年10月から）、松山（平成28年10月～）、前橋（平成29年4月～）、宮崎（平成29年4月～）、三重（平成29年7月～）、長野（平成30年3月～）を含む
(注2)カウンセリング受付件数と新規カウンセリング件数の差は、申込のキャンセルや受付年度と実施年度のタイムラグによって生じている。
(注3)大阪センターは、平成30年1月5日から業務を開始している。

出典：公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

7. 自己破産の状況

自己破産申請件数

(単位:件)

	自然人の自己破産申請件数(件)	法人・その他の自己破産申請件数(件)	合計(件)
平成23年度	100,510	9,398	109,908
平成24年度	82,668	9,343	92,011
平成25年度	72,287	8,849	81,136
平成26年度	65,189	7,723	72,912
平成27年度	63,856	7,220	71,076
平成28年度	64,871	6,967	71,838
平成29年度	67,630	6,869	74,499

出典:最高裁判所

8. 自殺者の動向

男女別の自殺者数

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	人数(人)	割合												
男性	19,273	69.2%	18,787	68.9%	17,386	68.4%	16,681	69.4%	15,121	69.1%	14,826	69.5%	14,290	68.6%
女性	8,585	30.8%	8,496	31.1%	8,041	31.6%	7,344	30.6%	6,776	30.9%	6,495	30.5%	6,550	31.4%
合計	27,858	100.0%	27,283	100.0%	25,427	100.0%	24,025	100.0%	21,897	100.0%	21,321	100.0%	20,840	100.0%

出典:警察庁

年齢別の自殺者

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	人数(人)	割合												
~19歳	587	2.1%	547	2.0%	538	2.1%	554	2.3%	520	2.4%	567	2.7%	599	2.9%
20~29歳	3,000	10.8%	2,801	10.3%	2,684	10.6%	2,352	9.8%	2,235	10.2%	2,213	10.4%	2,154	10.3%
30~39歳	3,781	13.6%	3,705	13.6%	3,413	13.4%	3,087	12.8%	2,824	12.9%	2,703	12.7%	2,596	12.5%
40~49歳	4,616	16.6%	4,589	16.8%	4,234	16.7%	4,069	16.9%	3,739	17.1%	3,668	17.2%	3,498	16.8%
50~59歳	4,668	16.8%	4,484	16.4%	4,181	16.4%	3,979	16.6%	3,631	16.6%	3,593	16.9%	3,575	17.2%
60歳~	11,048	39.7%	11,034	40.4%	10,290	40.5%	9,883	41.1%	8,871	40.5%	8,521	40.0%	8,366	40.1%
不詳	158	0.6%	123	0.5%	87	0.3%	101	0.4%	77	0.4%	56	0.3%	52	0.2%
合計	27,858	100.0%	27,283	100.0%	25,427	100.0%	24,025	100.0%	21,897	100.0%	21,321	100.0%	20,840	100.0%

出典:警察庁

原因別の自殺者数

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	人数(人)	割合												
遺書有り	20,615	74.0%	20,256	74.2%	19,025	74.8%	17,981	74.8%	16,297	74.4%	15,930	74.7%	15,551	74.6%
家庭問題	4,089	14.7%	3,930	14.4%	3,644	14.3%	3,641	15.2%	3,337	15.2%	3,179	14.9%	3,147	15.1%
健康問題	13,629	48.9%	13,680	50.1%	12,920	50.8%	12,145	50.6%	11,014	50.3%	10,778	50.6%	10,423	50.0%
経済生活問題	5,219	18.7%	4,636	17.0%	4,144	16.3%	4,082	17.0%	3,522	16.1%	3,464	16.2%	3,432	16.5%
勤務問題	2,472	8.9%	2,323	8.5%	2,227	8.8%	2,159	9.0%	1,978	9.0%	1,991	9.3%	2,018	9.7%
男女問題	1,035	3.7%	912	3.3%	875	3.4%	801	3.3%	764	3.5%	768	3.6%	715	3.4%
学校問題	417	1.5%	375	1.4%	372	1.5%	384	1.6%	319	1.5%	329	1.5%	354	1.7%
その他	1,535	5.5%	1,462	5.4%	1,351	5.3%	1,342	5.6%	1,148	5.2%	1,172	5.5%	1,081	5.2%
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
遺書無し	7,243	26.0%	7,027	25.8%	6,402	25.2%	6,044	25.2%	5,600	25.6%	5,391	25.3%	5,289	25.4%
自殺者総数	27,858	100.0%	27,283	100.0%	25,427	100.0%	24,025	100.0%	21,897	100.0%	21,321	100.0%	20,840	100.0%

出典:内閣府 警察庁

9. ヤミ金融事犯の検挙状況

ヤミ金融事犯の検挙状況の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
検挙事件数	325	341	422	442	528	743	718
無登録・高金利事犯	190	168	151	140	139	135	130
ヤミ金融関連事犯	135	173	271	302	389	608	588
検挙人員	470	523	558	608	662	881	814
無登録・高金利事犯	315	337	258	267	257	236	207
ヤミ金融関連事犯	155	186	300	341	405	645	607
検挙法人数	6	12	9	6	4	9	3
無登録・高金利事犯	2	7	5	4	2	7	2
ヤミ金融関連事犯	4	5	4	2	2	2	1
被害人員	31,528	31,049	16,885	20,946	24,231	13,044	14,469
無登録・高金利事犯	31,398	30,936	16,654	20,588	23,824	12,793	14,233
ヤミ金融関連事犯	130	113	231	358	407	251	236
被害額	109億9,008万円	150億401万円	97億7,645万円	160億9,086万円	131億9,526万円	91億3,852万円	35億9,160万円
無登録・高金利事犯	109億8,582万円	150億401万円	97億7,415万円	160億8,387万円	131億7,766万円	91億3,836万円	35億1,972万円
ヤミ金融関連事犯	426万円	0円	230万円	699万円	1,760万円	16万円	7,188万円

出典：警察庁

10. 被保護世帯数及び被保護実人員の状況

生活保護受給者数の推移（各年度末）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
被保護世帯数（千世帯）	1,578	1,601	1,622	1,635	1,641	1,639	1,636
被保護実人員（千人）	2,161	2,170	2,174	2,164	2,145	2,116	2,090

（注）平成29年度（平成30年3月）までは確定数

出典：厚生労働省

11. 正規・非正規の職員・従業員の雇用状況

正規・非正規の職員・従業員の雇用者数（役員を除く雇用者数）— 全体

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	人数 (万人)	割合												
正規の職員・従業員	3,345	64.8%	3,302	63.3%	3,288	62.6%	3,317	62.5%	3,367	62.5%	3,423	62.7%	3,476	62.1%
非正規の職員・従業員	1,816	35.2%	1,910	36.6%	1,967	37.4%	1,986	37.5%	2,023	37.5%	2,036	37.3%	2,120	37.9%
全体	5,161	100.0%	5,213	100.0%	5,256	100.0%	5,303	100.0%	5,391	100.0%	5,460	100.0%	5,596	100.0%

出典：総務省 統計局

正規・非正規の職員・従業員の雇用者数(役員を除く雇用者数) — 男女別

		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		人数 (万人)	割合												
従業員 正規の職員・ 従業員	男子	2,300	68.9%	2,273	68.8%	2,267	68.9%	2,272	68.5%	2,287	67.9%	2,310	67.5%	2,339	67.3%
	女子	1,041	31.2%	1,029	31.2%	1,022	31.1%	1,045	31.5%	1,080	32.1%	1,114	32.5%	1,137	32.7%
	合計	3,340	100.0%	3,302	100.0%	3,288	100.0%	3,317	100.0%	3,367	100.0%	3,423	100.0%	3,476	100.0%
職員・従業員 非正規の	男子	566	31.2%	611	32.0%	631	32.1%	636	32.0%	651	32.2%	647	31.8%	669	31.6%
	女子	1,247	68.8%	1,298	68.0%	1,335	67.9%	1,350	68.0%	1,373	67.9%	1,389	68.2%	1,451	68.4%
	合計	1,813	100.0%	1,910	100.0%	1,697	100.0%	1,986	100.0%	2,023	100.0%	2,036	100.0%	2,120	100.0%
全体	男子	2,865	55.6%	2,885	55.3%	2,898	55.1%	2,908	54.8%	2,938	54.5%	2,957	54.2%	3,008	53.8%
	女子	2,288	44.4%	2,327	44.7%	2,357	44.9%	2,395	45.2%	2,453	45.5%	2,503	45.8%	2,588	46.2%
	合計	5,154	100.0%	5,213	100.0%	5,256	100.0%	5,303	100.0%	5,391	100.0%	5,460	100.0%	5,596	100.0%

出典:総務省 統計局

正規・非正規の職員・従業員の雇用者数 — 年齢別

		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		人数 (万人)	割合												
正規の職員・従業員	15～24歳	243	7.3%	237	7.3%	240	7.4%	242	7.3%	254	7.5%	263	7.7%	271	7.8%
	25～34歳	825	24.7%	800	24.2%	783	23.8%	777	23.4%	782	23.2%	783	22.9%	792	22.8%
	35～44歳	968	29.0%	958	29.0%	948	28.8%	942	28.4%	933	27.7%	929	27.1%	915	26.3%
	45～54歳	750	22.5%	768	23.2%	777	23.6%	803	24.2%	836	24.8%	866	25.3%	901	25.9%
	55～64歳	473	14.2%	458	13.8%	453	13.7%	461	13.9%	463	13.8%	473	13.8%	486	14.0%
	65歳以上	81	2.4%	81	2.5%	86	2.6%	93	2.8%	99	2.9%	109	3.2%	111	3.2%
	合計	3,340	100.0%	3,302	100.0%	3,288	100.0%	3,317	100.0%	3,367	100.0%	3,423	100.0%	3,476	100.0%
非正規の職員・従業員	15～24歳	218	12.0%	230	12.2%	230	11.8%	229	11.5%	240	11.9%	240	11.8%	273	12.9%
	25～34歳	297	16.4%	303	15.8%	304	15.4%	291	14.7%	281	13.9%	274	13.5%	264	12.5%
	35～44歳	369	20.4%	390	20.4%	399	20.2%	395	19.9%	386	19.1%	372	18.3%	371	17.5%
	45～54歳	344	19.0%	364	19.0%	376	19.2%	388	19.5%	400	19.8%	413	20.3%	425	20.0%
	55～64歳	406	22.4%	418	21.9%	423	21.5%	414	20.8%	415	20.5%	421	20.7%	429	20.2%
	65歳以上	179	9.9%	204	10.7%	235	11.9%	268	13.5%	301	14.9%	316	15.5%	358	16.9%
	合計	1,813	100.0%	1,910	100.0%	1,967	100.0%	1,986	100.0%	2,023	100.0%	2,036	100.0%	2,120	100.0%
全体	15～24歳	461	8.9%	468	9.1%	470	9.1%	471	8.9%	494	9.2%	503	9.2%	543	9.7%
	25～34歳	1,122	21.8%	1,103	21.1%	1,088	20.6%	1,069	20.2%	1,063	19.7%	1,057	19.4%	1,056	18.9%
	35～44歳	1,337	25.9%	1,348	25.8%	1,348	25.6%	1,338	25.2%	1,320	24.5%	1,301	23.8%	1,286	23.0%
	45～54歳	1,094	21.2%	1,131	21.7%	1,154	21.9%	1,191	22.5%	1,236	22.9%	1,279	23.4%	1,326	23.7%
	55～64歳	879	17.1%	876	16.8%	875	16.6%	874	16.5%	878	16.3%	894	16.4%	916	16.4%
	65歳以上	259	5.0%	286	5.5%	321	6.1%	360	6.8%	400	7.4%	426	7.8%	469	8.4%
	合計	5,154	100.0%	5,213	100.0%	5,256	100.0%	5,303	100.0%	5,391	100.0%	5,460	100.0%	5,596	100.0%

出典:総務省 統計局

年齢階層別の平均給与

(単位：万円)

年齢/性別	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	男性	女性	男女計												
19歳以下	142	106	126	157	104	130	158	103	132	157	106	130	155	132	111
20-24歳	265	226	246	265	231	248	271	233	253	274	240	258	279	262	243
25-29歳	371	295	339	378	297	344	383	306	352	382	308	351	393	361	318
30-34歳	438	294	384	446	301	392	451	307	397	456	314	403	461	407	315
35-39歳	499	297	425	502	293	425	510	299	432	511	299	432	517	442	313
40-44歳	568	290	459	564	290	457	567	294	461	562	301	459	569	468	308
45-49歳	638	292	491	629	290	487	626	292	486	632	299	493	630	496	310
50-54歳	649	281	491	656	291	496	670	296	509	660	295	504	677	519	302
55-59歳	629	275	485	632	270	480	652	278	419	649	287	493	669	516	298
60-64歳	460	221	362	477	227	373	479	220	372	479	228	378	508	396	232
65-69歳	387	204	313	389	201	311	378	194	301	387	194	306	393	314	203
70歳以上	360	201	290	359	204	292	368	217	304	367	206	298	353	288	208
全体平均	511	272	414	514	272	415	521	276	420	521	280	421	532	432	287
正規雇用	526	356	473	532	359	477	538	367	484	540	373	487	548	377	494
非正規雇用	224	143	167	222	147	169	225	147	170	228	148	172	229	151	175

(注1)平成25年度の調査対象は平成25年12月31日現在で民間の事業所に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない)
 平成26年度の調査対象は平成26年12月31日現在の源泉徴収義務者のうち、民間の事業所に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない)
 平成27年度の調査対象は平成27年12月31日現在の源泉徴収義務者(民間の事業者に限る。)に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない)
 平成28年度の調査対象は平成28年12月31日現在の源泉徴収義務者(民間の事業者に限る。)に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない)。
 平成29年度の調査対象は平成29年12月31日現在の源泉徴収義務者(民間の事業者に限る。)に勤務している給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)

(注2)「正規雇用」とは、役員、青色事業専従者及び非正規を除く給与所得者をいう。
 「非正規」とは、パートタイマー、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等をいう。
 「給与」とは、1年間の支給総額(給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額である。)で、通勤手当等の非課税分は含まない。

出典：国税庁「民間給与実態統計調査結果」

12. 規模別企業倒産状況

中小企業・小規模企業の倒産件数

(単位：件)

		平成30年 4月	平成30年 5月	平成30年 6月	平成30年 7月	平成30年 8月	平成30年 9月	平成30年 10月	平成30年 11月	平成30年 12月	平成31年 1月	平成31年 2月	平成31年 3月	合計
小規模企業	件数(件)	552	660	644	622	591	521	671	626	559	599	544	576	7,165
	構成比(%)	89.3%	90.3%	90.8%	90.3%	87.3%	88.6%	89.8%	88.7%	89.2%	86.3%	87.7%	88.5%	88.9%
中小企業	件数(件)	618	730	709	688	677	588	747	706	625	690	620	651	8,049
	構成比(%)	100.0%	99.9%	100.0%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.7%	99.4%	100.0%	100.0%	99.9%
全倒産件数	件数(件)	618	731	709	689	677	588	747	706	627	694	620	651	8,057

出典：株式会社帝国データバンク

(注1) 中小企業の定義

業種	従業員数	資本金
製造業・その他	300人以下	または 3億円以下
卸売業	100人以下	または 1億円以下
小売業	50人以下	または 5,000万円以下
サービス業	100人以下	または 5,000万円以下

(注2) 小規模企業の定義

業種	従業員数
製造業・その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下

倒産主因別件数と構成比の推移

(単位:件、%)

	主要因件数(件)							主要因構成比(%)						
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	前年度比(%)	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	前年度比(ポイント)
販売不振	8,073	7,312	6,958	6,575	6,613	6,230	▲5.8	79.9	79.7	81.7	80.5	79.8	77.3	▲2.5
輸出不振	2	6	6	11	5	5	0.0	0.02	0.07	0.07	0.13	0.10	0.10	0.00
売掛金回収難	101	79	76	72	63	51	▲19.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.6	▲0.2
不良債権の累積	20	36	27	26	23	16	▲30.4	0.2	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	▲0.1
業績不振	180	160	82	99	80	98	22.5	1.8	1.7	1.0	1.2	1.0	1.2	0.2
不況型合計	8,376	7,593	7,149	6,783	6,784	6,400	▲5.7	82.9	82.7	83.9	83.1	81.9	79.4	2.5
放漫経営	154	132	115	121	136	156	14.7	1.5	1.4	1.4	1.5	1.6	1.9	0.3
設備投資の失敗	61	66	51	54	53	44	▲17.0	0.6	0.7	0.6	0.7	0.6	0.5	▲0.1
その他の経営計画の失敗	171	154	109	147	190	278	46.3	1.7	1.7	1.3	1.8	2.3	3.5	1.2
その他	1,340	1,235	1,093	1,059	1,122	1,179	5.1	13.3	13.5	12.8	13.0	13.5	14.6	1.1
合計	10,102	9,180	8,517	8,164	8,285	8,057	▲2.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—

帝国データバンク 全国企業倒産集計2018年度報

出典:株式会社帝国データバンク

倒産件数と負債総額の推移

(単位:件)

	件数		負債総額(百万円)	
		前年度比(%)		前年度比(%)
2007年度	11,333	18.4	5,532,286	5.2
2008年度	13,234	16.8	13,670,927	147.1
2009年度	13,306	4.9	6,810,147	▲42.8
2010年度	11,658	▲12.4	6,936,604	1.9
2011年度	11,369	▲2.5	3,463,733	▲50.1
2012年度	11,129	▲2.1	3,774,294	9.0
2013年度	10,332	▲7.2	2,757,543	▲26.9
2014年度	9,180	▲11.1	1,867,800	▲32.3
2015年度	8,517	▲7.2	2,010,808	7.7
2016年度	8,164	▲4.1	1,991,683	▲1
2017年度	8,376	2.6	2,454,884	23.3
2018年度	8,063	▲3.7	1,625,552	▲33.8

	件数		負債総額(百万円)	
		前年度比(%)		前年度比(%)
2019年度				
4月	618	▲4.9	82,770	▲9.6
5月	731	▲6.8	93,302	▲3
6月	709	▲5.6	196,863	▲83.3
7月	689	▲1.3	102,284	▲0.4
8月	677	1.7	112,929	27.2
9月	588	▲9.3	186,762	78.9
10月	747	▲3.6	112,856	10.7
11月	706	9.3	123,866	8.2
12月	627	▲9.9	75,738	51.6
1月	694	12.8	172,356	71.5
2月	620	4.0	218,156	145.8
3月	651	▲14.3	76,927	▲78.0

帝国データバンク 全国企業倒産集計2018年度報

出典:株式会社帝国データバンク

負債件数額の倒産件数と構成比

(単位:件、%)

		平成30年 4月	平成30年 5月	平成30年 6月	平成30年 7月	平成30年 8月	平成30年 9月	平成30年 10月	平成30年 11月	平成30年 12月	平成31年 1月	平成31年 2月	平成31年 3月	合計
5,000万円未満	件数 (件)	381	462	430	451	396	358	452	428	399	420	385	389	4,951
	構成比 (%)	61.7%	63.2%	60.6%	65.5%	58.5%	60.9%	60.5%	60.6%	63.6%	60.5%	62.1%	59.8%	61.4%
5,000万円以上 1億円未満	件数 (件)	77	109	101	79	107	77	105	106	78	88	78	98	1,103
	構成比 (%)	12.5%	14.9%	14.2%	11.5%	15.8%	13.1%	14.1%	15.0%	12.4%	12.7%	12.6%	15.1%	13.7%
1億円以上 5億円未満	件数 (件)	124	127	141	125	139	116	152	117	118	144	120	125	1,548
	構成比 (%)	20.1%	17.4%	19.9%	18.1%	20.5%	19.7%	20.3%	16.6%	18.8%	20.7%	19.4%	19.2%	19.2%
5億円以上 10億円未満	件数 (件)	28	20	17	19	17	20	21	28	22	18	16	28	254
	構成比 (%)	4.5%	2.7%	2.4%	2.8%	2.5%	3.4%	2.8%	4.0%	3.5%	2.6%	2.6%	4.3%	3.2%
10億円以上 50億円未満	件数 (件)	6	12	17	13	15	16	16	25	8	19	18	11	176
	構成比 (%)	1.0%	1.6%	2.4%	1.9%	2.2%	2.7%	2.1%	3.5%	1.3%	2.7%	2.9%	1.7%	2.2%
50億円以上 100億円未満	件数 (件)	2	0	1	2	2	0	0	1	2	3	1	0	14
	構成比 (%)	0.3%	0.0%	0.1%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.4%	0.2%	0.0%	0.2%
100億円以上	件数 (件)	0	1	2	0	1	1	1	1	0	2	2	0	11
	構成比 (%)	0.0%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	0.1%
合計	件数 (件)	618	731	709	689	677	588	747	706	627	694	620	651	8,057
	構成比 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典:株式会社帝国データバンク

資本金別の倒産件数と構成比

(単位:件、%)

		平成30年 4月	平成30年 5月	平成30年 6月	平成30年 7月	平成30年 8月	平成30年 9月	平成30年 10月	平成30年 11月	平成30年 12月	平成31年 1月	平成31年 2月	平成31年 3月	合計
個人経営	件数 (件)	113	131	125	125	114	112	146	145	128	150	134	140	1,563
	構成比 (%)	18.3%	17.9%	17.6%	18.1%	16.8%	19.0%	19.5%	20.5%	20.4%	21.6%	21.6%	21.5%	19.4%
1,000万円未満	件数 (件)	290	348	343	331	324	278	343	321	293	291	282	291	3,735
	構成比 (%)	46.9%	47.6%	48.4%	48.0%	47.9%	47.3%	45.9%	45.5%	46.7%	41.9%	45.5%	44.7%	
1,000万円以上 5,000万円未満	件数 (件)	200	227	214	204	222	180	237	202	183	226	180	186	2,461
	構成比 (%)	32.4%	31.1%	30.2%	29.6%	32.8%	30.6%	31.7%	28.6%	29.2%	32.6%	29.0%	28.6%	30.5%
5,000万円以上 1億円未満	件数 (件)	12	19	17	25	14	15	16	29	20	21	23	26	237
	構成比 (%)	1.9%	2.6%	2.4%	3.6%	2.1%	2.6%	2.1%	4.1%	3.2%	3.0%	3.7%	4.0%	2.9%
1億円以上	件数 (件)	3	6	10	4	3	3	5	9	3	6	1	8	61
	構成比 (%)	0.5%	0.8%	1.4%	0.6%	0.4%	0.5%	0.7%	1.3%	0.5%	0.9%	0.2%	1.2%	0.8%
合計	件数 (件)	618	731	709	689	677	588	747	706	627	694	620	651	8,057
	構成比 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注)株式会社帝国バンクの統計に基づき日本貸金業協会で作成

出典:株式会社帝国データバンク

付録

貸金業が担う資金供給機能等に関するアンケート調査結果について

調査概要

I. 資金需要者等の現状と動向に関する調査（資金需要者向け調査）

(1)調査方法	インターネット調査法（スマートフォン等を利用したモバイルリサーチ）
(2)調査対象	調査会社が保有する全国18歳以上のインターネットモニター会員
(3)調査期間	平成30年7月30日から平成30年8月18日
(4)調査票発送数	日本貸金業協会 業務企画部
(5)主な調査項目 (個人・事業者共通)	<p>①借入れの動機・背景 家計の収支状況と今後の見通し 借入申込を行った際の資金用途 借入申込を行った背景 等</p> <p>②借入れの意識・行動 貸金業者への新たな借入申込状況・結果 借入先を選定する際に重視するポイント・理由 借入れできなかった際の行動とその影響 貸金業者に対する利用満足度 インターネットサービス等の利用状況・影響 金融リテラシーの状況 等</p> <p>③貸金業者に対する期待・要望 貸金業者からの借入れに関する今後の利用意向 借入先との連絡方法・手段 貸金業者に望んでいること 等</p>

<個人向け調査>

【プレ調査】

回収サンプル数 35,460名

【本調査（借入経験のある個人）】

回収サンプル数：2,000名（借入経験のある専業主婦（主夫）を含む）

<借入残高あり> 1,000名

<借入残高なし> 1,000名

※消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、事業者金融会社から、現時点において借入残高がある個人及び消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、事業者金融会社から、借入経験があり、かつ現時点において借入残高がない個人

<事業者向け調査>

<p>【プレ調査】 回収サンプル数 19,699名</p>
<p>【本調査（借入経験のある事業者）】 回収サンプル数：1,500名（個人事業主：1,287名 小規模企業経営者：213名）</p> <p>※貸金業者から事業性資金（運転資金・設備資金等）の借入れをしたことがある個人事業主の借入利用者と、本人が経営する会社または所属する会社において貸金業者から事業性資金の借入れをしたことがある小規模企業経営者の借入利用者</p> <p>※小規模企業経営者の事業規模については、「中小企業基本法第2条第5項」の規定等に基づいて該当する事業者を抽出</p> <p>※回収サンプルには、「電子商取引」や「クラウド会計」、「SNSでの情報発信」等IT・インターネットを積極的に活用している事業者578名（個人事業主：501名 小規模企業経営者：77名）を含む</p>

II. 貸金業者の経営実態等に関する調査（貸金業者向け調査）

(1)調査方法	郵送及び電子メールによる調査
(2)調査対象	貸金業者 ※日本貸金業協会の協会員、及び非協会員（日本貸金業協会と金融 ADR 手続実施基本契約を締結している貸金業者）
(3)調査期間	平成30年12月3日から平成31年1月15日
(4)調査票発送数	貸金業者 1,736業者 ・協会員：1,087業者 / 非協会員：649業者 ※平成30年10月末時点（発送直後に「廃業・不更新」となったものを除く）
(5)主な調査項目	<p>①貸金市場の実像と動態 貸付金種別残高 属性（職業、年収、年齢、性別 他）別の貸付件数 事業規模別貸付先の資金用途別残高 事業者向貸付（業種別、年商別、資本金別）件数 等</p> <p>②貸金業者の収益構造 直近3期の期末時点での収益、事業コスト 主な資金調達先や資金繰りの変化 等</p> <p>③貸金業者の課題と取組み 重要経営課題と最重要経営課題 円滑に資金供給するための効果的と思われる業務上の見直し カウンセリングの実施状況 相談内容の傾向と変化 等</p> <p>④貸金業者の今後の見通し 今後の見通しと事業を継続する上での課題や問題点 等</p>

<調査回答事業者標本構成>

- (1) 有効回答数：貸金業者 922 業者
（協会員：741業者 / 非協会員：181業者）
- (2) 有効回答率（有効回答数 / 発送数）：53.1%（前年比0.6ポイント増）
※協会員：68.1%（前年比1.2ポイント増）
※非協会員：27.8%（前年比0.1ポイント減）

属性		有効回答業者数	構成比 (%)
事業規模 (法人 / 個人)	法人貸金業者 (資本金5億円以上)	130	14.1%
	法人貸金業者 (資本金1億円以上5億円未満)	115	12.5%
	法人貸金業者 (資本金1億円未満)	545	59.1%
	個人貸金業者	132	14.3%
	不明	—	—%
	合計	922	100.0
業態区分	消費者向無担保貸金業者	266	28.9%
	消費者向有担保貸金業者	73	7.9%
	事業者向貸金業者	277	30.0%
	クレジットカード・信販会社	219	23.8%
	リース・証券会社・他	75	8.1%
	非営利特例対象法人等	11	1.2%
	不明	1	0.1%
	合計	922	100.0
企業グループ 系列	日本の企業グループ・系列に属している	407	44.1%
	海外の企業グループ・系列に属している	15	1.6%
	何れの企業グループ・系列にも属していない	442	48.0%
	不明	58	6.3%
	合計	922	100.0

■業態区分

[消費者向無担保貸金業者] 消費者向無担保貸金業者 [クレジットカード・信販会社] クレジットカード会社 信販会社 流通・メーカー系会社等
 [消費者向有担保貸金業者] 消費者向有担保貸金業者 消費者向住宅向貸金業者等 [リース・証券会社・他] リース会社 証券会社 投資事業有限責任組合等
 [事業者向貸金業者] 事業者向貸金業者 手形割引業者 建設・不動産業者等 [非営利特例対象法人等] 非営利特例対象法人 一般社団法人 一般財団法人等

■企業グループ・系列

「企業グループ・系列」とは、20%以上の議決権を所有している会社、ないしは出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務、営業、事業の方針の決定に重要な影響を与えることができる関係会社や、核となる有力企業のもとに形成された、グループ化された長期的取引関係のある企業等を指します。

属性		有効回答業者数	構成比 (%)
主な貸付	主に消費者向貸付を取り扱っている	508	55.1%
	主に事業者向貸付を取り扱っている	414	44.9%
	うち、関係会社向貸付のみ取り扱っている	(39)	(4.2%)
	不明	—	—%
	合計	922	100.0
貸付残高	1,000億円以上	28	3.0%
	100億円以上～1,000億円未満	55	6.0%
	10億円以上～100億円未満	141	15.3%
	1億円以上～10億円未満	305	33.1%
	1億円未満	246	26.7%
	貸付残高なし	96	10.4%
	不明	51	5.5%
	合計	922	100.0
所在地域	北海道・東北	89	9.7%
	関東	366	39.7%
	うち、東京都内に所在している	(303)	(32.9%)
	中部	111	12.0%
	近畿	151	16.4%
	中国・四国	86	9.3%
	九州・沖縄	119	12.9%
	不明	—	—%
	合計	922	100.0

[主に消費者向貸付を取り扱っている]: 総貸付残高のうち、消費者向貸付の占める割合が5割以上の貸金業者
 [主に事業者向貸付を取り扱っている]: 総貸付残高のうち、事業者向貸付の占める割合が5割以上の貸金業者
 [関係会社向貸付のみ取り扱っている]: 総貸付残高のうち、関係会社向貸付の占める割合が10割の貸金業者

調査結果の概要

I. 資金需要者等の現状と動向に関する調査（資金需要者向け調査）

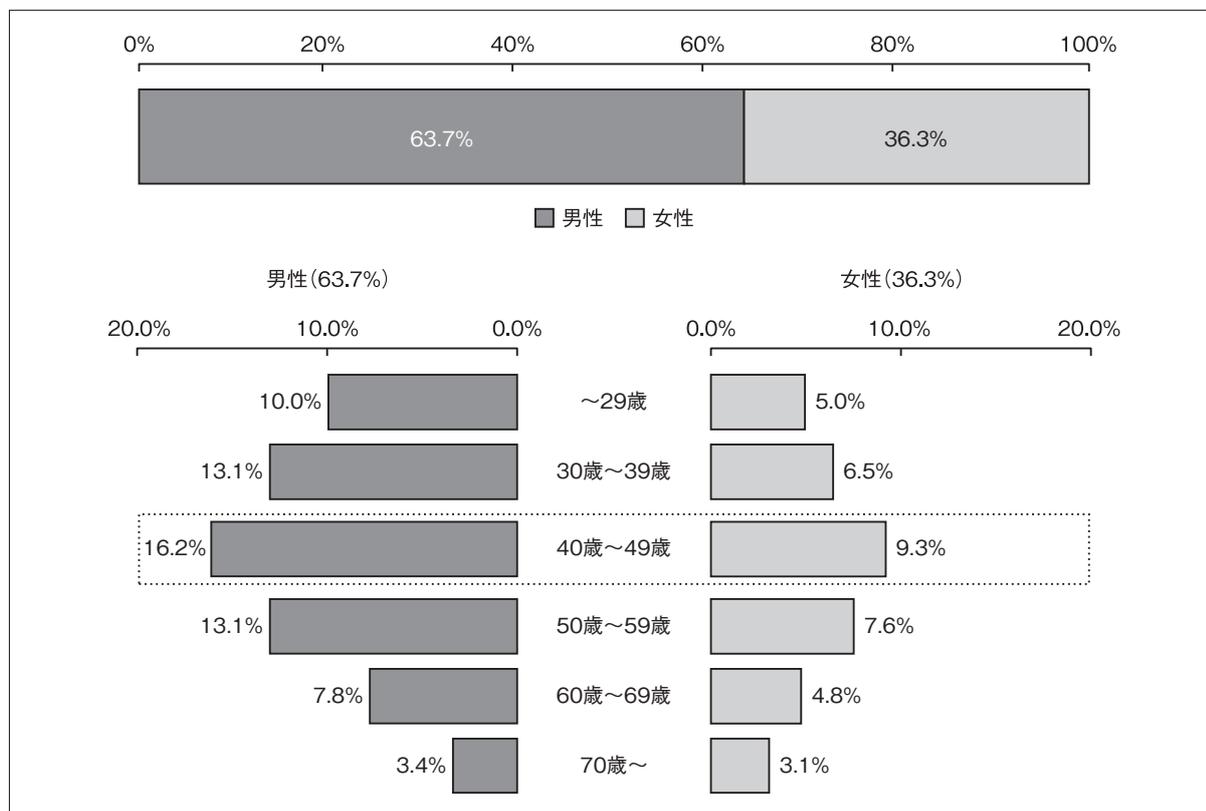
- ・個人の資金需要者の生活環境が大きく変わり、暮らしが多様化する中で、貸金業者には様々な資金需要に応え、より身近な金融機関としての役割が一層求められている一方で、資金需要者一人ひとりの金融リテラシーの重要性が増してきている。
- ・また、事業者の資金需要者においては、事業環境が変化している中でも、一時的な運転資金などの短期借入需要は依然現存し、貸金業者には時代のニーズに即した適時、適格な資金供給機能が求められていることがうかがえる。

1. はじめに（貸金市場の状況）

(1) 男女・年代別の消費者向無担保貸付残高のある人数構成比 (n=679万人) <JICC 統計より>

平成30年3月末時点における消費者向無担保貸付残高のある人数構成比を性別にみると、男性が63.7%、女性が36.3%となっており、年齢別では男女共に40歳代がそれぞれ16.2%、9.3%と最も高くなっている。 **図1**

図1 男女・年代別の消費者向無担保貸付残高のある人数構成比 (n=679万人)

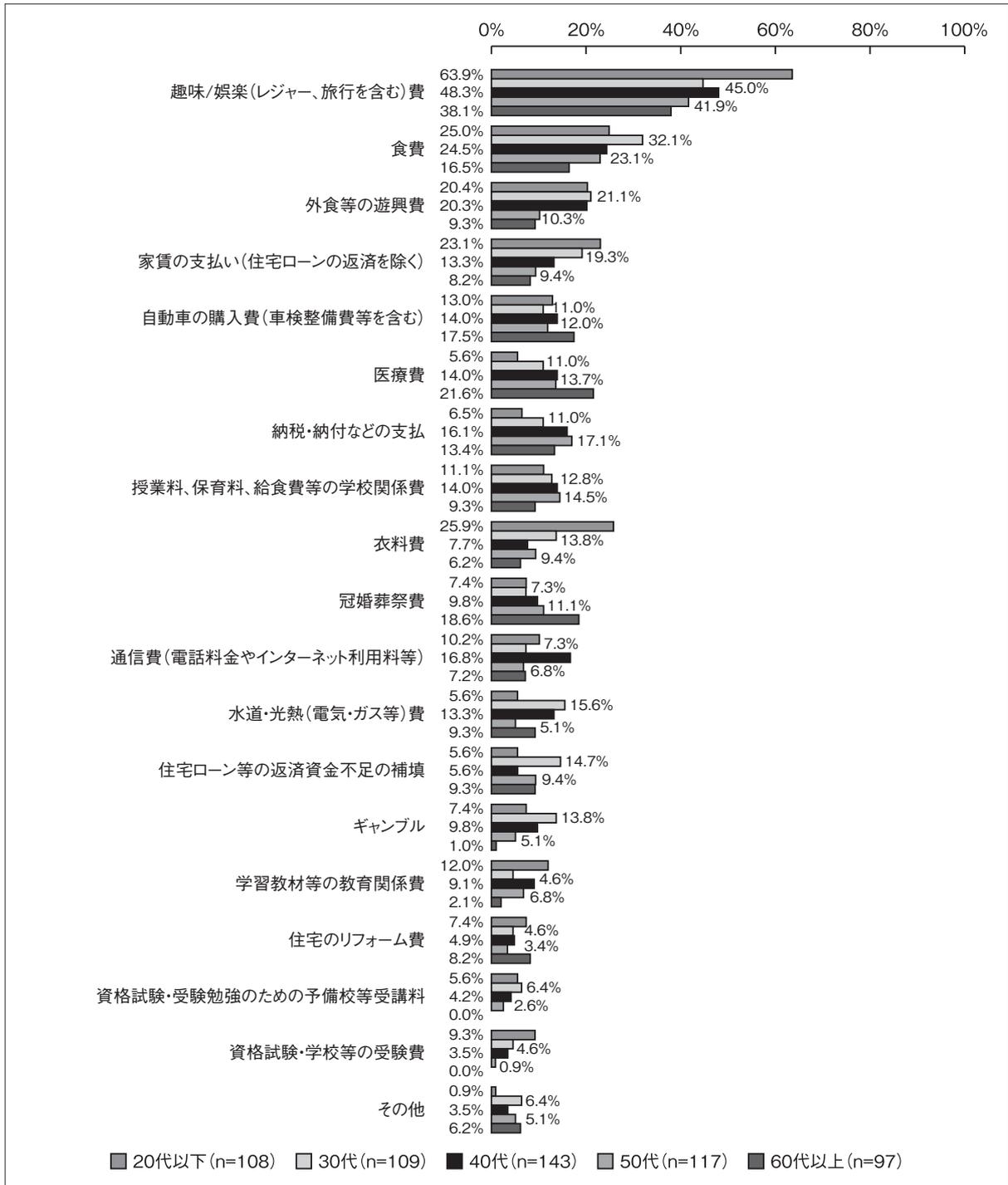


2. 借入れの動機・背景

(1) 借入申込の資金使途・背景<借入経験のある個人>

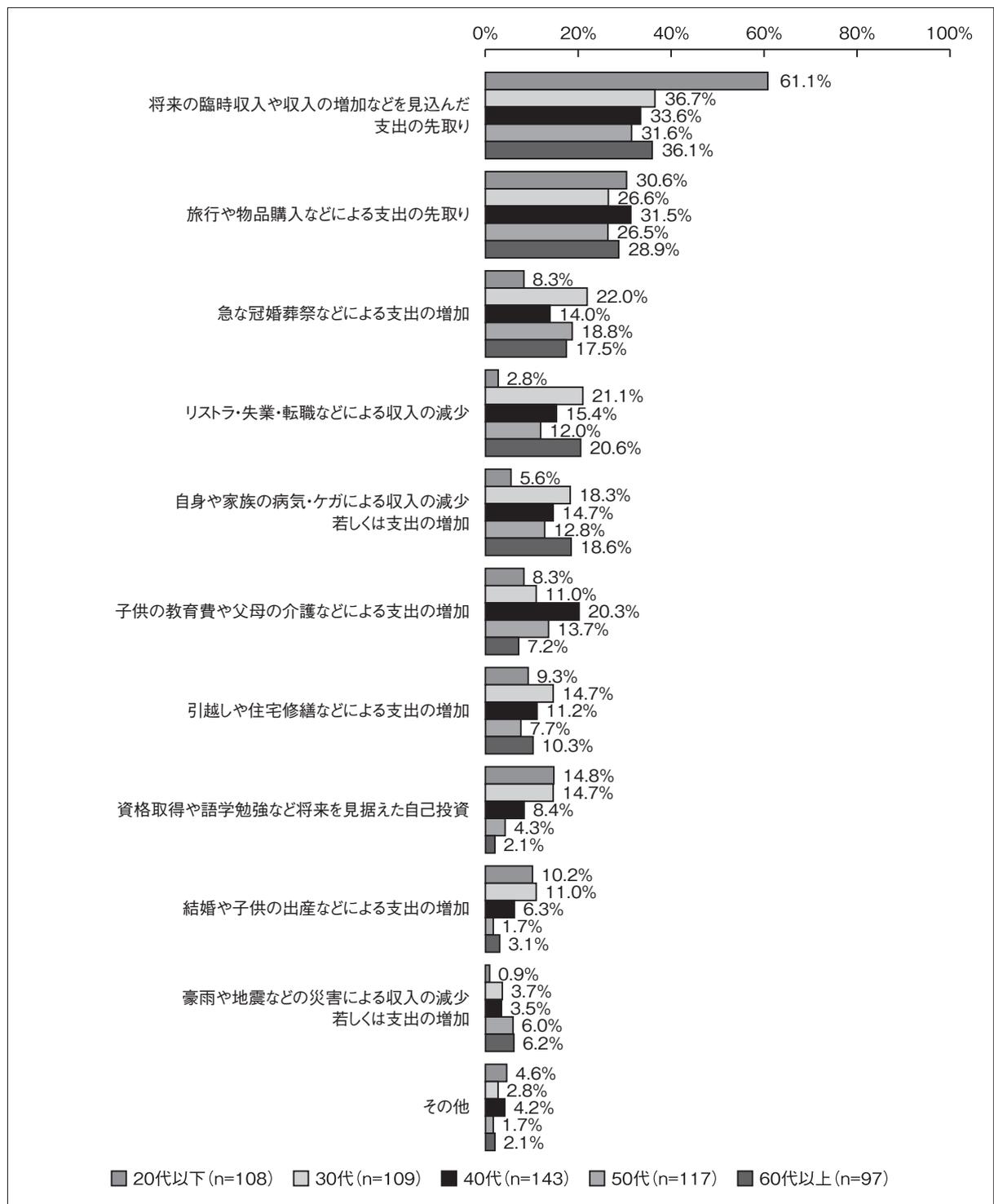
借入経験のある個人の資金使途についてみると、20代では「趣味娯楽(レジャー、旅行を含む)」が最も高くなっている一方で、年代が高くなるほど、「医療費」や「冠婚葬祭費」の割合が高くなっており、資金需要者のライフイベントなどに応じて多様な資金需要が存在している。【図2-1】

図2-1 【個人の直近3年間に借入申込を行った際の資金使途(複数回答/年代別)】



また、借入申込を行った背景についてみると、資金需要者の社会生活を確保する上で貸金業者が重要な役割を果たしていることが見て取れる結果となっている。【図2-2】

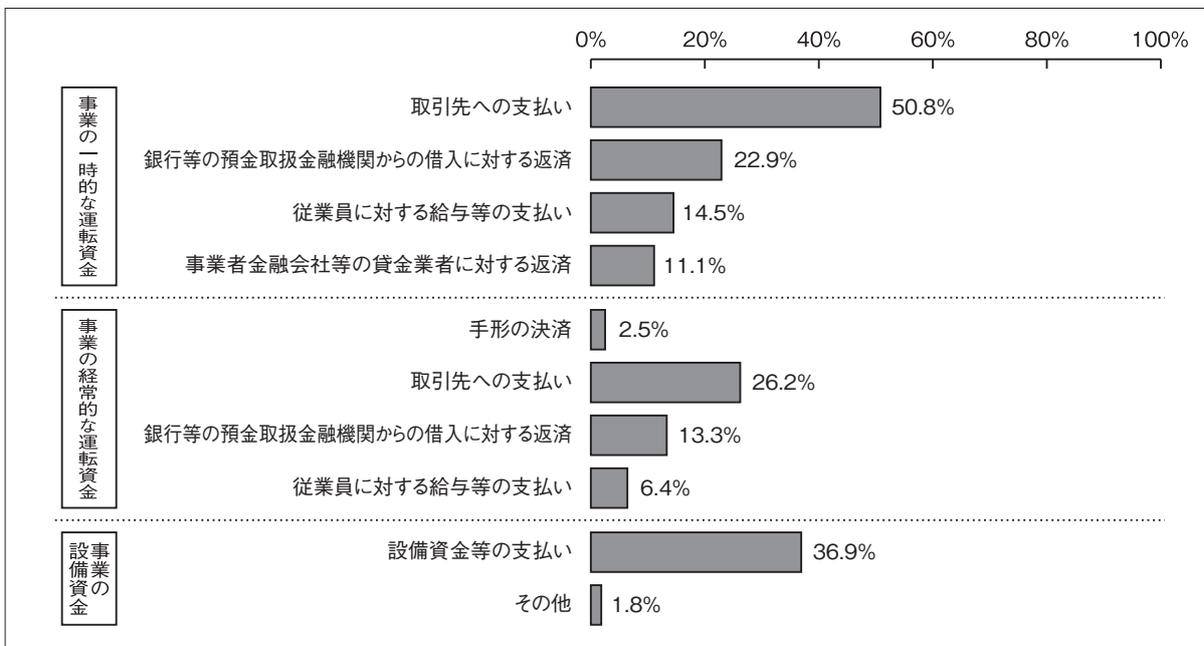
【図2-2】 個人の借入申込を行った背景（複数回答/年代別）



(2) 借入申込の資金使途・背景<借入経験のある事業者>

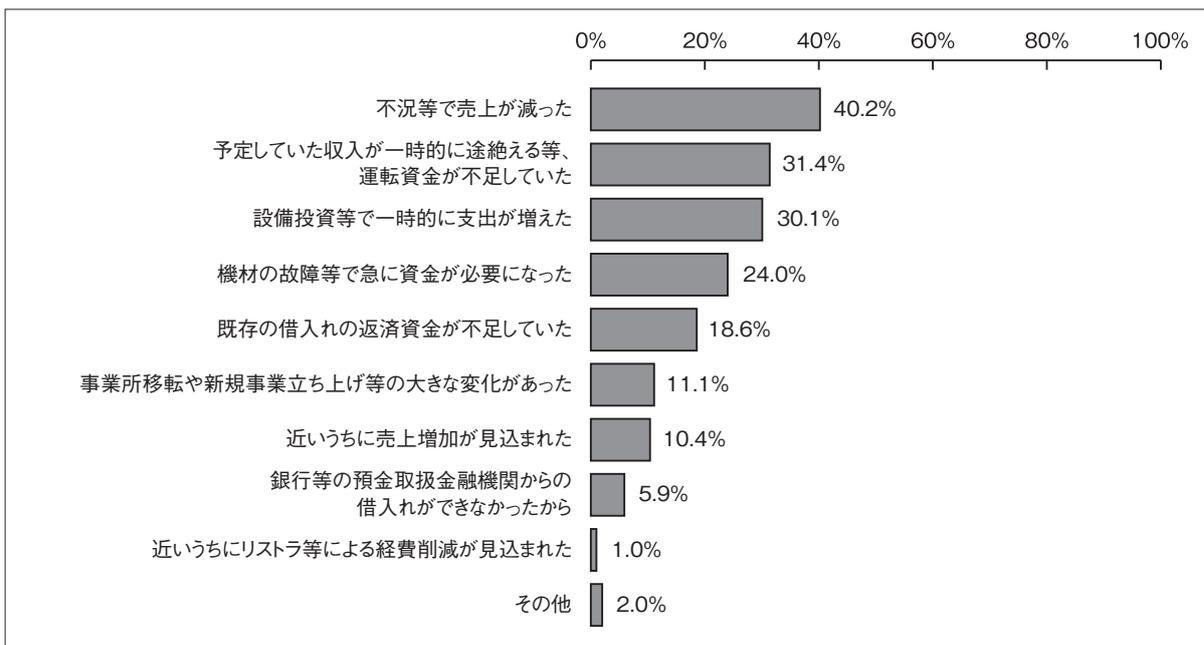
借入経験のある事業者では、「取引先への支払い（事業の一時的な運転資金）」と回答した割合が大半を占めていることから、改めて中小零細事業者における一時的な運転資金などの短期借入需要が依然現存している状況がうかがえる。 **図3-1**

図3-1 【事業者の直近3年以内に借入申込を行った際の資金使途（複数回答 n=512）】



また、借入申込を行った背景についてみると、不況や取引先の倒産などの環境変化に起因する一時的な資金不足から借入れに至っている借入行動の基本プロセスを再確認できる結果となった。 **図3-2**

図3-2 【事業者の借入申込を行った背景（複数回答 n=512）】



3. 借入れの意識・行動

(1) 借入れの申込状況

借入経験のある個人の直近3年間の貸金業者への借入申込状況についてみると、28.7%が借入申込みを行い、そのうち65.9%が希望どおりの借入れができたと回答している。 [図4-1-A](#) [図4-1-B](#)

図4-1-A 【借入経験のある個人の直近3年間の借入申込状況 (n=2,000)】

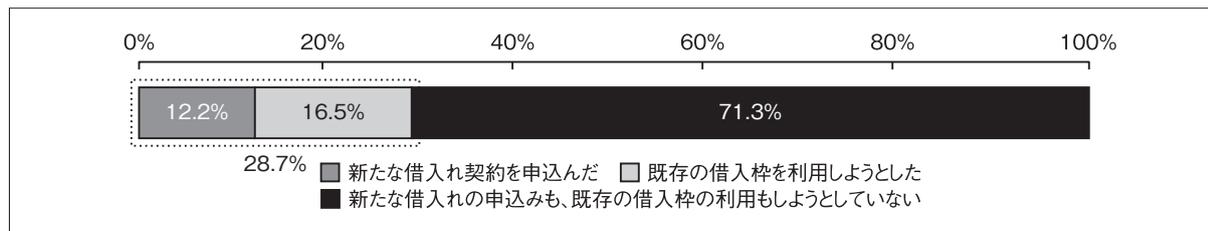
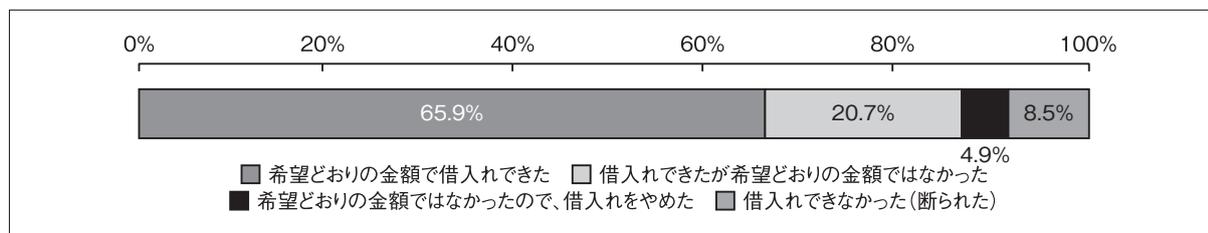


図4-1-B 【借入経験のある個人の直近3年間の借入申込結果 (n=574)】



また、借入経験のある事業者では、34.1%が借入申込みを行い、そのうち希望どおりの借入れができたと回答した割合は58.0%となった。 [図4-2-A](#) [図4-2-B](#)

図4-2-A 【借入経験のある事業者の直近3年間の借入申込状況 (n=1,500)】

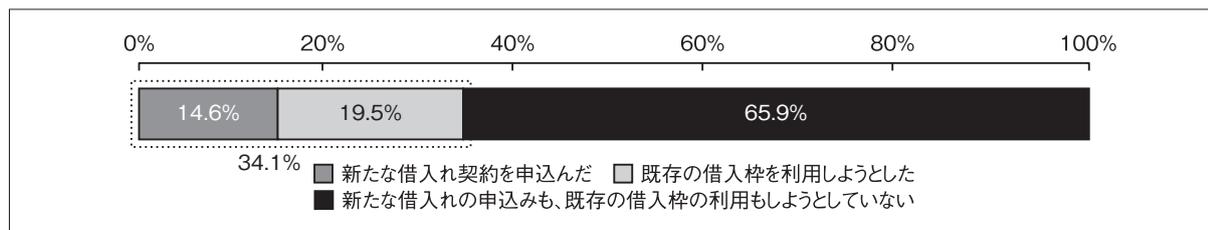
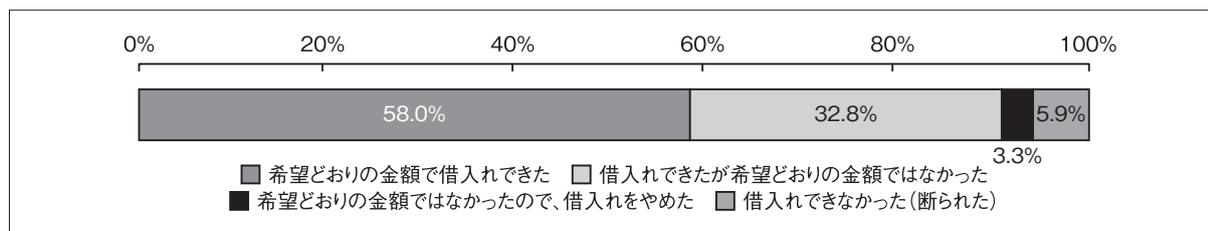


図4-2-B 【借入経験のある事業者の直近3年間の借入申込結果 (n=512)】

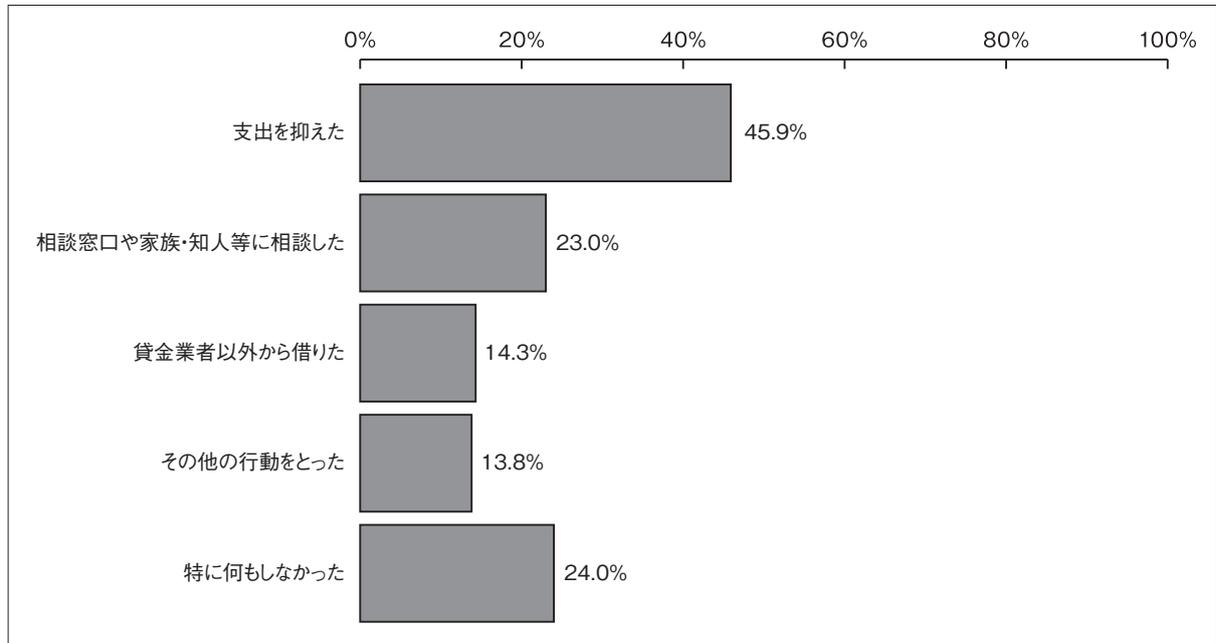


(2) 借入れできなかった際の行動

借入経験のある個人の借入れできなかった際に行った行動についてみると、「支出を抑えた」が45.9%と最も高く、次いで「特に何もしなかった」が24.0%、「相談窓口や家族・知人等に相談した」が23.0%となった。

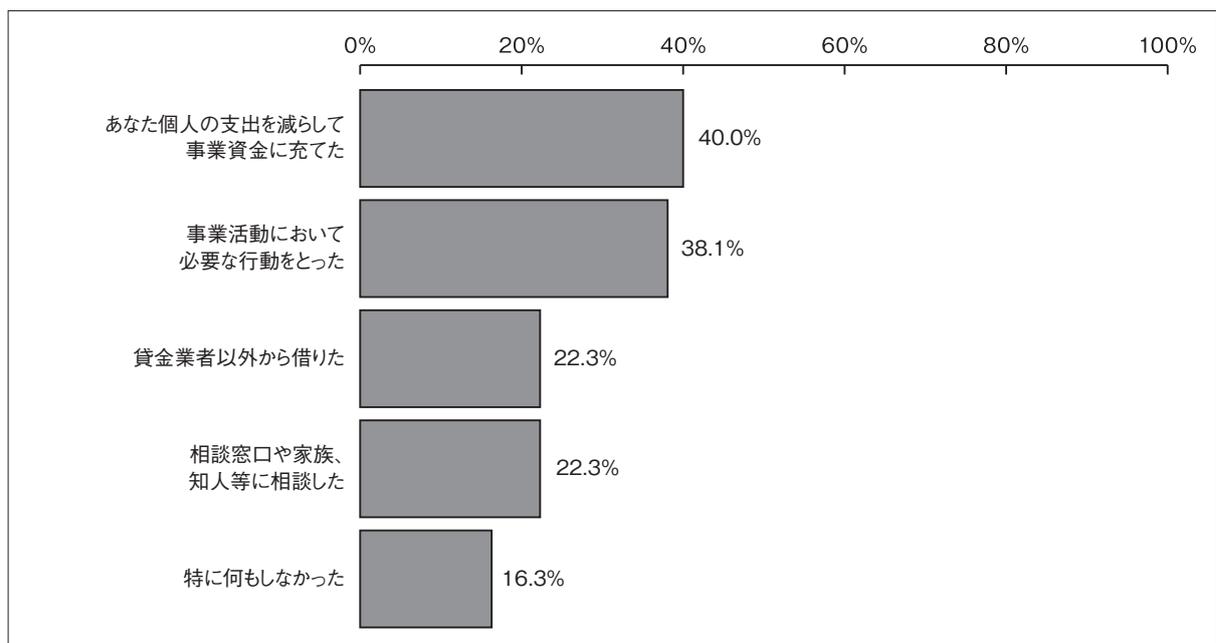
図5-1

図5-1 【借入経験のある個人の借入れできなかった際に行った行動（複数回答 n=196）】



また、借入経験のある事業者では、「個人の支出を減らして事業資金に充てた」と回答した割合が40.0%と最も高く、次いで「事業活動において必要な行動をとった」が38.1%、「貸金業者以外から借りた」が22.3%と続いている。図5-2

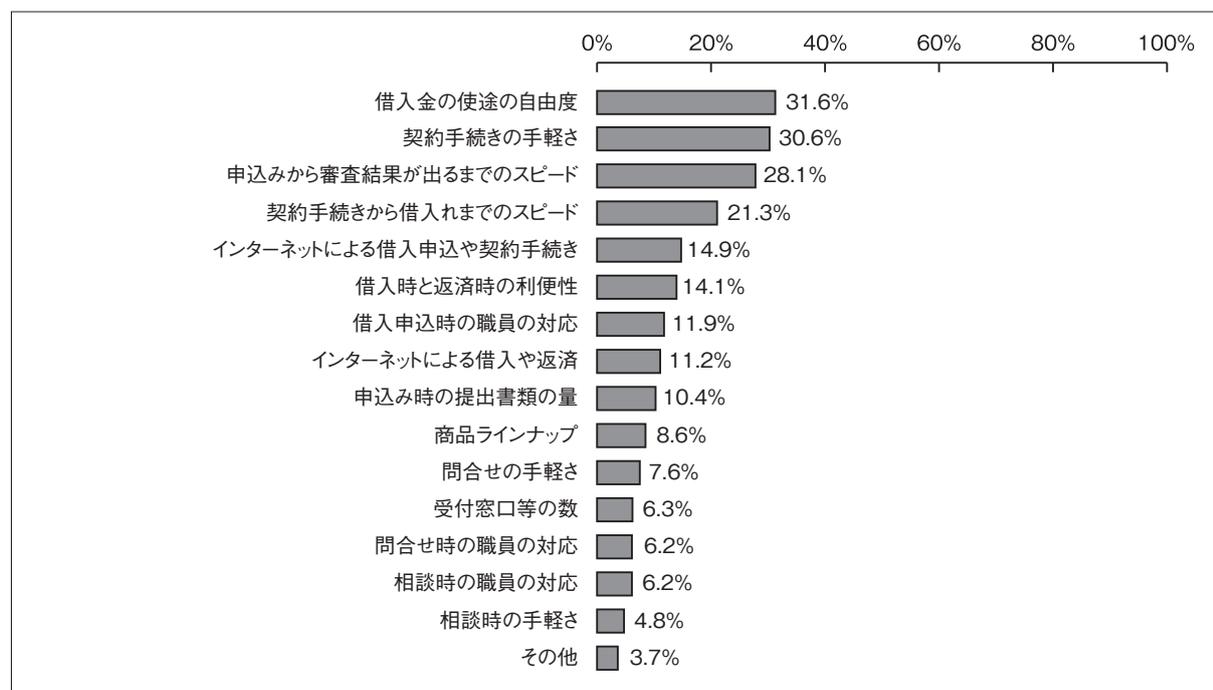
図5-2 【借入経験のある事業者の借入れできなかった際に行った行動（複数回答 n=215）】



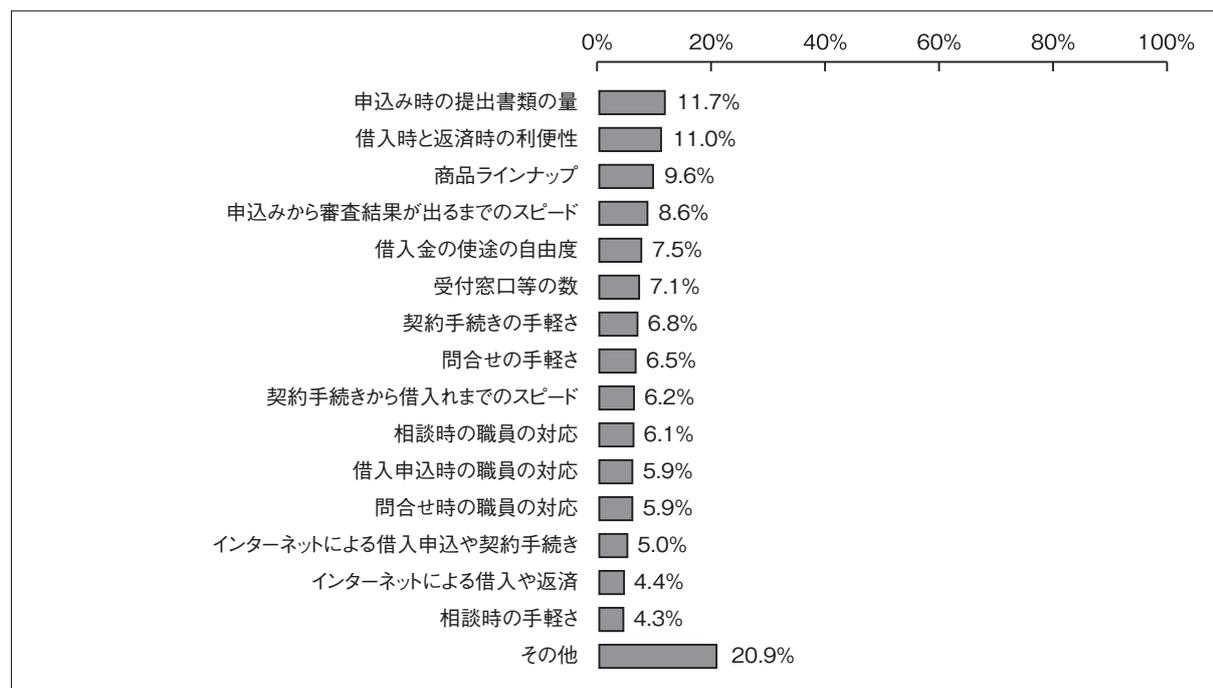
(3) 貸金業者からの借入れに対する利用満足度<借入経験のある個人>

借入経験のある個人の貸金業者からの借入れに伴う一連のサービスで満足度の高いものをみると、「借入金の用途の自由度」や「契約手続きの手軽さ」と言った回答が高くなっている一方で、不満足な内容では「申込み時の提出書類の量」が最も高い結果となっており、資金需要者が貸金業者の利便性を高く評価していることがわかる結果となった。【図6-1】 【図6-2】

【図6-1】 個人の借入れに伴う一連のサービスに関する満足だった内容（複数回答 n=2,000）



【図6-2】 個人の借入れに伴う一連のサービスに関する不満足だった内容（複数回答 n=2,000）

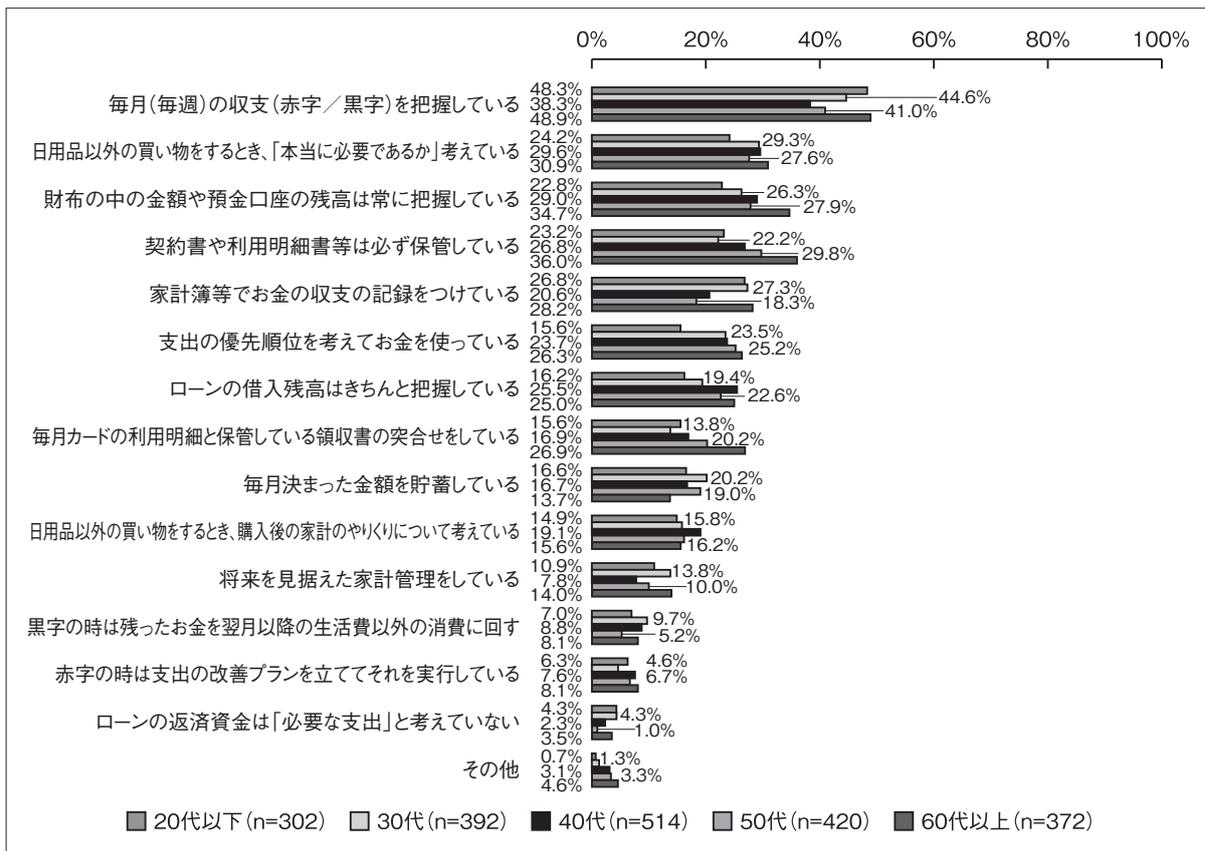


4. 金融リテラシーの状況

(1) 家計管理の状況<借入経験のある個人>

借入経験のある個人の家計における適切な収支管理のために習慣化しているものについてみると、年代別で違いがあるものの、概ね低い結果となっている。 **図7**

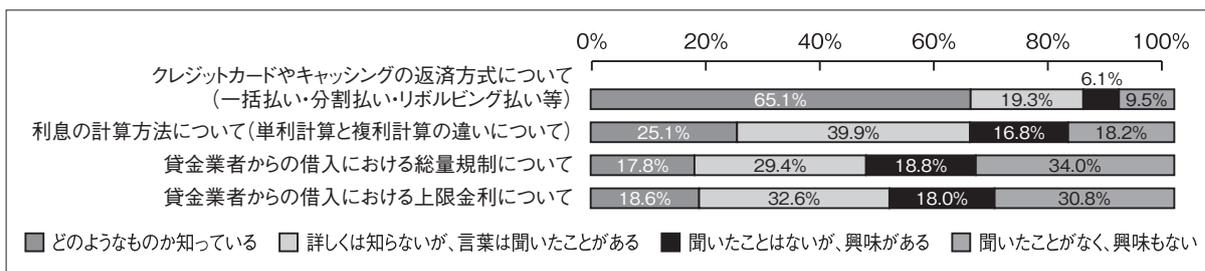
図7 【個人の家計管理の状況（複数回答/年代別）】



(2) 貸金業者からの借入れに関する知識・理解度<借入経験のある個人>

借入経験のある個人の貸金業者からの借入れに関する制度や仕組みの認知・理解度についても十分とは言えない結果となっており、資金需要者一人ひとりの金融リテラシーの重要性が増してきていることがうかがえる。 **図8**

図8 【個人の貸金業者からの借入れに関する知識・理解度 (n=2,000)】



5. 貸金業金業者に望むこと

(1) 貸金業金業者に望むこと

資金需要者が貸金業者に望んでいることでは、借入経験のある個人及び事業者ともに、「庶民の生活に根ざした身近な金融機関としての存在」が最も高い結果となっており、情報化社会の急速な進展や経済格差の広がりなど、資金需要者を取り巻く社会環境が大きく変わってきたことで、より身近な金融機関としての貸金業者の存在価値が以前にもまして高まってきていることがうかがえる。 **図9-1** **図9-2**

図9-1 【個人の貸金業者に望むこと（複数回答 n=2,000）】

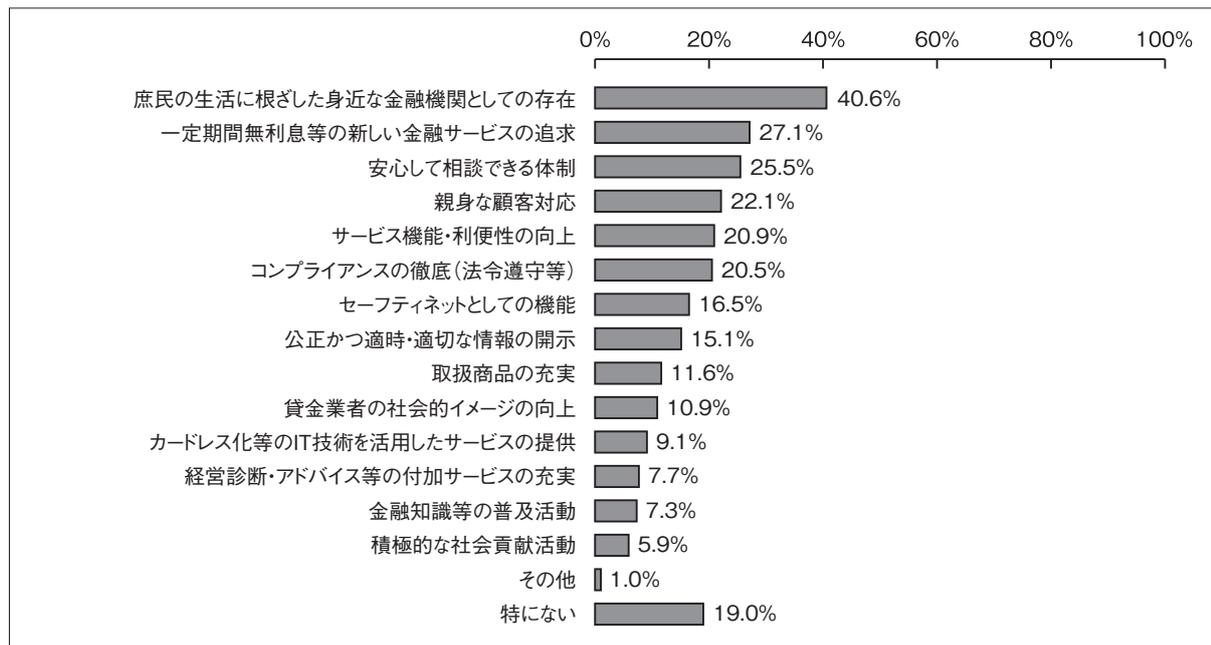
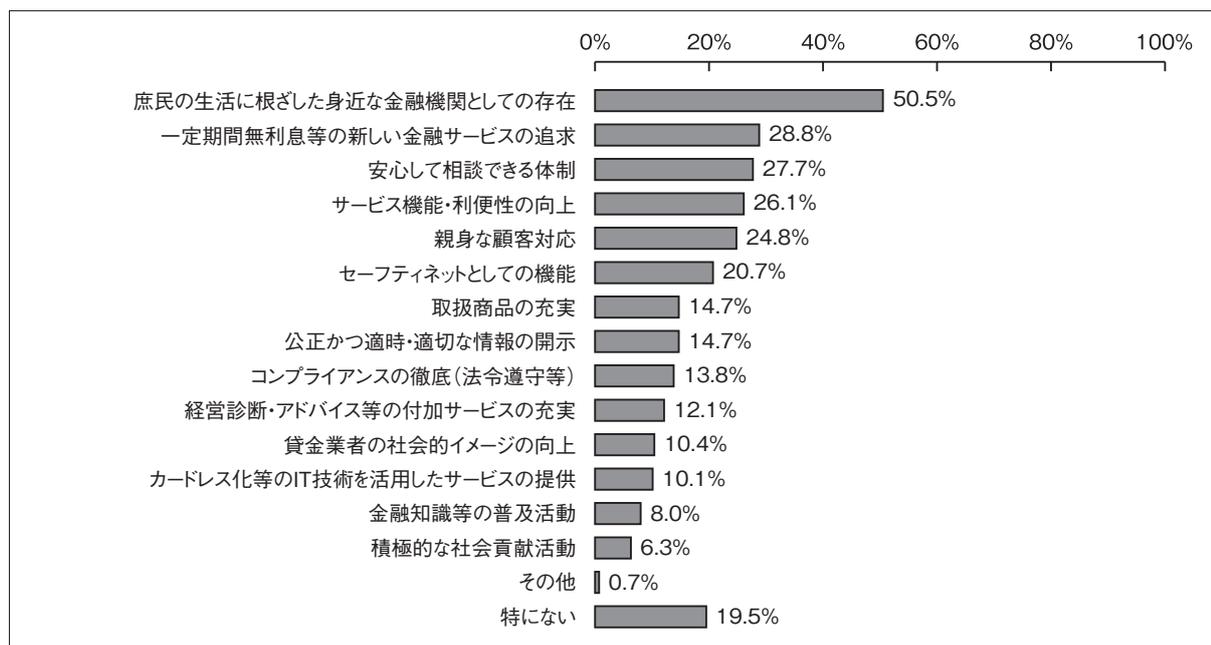


図9-2 【事業者の貸金業者に望むこと（複数回答 n=1,500）】



Ⅱ. 貸金業者の経営実態等に関する調査（貸金業者向け調査）

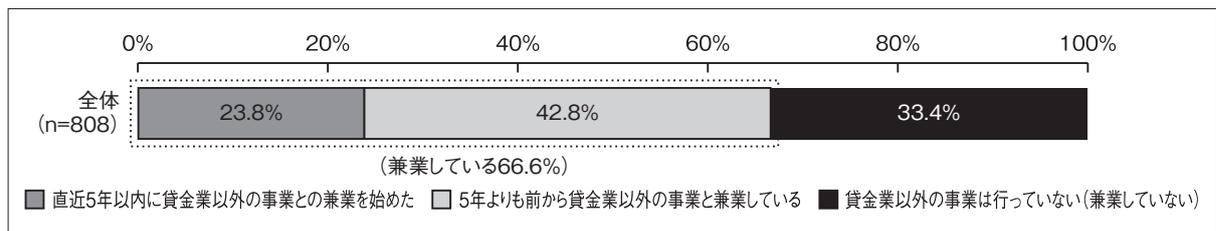
少子高齢化や高度情報化社会の進展などによる社会経済構造の変化が進む中で、貸金業界におけるデジタルイノベーションによる時代に即したビジネスモデルの台頭が貸金業界の構造的変化に資する状況になりつつあり、貸金業界が持続的な発展を遂げるためのイノベーションの創出が問われている。

1. 貸金業者の実像と動態

(1) 貸金業以外の事業との兼業状況

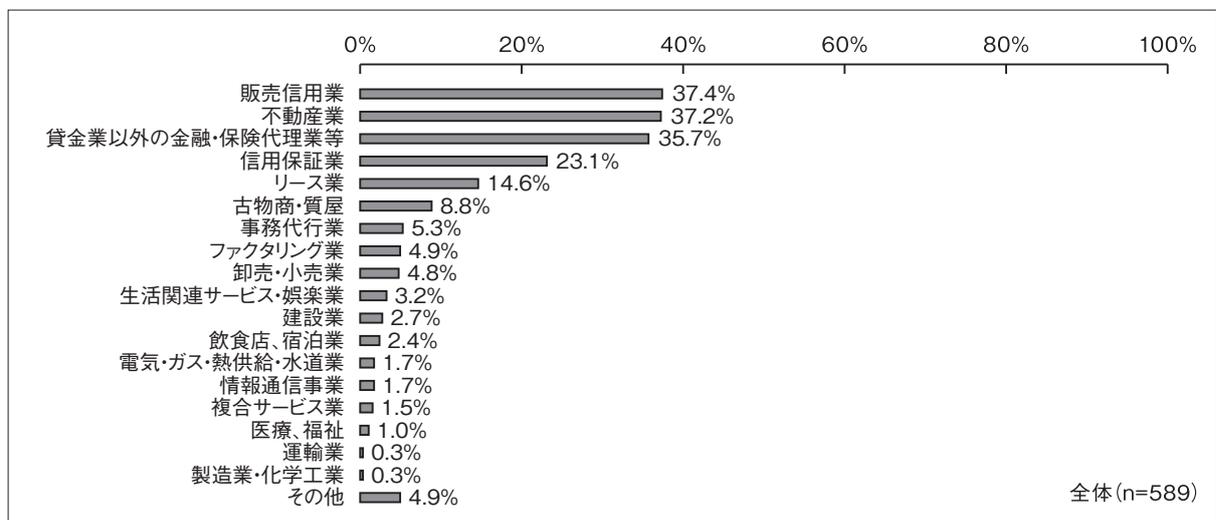
貸金業者における貸金業と貸金業以外の事業との兼業状況をみると、約7割が兼業していると回答しており、貸金業と兼業している事業との収益割合では、貸金業が占める収益割合は、全体で25.7%にとどまり、貸金業での収益が未だ厳しい状況にあることが鮮明となっている。【図10-1】

【図10-1】 貸金業と貸金業以外の事業との兼業の有無



また、兼業している業種をみると、「販売信用業」や「貸金業以外の金融・保険代理業」、「不動産業」などの業種が高い割合を占めているものの、幅広い業種の事業を行っている姿がうかがえる。【図10-2】

【図10-2】 兼業している貸金業以外の業種（複数回答）

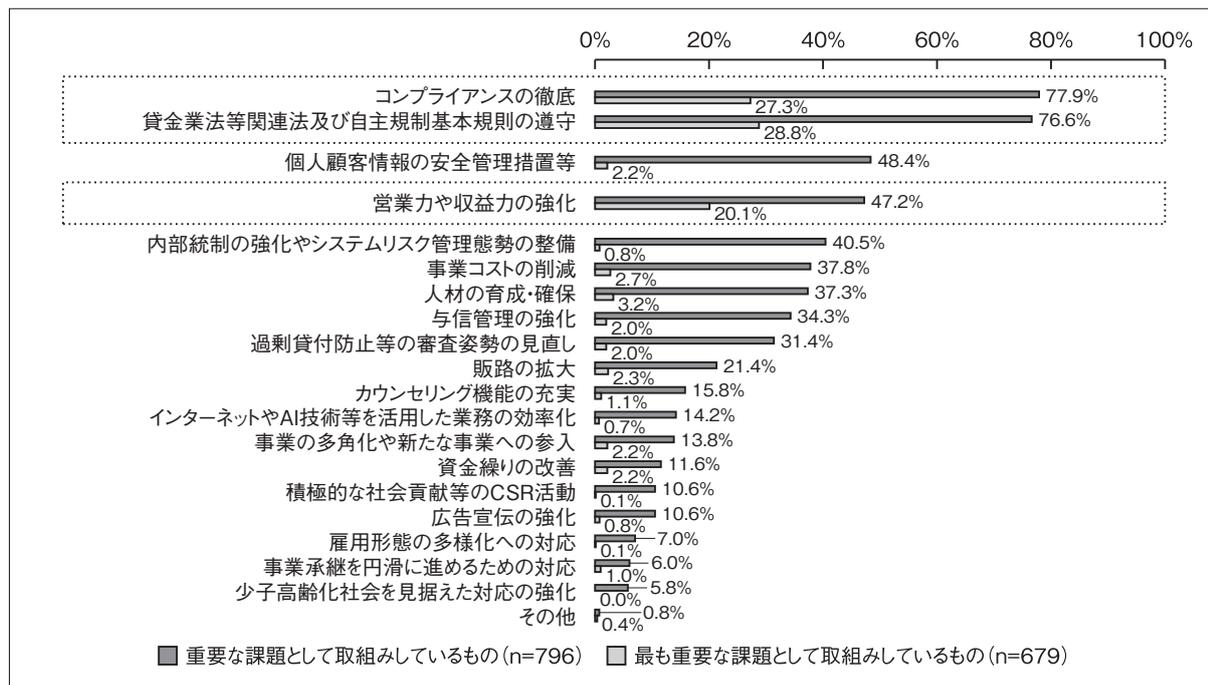


2. 貸金業者の課題と取組み

(1) 経営における重要課題

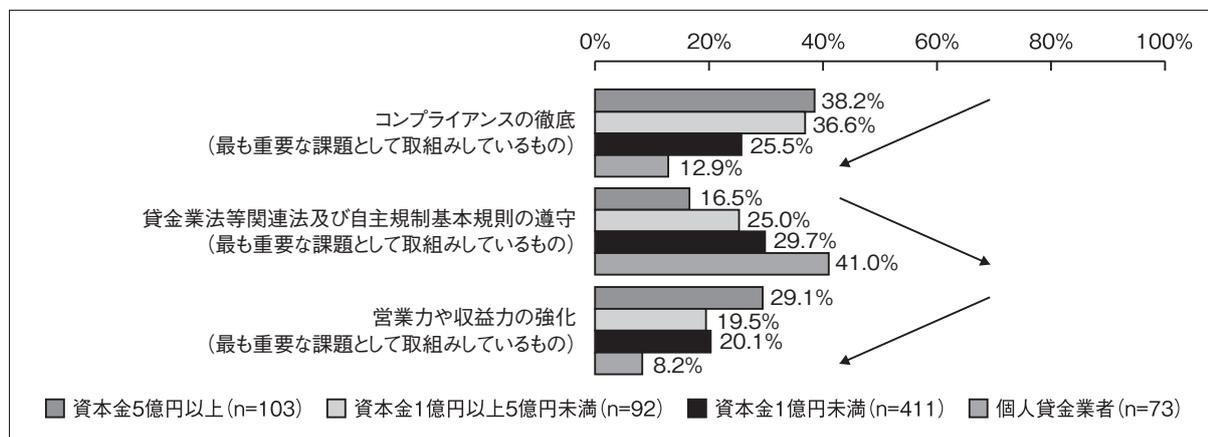
重要経営課題のうち最も重要な課題として取組みしているものについては、「貸金業法等関連法及び自主規制基本規則の遵守」が28.8%と最も高く、次いで「コンプライアンスの徹底」が27.3%、「営業力や収益力の強化」が20.1%と続いている。【図11-1】

【図11-1】重要経営課題と最重要経営課題の内訳（複数回答）



また、貸金業者の事業規模別にみると、法人貸金業者（資本金5億円以上、資本金1億円から5億円未満、資本金1億円未満）では、「コンプライアンスの徹底」がそれぞれ、82.6%、83.8%、77.9%と最も高くなった。一方、個人貸金業者では、「貸金業法等関連法及び自主規制基本規則の遵守」が83.2%と最も高くなっている。【図11-2】

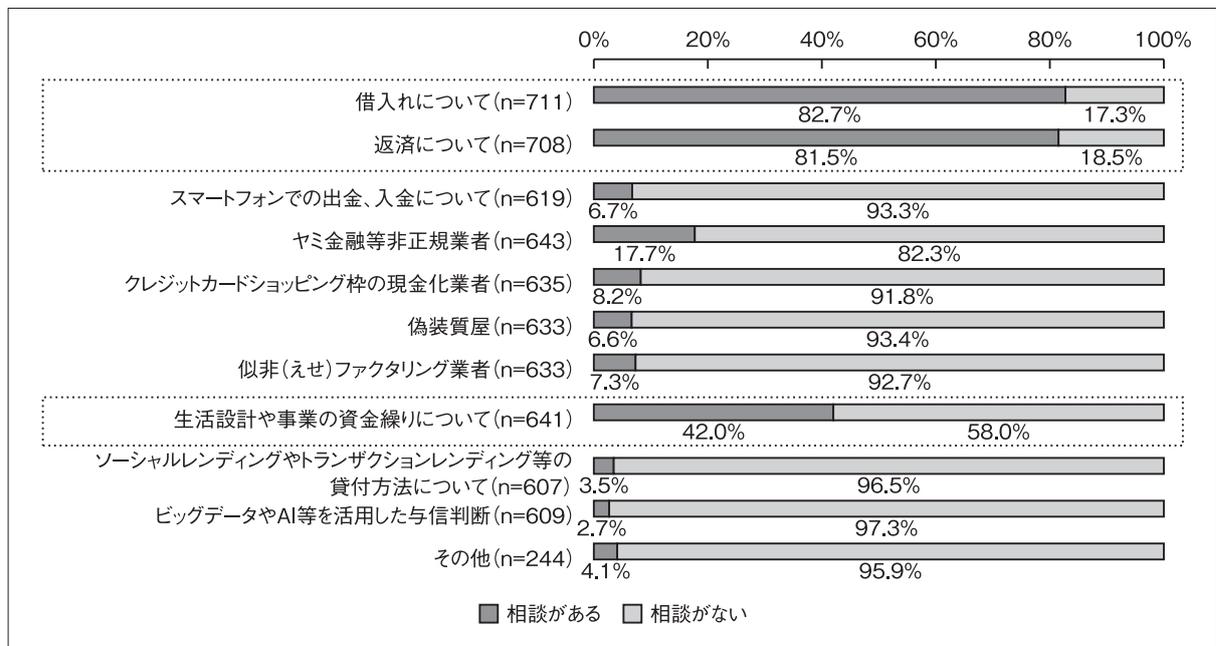
【図11-2】最重要経営課題の内訳上位三つ（複数回答） 事業規模別



(2) 相談内容の傾向と変化

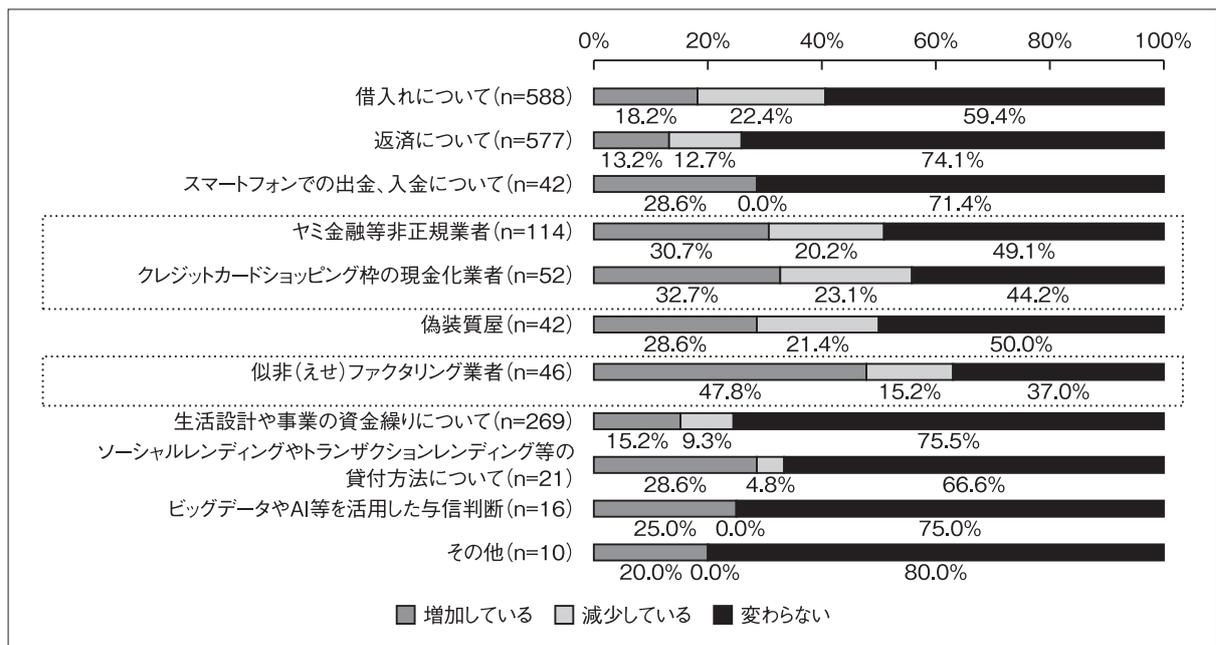
資金需要者からの相談内容の傾向と変化をみると、「借入れ」や「返済」についての相談が最も多くなっている一方で、生活設計や事業の資金繰りについての相談も一定割合を占めており、貸金業者の行っているカウンセリングの有用性を裏付ける結果となった。【図12-1】

図12-1 (利用者からの相談の有無)



また、利用者からの相談内容の増減では、ヤミ金融やクレジットカードショッピング枠の現金化、似非ファクタリングに関する相談が増加していると回答した割合が高い結果となっている。【図12-2】

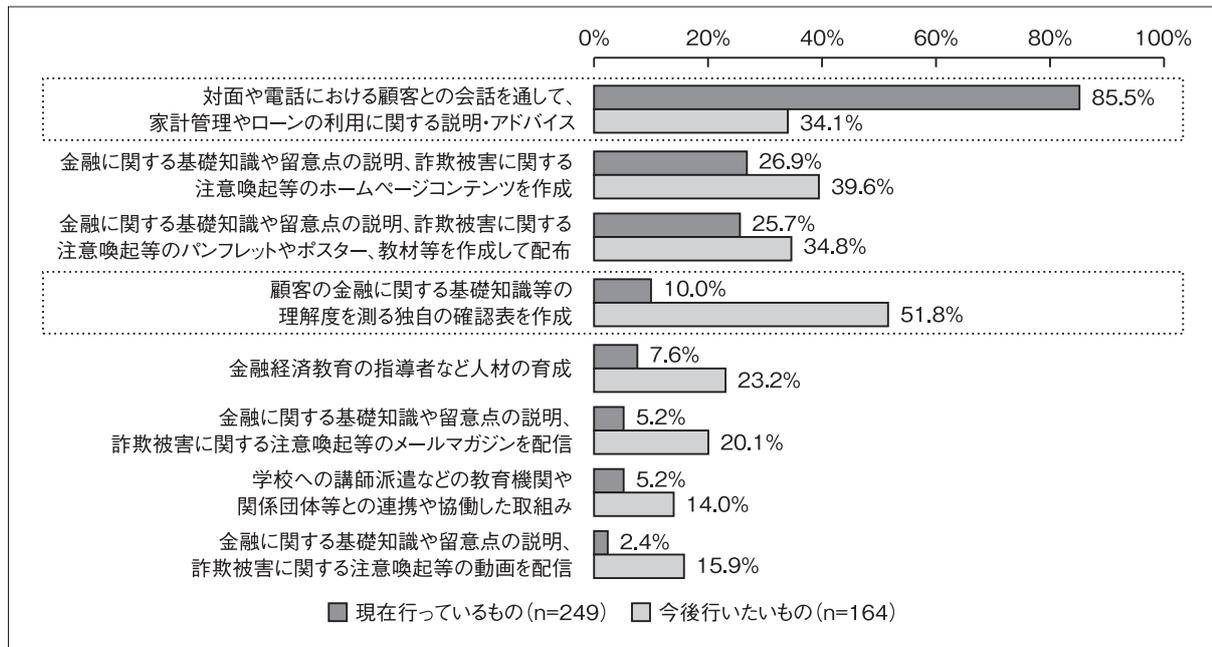
図12-2 (利用者からの相談内容の増減)



(3) 資金需要者の金融リテラシー向上に向けた取組み

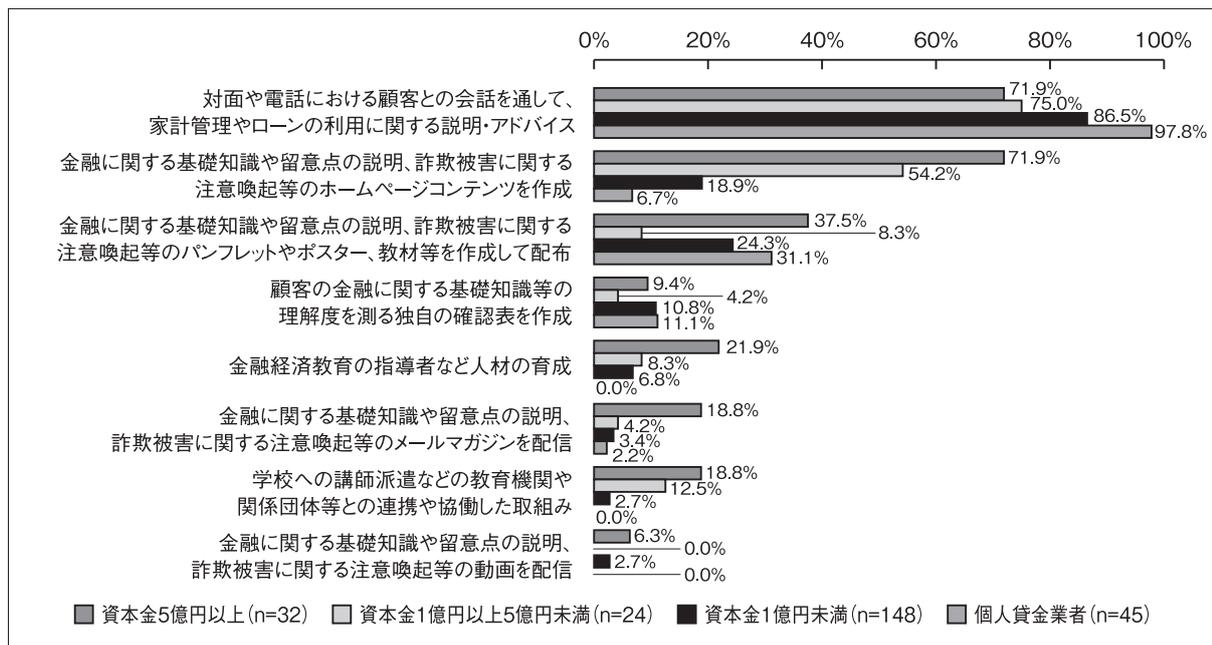
貸金業者における資金需要者の金融リテラシー向上に向けた取組み状況についてみると、現在行っているものでは、「対面や電話における顧客との会話を通して、家計管理やローンの利用に関する説明・アドバイス」と回答した割合が85.5%と最も高くなった。一方、今後行いたいものでは、51.8%が「顧客の金融に関する基礎知識等の理解度を測る独自の確認表を作成」と回答している。【図13-1】

【図13-1】 資金需要者の金融リテラシー向上に向けた取組み状況（複数回答）



また、事業規模別に現在行っている取組みをみると、事業規模に応じて様々な取組みを行っている姿がうかがえる。【図13-2】

【図13-2】 資金需要者の金融リテラシー向上に向けた取組み状況（複数回答） 事業規模別

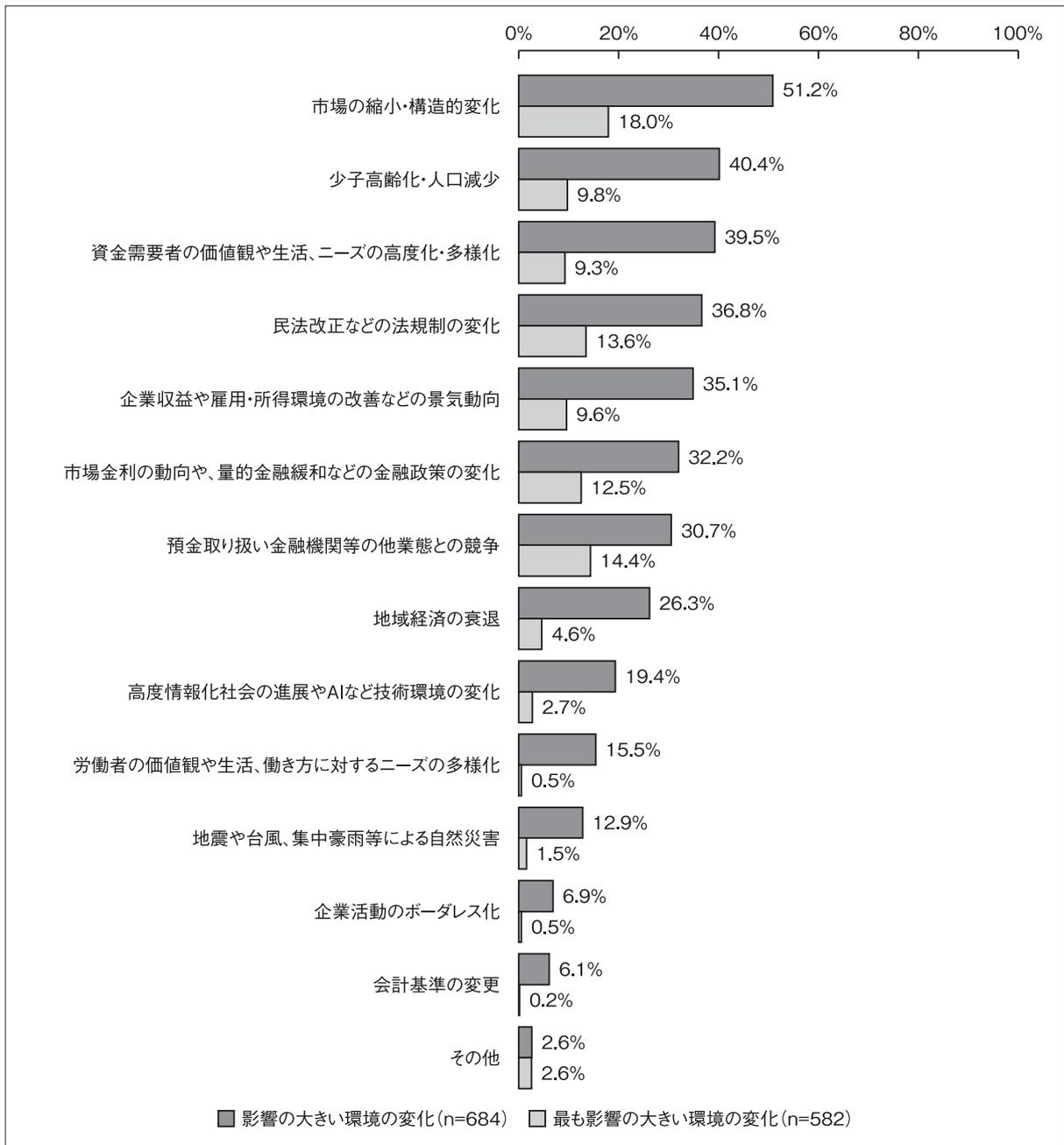


3. 事業環境の変化と今後の見通し

(1) 貸金業を行う上で影響の大きい環境の変化

貸金業を行う上で影響の大きい環境の変化について調査したところ、「市場縮小・構造的変化」と回答した割合が51.2%と最も高く、次いで「少子高齢化・人口減少」が40.4%、「資金需要者の価値観や生活、ニーズの高度化・多様化」が39.5%と続いている。【図14】

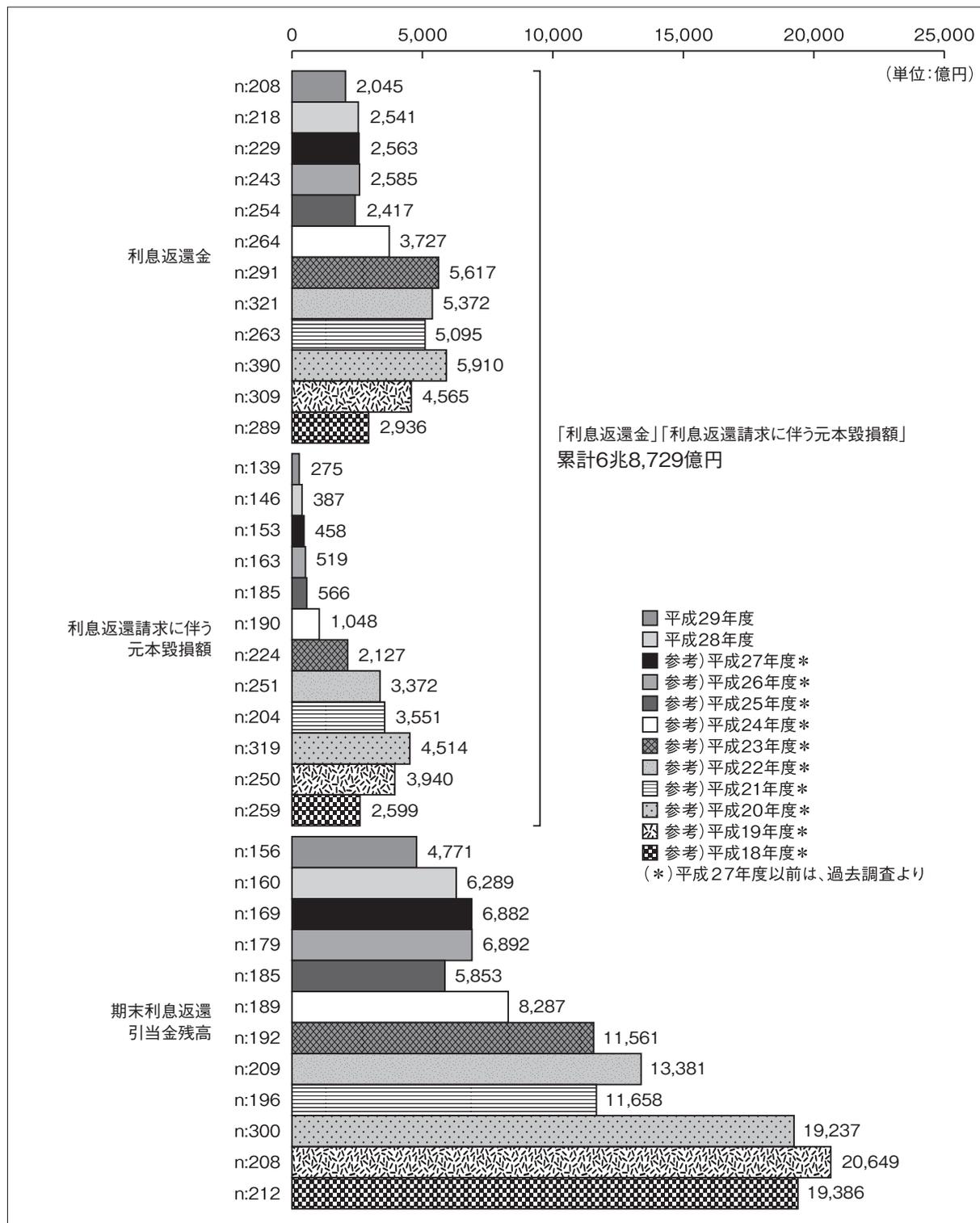
【図14】 【直近時点（平成30年3月）における前年度からの事業環境の変化】



(2) 利息返還の状況

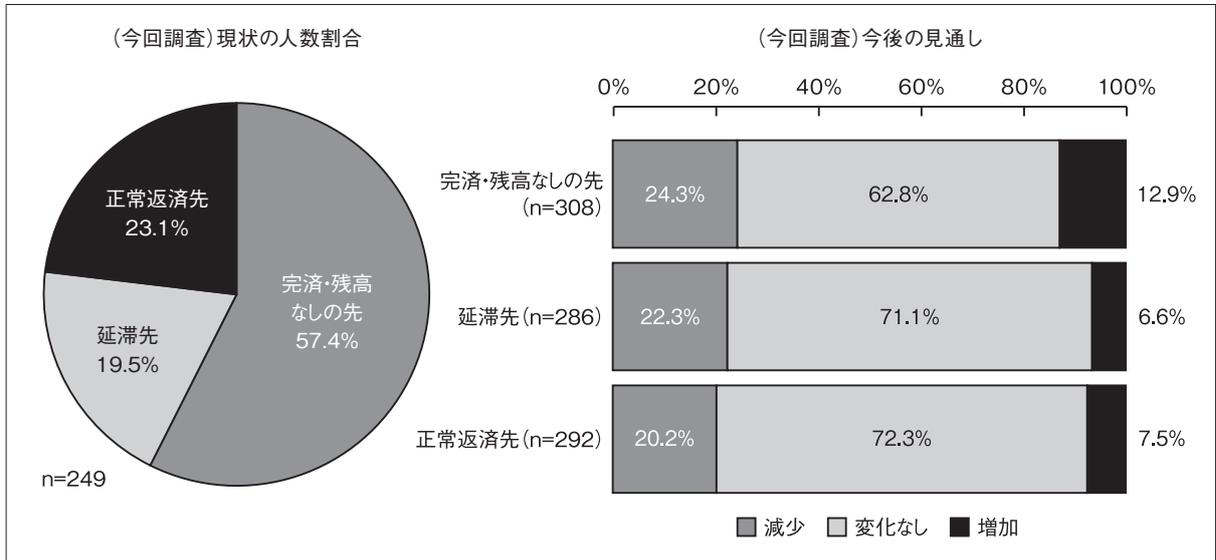
平成29年度の利息返還金と元本毀損額の合計は、2,320億円、最高裁判所判決後12カ年の利息返還金と元本毀損額の合計は約6.8兆円となり、平成29年度の期末利息返還引当金残高約0.4兆円を加えると、利息返還請求関連費用は約7.2兆円となっている。 **図15-1**

図15-1 利息返還金、利息返還請求に伴う元本毀損額及び引当金の推移
【利息返還金、利息返還請求に伴う元本毀損額及び引当金の推移】



また、利息返還請求時の債務者区分をみると、「完済・残高なしの先」が57.4%と最も高く、次いで「正常返済先」が23.1%、「延滞先」が19.5%となっている。【図15-2】

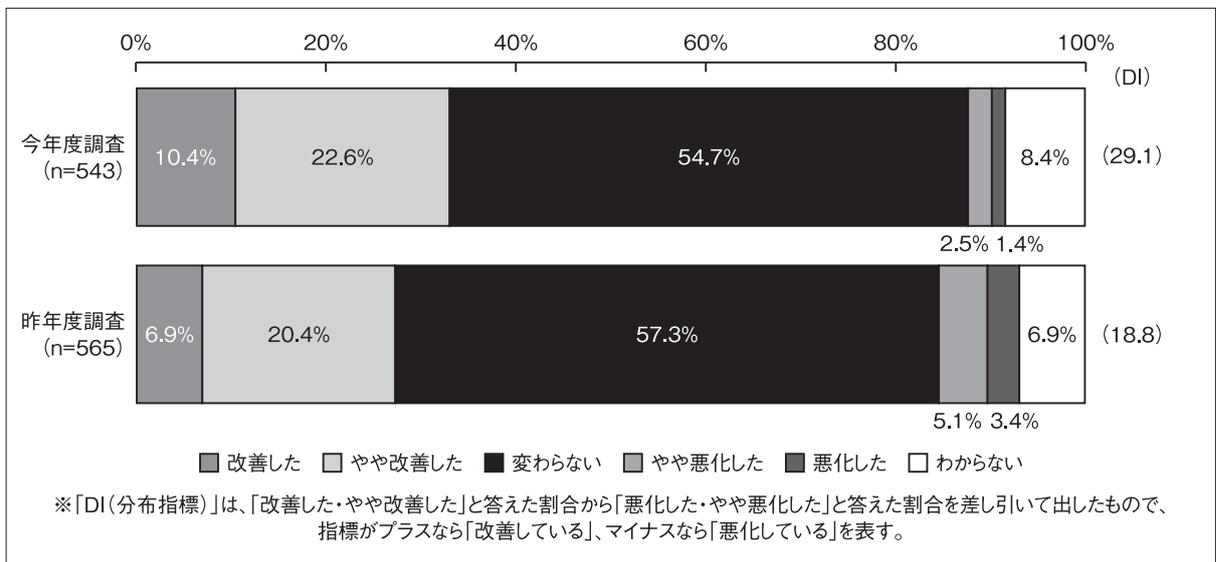
【図15-2】 利息返還請求時の債務者区分



次に、利息返還請求による影響の変化をみると、前年度と比べ「改善した」、「やや改善した」が全体でそれぞれ、10.4%、22.6%となっている。【図15-3】

【図15-3】 利息返還請求による影響

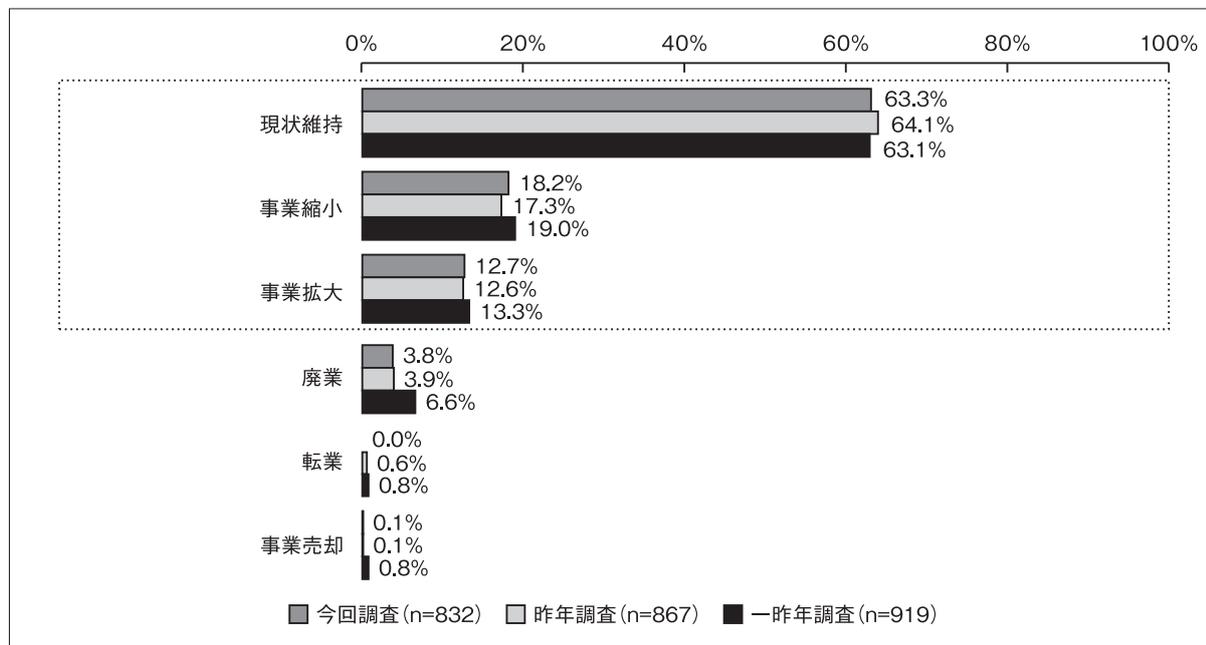
【前年度と比較した利息返還請求による影響の変化】



(3) 貸金業の今後の見通し

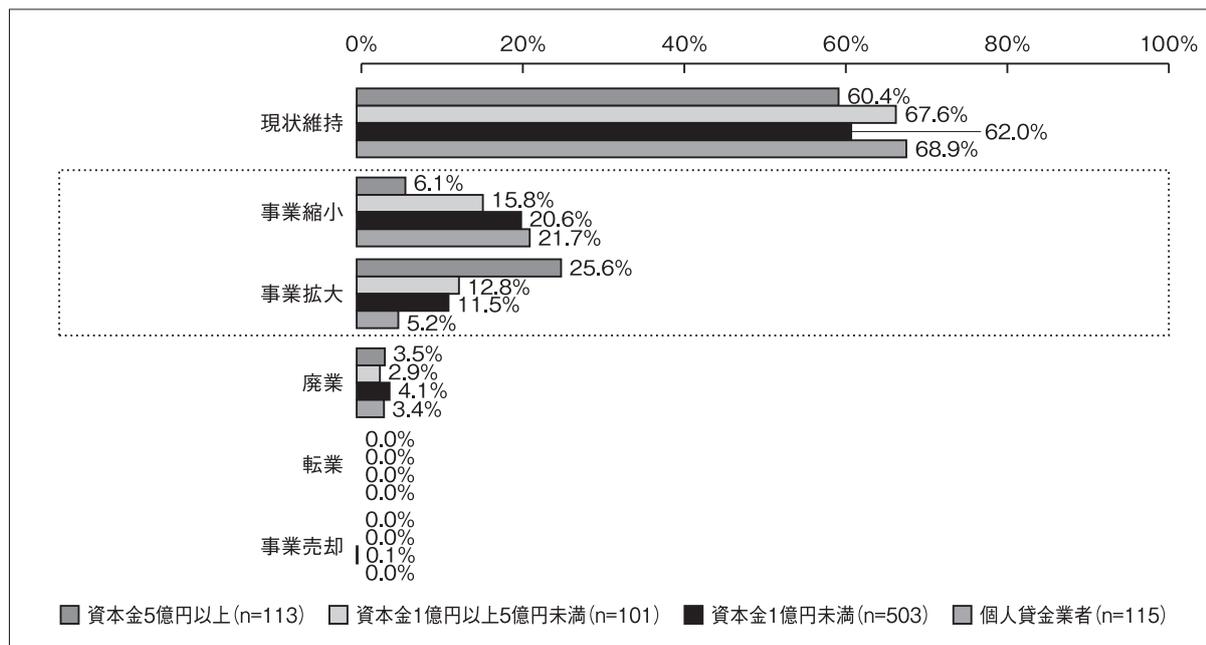
貸金業者における今後の貸金業の見通しをみると、「現状維持」と回答した割合が63.3%と最も高く、次いで「事業縮小」が18.2%、「事業拡大」が12.7%となっている。 **図16-1**

図16-1 【今後の貸金業の見通し】



また、貸金業者の事業規模別に貸金業の今後の見通しで「事業縮小」と回答した割合をみると、事業規模が小さいほどその割合が高い傾向となっており、小規模な貸金業者においては、依然として苦しい経営状態が続いていることがみてとれる。 **図16-2**

図16-2 【今後の貸金業の見通し 事業規模別】

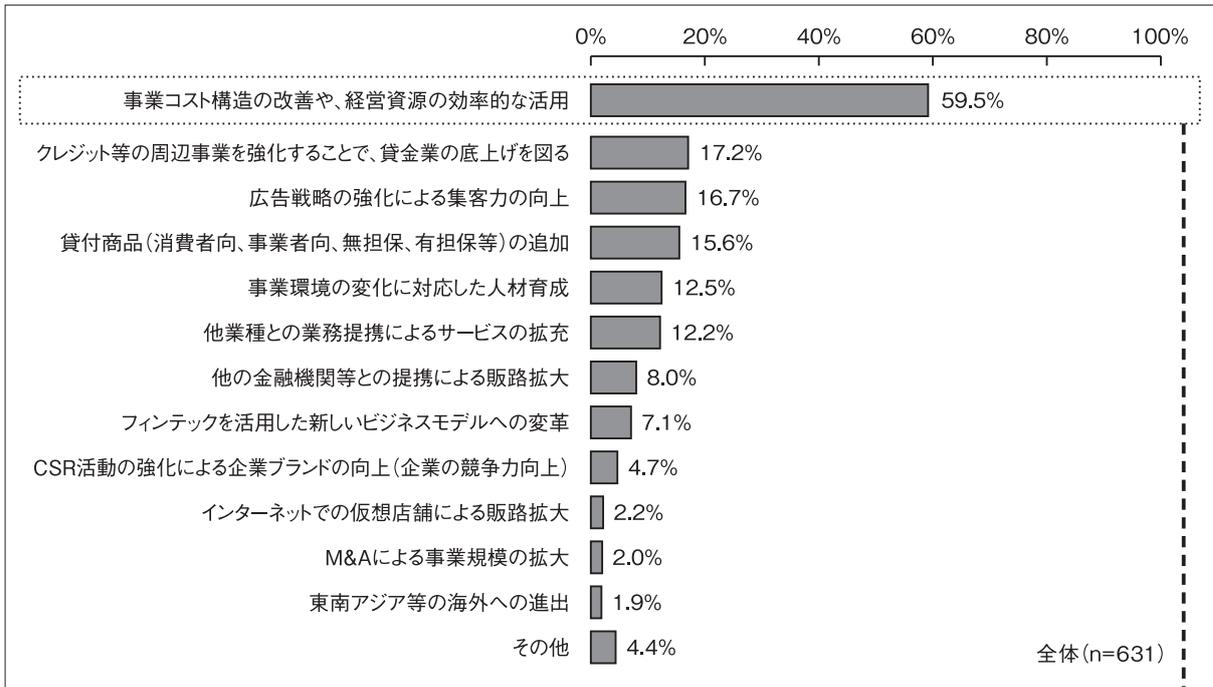


(4) 今後の事業方針や事業のあり方<現状維持・事業拡大>

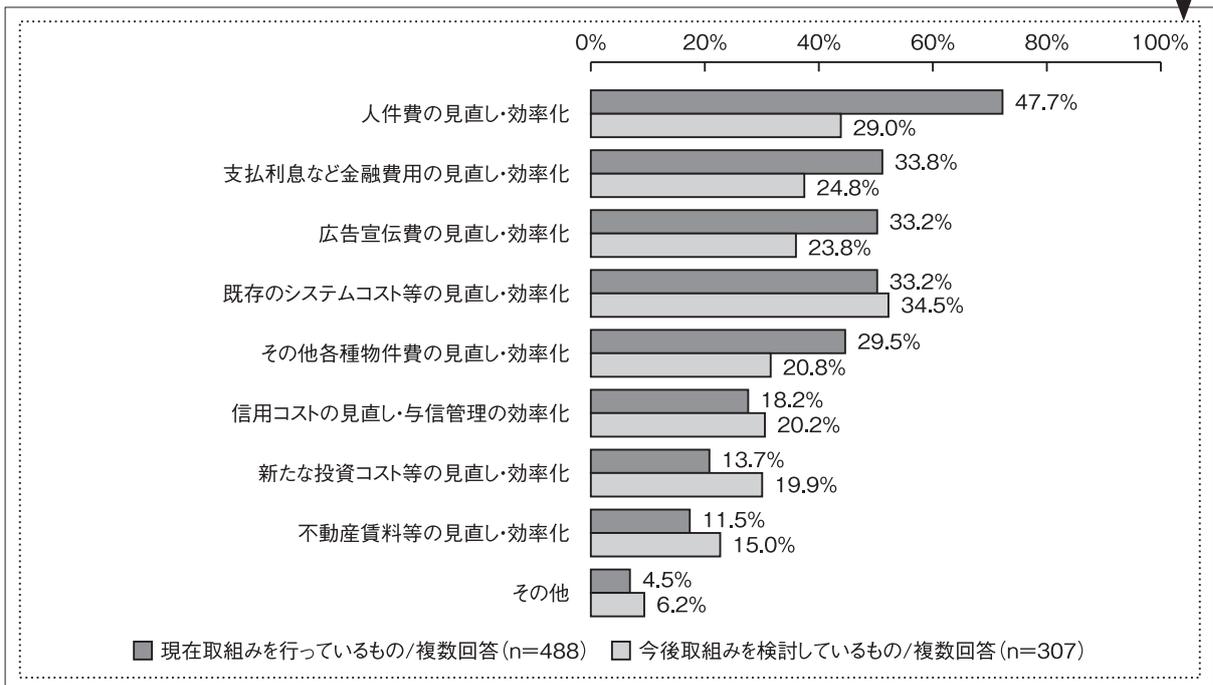
貸金業の今後の見通しで、「現状維持」、「事業拡大」とした貸金業者の今後の事業方針では、59.5%が「事業コスト構造の改善や、経営資源の効率的な活用」と回答している。【図17-1】

また、貸金業に係る事業コスト構造を改善するための取組みついてみると、現在取組みを行っているものでは「人件費の見直し・効率化」が47.7%と最も高く、次いで「支払利息など金融費用の見直し・効率化」が33.8%、「広告宣伝費の見直し・効率化」が33.2%となった。【図17-2】

【図17-1】 【今後の事業方針や事業のあり方（複数回答）】



【図17-2】 【貸金業に係る事業コスト構造を改善するための取組み状況（複数回答）】

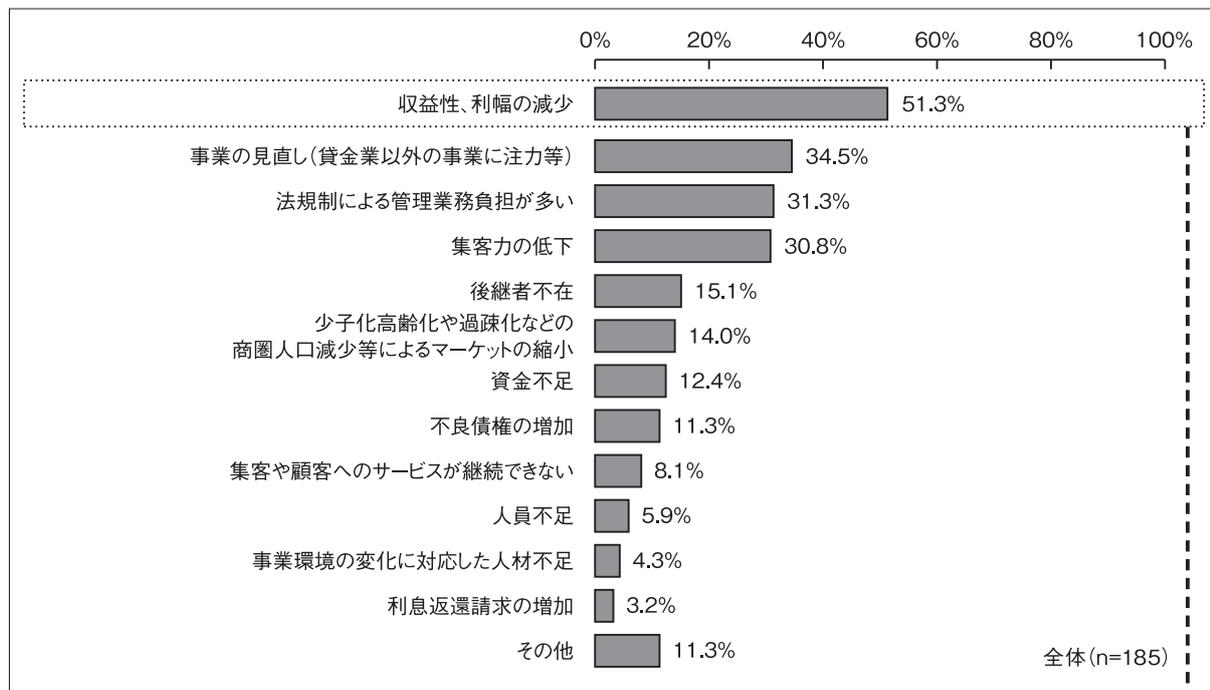


(5) 今後の事業方針や事業のあり方<事業縮小・廃業等>

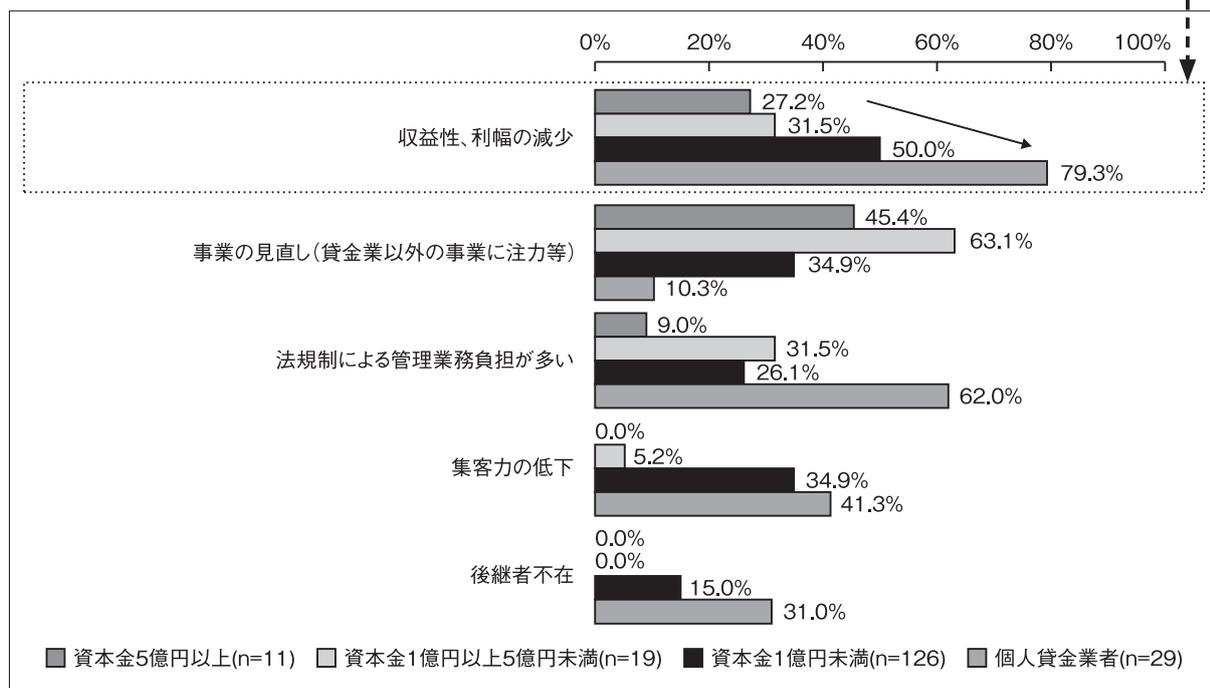
貸金業の今後の見通しで、「事業縮小」、「事業売却」、「転業」、「廃業」とした貸金業者における事業を継続する上での課題や問題点では、51.3%が「収益性・利幅の減少」と回答している。【図18-1】

また、貸金業者の事業規模別にみると、事業規模が小さい貸金業者ほど収益性の面などで大きな課題を抱えている結果となった。【図18-2】

【図18-1】 事業継続上の課題や問題点（複数回答）



【図18-2】 事業継続上の課題や問題点（複数回答） 事業規模別



年表

(平成18年12月～平成31年3月)

平成18年	12月	<ul style="list-style-type: none"> 「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」(改正法)が13日に国会で成立、20日に公布 	
平成19年	1月	<ul style="list-style-type: none"> 20日、改正法の第1条施行。ヤミ金融対策として罰則強化がなされる 	
	3月	<ul style="list-style-type: none"> 改正法に定められた貸金業協会の設立を目指した新貸金業協会設立協議会が発足 	
	4月	<ul style="list-style-type: none"> 政府の多重債務対策本部が「多重債務改善プログラム」を決定 	
	5月	<ul style="list-style-type: none"> 従前の貸金業協会(各都道府県に設置)が最後の定時総会で解散を決定 	
	7月	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁が新貸金業法の政省令案を公表しパブリックコメントを募集 	
	8月	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針(案)」をまとめパブリックコメントを募集 新貸金業協会設立協議会が自主規制基本規則(案)等をまとめパブリックコメントを募集 	
	9月	<ul style="list-style-type: none"> 新貸金業協会設立協議会が新協会概要を策定、全国9カ所で新協会説明会を実施 	
	10月	<ul style="list-style-type: none"> 自民党が新貸金業法の政省令案について、金融庁の当初案を一部修正のうえ了承 	
	11月	<ul style="list-style-type: none"> 新貸金業法に準じた改正政令および内閣府令公布 	
	12月	<ul style="list-style-type: none"> 19日、改正法の第2条が施行。貸金業者の登録要件の強化や行為規制の強化、監督権限の強化がなされる 内閣総理大臣の認可を受け、日本貸金業協会(JFSA)設立 株式会社日本情報センター、株式会社アイネット、株式会社テラネットの3社が合併し、新たに「株式会社テラネット」が発足 	
	平成20年	3月	<ul style="list-style-type: none"> アエル株式会社が東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請
		7月	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社オクスが那覇地方裁判所に民事再生法の適用を申請
9月		<ul style="list-style-type: none"> サンライズファイナンス株式会社とリーマン・ブラザーズ・コマーシャル・モーゲージ株式会社が東京地方裁判所へ民事再生法の適用を申請 かざかファイナンス株式会社が三和ファイナンス株式会社の全株式を取得し、子会社化 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> アコム株式会社が株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループによるTOB(株式公開買付)により、持分法適用会社から連結子会社となる 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社レタスカードが大阪地方裁判所に破産手続き開始の申立 		
平成21年	1月	<ul style="list-style-type: none"> 最高裁判所が利息返還請求における請求権の消滅時効の起算点について初の判断を下す 	
	2月	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社SFCGが東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請(民事再生手続廃止、破産手続へ移行) 	
	4月	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社オーエムシーカード、株式会社セントラルファイナンス、株式会社クオークの3社が合併した「株式会社セディナ」が発足 株式会社テラネットが、全国信用情報センター連合会加盟33情報センターから信用情報事業を継承し、社名を「株式会社日本信用情報機構」に変更 改正割賦販売法で明記されたクレジット業界の自主規制団体、「社団法人日本クレジット協会」が発足 	
	6月	<ul style="list-style-type: none"> 18日、改正貸金業法の第3条が施行。財産的基礎要件の引上げや指定信用情報機関制度、貸金業務取扱主任者資格試験制度が施行される 	
	7月	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社三井住友銀行がオリックス・クレジット株式会社の株式の過半数を取得し、子会社化 	

平成22年	8月	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社日本信用情報機構が株式会社シーシービーを合併し、会社略称を「JIC」から「JICC」に変更 日本貸金業協会が「平成21年度第1回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
	9月	<ul style="list-style-type: none"> アイフル株式会社が私的整理の一種である事業再生ADR（裁判外紛争解決手続）を申込む 貸金業登録業者数が財務局・都道府県登録をあわせて5,000社を割る
	11月	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社ロプロが東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請 日本事業者金融協会が臨時総会で、解散を決定 金融庁は改正貸金業法附則第67条に定める検討を行うため、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を設置 日本貸金業協会が「平成21年度第2回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 日本貸金業協会が「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第1回事務局会議に召集され、「貸金業界の現状について」を説明
	12月	<ul style="list-style-type: none"> 社団法人日本クレジット協会が経済産業大臣より「認定割賦販売協会」の認定を受ける 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第2回～第7回事務局会議の開催 日本貸金業協会が「平成21年度第3回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 日本貸金業協会が「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」の座長（金融担当副大臣）宛に意見書「改正貸金業法の完全施行に向けて」を提出
	1月	<ul style="list-style-type: none"> 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第8回～第10回事務局会議の開催 金融庁が指定信用情報機関として指定するにあたって、貸金業者が債務者からの利息返還請求に応じた場合に、債務者の信用情報に登録される情報（サービス情報71「契約見直し情報」）の登録、利用を認めないことを決定
	2月	<ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が「平成21年度第4回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第12回～第13回事務局会議の開催
	4月	<ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が金融庁長官から「認定個人情報保護団体」認定を受ける 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」が「借り手の目線に立った10の方策」を取りまとめ、公表 貸金業登録業者数が財務局・都道府県登録をあわせて4,000社を割る
	6月	<ul style="list-style-type: none"> 18日、上限金利の引下げ、総量規制の導入を含む改正貸金業法が完全施行される 金融庁は改正貸金業法の周知徹底や完全施行による影響を把握、フォローするため、「改正貸金業法フォローアップチーム」を設置
	7月	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁が指定した第三者機関が仲介役となり金融商品にかかわる紛争を解決する「金融ADR」制度が10月よりスタートするのを前に、日本貸金業協会は「金融ADR」についての説明会を実施 大阪府が改正貸金業法の規制の一部を緩和する「貸金特区」構想を内閣府に提案
	8月	<ul style="list-style-type: none"> 貸金業登録業者数が財務局・都道府県登録をあわせて3,000社を割る
	9月	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁は日本貸金業協会など7団体を「金融ADR」の紛争解決機関に指定 株式会社武富士が東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請 「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催

年表

(平成18年12月～平成31年3月)

	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁は日本貸金業協会を貸金業法に基づく登録講習機関として登録 ・ 「金融ADR」制度がスタート ・ 「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本貸金業協会が「平成22年度第5回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 ・ 「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正割賦販売法が完全施行。クレジット会社に「支払可能額」の調査を義務付け ・ 「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
平成23年	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用機構株式会社が東京地方裁判所に民事再生手続の適用を申請
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本貸金業協会は金融庁へ「『東北地方太平洋沖地震』への対応に係る要望書」を提出 ・ 金融庁は、3月に生じた震災の被災者を対象に、総量規制の例外貸付についての手続きの弾力化を図る「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を改正、公布・施行 ・ 丸和商事株式会社（ニコニコクレジット）が東京地方裁判所に民事再生手続の適用を申請
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催 ・ 個人信用情報機関の株式会社シー・アイ・シーにおいて、貸金登録残高合計が10兆円を初めて割り込む
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が、東日本大震災の影響を受けた個人債務者の私的整理指針「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を発表、運用開始
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽天株式会社が楽天KC株式会社のカード事業を楽天クレジット株式会社に承継、個人向けローン事業等をJトラストに譲渡。社名を「楽天カード株式会社」 ・ 金融庁が「多重債務者相談マニュアル」を改訂し、「多重債務者相談の手引き」を作成・公表
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社三井住友フィナンシャル・グループ（SMFG）、株式会社三井住友銀行、プロミス株式会社は、SMFGによるプロミス株式会社の完全子会社化に向けた基本契約を締結
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社新生銀行は、連結子会社の新生フィナンシャル株式会社が行っている個人向け無担保ローン事業の一部を譲り受け、銀行本体で「カードローンレイク」の取り扱いを開始 ・ 東日本大震災の発生を受けて定められた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が、平成24年3月31日まで延長
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本貸金業協会が「平成23年度第6回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
平成24年	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社ロプロが、会社分割（吸収分割）契約に基づき、株式会社武富士の消費者金融事業を承継
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ スルガ銀行株式会社は、平成23年4月に経営破綻した丸和商事株式会社（ニコニコクレジット）の全株式を取得し、完全子会社化（商号をダイレクトワン株式会社に変更）すると発表 ・ 東日本大震災の発生を受けて定められた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が、平成24年3月31日をもって終了
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住信カード株式会社は、中央三井カード株式会社との吸収合併により、商号を三井住友トラスト・カード株式会社に変更
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自民党の「小口金融市場に関する小委員会」が、上限金利を現行の20%から30%に引き上げる利息制限法の改正案を提示
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社クラヴィスが、大阪地裁に自己破産を申請

	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」を公表 「住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令」により、貸金業法施行規則の一部が改正
8月	<ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が法務省に「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」に関する意見を提出
9月	<ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が消費者庁に「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」に対する意見を提出 SMBCコンシューマーファイナンス株式会社と株式会社三菱東京UFJ銀行が、株式会社モビットへの共同出資の解消と事業分割で基本合意したと発表 多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター(法テラス)の共催で、「第1回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
11月	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁が「金融ADR」制度のフォローアップに関する有識者会議を設置 日本貸金業協会が「平成24年度第7回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
12月	<ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が消費者庁に「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」に関する意見を提出 多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター(法テラス)の共催で、「第2回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
平成25年	
1月	<ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が警察庁に「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令案(仮称)」等に対する意見を提出 日本貸金業協会が法務省に「会社法制の見直しに関する中間試案」に関する意見を提出
3月	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁が「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめを公表 日本貸金業協会が「金融ADR」制度のフォローアップに関する有識者会議における議論の取りまとめを踏まえた対応について公表 日本貸金業協会が「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の一部を改正 日本貸金業協会が「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部を改正 中小企業金融円滑化法が終了
4月	<ul style="list-style-type: none"> イオンクレジットサービス株式会社は、株式会社イオン銀行との経営統合により、銀行持株会社へ移行し、商号をイオンフィナンシャルサービス株式会社に変更 「社団法人日本クレジット協会」が、一般社団法人に移行し「一般社団法人日本クレジット協会」に名称変更
5月	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正(案)についてのパブリックコメントを募集 金融庁が「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針(案)」等に対するパブリックコメントを募集
6月	<ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が法務省に「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」に関する意見を提出

年表

(平成18年12月～平成31年3月)

平成26年

- 7月
 - ・日本貸金業協会が金融庁に「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）に関する意見を提出
 - ・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」を一部改正
- 8月
 - ・金融庁が「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」を一部改正
- 10月
 - ・日本貸金業協会が「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の一部を改正
 - ・株式会社ほくせん（札幌市）が、株式会社NCむろらん（室蘭市）のクレジットカード事業を引き継ぐと発表
- 11月
 - ・日本貸金業協会が「平成25年度第8回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - ・関東財務局が、ヤミ金融対応などの情報を交換するため、「貸金業監督者合同会議」をさいたま新都心合同庁舎で開催
- 12月
 - ・金融庁が「利息制限法施行令等の一部を改正する政令（案）」を公表しパブリックコメントを募集
- 1月
 - ・金融庁が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」を公表しパブリックコメントを募集
 - ・金融庁が「貸金業法施行令等の一部を改正する政令（案）」を公表しパブリックコメントを募集
 - ・Jトラスト株式会社が、西京カード株式会社の全ての保有株式を株式会社西京銀行に譲渡
- 3月
 - ・平成26年4月の消費税率の引上げに伴い、「利息制限法施行令等の一部を改正する政令」が公布
 - ・株式会社モビットが、吸収分割によりエム・ユー信用保証株式会社に対して信用保証事業に関する権利義務の一部を譲渡
 - ・企業グループ内での資金の貸付け及び共同出資会社から合併会社への貸付けを貸金業規制の適用除外とすることとした「貸金業法施行令の一部を改正する政令」が、「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」等を含め公布
 - ・日本貸金業協会が金融庁に「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等の一部改正（案）に関する意見を提出
- 4月
 - ・金融庁が「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集（追加版Part1）」を公表
 - ・日本貸金業協会が「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」一部改正（案）の意見を募集
- 6月
 - ・株式会社三井住友フィナンシャル・グループは、さくらカード株式会社と株式会社セディナのクレジットカード事業の統合を進め、平成28年4月を目処に両社の合併を実施することにより、クレジットカード事業の再編を行うことを発表
 - ・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等を公表
 - ・日本貸金業協会が「社内規則策定ガイドライン（「個別ガイドライン」及び「規則記載例」）の一部改正について公表
 - ・日本貸金業協会が特定情報を提供するにあたり「特定情報照会サービス運営規則」を制定
 - ・日本貸金業協会が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加

	<ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会がシステムリスク管理態勢関係や、経営者保証ガイドライン関係、反社会的勢力による被害防止関係等の「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部を改正 ・金融庁が金融・資本市場活性化に向けた提言書を発表 ・経営再建中のアイフル株式会社が金融支援の継続で銀行団と合意したと発表 ・改正会社法が成立。監査等委員会設置会社制度や、多重代表訴訟制度の新設、社外取締役の要件厳格化がなされる。(平成27年5月1日施行) ・ヤフー株式会社が、Jトラスト株式会社の連結子会社であるKCカード株式会社が新たに設立する予定のクレジットカード事業を核とする子会社、ケーシー株式会社の株式を取得し、連結子会社化することについて発表 ・金融庁が登録等に関する警察庁長官への意見聴取等に係る権限を財務局長に委任する等の「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」を公表
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会が協会員を対象に、「特定情報照会サービス」の提供を開始 ・最高裁が貸金業法4条1項2号により定義されている同法6条1項9号の「役員」に監査役は含まれないと判決 ・金融庁が金融検査において認められた個別の指摘事例等を取りまとめ、「金融検査結果事例集(平成25事務年度版)」を公表
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会が社内規則策定ガイドライン(「規定記載例」及び個別ガイドライン)の改正に伴い、全協会員を対象に平成26年度社内規則の点検を実施 ・金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」に対するパブリックコメントの結果等について公表 ・日本貸金業協会が「平成27年度税制改正要望」を取りまとめ、関係機関へ提出
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁が顧客ニーズに応える経営や、人口減少への備え、企業統治等の重点課題等を含む金融機関向けの新検査方針を公表
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社エポスカードが、株式会社ゼロファーストを吸収合併したことを発表
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会が「平成26年度第9回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 ・日本貸金業協会が、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人日本クレジット協会、日本クレジットカード協会と合同で、「消費者信用関係団体共同キャンペーン」を実施 ・改正犯罪収益移転防止法が成立
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁が「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集(平成26年12月改訂版)を公表
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> 1月 <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社NUCSはNUCSブランドをKCカード株式会社(現Jトラストカード株式会社)へ譲渡 ・ケーシー株式会社(現ワイジェイカード株式会社)が、KCカード株式会社(現Jトラストカード株式会社)のクレジット事業を承継 ・東京商工リサーチが昨年に倒産した企業の負債総額が1兆8,740億円(前年比32.6%減)、1990年以来、24年ぶりに負債総額2兆円を割れ込んだと公表 2月 <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国銀行協会が反社会的勢力との取引を排除するため、預金保険機構を通じて警察庁のデータを取得する仕組みを導入すると公表 ・法務省が「民法(債権分野)改正に関する要綱案」を決定。法定利率の引き下げ(5%→3%)等

年表

(平成18年12月～平成31年3月)

平成28年

- | | |
|-----|--|
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・新生フィナンシャル株式会社の子会社である新生カード株式会社が、新生銀行グループ内の組織再編として、株式会社アプラスへ吸収合併 ・株式会社きらやか銀行が、きらやかターンアラウンドパートナーズ株式会社を吸収合併 ・日本貸金業協会が「貸金業が担う資金供給機能等の現状と動向に関する調査結果報告」を公表 |
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・筑波銀行が、株式会社いばぎんカードを吸収合併 ・日本貸金業協会が金融庁と「意見交換会（第10回）」を実施 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会が「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の改正案に対する意見書を提出 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会が「特定情報フィードバックサービス」の受付を開始 ・金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」を公表 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」のパブリックコメント結果等を公表 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁が「多重債務者相談強化キャンペーン2015」の実施を公表 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会が「資金需要者等の現状と動向に関する調査結果報告」を公表 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネクスト株式会社が株式会社ビジエンスを吸収合併 ・金融庁が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を公表 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会が、協会各社と無登録業者のインターネット広告出稿の撲滅活動のため「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施 ・日本貸金業協会が「平成27年度第10回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁が、FinTechに関する一元的な相談・情報交換窓口「FinTechサポートデスク」を設置 |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会が「改正犯罪収益移転防止法と貸金業における実務対応」に関する説明会を実施 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果報告」を公表 ・株式会社セディナがさくらカード株式会社を吸収合併 |
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「平成28年熊本地震」を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行 ・「平成28年熊本地震」を踏まえた「犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正」が公布・施行 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁が貸金業者向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）を公表 ・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」の改正案を公表 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）を公表 ・金融庁が貸金業者向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）を公表 ・金融庁が指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針を公表 ・日本貸金業協会が、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加 ・第7回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の実施 ・日本貸金業協会が「監査ガイドライン」を改定 |

- | | |
|-------------|--|
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> 金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について公表 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> シンキ株式会社が新生パーソナルローン株式会社に社名変更 株式会社栄光が東京地裁に自己破産を申請 金融庁が検査・監督のあり方問う有識者会議を立ち上げる 金融庁が多重債務者相談強化キャンペーン2016の実施について公表 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> 法務省が民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見を募集 日本貸金業協会が貸金業法第2条に定める「金銭の貸借の媒介」について公表 金融庁が「貸金業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」の公布 株式会社日専連ベネフルが株式会社ヒタックスカードを吸収合併 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部を改正 個人情報保護委員会が「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編)(案)に関する意見を募集 日本貸金業協会が「会費規則」及び「会費規則に関する細則」の一部を改正 日本貸金業協会が「金融庁と貸金業界との意見交換会(第13回)」を実施 金融庁が中小企業向け個人情報保護法全国説明会を開催 日本貸金業協会が「資金需要者等の借入れに対する意識や行動に関する調査結果報告」を公表 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> 日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・バトロールキャンペーン」を実施 法務省が民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見募集の結果を公表 日本貸金業協会が、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加 日本貸金業協会が「平成28年度第11回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 個人情報保護委員会が「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編)(案)に関する意見募集の結果を公表 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> 割賦販売法の一部を改正する法律が公布 第8回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催 個人情報保護委員会及び金融庁が、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等について実務指針(案)」に関する意見を募集 金融庁が「金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等及び監督指針等の改正案」を公表 金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」等を公表 |
| 平成29年
1月 | <ul style="list-style-type: none"> 金融庁が「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を公表 |

年表

(平成18年12月～平成31年3月)

3月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護委員会及び金融庁が「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等について実務指針(案)」に関する意見募集の結果を公表 ・日本貸金業協会が「貸金業法関係法令等に係るFAQ」を公表 ・金融庁が「金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等及び監督指針等の改正案」に対するパブリックコメントの結果等について公表 ・金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」等に対するパブリックコメントの結果を公表 ・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果報告」を公表
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・改正資金決済法施行 ※利用者の資産保護を目的として仮想通貨の法的定義を明確にし、仮想通貨と現金を交換する登録制を導入し、顧客の本人確認を義務つけた ・改正銀行法施行 ※銀行による事業会社への出資を5%、持ち株会社も15%で制限していたが、当局の認可を得れば上限を超えて出資できる ・東京商工リサーチが2016年度の全国の企業倒産状況を公表 ※8,381件前年度比3.5%減、8年連続で減少
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会が「個人情報保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)」に関する意見募集の結果について公開 ・金融庁から「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」が公開 ・日本貸金業協会が「金融庁と貸金業界との意見交換会(第14回)の概要及び関係資料を公開 ・民法(債権法)改正成立 ※施行は平成32年4月1日 ・フィンテックの普及を目指す改正銀行法が成立 ・改正個人情報保護法が施行
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁が「第9回多重債務問題及び消費者向金融等に関する懇談会」を開催
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁は2018年夏に検査局を廃止し、業務を監督局に統合すると発表 ※金融機関のガバナンスの点検等は新設の「総合政策局」が担う
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣に設けられた「多重債務者対策本部」において、多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士連合会、日本司法支援センター(法テラス)の共催で、「多重債務者相談強化キャンペーン2017」の開催を決定。 ・日本貸金業協会から協会員に対し「銀行カードローンの保証業務に関するお願い」を発信 ・みずほ銀行とソフトバンクが出資する株式会社J.Scoreが国内初となるAIを使った個人向け融資サービスを開始した
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁から「平成28年度金融レポート」が公表される
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会が「平成29年度第12回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施 ・日本貸金業協会が「ヤミ金融サイト・パトロールキャンペーン」を実施
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・新生銀行は平成30年4月に銀行カードローン「レイク」の新規融資を止め、同事業を再編すると発表

平成30年

- 1月
 - ・警察庁は銀行の新規個人向け融資取引についてオンラインで暴力団情報の照会に応じるシステムの運用を始める
- 2月
 - ・日銀が銀行による2017年の不動産向けの新規貸出額が11兆7143億円と前年比5.2%減と発表
※前年を下回ったのは6年ぶりで13年に大規模な金融緩和に踏み切って以来初
 - ・新生銀行は平成30年4月に予定するカードローン事業の再編で「レイク」ブランドを残すことを決定
※新たなブランド名「レイクALSA（アルサ）」
- 3月
 - ・日本貸金業協会が「貸金業者の経営実態等に関する調査結果報告」を公表
- 4月
 - ・「一般社団法人日本仮想通貨交換業協会」が設立
- 5月
 - ・日本貸金業協会が「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する意見募集の結果公表
 - ・日本貸金業協会が「金融庁と貸金業界との意見交換会（第16回）の概要及び関係資料」を公開
 - ・金融庁から「利息制限法施行令等の一部を改正する政令（案）及び貸金業施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」が公開
- 6月
 - ・民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立
 - ・金融庁が「第11回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
- 7月
 - ・「平成30年7月豪雨」を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行
 - ・「平成30年7月豪雨」を踏まえた「犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正」が公布・施行
 - ・「一般社団法人キャッシュレス推進協議会」が設立
 - ・日本貸金業協会が「一般社団法人キャッシュレス推進協議会」に団体会員として入会
 - ・金融庁が「総合政策局」、「企画市場局」、「監督局」の3局体制に組織再編
- 8月
 - ・金融庁が「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」を公表
- 9月
 - ・内閣に設けられた「多重債務者対策本部」において、多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター（法テラス）の共催で「多重債務者相談強化キャンペーン2018」を実施
 - ・「平成30年北海道胆振東部地震関連」を踏まえた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布・施行
 - ・「平成30年北海道胆振東部地震関連」を踏まえた「犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正」が公布・施行
 - ・金融庁が「フィンテック・サミット2018」を開催
 - ・日本貸金業協会が「資金需要者等の現状と動向に関する調査結果」を公表
- 10月
 - ・ギャンブル等依存症対策基本法が施行
- 11月
 - ・日本貸金業協会が「平成30年度第13回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - ・日本貸金業協会が「ヤミ金融等サイト・パトロールキャンペーン」を実施
 - ・「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」改正によりオンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法が追加

年表

(平成18年12月～平成31年3月)

	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・日本貸金業協会が「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見及び警察庁・共管各省庁の考え方を掲載 ・りそなカード株式会社と株式会社関西クレジット・サービスの合併等によりクレジットカード会社の再編を決定 ・経済産業省から金融庁に対して「給与前払いサービス」が貸金業に該当するかどうかの照会に対し、金融庁は貸金業に該当しない旨を回答 ・金融庁が「第12回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」の開催
平成31年	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・東京商工リサーチが人手不足倒産が前年度比で2割増加で過去最高と公表 ・「民法及び家事事件手続法」の一部が改正され、自筆証書遺言の方式が緩和
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・日銀の「貸出先別貸出金」統計で国内銀行の不動産業向け融資の残高が2018年度末で78兆9,370億円と4年連続で過去最高水準を更新
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁が「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」の更新 ・金融庁よりソーシャルレンディングの匿名化解除に関する公式見解が公表

**「新しい貸金市場を実現するため、
中立・公正な信頼される自主規制機関をめざす」**

【基本理念】

1. 健全な資金の供給により国民経済の発展に貢献する
2. 社会から信頼され、安心して利用していただける
新しい貸金市場をつくる
3. 中立・公正な自主規制機関として自立する

【行動指針】

1. 社会から信頼される新しい貸金市場をつくろう
2. 自信と誇りの持てる協会にしよう
3. 迅速・丁寧・誠実な対応を心がけよう
4. 無駄をなくして効率的な仕事をしよう
5. 風通しの良い明るい職場にしよう



<https://www.j-fsa.or.jp>